

袖ヶ浦市介護保険運営協議会(令和8年度第1回)議事録

1 開催日時 令和8年6月29日(月) 開会:午後1時56分、閉会:午後3時47分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所 北庁舎3階会議室3-1

3 出席委員

会 長	杉浦 弘樹	委 員	石井 美喜男
副会長	大熊 賢滋	委 員	望月 英太郎
委 員	安部 紀孝	委 員	石川 尚子
委 員	井上 裕二	委 員	佐々 美穂
委 員	井村 紀子	委 員	岡寄 圭次郎

(欠席委員)

委 員	矜田 稲子	委 員	中村 武仁
委 員	山本 賀奈恵	委 員	松並 秀年
委 員	栗林 典代		

4 出席職員

福祉部長	田中 敦則	高齢者支援課長	重田 裕子
高齢者支援課副参事 [介護認定・給付班長]	漆原 聡美	高齢者支援課 地域包括支援班長	三沢 ひとみ
高齢者支援課 管理班長	渡辺 徳人	高齢者支援課 管理班 主任主事	河野 遼太郎
昭和・根形地区地域 包括支援センター 管理者	室橋 敬	昭和・根形地区地域 包括支援センター 総務部長	平戸 信敬
長浦地区地域包括 支援センター 管理者	飯塚 ゆう子	長浦地区地域包括 支援センター 施設長	露寄 智至
平川地区地域包括 支援センター 管理者	柳井 ゆう子	平川地区地域包括支 援センター 事務員	本橋 宏将
株式会社 名豊 常務取締役 (計画策定支援委託業者)	糸魚川 耕二		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5 人	傍聴人数	3 人
------	-----	------	-----

6 次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

(1) 令和7年度介護保険事業の実績について

(2) 令和7年度地域包括支援センター事業の実績について

(3) 袖ケ浦市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の令和7年度の取組事業の進捗状況について

(4) 令和8年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について

(5) 令和8年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

(6) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について

(7) 袖ケ浦市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定スケジュール等について

(8) 袖ケ浦市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に係るアンケート結果について

(9) その他

4 閉会

7 議 事

事務局 (重田課長)	ただいまの出席委員は10名でございます。したがいまして、袖ケ浦市介護保険運営協議会規則第4条第2項の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 これより、令和8年度第1回袖ケ浦市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。 本日、矜田委員、山本委員、栗林委員、中村委員、松並委員が所要のため欠席との報告をいただいております。 初めに、杉浦会長、あいさつをお願いいたします。
杉浦会長	(杉浦会長あいさつ)
事務局 (重田課長)	ありがとうございました。 議事に入る前に、本日の会議資料の確認をお願いいたします。 会議次第、議題(1)、議題(2)1～4、議題(3)、議題(4)1～4、議題(5)、議題(6)、議題(7)、議題(8)、以上、次第を含めて15点が資料でございます。不足等はありませんでしょうか。
	(発言者なし)

事務局 (重田課長)	会議の進行は、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、杉浦会長にお願いしたいと思います。 杉浦会長、よろしくお願いいたします。
杉浦会長	議事に入る前に、会議の公開及び傍聴につきまして、事務局から説明をお願いします。
事務局 (重田課長)	本日の会議は、公開でございます。 議事録につきましては、市ホームページ及び市役所中庁舎3階市政情報室にて公開してまいりますのでご了承ください。 また、本日の傍聴人は3名でございます。
杉浦会長	皆様、会議の公開等については、よろしいでしょうか。 傍聴の方につきましては、配付いたしました要領の注意事項を遵守し、会議の円滑な運営にご協力をお願いいたします。
	(発言者なし)
杉浦会長	それでは、議事に入らせていただきます。 本日の議題は、「その他」を含め、9件でございます。 会議次第をご覧ください。 議題(5)については、事務局から説明を受け、審議の上、採決をするものです。 それ以外は、それぞれ事務局から報告するものでございます。 事務局の説明が終了した後に、質疑をお受けすることといたします。 まず、議題(1)「令和7年度介護保険事業の実績について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (漆原副参事)	【議題(1)に関する説明】
杉浦会長	ありがとうございました。 事務局の説明が終わりました。質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いします。
	(発言者なし)
杉浦会長	ないようですので、次の議題に移らせていただきます。 議題(2)「令和7年度地域包括支援センター事業の実績について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (三沢班長) (室橋管理者) (飯塚管理者) (露寄施設長)	【議題(2)に関する説明】

(柳井管理者) (本橋事務員)	
杉浦会長	ありがとうございました。 質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いします。
石井委員	(挙手)
杉浦会長	はい、石井委員。
石井委員	質問ではありませんが、見える関係という言葉が出たので、私は民生委員として昭和地区を見えています。従来ですと地域包括支援センターに直接行って、わからないことを聞いていましたが、今は民生委員児童委員協議会に地域包括支援センター長に出席していただいています。わからないことは協議会の場で確認できるので、活動しやすくなっています。良い関係ができていますと私は思っています。 できれば地域包括支援センター長から課題があれば協議会にお話しただければ、本当の顔が見える関係ができてきますし、そういった関係を作っていくことが必要だろうと思います。 私は百歳体操にも顔を出しますが、非常に活発になってきていると感じました。今後も関係を密にして、より良い顔の見える関係を築いていければと思っています。我々も努力いたしますので、よろしくお願いしたいと思います。
杉浦会長	事務局から石井委員の言葉を受けて、何かございますか。
事務局 (三沢班長)	ありがたいお言葉、大変感謝いたします。 委託包括は、相談窓口を多くの人に知っていただきたいところから始まった活動でございます。地域の皆様のお力があるからこそその地域包括支援センターと、どの地区も思っております。民生委員を始め、地域の自治会の皆様、サービス事業者、介護保険サービス事業所とも力を合わせ、いろいろなケースや課題等を一緒に考えながら、より良く高齢者の方たちが住み慣れた地域に向かっているように、ご支援させていただければと思っています。本日いただいた言葉を励みに、地域包括支援センターの職員一同頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。
杉浦会長	はい。ありがとうございました。 他の委員の皆様はいかがでしょう。 私から1点お聞きします。 平成18年に地域包括支援センターができて、ちょうど20年になります。本市においては平成19年からということで、昨年、昭和・根形地区に委託包括ができて基幹型と合わせて市内4か所の体制強化が図られました。 委託と基幹型となり、良かった点、改善していきたいという点があれば。全国的に見ると包括が機能していないというような一部報道もありますの

	で、そのあたりを踏まえ、総括的にあればお聞かせ願いたいと思います。
事務局 (三沢班長)	先ほど実績でご説明させていただきましたとおり、年々高齢者の方からの相談件数は非常に増えている状況が続いております。 地域包括支援センターが市内4か所にできたことで、専門職の数もそれだけ増えて相談の体制を強化することができました。相談に対して迅速に対応できているというのが一番良かった点になるかと思います。 今後改善を要する点ですが、現時点において早急に改善をしなければならぬ課題はございません。どの地区においても、何か課題が出たときには基幹型地域包括支援センターがございますので、日頃から包括間の情報共有を図りながら、随時連携をとるように努めてまいりたいと思っています。 今後また何か改善を要する点があれば、その都度解決させていただくという体制で日々業務を行っていきたいと思っています。
杉浦会長	ありがとうございました。 他に皆さんいかがでしょうか。ないようですので、次の議題に移らせていただきます。 次は議題(3)でございます。「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の令和7年度の取組事業の進捗状況について」事務局の説明を求めます。
事務局 (渡辺班長)	【議題(3)に関する説明】
杉浦会長	ありがとうございました。 何か気になる点等あれば遠慮なく、お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
	(発言者なし)
杉浦会長	ないようですので、次に移らせていただきます。 議題(4)「令和8年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (三沢班長) (室橋管理者) (平戸総務部長) (飯塚管理者) (露寄施設長) (柳井管理者) (本橋事務員)	【議題(4)に関する説明】
杉浦会長	ありがとうございました。

	お聞きになってわからない点や意見等ございましたら、よろしくおねがいしたいと思いますが、いかがでしょうか。 私から1点。資料4－1の中で、2ページの10番目に成年後見制度利用支援事業がありまして、私は社会福祉協議会の者ですが委託により市から中核機関ということで、委託を受けております。 包括では権利擁護の部分も行っていますが、この成年後見制度を昨今の新聞報道等にもよって、国会でも社会福祉法の改正と民法の改正があり、身寄りのない高齢者の方に対する支援等、抜本的な成年後見制度の改正があったのと同時に、2040年までに身寄りのない高齢者が増えるということで、法的にも整備をされたところでございます。 2年間のうちに施行期間ということで、今後、社会福祉協議会としても、体制の整備等、市と一緒にやっていかなければならないと思っています。一番身近な存在としてはこの地域包括支援センターがあるということで、国の資料の中にも、この包括支援センターの機能強化ということがうたわれているところを目にしました。 何か情報が入っているのか、あるいは今の支援体制の中で何かできることがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。
事務局 (三沢班長)	ありがとうございます。 身寄りのない高齢者の方の対策ということで、国が動き出したということでこちらにも情報は入ってきております。 高齢者の方が増えるとともに核家族化が進んでおりますので、実際独居の高齢者の方も増えておりまして、先ほど石井委員がおっしゃったように民生委員さんからも身寄りがないということでご相談いただくことも増えてきております。 先ほどおっしゃられたとおり高齢者の身近な相談窓口としては地域包括支援センターがその役割を担っておりますので、私どもが取り扱っている相談の中にも現時点においてもそういった形でお困りの方はいらっしゃいます。 これから関係機関と協力しながら制度は整えていく必要があるということにはわかっていますが、現時点において困っていらっしゃる方はすぐにでも解決していただきたいというところもあるかと思いますので、ご本人のご意向をお伺いしながら、いろいろな法的な制度の活用を含め、民間サービスなども進んできておりますので、活用しながら、できるだけ寄り添うような支援を心がけております。今後、制度については関係機関と検討して作っていただければと思っております。
杉浦会長	はい。ありがとうございました。 他にいかがでしょうか。 ないようですので、次に移らせていただきます。

	議題(5)「令和8年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (三沢班長)	【議題(5)に関する説明】
杉浦会長	ありがとうございました。 質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。
	(発言者なし)
杉浦会長	ないようですので、採決に移らせていただきます。 議題(5)、「令和8年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について」、認めることに賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
杉浦会長	全員賛成でございます。 よって、議題(5)については承認されました。 それでは、次の議題に移らせていただきます。 議題(6)「介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (河野主任主事)	【議題(6)に関する説明】
杉浦会長	はい。こちらについて質疑、ご意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
	(発言なし)
杉浦会長	ないようですので、次に移らせていただきます。 議題(7)、「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定スケジュール等について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (渡辺班長)	【議題(7)に関する説明】
杉浦会長	はい。ありがとうございました。 何か疑問点、わからない点等あれば遠慮なくお願いしたいと思います。
	(発言者なし)
杉浦会長	ないようですので、次に移らせていただきます。 議題(8)、「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に係るアンケート結果について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (株式会社名豊 糸魚川常務取締役)	【議題(8)に関する説明】
杉浦会長	はい。ありがとうございました。 内容について何かご質問、意見等ございましたらお願いしたいと思います すがいかがでしょうか。

	(発言者なし)
杉浦会長	ありがとうございました。 ないようですので、次に移らせていただきます。 議題(9)の「その他」ですが、初めに委員の皆様から何かございますか。
大熊副会長	(挙手)
杉浦委員	大熊副会長。
大熊副会長	議題(3)の2-(3)①介護保険サービス事業所整備事業について、令和8年5月に再々公募実施予定とありますが、実施しましたか。
事務局 (渡辺班長)	現在、再々公募を実施しているところでございまして、質問受付期間中となっています。その後、8月3日から14日の間で応募いただくことになります。
大熊副会長	説明を見ると最初に決まったところが資材や人件費の高騰を理由に辞退したということで、条件は少し上げたのでしょうか。
事務局 (渡辺班長)	条件は同じです。
大熊副会長	また資材等が値上がりするだろうから、かなり厳しいのではないかと。整備はどれぐらい遅れそうですか。
事務局 (渡辺班長)	事業費等の上限はありませんので、各事業所の建てるものによって状況は異なります。募集要領の変更はありません。整備につきましては今回応募がございましたら、令和9年度の開設となります。次期計画に入ってしまいますが、今年度中の開設は難しいと思っております。
大熊副会長	令和9年度中の開設とは令和10年3月31日までにとということですか。
事務局 (渡辺班長)	そうです。
大熊副会長	はい。ありがとうございます。
杉浦会長	他にいかがでしょうか。 事務局から何か連絡事項等ありましたらお願いいたします。
事務局 (渡辺班長)	次回の介護保険運営協議会の開催日程について、ご連絡させていただきます。 次回の介護保険運営協議会でございますが、9月30日(水)午後2時から、開催予定でございます。開催日1か月前には通知を送付させていただきます。 また、第3回につきましては、議題(7)でご説明しましたとおり、当初11月16日に開催ということでご案内しておりましたが、計画策定スケジュールの変更に伴い12月10日とさせていただきますのでご了承ください。 今後についても、計画策定の進捗等により、日程が変更となる可能性がございますのでご了承ください。よろしくお願いいたします。 よろしくお願いいたします。以上です。

杉浦会長	ありがとうございました。 本日予定していた議案は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。 以上で議長の任を解かせていただきます。議事進行にご協力をいただきましてありがとうございました。
事務局 (重田課長)	ありがとうございました。 以上をもちまして、令和8年度第1回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を閉会いたします。 長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。

令和8年度第1回袖ヶ浦市介護保険運営協議会

日 時 令和8年6月29日（月）

午後2時

場 所 市役所北庁舎3階

会議室3-1

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

- (1) 令和7年度介護保険事業の実績について
- (2) 令和7年度地域包括支援センター事業の実績について
- (3) 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の令和7年度の取組事業の進捗状況について
- (4) 令和8年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について
- (5) 令和8年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について
- (6) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について
- (7) 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定スケジュール等について
- (8) 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に係るアンケート結果について
- (9) その他

4 閉 会

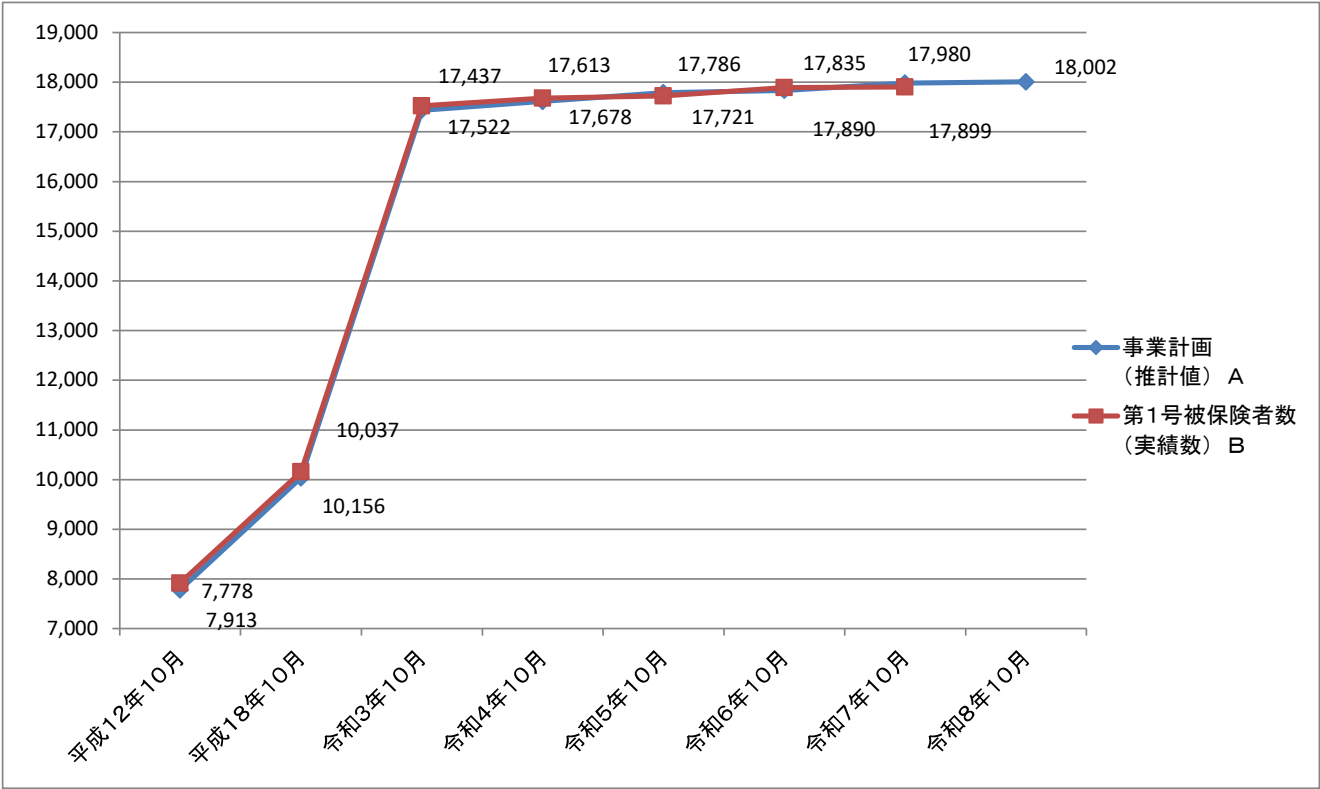
議題(1) 令和7年度介護保険事業の実績について

議題(1) 資料

1. 第1号被保険者数の推移

令和7年10月1日現在の65歳以上の高齢者数(第1号被保険者)は17,899人で、事業計画における見込みよりも81人少ない状況でした。
 なお、事業計画値との増減率については、99.5%となっています。

(人)						
		事業計画 (推計値) A	第1号被保険者数 (実績数) B	推計値と実績値の差 B－A	対計画比 B/A	
		平成12年10月	7,778	7,913	135	101.7%
		平成18年10月	10,037	10,156	119	101.2%
第8期		令和3年10月	17,437	17,522	85	100.5%
		令和4年10月	17,613	17,678	65	100.4%
		令和5年10月	17,786	17,721	△ 65	99.6%
第9期		令和6年10月	17,835	17,890	55	100.3%
		令和7年10月	17,980	17,899	△ 81	99.5%
		令和8年10月	18,002			



2. 要介護認定者数の推移

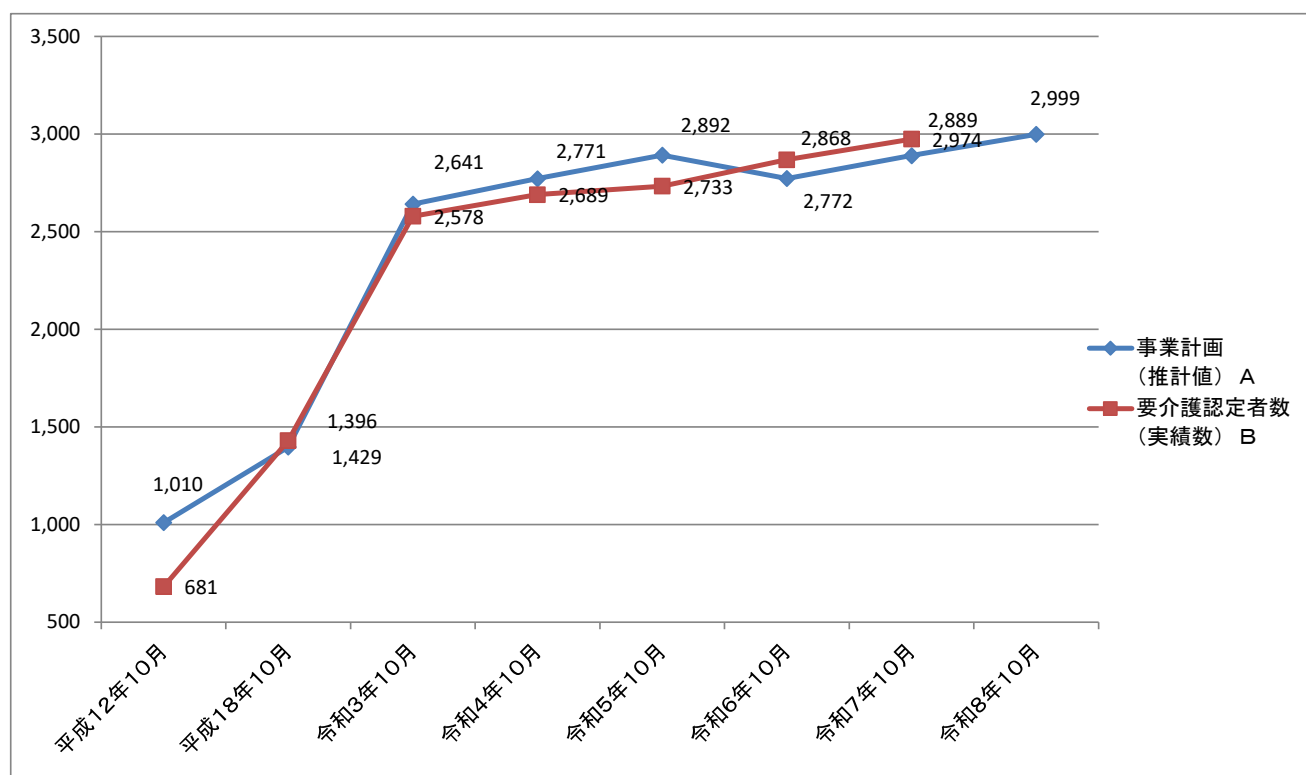
令和7年10月1日現在の要支援・要介護認定者数は2,974人で、事業計画における見込みよりも85人多い状況となっています。

なお、事業計画値との増減率については、102.9%となっています。

(人)

	事業計画 (推計値) A	要介護認定者数 (実績数) B	推計値と実績値の差 B-A	対計画比 B/A
平成12年10月	1,010	681	△ 329	67.4%
平成18年10月	1,396	1,429	33	102.4%
第8期				
令和3年10月	2,641	2,578	△ 63	97.6%
令和4年10月	2,771	2,689	△ 82	97.0%
令和5年10月	2,892	2,733	△ 159	94.5%
第9期				
令和6年10月	2,772	2,868	96	103.5%
令和7年10月	2,889	2,974	85	102.9%
令和8年10月	2,999			

※第2号被保険者数を含む。



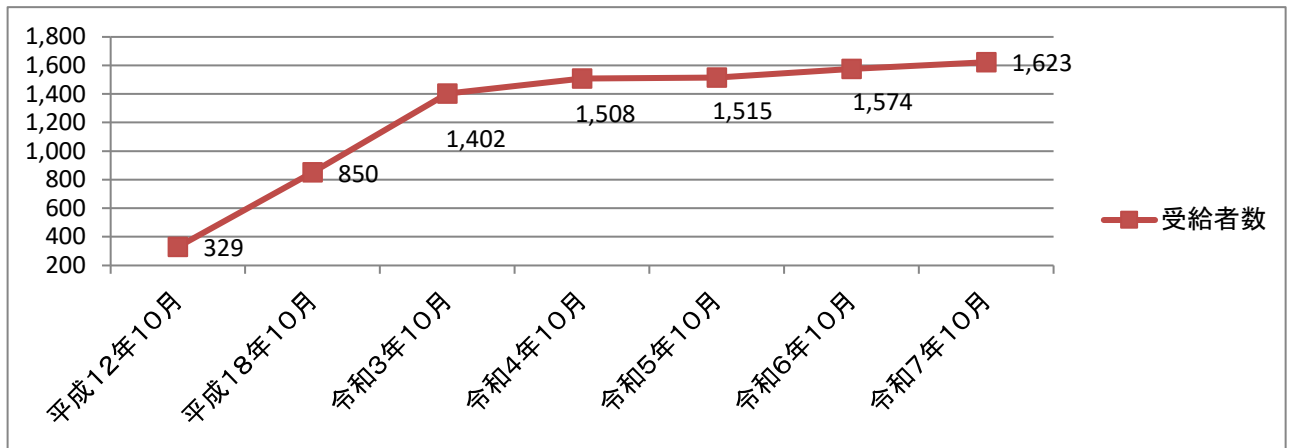
3. サービス受給者数の推移

令和7年10月のサービス受給者数は、居宅介護サービスが1,623人、地域密着型サービスが465人、施設介護サービスが386人で、いずれも前年度から増加しています。

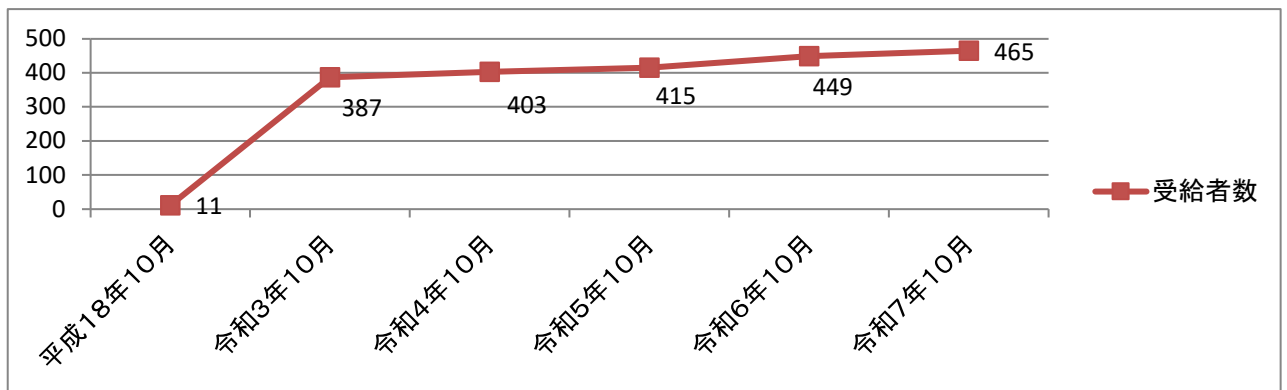
(人)

		居宅介護(介護予防含)サービス【県指定】	地域密着型(介護予防含)サービス【市指定】	施設介護サービス
		受給者数	受給者数	受給者数
第8期	平成12年10月	329		219
	平成18年10月	850	11	272
	令和3年10月	1,402	387	350
	令和4年10月	1,508	403	357
	令和5年10月	1,515	415	374
	令和6年10月	1,574	449	377
	令和7年10月	1,623	465	386
第9期	令和8年10月			

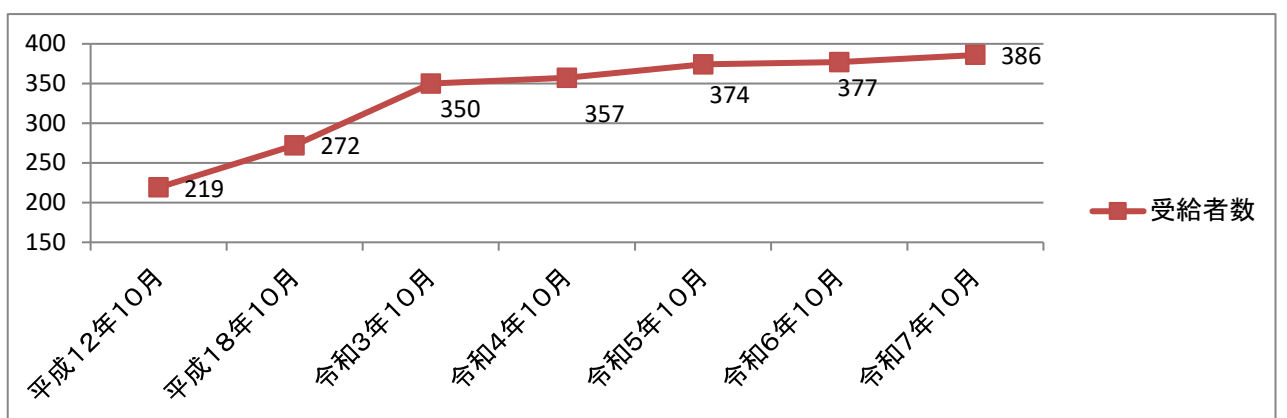
居宅介護(介護予防含)サービス受給者数【県指定】



地域密着型(介護予防含)サービス受給者数【市指定】



施設介護サービス受給者数



4. 介護保険給付費等の推移

保険給付費の執行額は年々増加しており、令和7年度は介護保険がスタートした平成12年度の約4.66倍となっています。

また、地域支援事業費の執行額については、平成18年度の事業開始から介護予防・日常生活支援総合事業や認知症施策推進事業などの実施により約7.02倍となっています。

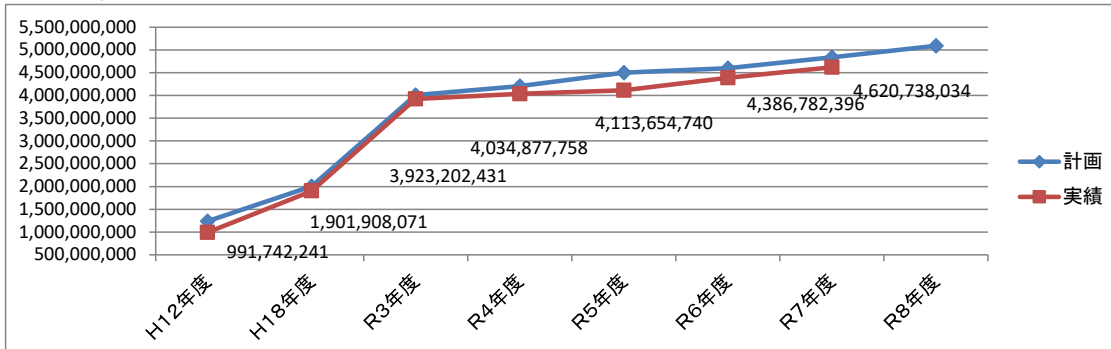
(単位:円)

年度		保険給付費	地域支援事業費	合計
H12年度	実績	991,742,241		991,742,241
H18年度	実績	1,901,908,071	26,665,735	1,928,573,806

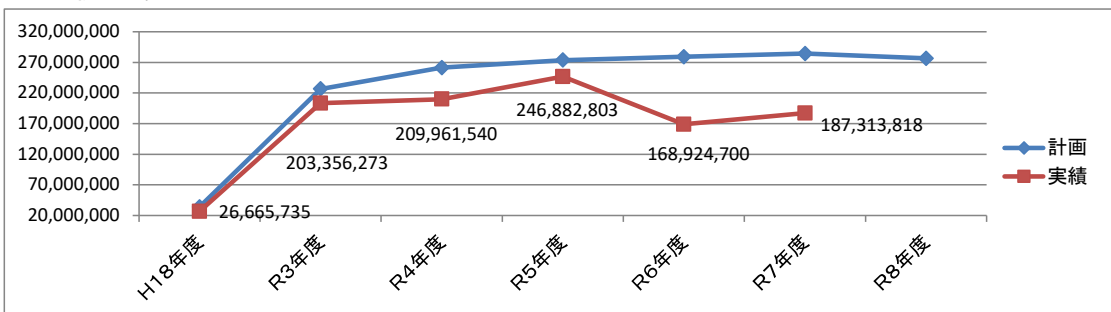
	年度		保険給付費	地域支援事業費	合計
第8期	R3年度	計画	4,010,424,558	226,700,000	4,237,124,558
		実績	3,923,202,431	203,356,273	4,126,558,704
		執行率	97.8%	89.7%	97.4%
	R4年度	計画	4,205,889,523	261,354,335	4,467,243,858
		実績	4,034,877,758	209,961,540	4,244,839,298
		執行率	95.9%	80.3%	95.0%
	R5年度	計画	4,500,418,033	273,681,028	4,774,099,061
		実績	4,113,654,740	246,882,803	4,360,537,543
		執行率	91.4%	90.2%	91.3%
	3力年合計	計画	12,716,732,114	761,735,363	13,478,467,477
		実績	12,071,734,929	660,200,616	12,731,935,545
		執行率	94.9%	86.7%	94.5%

	年度		保険給付費	地域支援事業費	合計
第9期	R6年度	計画	4,598,791,000	279,196,000	4,877,987,000
		実績	4,386,782,396	168,924,700	4,555,707,096
		執行率	95.4%	60.5%	93.4%
	R7年度	計画	4,839,636,568	284,353,883	5,123,990,451
		実績	4,620,738,034	187,313,818	4,808,051,852
		執行率	95.5%	65.9%	93.8%
	R8年度	計画	5,092,772,867	276,751,767	5,369,524,634
		実績			0
		執行率	0.0%	0.0%	0.0%
	3力年合計	計画	14,531,200,435	840,301,650	15,371,502,085
		実績	9,007,520,430	356,238,518	9,363,758,948
		執行率	62.0%	42.4%	60.9%

保険給付費



地域支援事業費



5. 介護サービス事業所の参入状況

令和8年4月1日時点の各サービス事業数は下記のとおりとなっております。
※袖ヶ浦市内に所在する事業所のみ計上しています。

(1) 居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所

サービス名	H31年4月	R2年4月	R3年4月	R4年4月	R5年4月	R6年4月	R7年4月	R8年4月
居宅介護支援	13	12	13	12	12	11	12	11

(2) 居宅サービス事業所・介護予防サービス事業所

サービス名	H31年4月	R2年4月	R3年4月	R4年4月	R5年4月	R6年4月	R7年4月	R8年4月
訪問介護	12	11	13	13	15	15	15	14
訪問入浴介護	1	1	2	2	2	2	1	1
訪問看護	22	23	18	19	20	20	20	25
訪問リハビリテーション	21	21	16	16	16	16	16	18
居宅療養管理指導	72	69	62	63	65	66	60	62
通所介護(デイサービス)	4	4	5	5	5	5	5	5
通所リハビリテーション(デイケア)	3	3	3	3	3	3	3	3
短期入所生活介護(ショートステイ)	11	13	13	13	13	13	13	12
短期入所療養介護(ショートステイ)	2	2	2	2	2	2	2	2
福祉用具貸与	1	1	1	1	1	1	1	1
特定福祉用具購入	1	1	1	1	1	1	1	1
事業所数合計	150	149	136	138	143	144	137	144

(3) 地域密着型サービス事業所・地域密着型介護予防サービス事業所

サービス名	H31年4月	R2年4月	R3年4月	R4年4月	R5年4月	R6年4月	R7年4月	R8年4月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	2	2	2	2	2	2	2
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	1	1	1	1	1	1	1	1
小規模多機能型居宅介護	1	1	1	1	1	1	1	1
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	1	1	1	1	1	1
認知症対応型共同生活介護	3	3	3	3	3	4	4	4
定員(人)	36	36	36	36	36	54	54	54
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	3	3	3	3	4	4	4
定員(人)	87	87	87	87	87	116	116	116
地域密着型通所介護	14	13	13	13	13	12	12	12
事業所数合計	22	23	24	24	24	25	25	25

(4) 介護保険施設

サービス名	H31年4月	R2年4月	R3年4月	R4年4月	R5年4月	R6年4月	R7年4月	R8年4月
介護老人福祉施設	3	4	4	4	4	4	4	4
定員(人)	215	295	295	295	295	295	308	308
介護老人保健施設	2	2	2	2	2	2	2	2
定員(人)	190	190	190	190	190	190	190	190
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0	0
定員(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0	0	0	0	0	0
定員(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
施設数合計	5	6	6	6	6	6	6	6

6. 令和7年度 介護保険特別会計 決算見込み

介護保険を運営していくための介護保険特別会計の決算見込みです。

【歳入】

(単位:円)

区 分	当初予算額	予算現額A	収入済額B	差引 B-A	説 明
1 介護保険料	1,258,196,000	1,277,204,000	1,287,237,889	10,033,889	第1号被保険者(65歳以上)の保険料 ※基準月額5,700円
2 使用料及び手数料	1,000	1,000	0	△ 1,000	
3 国庫支出金	939,562,000	940,907,000	937,561,424	△ 3,345,576	国からの介護給付費負担金(居宅20%・施設15%)など
4 支払基金交付金	1,337,186,000	1,271,960,000	1,271,960,000	0	社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金(27%)など ※第2号被保険者(40～64歳)の保険料分
5 県支出金	707,204,000	694,639,000	690,893,282	△ 3,745,718	千葉県からの介護給付費負担金(居宅12.5%・施設17.5%)など
6 財産収入	432,000	635,000	635,332	332	介護給付費準備基金の運用益
7 繰入金	967,224,000	919,663,000	889,392,233	△ 30,270,767	
1 一般会計繰入金	852,533,000	839,721,000	809,450,233	△ 30,270,767	市の介護給付費負担分(12.5%)などの一般会計からの繰入金
2 基金繰入金	114,691,000	79,942,000	79,942,000	0	介護給付費準備基金からの取崩し
8 繰越金	1,000	144,118,000	144,118,373	373	前年度繰越金
9 諸収入	1,194,000	23,707,000	26,477,465	2,770,465	
歳入合計	5,211,000,000	5,272,834,000	5,248,275,998	△ 24,558,002	

【歳出】

(単位:円)

区 分	当初予算額	予算現額A	支出済額B	不用額等 A-B	説 明
1 総務費	181,828,000	171,304,000	167,455,826	3,848,174	
1 総務管理費	111,039,000	107,985,000	106,456,729	1,528,271	人件費、介護保険事務費など
2 徴収費	3,593,000	3,550,000	3,365,381	184,619	賦課事務費、徴収事務費
3 介護認定審査会費	62,453,000	56,829,000	54,831,405	1,997,595	介護認定審査会費、認定調査等費
4 計画策定委員会費	4,743,000	2,940,000	2,802,311	137,689	高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定委託費
2 保険給付費	4,803,842,000	4,819,827,000	4,620,738,034	199,088,966	
1 介護サービス等諸費	4,420,561,000	4,420,561,000	4,239,244,192	181,316,808	要介護者に係る介護サービス給付費
2 介護予防サービス等諸費	85,000,000	118,285,000	115,703,189	2,581,811	要支援者に係る介護予防サービス給付費
3 その他諸費	3,500,000	3,500,000	3,352,050	147,950	国民健康保険団体連合会への審査支払手数料
4 高額介護サービス等費	129,681,000	129,681,000	123,242,236	6,438,764	利用者負担が一定額を超えた場合の給付
5 高額医療合算介護サービス等費	14,600,000	14,600,000	14,163,306	436,694	利用者負担(介護と医療を合算)が一定額を超えた場合の給付
6 特定入所者介護サービス等費	150,500,000	133,200,000	125,033,061	8,166,939	低所得者の施設サービス利用時の居住費と食費に対する給付
3 地域支援事業費	190,931,000	195,724,000	187,313,818	8,410,182	
1 介護予防・生活支援サービス事業費	126,061,000	137,698,000	131,588,392	6,109,608	要支援者等に係る訪問・通所のサービス費など
2 一般介護予防事業費	19,894,000	18,573,000	18,001,344	571,656	介護予防に係る事業費
3 包括的支援事業・任意事業	44,681,000	39,091,000	37,427,732	1,663,268	高齢者の相談対応や家族介護者への支援などに係る事業費
4 その他諸費	295,000	362,000	296,350	65,650	国民健康保険団体連合会への審査支払手数料
4 基金積立金	433,000	636,000	635,332	668	
1 基金積立金	433,000	636,000	635,332	668	介護給付費準備基金の運用益を基金へ積立て
5 諸支出金	28,966,000	80,343,000	79,682,932	660,068	
1 償還金及び還付加算金	1,072,000	52,618,000	52,591,273	26,727	介護給付費国庫支出金等返還金など
2 繰出金	27,894,000	27,725,000	27,091,659	633,341	市の重層的支援事業への繰出し
6 予備費	5,000,000	5,000,000	0	5,000,000	
歳出合計	5,211,000,000	5,272,834,000	5,055,825,942	217,008,058	

※決算額については、議会での認定前のものです。今後、9月議会定例会に上程する予定です。

議題(2) 令和7年度地域包括支援センター事業の実績について

議題（2）－1 資料

1 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

（1）指定介護予防支援

予防給付の対象となる要支援者の自立支援を目的とした介護予防サービスの適切な利用に向けての支援

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	直営分（うち新規）	市全体（委託包括含む）	直営分（うち新規）	市全体（委託包括含む）	直営分（うち新規）	市全体（委託包括含む）
ケアプラン作成数（総数）	1,435（48）	2,490	1,084（45）	3,086	428（16）	3,967
（総数）のうち包括担当数	676（23）	1,100	594（23）	1,458	206（7）	1,902
（総数）のうち委託事業所担当数	759（25）	1,390	490（22）	1,628	222（9）	2,065
委 託 率	53%	56%	45%	53%	52%	52%

（2）介護予防ケアマネジメント

介護予防・日常生活支援総合事業対象者の介護予防や生活支援を目的とした、適切なサービスの利用に向けた支援であり、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い実施

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	直営分（うち新規）	市全体（委託包括含む）	直営分（うち新規）	市全体（委託包括含む）	直営分（うち新規）	市全体（委託包括含む）
ケアプラン作成数（総数）	891（48）	1,789	460（21）	1,924	189（19）	2,004
（総数）のうち包括担当数	447（26）	938	274（13）	1,076	99（8）	1,090
（総数）のうち委託事業所担当数	444（22）	851	186（8）	848	90（11）	914
委 託 率	50%	48%	40%	44%	48%	46%

2 包括的支援事業

（1）総合相談支援業務・権利擁護業務

地域の高齢者に対する様々な相談の対応（総合相談支援業務）・高齢者虐待の予防と対応や成年後見制度利用に向けた支援等、判断力の低下した高齢者に対する支援等の対応（権利擁護業務）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	本庁分	市全体（委託包括含む）	本庁分	市全体（委託包括含む）	本庁分	市全体（委託包括含む）
（ 総 計 ）	2,684	4,126	1,879	4,560	1,569	6,154
（総計）のうち地域包括支援センター対応（実人員）	471	925	448	1,405	409	1,503
（総計）のうち地域包括支援センター対応（延対応回数）	2,227		1,576		1,531	
（総計）のうちランチ対応（延対応回数）	457		303		38	
（総計）のうち虐待に関する数	実28/延190 （うち市が虐待と判断した実人員13）	実28/延228 （うち市が虐待と判断した実人員13）	実29/延222 （うち市が虐待と判断した実人員11）	29/延296 （うち市が虐待と判断した実人員11）	実29/延234 （うち市が虐待と判断した実人員11）	実29/延414 （うち市が虐待と判断した実人員11）
（総計）のうち日常生活自立支援事業に関する数	実13／延37	実14／延38	実5／延23	実12／延34	実7／延17	実19／延76
（総計）のうち成年後見制度に関する数	実49／延330	実59／延361	実29／延119	実34／延137	実32／延85	実39／延107
（参考）成年後見制度市長申立件数	7件		4件		4件	

（2）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者の包括的な支援に向けたネットワークづくりやケアマネジャーに対する個別支援等

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	本庁分	市全体（委託包括含む）	本庁分	市全体（委託包括含む）	本庁分	市全体（委託包括含む）
ケアマネジャーからの相談	実68／延185	実100／延243	実38/延104	実81/延230	実30/延63	実88/延203

※上記のほか、地域ケア会議（困難事例の解決に向けた会議、地域課題の解決に向けた会議及び自立支援に資するケアマネジメントの振り返りのための会議等）を開催した。

【センター別相談件数】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
（ 総 計 ）	2,227	1,576	1,531
（総計）のうち地域包括支援センター対応	実362／延1,583	実448／延1,576	実409／延1,531
（総計）のうち地域包括支援ながうらサブセンター対応（～R5.6）	実82／延268		
（総計）のうち地域包括支援ひらかわサブセンター対応（～R5.9）	実78／延376		

3 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療と介護機関の連携を推進し、在宅において切れ目のないサービスを受けられるような体制の整備を図る。

【実施状況】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
在宅医療・介護連携推進協議会 開催回数	3	3	3
多職種研修会 開催回数	3	3	3
市民への普及啓発 開催回数	2	2	2

4 生活支援体制整備事業

住民同士の助け合いやNPO法人等多様な主体による生活支援サービスや通いの場の充実を図り、地域における支え合い体制の構築を進めるとともに高齢者の社会参加を促進する。

【実施状況】

- 生活支援コーディネーター（SC）の配置及び活動
市内全域を担当する第一層SCとして地域包括支援班内に1名、市内5圏域を担当する第二層SCとして社会福祉協議会への委託により4名配置し、協議体の運営、講座開催等による事業の普及啓発、地域の生活支援ニーズや社会資源の把握、支援ニーズのある人と支援サービスとのマッチング等を行った。
- 生活支援体制構築のための協議体の開催
市民や多様な主体による団体等を対象とした第一層協議体として「助け合い交流会」をに2回実施し、市全域の課題について意見交換を行うとともに、担い手の養成や関係者同士の交流を行った。また、市内5か所の圏域ごとに地域の課題について検討を行う第二層協議体を計10回開催した。
- 令和7年度の主な取組み・成果
 - ・立ち上げ・運営支援や連携した多様な主体による助け合いサービス提供団体18団体、個人活動2名。ほかに、袖ヶ浦高校のボランティア同好会（高齢者主体のパトロールや清掃活動への参加・独居高齢者の安否確認訪問）。
 - ・生活支援コーディネーターの相談対応件数328件。
 - ・高齢者への生活支援サービスをまとめた「高齢者おたすけ手帳」の更新。

5 認知症施策

（1）認知症施策推進検討委員会

認知症初期集中支援チームの運営や認知症施策の推進について検討。

【実施状況】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催回数	3	3	3

（2）認知症初期集中支援チーム

認知症の人（疑いを含む）とその家族に対し、初期の段階から複数の専門職で構成されるチームが包括的、集中的に関わり、自立した生活に向けての支援、介護負担の軽減を図る。

【実施状況】

チーム員による訪問活動を実施。また、効果的な支援を検討するため、チーム員会議を月1回実施。（令和7年度より回数変更）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規対象者	9	5	7
訪問回数（延）	15	21	15

（3）認知症カフェ

認知症の人、家族、地域住民、介護職等が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、交流や情報交換を通じて認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図る。

【現状】

認知症の人、家族、地域住民、介護職等が集い、認知症の人を支えるつながり作りを支援し、参加者同士の交流や情報交換を通じて認知症の人の社会参加や家族の介護負担の軽減等を図る。

（4）認知症おでかけ安心シールの交付

認知症の人（疑いを含む）に対し、あらかじめ家族等の申請によりQRコードが記載されたシールを交付し、衣服や所持品に貼付しておくことにより、発見した際にQRコードを携帯等の端末で読み取ると、登録した家族や市へメールが届き、早期に家族へ引渡しができるもの。

令和7年度
交付件数3件

（５）認知症家族のつどい

認知症の方を介護する家族同士が介護経験や思いを分かち合ったり、アドバイスをし合い、交流を深め、支え合いとつながりを促進し、介護負担の軽減を図る。

【実施状況】

年４回開催。毎回、袖ヶ浦さつき台病院医師・介護福祉士が出席。

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
開催回数	４	４	４
人数（延）	１９	２３	２６

（６）認知症サポーター養成講座

認知症についての理解を深め、認知症の人やその家族の暮らしやすい地域をつくる。

【実施状況】

市内小中高等学校、地区サロン、福祉施設等の他、オープンクラスの開催。

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
開催回数	１４	１６	２０
人 数	３４６	４０４	７５５

６ 介護予防・生活支援総合事業

要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、多様な主体による多様なサービスを提供し、効果的・効率的に介護予防や日常生活支援を行う。

【多様なサービスの実施状況】

●訪問型サービスＡ

４事業所を指定し、市内２事業所においてサービス提供。令和８年３月末現在（４月審査）、利用者４人。

●訪問型サービスＢ・訪問型サービスＤ・通所型サービスＢ

令和８年３月末現在	登録団体数	利用者延人数
訪問型サービスＢ・Ｄ	４	２,６２４
通所型サービスＢ	４	４,６１６

※訪問型サービスＢのうち３団体が訪問型サービスＤも同時実施。

※利用者延人数は、事業対象者・要支援認定者以外を含む団体全体の延人数。

●訪問・通所一体型短期集中サービスＣ

リハビリテーション専門職との連携により、サービス開始。令和７年度 利用者６０人。

７ 一般介護予防事業

あらゆる高齢者を対象とした住民主体の通いの場の充実等、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な介護予防の取り組みの実施及び推進を図る。

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
おらが出張講座	７２回実施 １,４５９人参加	７３回 １,６３５人参加	７９回 １,９６２人参加
袖ヶ浦いきいき百歳体操 参加者数／団体数	１,１４７人／６５団体	１,３４４人／６５団体	１,４２１人／６４団体
認知症予防教室（頭の元気トレーニング）	８回実施 ９０人参加	３回実施 ３４人参加	５回実施 ８７人参加

８ その他

（１）家族介護教室

社会福祉法人等４法人に委託して、家族介護者が介護方法や介護のサービスについて学ぶ「家族介護教室」を開催し、安心して介護を続けることができるよう支援を行った。

令和７年度
６回実施 １３３人参加

令和7年度 地域包括支援センター一年間事業計画・報告・自己評価書

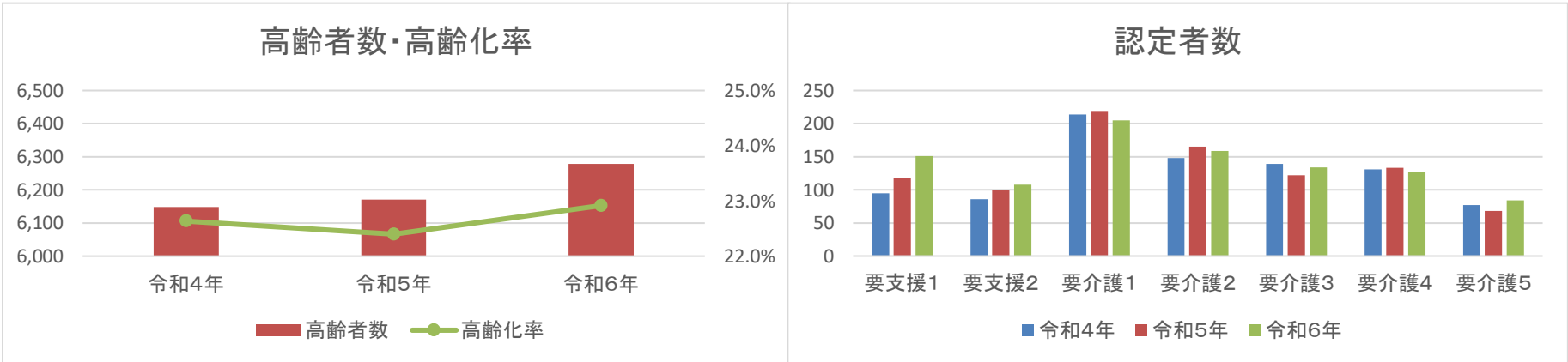
計画作成日 令和7年7月1日
報告・自己評価作成日 令和8年3月31日

1. 地域包括支援センター基本情報

センター名		袖ヶ浦市昭和・根形地区地域包括支援センター			
業務地域		坂戸市場、奈良輪、奈良輪1～2丁目、袖ヶ浦駅前1～2丁目、福王台1～4丁目、神納、神納1～2丁目、南袖、飯富、下新田、三ツ作、大曽根、野田、勝、のぞみ野			
運営法人名称		社会福祉法人 さつき会			
受託期間(初回受託開始日)		令和7年7月1日～令和10年3月31日（令和7年7月1日）			
職員配置					
令和7年7月1日時点(計画時)					
氏名	職種	資格	勤務形態	兼務	備考
室橋 敬	主任介護支援専門員	社会福祉士	常勤	管理者・キャラバンメイト	
魚本 真理	社会福祉士	社会福祉士	常勤		
三宅 知佐子	保健師	保健師	常勤		
吉浜 桂一郎	社会福祉士	社会福祉士	常勤		
令和8年3月31日時点(報告時)					
氏名	職種	資格	勤務形態	兼務	備考
室橋 敬	主任介護支援専門員	社会福祉士	常勤	管理者・キャラバンメイト	
魚本 真理	社会福祉士	社会福祉士	常勤	キャラバンメイト	
吉浜 桂一郎	社会福祉士	社会福祉士	常勤	キャラバンメイト	
坪内 則子	保健師に準ずる者	看護師	常勤	キャラバンメイト	

2. 担当圏域基本情報 ※10月1日時点、袖ヶ浦市提供

	令和4年	令和5年	令和6年
人口	27,160	27,551	27,395
高齢者数	6,148	6,171	6,278
前期高齢者数	3,052	3,070	2,954
後期高齢者数	3,096	3,101	3,324
高齢化率	22.6%	22.4%	22.9%
要支援1	95	117	151
要支援2	86	100	108
要介護1	214	219	205
要介護2	148	165	159
要介護3	139	122	134
要介護4	131	133	127
要介護5	77	68	84



3. 基本方針・重点目標

地域包括支援センターとして高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職を配置し、その専門知識や技能を互いに活かしながらチームで活動することにより、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するため、以下の視点を取り入れながら運営を行う。 ①公益性…市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。 センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行う。 ②地域制…地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であり、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。 地域ケア会議、その他地域で行われる活動等を通じて、地域住民や関係機関、サービス利用者の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。 ③協働性…保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が専門性を活用しながら相互に情報共有し、連携・協働する「チームアプローチ」を実践する。さらに、地域の保健・福祉・医療の専門職や民生委員等の関係者と連携を図りながら業務を推進する。
--

4. 基本的な取組事項

項目	取組内容
公平・中立性の確保	業務を実施するにあたり、関係法令を遵守するとともに、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことのないよう十分配慮する。そして、一人ひとりの職員の言動を含め、利用者等また他の事業者からの不信を招くことがないよう、公正・中立性をもって対応する。具体的には、地域包括支援センターに相談をした方に対しては、サービス事業者一覧表等を提示し、複数の選択肢があることを相談者が知る機会を設けたうえで、相談者の意思を尊重し、最終的に相談者が選定の判断をするように案内する。
個人情報保護	職員は、高齢者等の心身の状況や家庭の状況を幅広く知り得る立場にあるため、その情報管理には万全を期す。 各業務の実施にあたり、当該業務の実施に関する個人情報を使用する場合には、知り得た情報は目的の最小限の範囲で関係機関等に提供・共有することをあらかじめ本人に同意を得る。指定介護予防支援等の委託における委託先の個人情報の取り扱いについては、委託契約において関係法令を遵守し、厳重に取り扱う旨を明記し、その保護に遺漏のないよう指導・配慮する。守秘義務が課されないインフォーマルな関係者からは、個人情報等を守秘する旨の同意を得る。 また、業務内で扱う全ての個人情報に対して、「市が保有する情報の取り扱いに関する特記仕様書」に準じて措置を講じる。万一、個人情報の紛失、漏洩があった場合には、速やかに対応する。
事故・緊急時の対応	業務の実施に関連して事故が生じた場合は、被害を最小限に防止するため関係機関と連携し対応する。なお、事故による損害に係る補償が発生した場合には、損害補償保険にて対応する。 災害発生においては、総合相談支援業務で把握している又はサービスを利用している高齢者等の安否確認や必要な支援を職員が連携し対応する。 開所日及び開所時間外の緊急時の対応については、職員間で緊急連絡体制を整える。
苦情処理と業務への反映	苦情が発生した場合には苦情の内容・苦情申し出人の意向を確認し、迅速かつ適切な対応を行う。また発生した苦情は直接、電話、Eメール、書面などにより随時受け付ける。苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意を持って話し合い、解決に努める。また苦情に対する評価、反省、改善し地域高齢者等の信頼に応えるとともに、センターが行う業務の向上に努める。

5. 各業務の具体的な取組事項（評価 3:十分に達成 2:ほぼ達成 1:未達成）

(1) 総合相談支援事業 【業務内容】地域におけるネットワークの構築、要援護高齢者等の実態把握、在宅介護等に関する総合相談			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・センターのチラシを活用しながら、高齢者の相談窓口であることの周知を継続していく。 ・民生委員が定期的に開催している民児協に参加し、顔の見える関係を築き情報共有を密に行うことで連携を強化し地域とのつながりを広げる。 ・ランチ(6月末で終了)を活用し、センターに来所できない相談者についても、引き続き実態把握事業などを通して、アウトリーチ活動(不在時必要に応じて不在票の配布も含め)を行う。 ・個別ケースの支援方針や支援方法、支援の進捗について、センター内で共有・検討する。 ・困難と思われるケースについては各関係機関と連携を取りながら相談事例解決のため連携して対応する。	3	開所以降は徐々に相談件数が増え、民生委員や地域の住民からの相談を受け付けることも比例して増加傾向にあったことから、周知については成果があったと考える。
(2) 権利擁護業務 【業務内容】成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用促進、高齢者虐待への対応・困難事例への対応、消費者被害の防止			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・高齢者虐待、又は虐待が疑われるケースについて迅速に初回相談の内容の共有と、事実確認を行うための協議をセンター内で行い、緊急性の判断、対応方針について対応していく。その際、高齢者虐待対応マニュアルを活用する。 ・消費者被害や成年後見制度の活用が必要な高齢者については関係機関と連携して支援を行う。	2	虐待やその疑いに関する連絡に関しては、迅速に基幹包括への連絡を行い、協議に基づく対応を行った。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 【業務内容】包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築、地域における介護支援専門員のネットワーク構築支援、地域の介護支援専門員に対する後方支援			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	- 定期的に市内のケアマネジャーが集うケアマネジャーネットワークに参加し、地域を担当するケアマネジャーと顔の見える関係を築き、指定介護予防支援及び介護予防給付における、より質の高いケアマネジメントを実現するため介護支援専門員に対する後方支援を行う。 - ケアマネジャーの後方支援が適切に行えるようセンター内で3職種が連携して支援方針、支援方法を検討する。また適宜進捗状況を共有する。 - 地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう地域における関係機関や多職種の連携・協働の体制づくりを行う。	2	適宜、地域のケアマネジャーからの相談等への対応を図った。また、研修や毎月の実績報告などを通じて顔なじみの関係を構築できるよう努めた。
(4) 認知症総合支援事業 【業務内容】認知症地域支援推進員、認知症カフェ			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	- 認知症初期集中支援チーム員会議に出席しチーム員として認知症または認知症が疑われる人の自立した生活を支援していく。チーム員としての訪問終了後も必要時センターで個別訪問を継続していく。 - 認知症ケアパスや認知症おでかけ安心シールの活用等により、本人の安心した生活への支援や家族の精神的負担の軽減を図れるよう、啓発活動を行う。 - 認知症本人やその人を支える家族等が集い、交流の場となるよう認知症カフェの活動支援を行う。 - 昨年度開催できなかった小中学校等において、認知症サポーター養成講座を実施できるよう積極的に働きかけを行う。	2	認知症初期集中支援チームへの参加を通じて、地域の認知症に関する課題を抱えたケースへの継続的な支援に取り組んだ。認知症サポーター養成講座の実施はなかったものの、認知症キャラバンメイトの受講を全職員が行い、次年度実施に向けての土台を構築した。
(5) 地域ケア会議 【業務内容】個別課題検討型地域ケア会議、地域課題検討型地域ケア会議			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	- 自立支援型地域ケア会議を開催し、自立支援に資するケアマネジメントに向けた支援や高齢者の課題解決のための地域での支援ネットワークを構築する。 - 積み重ねた個別ケースから地域課題が発見できるようセンター内で情報共有し検討していく。	2	自立支援型地域ケア会議への出席や事例提出を行い、各専門職との連携を深められるよう努めた。また、会議の内容について事業所内で共有を行うことで、地域課題発見への取り組みを行った。
(6) 指定介護予防支援等業務(指定介護予防支援・第1号介護予防支援) 【業務内容】指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	- 市内にあるケアマネジャーネットワークに定期的に参加し自立支援に向けたプランニングが適切に行えるよう情報収集し知識を深めネットワークを構築する。 - 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを計画するため研修会に参加するなど、自己啓発に努める。 - 業務の一部を委託する場合、利用者の不利とならないよう公平・中立に委託契約を締結している居宅の中から選定する。また利用者の希望により委託契約が締結されていない居宅を選定する場合は、適宜手続きを経て、委託契約を滞りなく行う。	2	個別ケースにおける自立した生活や介護予防の視点を常に持ちながら、制度の枠組みだけでなく、インフォーマルな支援も視野に適宜チームでの検討を行いながら公平・中立的な支援を行った。
(7) その他 【業務内容】チームアプローチの実行・取組、職員の資質向上			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	- 地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議へ出席し、運営状況の確認を行う。 - サービスの質の向上に務め、地域に開かれたサービスとなるよう適切な運営が行われているか確認する。 - センター内でチームで活動するため、多職種の専門性を理解し適切な役割分担が行え、柔軟に対応していけるよう定期的なカンファレンスを行い、情報共有を図る。 - 様々な各種研修に定期的に参加し、研修で得た知識や技術をチームで共有する。	2	常に各専門職の意見を交換しながらチームアプローチに取り組んだ。また、参加した研修の内容や所感について共有を行い、資質向上に努めた。

令和7年度 地域包括支援センター一年間事業計画・報告・自己評価書

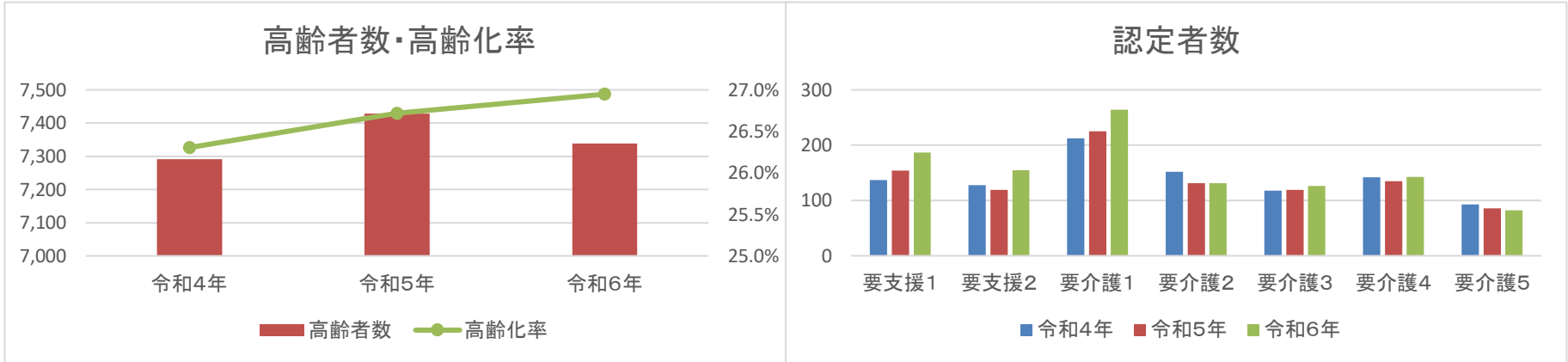
計画作成日 令和7年4月1日
報告・自己評価作成日 令和8年3月31日

1. 地域包括支援センター基本情報

センター名		袖ヶ浦市長浦地区地域包括支援センター			
業務地域		今井、今井1丁目～3丁目、蔵波、蔵波台1丁目～7丁目、長浦、長浦駅前1丁目～8丁目、久保田、久保田1丁目～2丁目、代宿、久保田代宿入会地、椎の森、北袖、中袖			
運営法人名称		社会福祉法人 みどりの風			
受託期間(初回受託開始日)		令和5年7月1日～令和10年3月31日（令和5年7月1日）			
職員配置					
令和7年4月1日時点(計画時)					
氏名	職種	資格	勤務形態	兼務	備考
飯塚 ゆう子	主任介護支援専門員	主任介護支援専門員	常勤	管理者・認知症地域支援推進員	
古川 茂	社会福祉士	社会福祉士	常勤	認知症地域支援推進員	
並木 智志	社会福祉士	社会福祉士	常勤	キャラバンメイト	
片桐 麻里子	保健師	保健師	常勤	キャラバンメイト	
武井 千晶	保健師	保健師	常勤	キャラバンメイト	
福島 タカ子	介護支援専門員	介護支援専門員	常勤		
令和8年3月31日時点(報告時)					
氏名	職種	資格	勤務形態	兼務	備考
飯塚 ゆう子	主任介護支援専門員	主任介護支援専門員	常勤	管理者・認知症地域支援推進員	
古川 茂	社会福祉士	社会福祉士	常勤	認知症地域支援推進員	
並木 智志	社会福祉士	社会福祉士	常勤	キャラバンメイト	
片桐 麻里子	保健師	保健師	常勤	キャラバンメイト	
武井 千晶	保健師	保健師	常勤	キャラバンメイト	
福島 タカ子	介護支援専門員	介護支援専門員	常勤		

2. 担当圏域基本情報 ※10月1日時点、袖ヶ浦市提供

	令和4年	令和5年	令和6年
人口	27,717	27,806	27,234
高齢者数	7,291	7,429	7,339
前期高齢者数	3,881	3,710	3,397
後期高齢者数	3,410	3,719	3,942
高齢化率	26.3%	26.7%	26.9%
要支援1	137	154	187
要支援2	128	119	155
要介護1	212	225	264
要介護2	152	131	131
要介護3	118	119	126
要介護4	142	135	143
要介護5	93	86	82



3. 基本方針・重点目標

包括支援センターは、高齢者等の地域住民が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアを推進することが目的であるため、地域包括ケアシステムを構築・運営し、かつ有効に機能させるために保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がその専門知識や技能を互いに活かしながらチームで活動し、地域住民とともに地域のネットワークを構築しつつ、個別サービスのコーディネートをも行うことが大切であるとする。その実現のために、次の4つの視点を重要視する。

①総合性：多様な相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続のための支援
②包括性：介護保険サービスのみならず、多様な社会資源を有効的に結びつける。
③継続性：高齢者の心身の変化に応じ、生活の質の確保を目指し、適切なサービスを継続的に提供する。
④予防性：地域における将来の課題を見据えた予防的対応する。

また、袖ヶ浦市地域包括支援センター、医療・看護、介護・リハビリテーション、保健・福祉等の多職種連携によって取り組む。

4. 基本的な取組事項

項目	取組内容
公平・中立性の確保	業務を実施するにあたり、関係法令を遵守するとともに、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことのないよう十分配慮します。そして、一人ひとりの職員の言動を含め、利用者等また他の事業者からの不信を招くことがないよう、公正・中立性をもって対応する。具体的には、地域包括支援センターに相談をした方に対しては、サービス事業者一覧表等を提示し、複数の選択肢があることを相談者が知る機会を設けたうえで、相談者の意思を尊重し、最終的に相談者が選定の判断をするように案内する。
個人情報保護	職員は、高齢者等の心身の状況や家庭の状況を幅広く知り得る立場にあるため、その情報管理には万全を期す。業務用コンピューターの使用は、センター職員だけが使用できるようパスワードを設け、他の人が使用できないよう管理する。また、外部接続媒体の利用制限やネットワークセキュリティの導入、外部への持ち出し禁止、帰宅時には鍵のかかったボックスにコンピューターを片付け管理する。個人ファイルについては、鍵のかかる書庫に保存して、個人情報の管理の徹底を図る。夜間・休日の事務所管理では、防犯サービス、火災監視サービスなどセキュリティサービスを委託する。 各業務の実施にあたり、当該業務の実施に関する個人情報を使用する場合には、知り得た情報は目的の最小限の範囲で関係機関等に提供・共有することをあらかじめ本人に同意を得る。指定介護予防支援等の委託における委託先の個人情報の取り扱いについては、委託契約において関係法令を遵守し、厳重に取り扱う旨を明記し、その保護に遺漏のないよう指導・配慮する。守秘義務が課されないインフォーマルな関係者からは、個人情報等を守秘する旨の同意を得る。 また、業務内で扱う全ての個人情報に対して、「市が保有する情報の取り扱いに関する特記仕様書」に準じて措置を講じる。万一、個人情報の紛失、漏洩があった場合には、速やかに市に報告し、指示に基づき対応する。
事故・緊急時の対応	業務の実施に関連して事故が生じた場合は、被害を最小限に防止するため関係機関と連携し対応する。なお、事故による損害に係る補償が発生した場合には、損害補償保険にて対応する。 災害発生においては、総合相談支援業務で把握している又はサービスを利用している高齢者等の安否確認や必要な支援を職員が連携し行うとともに、市と協議してその指示に従う。 閉所日及び閉所時間外の緊急時の対応するために、24時間対応可能な連絡体制のため携帯電話を職員交代で持ち対応する。また、本体施設との連携をとり緊急連絡体制を整える。
苦情処理と業務への反映	苦情処理体制については、苦情受付窓口を設置し、苦情解決に関する規程に遵守し対応する。この規程には、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置し、苦情が発生した場合には苦情の内容・苦情申し出人の意向を確認し、迅速かつ適切な対応を行う。苦情は直接、電話、Eメール、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付ける。苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意を持って話し合い、解決に努める。また必要に応じ、市に報告するとともに苦情解決のための助言、指導を受ける。そして、苦情に対する評価、反省、改善し地域高齢者等の信頼に応えるとともに、センターが行う業務の向上に努める。

5. 各業務の具体的な取組事項（評価 3:十分に達成 2:ほぼ達成 1:未達成）

(1)総合相談支援事業 【業務内容】地域におけるネットワークの構築、要援護高齢者等の実態把握、在宅介護等に関する総合相談			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・センターのチラシを活用しながら、高齢者の相談窓口であることの周知を継続していく。 ・民生委員が定期的に開催している民児協に参加し、顔の見える関係を築き情報共有を密に行うことで連携を強化し地域とのつながりを広げる。 ・センターに来所できない相談者についても、引き続き実態把握事業などを通して、アウトリーチ活動（不在時必要に応じて不在票の配布も含め）を行う。 ・個別ケースの支援方針や支援方法、支援の進捗について、センター内で共有・検討する。 ・困難と思われるケースについては基幹型と連携を取りながら相談事例解決のため連携して対応する。	3	・民生委員の方々が直接センターに来訪され相談されるなど顔の見える関係が構築されてきている。 ・相談件数が増えている中、実態把握訪問は三職種のどの専門職が対応するのが適切かセンター内で協議し訪問が迅速に行えた。
(2)権利擁護業務 【業務内容】成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用促進、高齢者虐待への対応・困難事例への対応、消費者被害の防止			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・高齢者虐待、又は虐待が疑われるケースについて迅速に初回相談の内容の共有と、事実確認を行うための協議をセンター内で行い、緊急性の判断、対応方針について基幹型と連携を取り対応していく。その際、高齢者虐待対応マニュアルを活用する。 ・消費者被害や成年後見制度の活用が必要な高齢者については関係機関と連携して支援を行う。	2	・高齢者虐待または虐待が疑われるケースについて高齢者虐待対応マニュアルを活用し高齢者虐待の定義を確認。必要時には基幹型に相談するなど対応できた。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 【業務内容】包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築、地域における介護支援専門員のネットワーク構築支援、地域の介護支援専門員に対する後方支援			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	- 定期的に市内のケアマネジャーが集うケアマネジャーネットワークに参加し、地域を担当するケアマネジャーと顔の見える関係を築き、指定介護予防支援及び介護予防給付における、より質の高いケアマネジメントを実現するため介護支援専門員に対する後方支援を行う。 - ケアマネジャーの後方支援が適切に行えるようセンター内で3職種が連携して支援方針、支援方法を検討する。また適宜進捗状況を共有する。 - 地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう地域における関係機関や多職種の連携・協働の体制づくりが行えるよう基幹型と協力していく。	2	地域を担当するケアマネジャーから困難事例の相談を受けた際などには後方支援として適切に助言できた。また時には同行訪問するなど相談内容に応じた対応を取ることができた。
(4) 認知症総合支援事業 【業務内容】認知症地域支援推進員、認知症カフェ			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	- 認知症初期集中支援チーム員会議に出席しチーム員として認知症または認知症が疑われる人の自立した生活を支援していく。チーム員としての訪問終了後も必要時センターで個別訪問を継続していく。 - 認知症ケアパスや認知症おでかけ安心シールの活用等により、本人の安心した生活への支援や家族の精神的負担の軽減が図れるよう、啓発活動を行う。 - 認知症本人やその人を支える家族、地域住民等が集い、交流の場を提供する。 - パンフレットを用い認知症カフェの啓発活動を行うとともに、カフェの運営を継続して行う。さらに新規開設志望者には立ち上げ支援を行う。	2	- 認知症初期集中支援チーム員会議に出席し新規相談ケースを提出し対応方法を検討することができた。 - 相談時、認知症カフェの周知が行えている。参加者も定期的に参加され集いの場となっている。さらに参加者が増えるよう参加方法を検討していく。
(5) 地域ケア会議 【業務内容】個別課題検討型地域ケア会議、地域課題検討型地域ケア会議			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	- 市が開催する自立支援型地域ケア会議に参加し、自立支援に資するケアマネジメントに向けた支援を行う。 - 市が開催する自立支援型地域ケア会議の開催に協力し、高齢者の課題解決のため地域での支援ネットワークを構築する。 - 積み重ねた個別ケースから地域課題が発見できるようセンター内で情報共有し検討していく。 - 地域包括ケアシステムが構築されるよう、地域課題への対応状況や課題解決策等について意見交換を行う地域ケア推進会議ワーキンググループに参加していく。	2	- 自立支援型地域ケア会議に事例を提出し、医療・介護関係者と自立に資するケアマネジメントについて協議できた。 - 地域ケア推進会議ワーキンググループに参加し地域課題の抽出ができた。課題をどのように減らしていくか地域課題検討型地域ケア会議が開催できるよう周知していく。
(6) 指定介護予防支援等業務(指定介護予防支援・第1号介護予防支援) 【業務内容】指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	- 市内にあるケアマネジャーネットワークに定期的に参加し自立支援に向けたプランニングが適切に行えるよう情報収集し知識を深めネットワークを構築する。 - 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを計画するため法人内外の研修会に参加する。 - 業務の一部を委託する場合、利用者の不利とならないよう公平・中立に委託契約を締結している居宅の中から選定する。また利用者の希望により委託契約が締結されていない居宅を選定する場合は、市に申し出て委託契約を滞りなく行う。	2	- ケアマネジャーネットワークの研修会に参加し自立支援に資するケアマネジメントについての情報収集をすることができた。 - 業務の一部を委託する場合、公平・中立に選定することができた。
(7) その他 【業務内容】チームアプローチの実行・取組、職員の資質向上			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	- 地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議へ出席し、運営状況の確認を行う。 - サービスの質の向上に務め、地域に開かれたサービスとなるよう適切な運営が行われているか確認する。 - センター内でチームで活動するため、多職種の専門性を理解し適切な役割分担が行え、柔軟に対応していけるよう定期的なカンファレンスを行い、情報共有を図る。 - 法人内外の研修に定期的に参加し、研修で得た知識や技術をチームで共有する。	2	- 地域密着型運営推進会議に出席し困難事例への対応など知ることができた。また地域の実情などの情報提供が行えた。 - 週1回センター内でのケース会議が継続できている。専門職としてどのようにフォローするかなど役割分担を行い柔軟に対応できた。

【包括的支援事業他】

科 目		予算額	決算額	差 異	備考
収 入	委託費収入	32,000,000	32,000,000	0	
	ケアプラン収入	4,800,000	2,287,346	2,512,654	
収入合計		36,800,000	34,287,346	2,512,654	①
人 件 費	必須配置職員人件費合計	27,460,000	27,654,299	△ 194,299	
	任意配置職員人件費合計	6,885,300	6,996,165	△ 110,865	
	退職給付支出	819,000	855,000	△ 36,000	
	労働保険料	531,758	364,822	166,936	
人件費合計		35,696,058	35,870,286	△ 174,228	②
事 業 費	水道光熱費	195,000	208,148	△ 13,148	
	保険料	158,000	170,540	△ 12,540	自動車保険、火災保険
	事務消耗品	515,000	468,059	46,941	消耗品
	健康診断費	77,000	74,360	2,640	
	賃借料	610,000	608,520	1,480	O A 機器
	通信運搬費	390,000	377,538	12,462	
	業務委託費	146,500	150,480	△ 3,980	警備委託
	車両費	160,000	447,009	△ 287,009	燃料、車両修繕、車検
	土地賃借料	1,200,000	1,200,000	0	
	建物償却（耐用年数24年）	1,388,290	1,388,290	0	
	構築物償却（耐用年数10年）	495,000	495,000	0	
	車両償却（耐用年数4年）	485,784	485,784	0	
	備品償却（耐用年数5年）	72,733	72,733	0	収納庫など
	権利償却（耐用年数15年）	19,899	19,899	0	水道加入権
	研修費	10,000	1,560	8,440	
	手数料	12,000	8,910	3,090	
	雑費	10,000	8,180	1,820	会費など
事業費合計		5,945,206	6,185,010	△ 239,804	③
支出合計		41,641,264	42,055,296	△ 414,032	④（②+③）
事業区分繰入金（収支差額分）		4,841,264	7,767,880	△ 2,926,616	法人内資金移動

【指定介護予防支援事業】

科目	予算額	決算額	差異	備考
ケアプラン収入合計	3,400,000	3,765,660	△ 365,660	
人件費支出合計	3,400,000	3,531,210	△ 131,210	
指定介護予防収支	0	234,450	△ 234,450	

令和 7 年度 地域包括支援センター一年間事業計画・報告・自己評価書

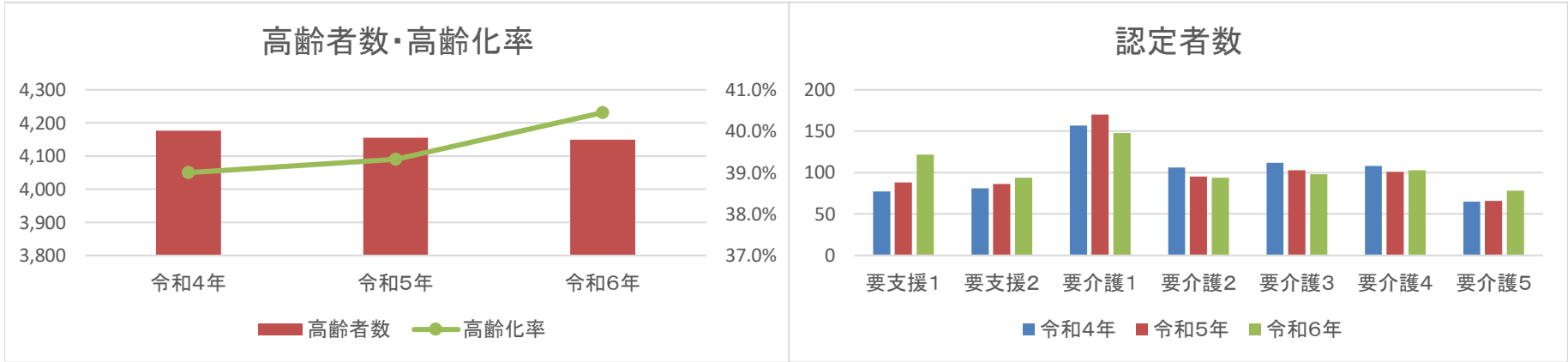
計画作成日 令和7年4月1日
報告・自己評価作成日 令和8年3月31日

1. 地域包括支援センター基本情報

センター名		袖ヶ浦市平川地区地域包括支援センター			
業務地域		永地、下泉、高谷、三箇、三箇錯綜、川原井、林、野里、上泉、永吉、岩井、百目木、百目木飛地、百目木錯綜、横田、大鳥居、三黒、谷中、真里錯綜、下内橋錯綜、戸国飛地、下根岸、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、玉野、上宮田、下宮田			
運営法人名称		社会福祉法人 瑞光会			
受託期間（初回受託開始日）		令和5年10月1日～令和10年3月31日（令和5年10月1日）			
職員配置					
令和7年4月1日時点（計画時）					
氏名	職種	資格	勤務形態	兼務	備考
坪内則子	保健師に準ずる者	看護師	常勤	キャラバン・メイト	
春名剛志	社会福祉士	社会福祉士	常勤	キャラバン・メイト 認知症地域推進員	
柳井 ゆう子	主任介護支援専門員	主任介護支援専門員	常勤	キャラバン・メイト 認知症地域推進員	
鳥澤 美和子	社会福祉士	社会福祉士	常勤	キャラバン・メイト 認知症地域推進員	
令和8年3月31日時点（報告時）					
氏名	職種	資格	勤務形態	兼務	備考
柳井 ゆう子	主任介護支援専門員	主任介護支援専門員	常勤	管理者、キャラバン・メイト 認知症地域推進員	
春名剛志	社会福祉士	社会福祉士	常勤	キャラバン・メイト 認知症地域推進員	
早友 治子	保健師に準ずる者	看護師	常勤	キャラバン・メイト 認知症地域推進員	
鳥澤 美和子	社会福祉士	社会福祉士	常勤	キャラバン・メイト 認知症地域推進員	

2. 担当圏域基本情報 ※10月1日時点、袖ヶ浦市提供

	令和4年	令和5年	令和6年
人口	10,710	10,569	10,257
高齢者数	4,177	4,156	4,149
前期高齢者数	2,042	1,927	1,868
後期高齢者数	2,135	2,229	2,281
高齢化率	39.0%	39.3%	40.5%
要支援1	77	88	122
要支援2	81	86	94
要介護1	157	170	148
要介護2	106	95	94
要介護3	112	103	98
要介護4	108	101	103
要介護5	65	66	78



3. 基本方針・重点目標

基本方針 平川地区では人口減少に加え、高齢化率は市内で最も高い地域となっている。今後更に高齢者の増加が見込まれることから、介護予防や可能な限り地域で自立した日常生活を送ることができる支援を行っていく。
重点目標 ・高齢者の相談窓口として、総合相談を広く受け付けられるよう、周知活動や地域住民、民生委員、各関係機関と顔の見える関係づくりを継続し、連携を強化していく。 ・認知症に対する正しい理解や普及を行い、認知症の方とその家族を地域で支えていけるよう地域住民の意識向上に努める。 ・多様化する相談やニーズに対応していくことや、成年後見制度の利用や、高齢者虐待への対応が適切に行えるよう、研修会の参加や、各専門職の連絡協議会へ参加することで、包括職員のスキルアップを図る。

4. 基本的な取組事項

項目	取組内容
公平・中立性の確保	公平・中立な立場から市の施策との一体性を保ちながら運営していく。また、関係法令等を遵守するとともに、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう十分配慮する。
個人情報保護	地域包括支援センターの職員及びこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らさない。また、各業務の実施にあたり、当該業務の実施に関する個人情報の活用を図る必要があるときは、あらかじめ本人から個人情報を目的の最小限の範囲で利用することに同意を得ておくとともに、指定介護予防支援等の委託における委託先の個人情報の取扱については、委託契約において関係法令を遵守し、厳重に取り扱う旨を明記し、その保護に遺漏の無いよう指導・配慮する。なお、本業務内で扱う全ての個人情報に対して、別記「市が保有する情報の取扱いに関する特記仕様書」に準ずる措置を講ずるものとし、万一、個人情報の紛失、漏洩があつた場合には、速やかに袖ケ浦市へ報告し、袖ケ浦市の指示に基づいて対応する。
事故・緊急時の対応	業務の実施に関連して事故が生じた場合は、被害を最小限に防止するための必要な措置を講ずるとともに、市へ速やかに報告する。
苦情処理と業務への反映	苦情処理については、苦情等に対応する体制を整備、周知するとともに、誠実に対応し、再発防止に努める。また、必要な場合は速やかに袖ケ浦市に報告する。 業務への反映については担当者が全過程を記録し、今後同様の問題が生じないよう適宜確認を行うようにし、更にセンター内で会議を開催し、必要に応じて会議で事例検討を行なう。会議では原因と結果の明確化、責任の所在と内容の明確化、具体的な対応策の立案、具体的な再発防止策の立案、今後の対応について話し合い、袖ケ浦市への報告する。

5. 各業務の具体的な取組事項（評価 3:十分に達成 2:ほぼ達成 1:未達成）

(1)総合相談支援事業 【業務内容】地域におけるネットワークの構築、要援護高齢者等の実態把握、在宅介護等に関する総合相談			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・各相談の早期解決に向け、フォーマル、インフォーマル問わず連携を取るように心がける。その際、民生委員、児童委員との連携が必要となる場面が多い為、民児協等を利用し、密な情報交換に努める。 ・個別ケースの支援方針や支援方法、支援の進捗について、センター内で共有・検討する。	3	顔の見える関係を築くために民児協に参加し民生委員等と必要に応じて連携できるように、困りごとには速やかに対応し信頼関係を構築するよう努めている。地域活動を通して地域住民への周知を図っている。毎朝ミーティングの時間を設け、個別ケースや総合相談の情報を共有し支援方針・支援方法、支援の進捗について利用者、相談者の不利益にならないように検討している
(2)権利擁護業務 【業務内容】成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用促進、高齢者虐待への対応・困難事例への対応、消費者被害の防止			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・高齢者虐待又は虐待が疑われるケースについて、速やかに市へ報告し、高齢者の安全と必要な医療・介護の提供が守られるよう支援する。また、養護者への支援も行い、再発防止を図る。 ・個別ケースの支援方針や支援方法、支援の進捗について、センター内で共有・検討する。	2	高齢者虐待又は疑われるケースは、速やかに市に報告している。担当ケアマネからの聞き取りや必要に応じて本人・家族からの聞き取り及び面談を行い、都度、市に情報共有をしている。市との連携は充分に図れている。センター内でも同様。当地域において高齢者虐待は発生していないが今後に備えて十分な知識を得ていく必要がある。重層的な他機関との関り、個別ケースを通してスキルアップに繋げていきたい。引き続き各関係機関との連携を図り、報告・連絡・相談に努めていく

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 【業務内容】包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築、地域における介護支援専門員のネットワーク構築支援、地域の介護支援専門員に対する後方支援			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・困難事例に対しては、適宜個別の地域ケア会議を開催し、多職種で問題解決を図る。 ・介護支援専門員からの相談に対して、同行訪問、情報提供を行うなど、後方支援を行っていく。	2	令和7年度個別の地域ケア会議の開催はない。困難事例に対して多職種で問題解決が図れるように地域ケア会議の機能を知り、その有効活用ができるようにすることが課題 介護支援専門員からの相談に対して、介護支援専門員の精神面に配慮しセンター内の多職種で関わり、都度、市に情報共有をし問題解決を図っている
(4) 認知症総合支援事業 【業務内容】認知症地域支援推進員、認知症カフェ			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・認知症初期集中支援チームと連携し、適切な医療や介護等、地域での生活が継続できるようにする。 ・認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する理解者を育てる。 ・認知症カフェの新規開設や継続に向けた支援を行う。	2	毎月、認知症初期集中支援チーム員会議に参加。多職種で対象者及びその家族についての課題を共有し地域での生活が継続できるよう検討している。令和7年6月には医師によるアウトリーチがあり介護保険申請に繋がったケースがある。認知症サポーター養成講座を9月（中学校）、12月・令和8年1月（小学校）、2月（高齢者団体）に開催ができた。認知症カフェ（ウェルカフェ）を毎月実施しているが、参加者が限定されており参加人数が増えていない状況。気軽に相談や参加できる場所作りを目標に周知活動を強化することが課題
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・個別課題検討型・地域課題検討型の各地域ケア会議を開催し、ケース毎の問題解決に向けた支援を行う。 ・市が開催する自立支援型の地域ケア会議に参加し、自立支援に資するケアマネジメントに向けた支援を行う。	2	必要時に個別課題検討型地域ケア会議、地域課題検討型の地域ケア会議を定期的に開催する視点を持ち多職種が連携し課題解決に向かうようなスキルを身に付けていくことが課題 自立支援型の地域ケア会議では、多職種の専門的な意見から自立支援に資するケアマネジメントに向けた学びの場に介護支援専門員と共に参加している
(6) 指定介護予防支援等業務（指定介護予防支援・第1号介護予防支援） 【業務内容】指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・要支援認定者及び総合事業対象者の「その人が目指す自立した生活」を個別的に捉え、利用者本人が主体的に取り組めるケアプランを作成する。 ・地域包括支援センター職員の研修の受講や地域包括支援センター内での助言指導により、自立支援に資するケアマネジメントに努める。	2	要支援認定者及び総合事業対象者に対して迅速に対応し、個別性を重視したケアプランを立案。センター内でも事例検討し共有し研修にも参加している
(7) その他 【業務内容】チームアプローチの実行・取組、職員の資質向上			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・3職種が協力して課題に取り組めるよう「情報の共有」「目的の共有」を行う。 ・異なる職種、複数名で困難ケース、初回訪問等に対応することで、多職種の視点、考え方を学び合う。 ・外部研修への積極的な参加。 ・一般介護予防事業において、昨年度実施された長浦地区での百歳体操交流会を今年度平川地区で開催する予定のため、開催に向けた準備を行う。	3	令和7年8月に3職種が揃い人員が確保されたため、それぞれの専門性を生かし課題に取り組む検討することができており、多職種の視点や考え方を学んでいる。複数名で実態把握訪問を行い今後の支援方針を検討することができている。積極的に外部研修に参加しスキルの向上に努めている 令和8年3月に百歳体操交流会を2ヶ所で開催。イベントを開催しても参加者が集まりにくい地域ではあるが、多くの人に関心を持ってもらえたため多くの参加者に参加してもらうことができた

令和7年度

袖ヶ浦市平川地区地域包括支援センター 令和7年度収支決算書

【包括的支援事業他】

	科目	予算	決算	差異	備考
収入	委託費収入	24,000,000	24,000,000	0	
	ケアプラン収入	2,400,000	2,526,948	126,948	
	その他収入	0	499,000	499,000	家族介護教室等
収入合計		26,400,000	27,025,948	625,948	①
人件費支出	人件費	18,840,000	15,977,618	△ 2,862,382	
	福利厚生費	2,615,000	2,364,989	△ 250,011	
	労働保険	168,000	91,834	△ 76,166	
人件費合計		21,623,000	18,434,441	△ 3,188,559	
事業費	保険料	30,000	35,000	5,000	
	事務消耗品費	760,000	306,003	△ 453,997	
	通信運搬費	84,000	120,697	36,697	
	車両費	360,000	80,407	△ 279,593	
	旅費交通費	300,000	17,470	△ 282,530	
	研修費	510,000	42,000	△ 468,000	
	業務委託費	1,680,000	1,680,000	0	第1号介護予防支援事業委託費
	手数料	240,000	15,058	△ 224,942	
	雑費	813,000	284,070	△ 528,930	光熱費按分含む
事業費合計		4,777,000	2,580,705	△ 2,196,295	
支出合計		26,400,000	21,015,146	△ 5,384,854	②
収支差額		0	6,010,802	6,010,802	①-②

【指定介護予防支援事業】

ケアプラン収入	1,920,000	1,440,000	△ 480,000	
人件費支出	720,000	720,000	0	
業務委託費	1,200,000	1,200,000	0	介護予防支援事業委託費
収支差額	0	△ 480,000	△ 480,000	

令和7年度

袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

進捗状況

基本理念
ふれあいとささえあい
ともに安心して暮らせる まちづくり

各事業の評価一覧(基本施策別)

基本目標	基本施策	事業数	評価区分			
			A	B	C	D
1 介護予防と健康づくりの推進	(1) 介護予防・重度化防止の推進	8事業	5	3		
	(2) 健康づくりの推進	13事業	1	12		
2 住み慣れた地域での生活支援	(1) 相談支援体制の充実	9事業	7	2		
	(2) 生活支援サービスの充実	13事業	6	5	2	
	(3) 介護保険サービスの充実	3事業	1	1	1	
	(4) 在宅医療・介護の連携	1事業	1			
	(5) 安心して暮らせるまちづくり	10事業	5	4	1	
	(6) 権利擁護施策の推進	6事業	4	1	1	
	(7) 介護人材の確保・定着支援	4事業	2	2		
3 地域で支え合う仕組みづくり	(1) 支え合い活動の推進	8事業	5	3		
	(2) 認知症予防・共生に向けた取組	4事業	3	1		
4 生きがいづくりと社会参加の推進	(1) 地域でのふれあいづくりの推進	7事業	1	5	1	
	(2) 社会貢献活動の推進	4事業	1	3		
計		90事業	42	42	6	0

評価区分 A:目標以上に達成した (目標に対し100%以上を達成)
 B:おおむね達成した (目標に対し70%以上100%未満を達成)
 C:目標を下回った (目標に対し70%未満)
 D:実施しなかった

基本目標1：介護予防と健康づくりの推進

基本施策(1)：介護予防・重度化防止の推進

No.	事業名	取組概要	第9期計画の取組			取組の効果	担当課
			項目	令和6年度	令和7年度		
①	介護予防・生活支援サービス事業	要支援者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対し、地域の実情に合わせた多様なサービスを提供します。 生活支援体制整備事業と連携し、地域の支え合いによる生活支援の拡大を図ります。	計画	・資格や人員等の基準を緩和した訪問型サービスAの充実 ・専門職による短期集中予防サービスCの充実 ・住民主体によるサービスB及びサービスDの実施の可能性に向けた検討 ・住民主体の支援活動団体数 9団体以上 ・生活支援コーディネーターの相談・地域資源情報収集等の対応件数 180件	・資格や人員等の基準を緩和した訪問型サービスAの充実 ・専門職による短期集中予防サービスCの充実 ・住民主体によるサービスB及びサービスDの実施の可能性に向けた検討 ・住民主体の支援活動団体数 10団体以上 ・生活支援コーディネーターの相談・地域資源情報収集等の対応件数 180件	訪問型サービスAや短期集中サービスC、訪問型サービスB・D、通所型サービスBを実施し、要介護となるリスクのある高齢者や日常生活上の手助けが必要な高齢者等への多様なサービスの提供を行うことができた。 これらの多様なサービスを通じ、介護予防及び本人の能力に応じた生活支援による重度化防止や社会参加の拡大が図られた。	高齢者支援課
			実績	従来のホームヘルパー・デイサービスよりも緩和した基準により行う【訪問型サービスA】を実施した。 ・利用者数延38人 理学療法士等の専門職による「通いの教室」と「自宅訪問支援」を組み合わせ短期間に行う教室【短期集中サービスC】を実施した。 ・利用者計64人 ボランティア等の住民が主体となり実施される生活支援を行う【訪問型サービスB】、移動支援を行う【訪問型サービスD】、通いの場を実施する【通所型サービスB】を実施した。 ・訪問型サービスB（D含む）利用者数延1,513人 ・通所型サービスB利用者数延3,512人 ・住民主体の支援活動団体数13団体 ・生活支援コーディネーターの相談・地域資源情報収集等の対応件数239件	従来のホームヘルパー・デイサービスよりも緩和した基準により行う【訪問型サービスA】を実施した。 ・利用者数延48人 ・理学療法士等の専門職による「通いの教室」と「自宅訪問支援」を組み合わせ短期間に行う教室【短期集中サービスC】を実施した。 ・利用者計60人 ボランティア等の住民が主体となり実施される生活支援を行う【訪問型サービスB】、移動支援を行う【訪問型サービスD】、通いの場を実施する【通所型サービスB】を実施した。 ・訪問型サービスB（D含む）利用者数延2,497人 ・通所型サービスB利用者数延4,096人 ・住民主体の支援活動団体数16団体 ・生活支援コーディネーターの相談・地域資源情報収集等の対応件数288件		
			事業評価	A	A		
②	介護予防普及啓発事業	保健師等の専門職による「おらが出張講座」の開催のほか、介護予防の必要性について、広報紙への掲載やイベント時に啓発パンフレットの配布を行うなどの普及啓発活動を行います。 その他、食べる楽しみを持ち続けられるよう口腔機能の維持の取組や活動的な生活のための失禁予防の取組等、各種介護予防について教室や講演会を実施します。	計画	・各種介護予防の相談や講習会の実施 ・おらが出張講座実施回数 61回	・各種介護予防の相談や講習会の実施 ・おらが出張講座実施回数 61回	介護予防講演会・教室、おらが出張講座の実施により、高齢者が介護予防を通して、自分自身に興味をもち、生活を見直す、新しい取り組みを始める等、活動的な生活を送る一助となった。	高齢者支援課
			実績	【介護予防講演会の開催】 ウォーキング講座とフレイル予防講演会を実施。 ・開催回数：2回 ・参加者数（延）：206人 【介護予防教室の開催】 「認知症予防」「嚥下機能」「栄養」「口腔」「尿失禁予防」「フレイル予防」等をテーマに教室を開催。 ・開催回数：19回 ・参加者数（延）：275人 【おらが出張講座】 「季節の健康」「認知症予防」「口腔」「骨粗しょう症予防」等をテーマに実施。 ・実施回数：73回 ・参加者数（延）：1,635人	【介護予防講演会の開催】 「難聴と認知症」と「eスポーツ体験会」を実施。 ・開催回数：2回 ・参加者数（延）：86人 【介護予防教室の開催】 「認知症予防」「腰痛予防」「栄養」「口腔」「尿失禁予防」「サルコペニア予防」等をテーマに教室を開催。 ・開催回数：17回（津波警報により1回中止） ・参加者数（延）：338人 【おらが出張講座】 「季節の健康」「認知症予防」「体操」「骨粗しょう症予防」等をテーマに実施。 ・実施回数：79回 ・参加者数（延）：1,962人		
			事業評価	A	A		
③	袖ケ浦いきいき百歳体操	介護予防体操である「袖ケ浦いきいき百歳体操」について、実施地域や参加者のさらなる拡大を図ります。 さらに、袖ケ浦いきいき百歳体操の実施団体同士の情報共有、発表の機会を設け、モチベーションの維持に努め、活動の継続を支援します。	計画	・モチベーション向上のための百歳体操新聞発行等 ・参加者数 1,375人	・モチベーション向上のための百歳体操新聞発行等 ・参加者数 1,460人	高齢者の歩いていける場所での、住民主体の活動が継続的に実施され、運動機能の維持・向上による介護予防面での効果に加え、社会性の維持・拡大が図られ、居場所づくり、生きがいづくりにつながるものとなっている。	高齢者支援課
			実績	【百歳体操】 ・実施団体：65団体 ・参加者数（延）：1,344人 ・新たに1団体を立ち上げた。休止していた団体については、代表へ働きかけ、1団体再開となった。 【百歳体操新聞発行】 1回（3月1日発行） 【百歳体操交流会開催（長浦地区）】 ・参加者数：108人	【百歳体操】 ・実施団体：64団体・参加者数（延）：1,421人 ・新たに3団体を立ち上げた。 【百歳体操新聞発行】 1回（3月1日発行） 【百歳体操交流会開催（平川地区）】 ・参加者数：45人		
			事業評価	B	B		
④	地域介護予防活動支援事業	通いの場や各種活動が継続的に拡大していくよう、はつらつシニアサポーターの養成・活動支援を行います。	計画	・はつらつシニアサポーター養成講座の実施。 ・サポーターの活躍場所の拡大および活動につながるスキルアップ研修の実施。 ・はつらつシニアサポーター養成講座受講者数 15人	・はつらつシニアサポーター養成講座の実施。 ・サポーターの活躍場所の拡大および活動につながるスキルアップ研修の実施。 ・はつらつシニアサポーター養成講座受講者数 15人	はつらつシニアサポーター養成数は目標を達成することができた。スキルアップ研修では、サポーター自身の予防活動の知識・技術の習得に加え、今後の活動に関する意見交換を行った。参加型の取り組みを行うことで、サポーター自身の介護予防に加え、活躍する場の拡大につながる内容となった。	高齢者支援課
			実績	【はつらつシニアサポーター養成講座】 ・実施回数：3回（うち1回はおらが出張講座） ・養成者数：23人（総計：174人） 【スキルアップ研修】 ・実施回数：3回 ・参加者数（延）：29人 サポーターのうち、希望者に市が実施する介護予防事業の実施時に、職員の補助として参加してもらうことができた。	【はつらつシニアサポーター養成講座】 ・実施回数：2回（うち1回はおらが出張講座） ・受講者数：25人 【スキルアップ研修】 ・実施回数：2回 ・参加者数（延）：41人 ・サポーターのうち、希望者に市が実施する介護予防事業の実施時に、職員の補助として参加してもらうことができた。		
			事業評価	A	A		
⑤	介護予防把握事業	アンケートの実施や医療機関・民生委員等からの様々な情報を活用し、生活機能の低下により支援が必要な高齢者を把握します。把握した対象者について、訪問通所一体型サービスC（専門職による短期集中予防サービス）等の各種介護予防活動への参加を促し、介護予防につなげます。	計画	・要介護等認定を受けていない65歳以上の者に基本チェックリストを発送する。 ・生活機能の低下した虚弱高齢者を把握し、サービスC等介護予防の取組みに繋げる。	・要介護等認定を受けていない65歳以上の者に基本チェックリストを発送する。 ・生活機能の低下した虚弱高齢者を把握し、サービスC等介護予防の取組みに繋げる。	地域に潜在する虚弱高齢者を基本チェックリストや地域からの情報により把握し、袖ケ浦いきいき百歳体操やサービスCへの参加を勧奨するなど、介護予防の取組みにつなげることができた。	高齢者支援課
			実績	要介護等認定を受けていない65歳以上の高齢者のうち、昭和・平岡・中川富岡地区に対して基本チェックリストを発送し、生活機能の低下した虚弱高齢者を把握し、サービスC等介護予防の取組みに繋げた。 ・調査対象者 6,899人 ・回答者数計 4,681人 うち事業対象者 2,470人 医療機関や民生委員等からの連絡や、窓口、電話相談等を通して、介護予防の取組が必要な高齢者に対して勧奨を行った。	要介護等認定を受けていない65歳以上の高齢者のうち、長浦・根形地区に対して基本チェックリストを発送し、生活機能の低下した虚弱高齢者を把握し、サービスC等介護予防の取組みに繋げた。 ・調査対象者 7,800人 ・回答者数計 5,332人 うち事業対象者 2,806人 医療機関や民生委員等からの連絡や、窓口、電話相談等を通して、介護予防の取組が必要な高齢者に対して勧奨を行った。		
			事業評価	B	B		

基本目標1：介護予防と健康づくりの推進
基本施策(1)：介護予防・重度化防止の推進

No.	事業名	取組概要	第9期計画の取組			取組の効果	担当課
			項目	令和6年度	令和7年度		
⑥	地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を強化するために、リハビリテーション専門職等の関与を促進します。	計画	・地域リハビリテーション活動支援事業業務委託により、袖ケ浦いきいき百歳体操団体や地域住民に対し、介護予防の取り組みの機能強化を図る。 ・袖ケ浦市リハビリテーション職等連絡協議会を実施し、専門職の知識や経験を事業へ反映する。	・地域リハビリテーション活動支援事業業務委託により、袖ケ浦いきいき百歳体操団体や地域住民に対し、介護予防の取り組みの機能強化を図る。 ・袖ケ浦市リハビリテーション職等連絡協議会を実施し、専門職の知識や経験を事業へ反映する。	地域の介護予防活動団体へのリハビリテーション専門職等の指導により、介護予防への取り組み強化につながった。 袖ケ浦市リハビリテーション職等連絡協議会においては、介護予防事業の充実に向けて提案をもらい、事業実施に活かすことができた。 また地域ケア会議での助言を通して、自立支援に向けた取り組みを行うなど、地域へのリハビリテーション専門職の関与を図ることができた。	高齢者支援課
			実績	【袖ケ浦市リハビリテーション職等連絡協議会】 ・実施回数：2回 参加者のモチベーションアップを図るために、地域測定会の実施方法について検討を行った。 【地域リハビリテーション活動支援事業委託】 百歳体操実施団体への個別評価や集団指導、介護予防教室の講師を依頼した。 【地域ケア会議】 リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士等）が助言者として参加し、ケアマネジャーにアドバイスする場を設けた。	【袖ケ浦市リハビリテーション職等連絡協議会】 ・実施回数：2回 百歳体操レクチャーに関する意見交換や、eスポーツに関する情報共有を図った。 【地域リハビリテーション活動支援事業委託】 百歳体操実施団体への個別評価や集団指導、介護予防教室の講師を依頼した。 【地域ケア会議】 リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士等）が助言者として参加し、ケアマネジャーにアドバイスする場を設けた。		
			事業評価	A	A		
⑦	一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業（普及啓発、地域活動支援等）の実施状況を含め、介護予防・日常生活支援総合事業全体の評価を行い、効果的な事業の推進を図ります。	計画	・袖ケ浦いきいき百歳体操のマッピング及び住民啓発。 ・袖ケ浦いきいき百歳体操の体力測定会データ集計による、筋力面・社会面評価。	・袖ケ浦いきいき百歳体操のマッピング及び住民啓発。 ・袖ケ浦いきいき百歳体操の体力測定会データ集計による、筋力面・社会面評価。	評価については、主にプロセス評価の中の定量的指標を用いた評価を行っており、その結果を地域住民へフィードバックし、介護予防の取り組み開始への動機付けを図ることができた。	高齢者支援課
			実績	袖ケ浦いきいき百歳体操の活動時に行う体力測定会のデータを集計し、筋力面・社会面の評価を行った。 介護認定率を把握し、介護予防の取り組み評価を行った。 介護予防活動である袖ケ浦いきいき百歳体操の実施状況を把握し、住民に普及啓発を行った。	袖ケ浦いきいき百歳体操の活動時に行う体力測定会のデータを集計し、筋力面・社会面の評価を行った。 介護認定率を把握し、介護予防の取り組み評価を行った。 介護予防活動である袖ケ浦いきいき百歳体操の実施状況を把握し、住民に普及啓発を行った。 平川地区における百歳体操交流会にて、活動マップの作成及び配布を行った。		
			事業評価	B	B		
⑧	【新規】高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	後期高齢者の保健事業について、高齢者が抱える健康課題を把握し、国民健康保険の保健事業と介護保険の地域支援事業を一体的に実施することで、フレイル予防や生活習慣病の重症化予防等に取り組みます。	計画	・ハイレスクアプローチ介入率 40% ・通いの場等における専門職による支援の実施 ・ポピュレーションアプローチ専門職の介入回数 170回	・ハイレスクアプローチ介入率 45% ・通いの場等における専門職による支援の実施 ・ポピュレーションアプローチ専門職の介入回数 175回	ハイレスクアプローチでは、高血圧の方に保健指導や医療機関の受診勧奨を実施でき、ポピュレーションアプローチでは、通いの場等を活用し、医療専門職による健康教育・相談、フレイル予防の周知を行うことができた。また、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する体制や仕組み作りを構築し、関係各課及び関係機関と連携を図ることができた。	高齢者支援課 健康推進課 保険年金課
			実績	【ハイレスクアプローチ】 令和6年度の健診結果より、Ⅱ度高血圧以上で未治療の方を対象に保健指導を実施。 ・介入率：41% 【ポピュレーションアプローチ】 袖ケ浦いきいき百歳体操、フレイル予防講演会、ベジチェック測定会などの通いの場における専門職による支援を実施。 ・ポピュレーションアプローチ専門職の介入回数：175回	【ハイレスクアプローチ】 令和7年度の健診結果より、Ⅱ度高血圧以上で未治療の方を対象に保健指導を実施。 ・介入率：61.1%（3月末時点） 【ポピュレーションアプローチ】 袖ケ浦いきいき百歳体操、ベジチェック測定会などの通いの場における専門職による支援を実施。 ・ポピュレーションアプローチ専門職の介入回数：187回		
			事業評価	A	A		

「基本施策」における事業評価の合計

評価区分		令和6年度	令和7年度
A	目標以上に達成した	5	5
B	おおむね達成した	3	3
C	目標を下回った	0	0
D	実施しなかった	0	0
計		8	8

基本目標1:介護予防と健康づくりの推進
基本施策(2):健康づくりの推進

No.	事業名	取組概要	第9期計画の取組			取組の効果	担当課
			項目	令和6年度	令和7年度		
①	健康づくり推進事業	市民一人ひとりの健康に対する意識の向上と健康的な生活習慣や食生活の定着を図り、生活習慣病の予防や健康維持に向けた環境の整備に努めます。	計画	・各種(がん、若年期、特定、肝炎ウイルス)検(健)診の実施 ・健康相談の実施 ・日常生活のなかで意識的に運動している人の割合 57.4%	・各種(がん、若年期、特定、肝炎ウイルス)検(健)診の実施 ・健康相談の実施 ・日常生活のなかで意識的に運動している人の割合 60.3%	計画に基づき各種事業を実施した。日常生活の中で意識的に運動をしている人の割合が横ばいであるが、引き続き健康教育等を通じ、介護予防と健康づくりを推進する。 検(健)診は計画どおり実施し、予約制の導入やコラボ検診の実施により市民サービスの向上を図ることができた。	健康推進課
			実績	各種(がん、若年期、特定、肝炎ウイルス)検(健)診の実施 ・健康相談の実施 ・訪問指導の実施 ・シニア運動教室の実施 ・フレイル予防の栄養講話2回 ・日常生活の中で意識的に運動をしている人の割合 44.2%(R7.3.31現在)	各種(がん、若年期、特定、肝炎ウイルス)検(健)診の実施 ・健康相談の実施 ・訪問指導の実施 ・シニア運動教室の実施 ・フレイル予防の栄養講話の実施 ・日常生活の中で意識的に運動をしている人の割合 43.3%(R8.3.31現在)		
			事業評価	B	B		
②	健康づくり支援センター管理事業	指定管理者による施設の適切な管理運営を行います。市民の自主的な健康づくりを支援するため、各種運動教室の開催や健康相談を実施します。	計画	・各種教室の実施 ・教室受講者数 19,000人 ・運動健康相談の実施 ・個別健康相談の実施	・各種教室の実施 ・教室受講者数 19,500人 ・運動健康相談の実施 ・個別健康相談の実施	各種運動教室を開催し、概ね予定通りに実施することができた。健康相談は随時受付して実施しており、市民の健康増進の保持に寄与することができた。	健康推進課
			実績	各種運動教室の実施 ・教室受講者数 13,527人 相談事業 ・運動健康相談の実施 ・個別健康相談の実施	各種運動教室の実施 ・教室受講者数 12,195人 相談事業 ・運動健康相談の実施 ・個別健康相談の実施		
			事業評価	B	B		
③	成人保健事業事務事業(生活習慣病予防講演会)	医師会や歯科医師会との連携により生活習慣病予防講演会を開催し、生活習慣病予防への関心と理解を深めます。	計画	・生活習慣病予防講演会の開催講演回数 1回	・生活習慣病予防講演会の開催講演回数 1回	市内薬剤師が市の健康課題である高血圧と薬の関係について講演を実施した。病気と薬の関係について学ぶ機会となり、関心と理解を深めることができた。	健康推進課
			実績	生活習慣病予防講演会の開催 ・開催回数:1回	生活習慣病予防講演会の開催 ・開催回数:1回		
			事業評価	B	B		
④	がん検診事業	対象者に対し、各種検(健)診を実施することにより、個人の健康状態を把握し、健康に対する意識の向上及び疾病の早期予防を図ります。	計画	・5がん(胃・肺・子宮・乳・大腸)検診の実施 ・受診環境の整備	・5がん(胃・肺・子宮・乳・大腸)検診の実施 ・受診環境の整備	大腸がん検診を除く集団検診を予約制を継続し、特定健康診査との同時実施をするなど検診の受診環境を整え、生活習慣病の発症予防に向けた取組を推進することができた。	健康推進課
			実績	5がん(胃・肺・子宮・乳・大腸)の集団検診開催、大腸がん以外の予約制の継続。 特定健康診査と肺がん検診の同時実施による受診環境の整備。	5がん(胃・肺・子宮・乳・大腸)の集団検診開催、大腸がん以外の予約制の継続。 特定健康診査と肺がん検診及び大腸がん検診の同時実施による受診環境の整備。		
			事業評価	B	B		
⑤	健康相談事業	健診結果等を基に個人への保健指導を実施し、生活習慣病の発症予防や重症化予防に向けた取組を支援し、QOLの向上や健康寿命の延伸を図ります。また、健康づくり支援センターにおいても健康不安を抱える利用者からの相談や、栄養や運動等に関する相談にも随時対応します。	計画	・すこやか相談の開催(平均月2回)	・すこやか相談の開催(平均月2回)	高齢者を含む市民の生活習慣病による健康障害を予防し、健康の保持・増進に貢献している。	健康推進課
			実績	すこやか相談(成人) ・全27回開催	すこやか相談(成人) ・全27回開催		
			事業評価	B	B		
⑥	予防接種事業	感染症による患者の発生等の対策として、免疫を獲得し、疾患の予防及び重症化の予防に努めるため、各種予防接種を実施します。	計画	・予防接種法に基づく定期予防接種を実施する。 ・高齢者を対象とする接種 インフルエンザ予防接種 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種	・予防接種法に基づく定期予防接種を実施する。 ・高齢者を対象とする接種 インフルエンザ予防接種 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種	高齢者インフルエンザ・新型コロナ感染症・肺炎球菌ワクチンに加え、新たに定期予防接種となった帯状疱疹の予防接種を実施し、疾病予防の取組を推進することができた。	健康推進課
			実績	実施者数 12,046人 (内訳) ・インフルエンザ 9,321人 (うち被災者3人) ・肺炎球菌 195人 ・新型コロナウイルス感染症 2,530人 (うち被災者2人)	実施者数 10,511人 (内訳) ・インフルエンザ 9,437人 (うち被災者3人) ・肺炎球菌 221人 ・新型コロナウイルス感染症 853人 (うち被災者2人)		
			事業評価	B	B		
⑦	成人・高齢者歯科保健事業	市民が健康な歯で健康な生活を送ることができるよう、健康診査や個別保健指導を実施するほか、口腔がん検診を実施し、疾病の早期発見・早期治療につなげます。	計画	・口腔がん検診年1回の開催 ・成人歯科健康診査の実施	・口腔がん検診年1回の開催 ・成人歯科健康診査の実施	成人歯科健康診査や口腔がん検診の実施により、生活習慣病の発症予防や重症化予防に向けた取組みを推進することができた。	健康推進課
			実績	①成人歯科健康診査 ・(対象者)年度末年齢30、40、50、60、70歳の市民 ・(受診者)214人 ・(受診率)5.0% ②口腔がん検診 ・(対象者)20歳以上の市民 ・(受診者)178人	①成人歯科健康診査 ・(対象者)年度末年齢20、30、40、50、60、70歳の市民 ・(受診者)224人 ・(受診率)4.9% ②口腔がん検診 ・(対象者)20歳以上の市民 ・(受診者)184人		
			事業評価	B	B		
⑧	後期高齢者健康診査等の実施	後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした健康診査について、千葉県後期高齢者医療広域連合より受託して実施します。	計画	・継続 ・後期高齢者健康診査受診率 57.3%	・継続 ・後期高齢者健康診査受診率 57.4%	健康診査や歯科健診を実施することにより、疾病の予防対策や早期発見、早期治療、健康寿命の延伸に寄与した。	保険年金課
			実績	【後期高齢者健康診査】(当初予算見込) 実施時期 個別健診:6月～9月、2月 集団検診:8月～11月(4日間) ・対象者数:9,027人 ・受診者数:4,426人 ・受診率:49.03% 【76歳歯科口腔健診】 実施時期:6月～12月(個別) ・対象者数:989人 ・受診者数:146人 ・受診率:14.8% 保健事業と介護予防の一体的実施に向けて関係各課との会議(5回)を実施した。	【後期高齢者健康診査】 実施時期 個別健診:6月～9月、2月 集団検診:8月～11月(4日間) ・対象者数:9,500人 ・受診者数:4,827人 ・受診率:50.81% 【76歳歯科口腔健診】 実施時期:6月～12月(個別) ・対象者数:1,017人 ・受診者数:120人 ・受診率:11.8%		
			事業評価	B	B		

基本目標1:介護予防と健康づくりの推進
基本施策(2):健康づくりの推進

No.	事業名	取組概要	第9期計画の取組			取組の効果	担当課
			項目	令和6年度	令和7年度		
⑨	人間ドック検診料の助成	国民健康保険に6か月以上加入している満年齢35歳以上の方及び後期高齢者医療保険制度の被保険者の人間ドック受診者に対し、検診料の一部を助成します。	計画	・継続 ・国保短期人間ドック受診者数 690人 ・後期短期人間ドック受診者数 190人	・継続 ・国保短期人間ドック受診者数 680人 ・後期短期人間ドック受診者数 195人	人間ドックの費用助成を実施することで、より詳細な検査を受けることが可能となり、健康診査同様に予防対策や早期発見、早期治療に寄与した。 国保の受診者のうち565名は60歳以上であることから、高齢者の健康増進につながっている。	保険年金課
			実績	・疾病の早期発見、早期治療を図るため、人間ドックの検診料の一部を助成した。 また、国民健康保険加入者に対して、結果が「要精密検査」「要医療(要治療)」の方には医療機関の受診を促し、報告を求めた。 後期高齢者医療保険加入者に対する助成の引き下げ(一律20,000円)を行った。 ・受診者数 国保加入者:674名 後期加入者:263名 ・要精密検査等結果報告書返却率(国保加入者のみ) 67.7%	・疾病の早期発見、早期治療を図るため、人間ドックの検診料の一部を助成した。 また、国民健康保険加入者に対して、結果が「要精密検査」「要治療(要医療)」の方には医療機関の受診を促し、報告を求めた。 ・受診者数 国保加入者:647人 後期加入者:274人 ・要精密検査等結果報告書返却率(国保加入者のみ) 67.1%		
			事業評価	B	B		
⑩	特定健康診査及び特定保健指導の実施	生活習慣病の予防・改善と医療費の適正化対策を推進するため、特定健康診査及び特定保健指導を実施します。 健診結果により腎臓病地域連携バスを送付し、かかりつけ医・専門医・市が連携して、慢性腎臓病の重症化を予防します。	計画	・特定健康診査の受診率 55.0% ・特定保健指導の実施率 60.0%	・特定健康診査の受診率 60.0% ・特定保健指導の実施率 60.5%	健康診査を実施することにより、生活習慣病の発症予防や重症化予防に向けた取組みを推進することができた。 また、特定健診(集団健診)の完全予約制を継続し、肺がん検診および大腸がん検診を同時実施した。	健康推進年金課
			実績	実施期間:個別健診6月～9月、集団健診8月～11月(4日間) 受診履歴を活用した特定健康診査の受診勧奨事業の実施 【特定健康診査】(3月末時点) ・対象者数 7,967人 ・受診者数 3,852人 ・受診者数受診率 48.3% 【特定保健指導】(3月末時点) ・対象者数 470人 ・実施者数 308人(初回済) ・実施率 65.5%(初回済)	実施期間:個別健診6月～9月、集団健診8月～11月(4日間) 受診履歴を活用した特定健康診査の受診勧奨事業の実施 【特定健康診査】(3月末時点) ・対象者数 7,627人 ・受診者数 3,606人 ・受診者数受診率 47.3% 【特定保健指導】(3月末時点) ・対象者数 436人 ・実施者数 288人(初回済) ・実施率 66.1%(初回済)		
			事業評価	B	B		
⑪	【新規】高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施【再掲】	後期高齢者の保健事業について、高齢者が抱える健康課題を把握し、国民健康保険の保健事業と介護保険の地域の保健事業と一体的に実施することで、フレイル予防や生活習慣病の重症化予防等に取り組みます。	計画	・ハイスコアアプローチ介入率 40% ・通いの場等における専門職による支援の実施 ・ポピュレーションアプローチ専門職の介入回数 170回	・ハイスコアアプローチ介入率 45% ・通いの場等における専門職による支援の実施 ・ポピュレーションアプローチ専門職の介入回数 175回	ハイスコアアプローチでは、高血圧の方に保健指導や医療機関の受診勧奨を実施でき、ポピュレーションアプローチでは、通いの場等を活用し、医療専門職による健康教育・相談、フレイル予防の周知を行うことができ、健康増進に繋げることができた。	健康推進年金課 高齢者支援課
			実績	【ハイスコアアプローチ】 令和6年度の健診結果より、Ⅱ度高血圧以上で未治療の方を対象に保健指導を実施。 ・介入率:41% 【ポピュレーションアプローチ】 袖ヶ浦いきいき百歳体操、フレイル予防講演会、ベジチェック測定会などの通いの場における専門職による支援を実施。 ・ポピュレーションアプローチ専門職の介入回数:175回	【ハイスコアアプローチ】 令和7年度の健診結果より、Ⅱ度高血圧以上で未治療の方を対象に保健指導を実施。 ・介入率:61.1%(3月末時点) 【ポピュレーションアプローチ】 袖ヶ浦いきいき百歳体操、ベジチェック測定会などの通いの場における専門職による支援を実施。 ・ポピュレーションアプローチ専門職の介入回数:187回		
			事業評価	A	A		
⑫	総合型地域スポーツクラブ活性化事業	子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず市民の誰もが生涯にわたって、それぞれのライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境の充実を目指し、市内5地区に設置されている総合型地域スポーツクラブを支援します。さらに、各地区の地域住民の健康保持及び相互交流を図ります。	計画	・継続 ・クラブ会員数(5クラブの総合計) 920人	・継続 ・クラブ会員数(5クラブの総合計) 945人	各種イベントについて、継続的に開催することに加え、内容を工夫して開催するなど、会員数の獲得に努めたが、目標値には達していない。しかしながら、健康増進の取組として効果のあるものと評価している。	スポーツ振興課
			実績	市内5地区に設置されている各クラブが自立運営できるように補助金を交付した。幼児期から学童期におけるスポーツデビューを支援するためにプース制でスポーツ体験ができるキッズスポーツフェスタを開催した。また、地域住民の健康保持増進及び相互交流の場として、クラブ間交流大会やウォーキングフェスタを開催した。累計1,000名以上の市民が参加している。 ・クラブ会員数:814人	より多くの子ども達のスポーツ・レクリエーション活動の充実を目指し、生涯学習課と連携し、子どもスポーツフェスタを実施した。また、クラブ無料体験会やウォーキングフェスタ時には、総合型地域スポーツクラブの広報を行い、継続的にスポーツに親しむ入口を紹介している。市内5地区に設置されている各クラブが継続的に運営できるように補助金を交付した。 ・クラブ会員数:811人		
			事業評価	B	B		
⑬	敬老事業(長寿祝金)	高齢の方に敬老の意を表し、長寿を祝すため、長寿祝金等を支給します。	計画	・高齢者に長寿祝金を支給します。 ・最高齢者及び満100歳者に祝品を贈呈します。	・高齢者に長寿祝金を支給します。 ・最高齢者及び満100歳者に祝品を贈呈します。	いつまでも自分らしく健康的な生活を送ることができるよう、節目となる88歳(辞退者1名あり)と99歳以上の高齢者に祝金を贈り、最高齢者及び100歳の高齢者に祝品を贈呈することにより、高齢者への敬老の意を表するとともに長寿を祝い、併せて高齢者福祉の増進を図った。	高齢者支援課
			実績	長寿祝金として、満88歳者に2万円、満99歳以上の者に3万円をそれぞれ支給した。 また、満100歳者及び最高齢者には長寿祝品を贈呈した。 【長寿祝金】 ・満88歳 291名 ・満99歳以上 43名 【長寿祝品】 ・満100歳者 15名 ・最高齢者(107歳)	長寿祝金として、満88歳者に2万円、満99歳以上の者に3万円をそれぞれ支給した。 また、満100歳者及び最高齢者には長寿祝品を贈呈した。 【長寿祝金】 ・満88歳 249名 ・満99歳以上 53名 【長寿祝品】 ・満100歳者 13名 ・最高齢者(106歳)		
			事業評価	B	B		

「基本施策」における事業評価の合計

評価区分		令和6年度	令和7年度
A	目標以上に達成した	1	1
B	おおむね達成した	12	12
C	目標を下回った	0	0
D	実施しなかった	0	0
計		13	13

基本目標2:住み慣れた地域での生活支援
基本施策(1):相談支援体制の充実

No.	事業名	取組概要	第9期計画の取組			取組の効果	担当課
			項目	令和6年度	令和7年度		
①	地域包括支援センターの体制強化	増加する高齢者人口に対応し、相談体制を充実するため、地域包括支援センターの体制強化を図ります。 直営の地域包括支援センター1か所に民間活力を導入した委託による地域包括支援センター2か所を合わせた、現在の3か所から、より支援を充実させるため4か所目の設置を目指します。 本計画期間中においては、新たに1地区(昭和・根形地区)に地域包括支援センターを設置します。	計画	・長浦地区、平川地区の地域包括支援センターの後方支援 ・昭和・根形地区の地域包括支援センター運営事業者の選定 ・支援センター数 3か所	・長浦地区、平川地区の地域包括支援センターの後方支援 ・昭和・根形地区の地域包括支援センターの開設及び引継 ・支援センター数 4か所	昭和・根形地区地域包括支援センターを令和7年7月に予定通り開設し、各方面に対し周知活動を行った。市直営の基幹型地域包括支援センターと併せて、市内4カ所となり、体制強化を図ることができた。	高齢者支援課
			実績	昭和・根形地区地域包括支援センターの運営事業者を決定し、契約締結を行うことができた。令和7年7月開設に向けた周知活動や事業の引継ぎ等の準備を行うことができた。また、すでに開設している長浦・平川地区地域包括支援センターの後方支援等を行った。 (昭和・根形地区) 社会福祉法人 さつき会 令和7年7月1日開設予定	令和7年7月開設に向けた周知活動や事業の引継ぎ等の準備を遅延なく実施することができた。また、開設後はすでに開設している長浦・平川地区地域包括支援センターと併せて、市直営による基幹型地域包括支援センターとして、後方支援等を行った。 (昭和・根形地区) 社会福祉法人 さつき会 令和7年7月1日開設		
			評価実績	A	A		
②	地域包括支援センターによる相談支援の実施	地域包括支援センターによる相談支援の充実を図るため、研修等を活用し、専門職の資質の向上に努めます。 また、地域の関係機関等との連携を密にし、高齢者やその家族のニーズを的確に把握し、包括的な支援を行います。	計画	・国、県等の研修参加 ・関係機関との情報共有	・国、県等の研修参加 ・関係機関との情報共有	専門的な研修の受講、また、各地区包括を含む地域包括支援センター内での、相談に対する支援方法の検討や指導等により、職員の資質の向上を図った。 複雑・複合的な課題のある事例への対応において、関係機関等の連携の中核となり包括的な支援を行うなど、相談支援体制の充実に資する取組みを行うことができた。	高齢者支援課
			実績	専門職等の地域包括支援センター職員が国、県等が実施する高齢者虐待対応や成年後見制度等に関する専門的な研修を受講した。 各地区包括及び庁内関係各課、社会福祉協議会、民生委員、医療・介護専門職など関係機関との相互の情報共有や協力関係の構築等に努めた。	専門職等の地域包括支援センター職員が国、県等が実施する高齢者虐待対応や成年後見制度等に関する専門的な研修を受講した。 各地区包括及び庁内関係各課、社会福祉協議会、民生委員、医療・介護専門職など関係機関との相互の情報共有や協力関係の構築等に努めた。		
			事業評価	A	A		
③	重層的支援体制整備事業	対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備します。	計画	・重層的支援会議の開催回数 10回	・重層的支援会議の開催回数 20回	地域福祉課の自立相談支援室「そでさぼ」において、年齢を問わず相談を受け止めている。その中で複雑化・複合化した相談について地域包括支援センター等と連携して支援を行うこともあり、月に1回の生活困窮分野の支援調整会議の中で地域包括支援センターから相談を受けることもあり、相談支援体制の充実を図ることができた。今後も多くの支援機関と連携し、包括的な支援体制を継続していく。	地域福祉課
			実績	重層的支援体制整備の周知。民生委員児童委員協議会や支援会議において制度周知を行った。 ・重層的支援会議(支援会議含み)の開催回数 13回 ・プラン作成件数 11件 複雑化・複合化した生活課題の相談に対して、重層的支援会議を開催し多機関協働による包括的支援を行った。	重層的支援体制整備の周知。成年後見制度勉強会や施設連絡協議会において制度周知を行った。 ・重層的支援会議(支援会議含み)の開催回数 22回 ・プラン作成件数 8件 複雑化・複合化した生活課題の相談に対して、重層的支援会議を開催し多機関協働による包括的支援を行った。		
			事業評価	A	A		
④	認知症に対する早期対応と支援	認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員が認知症の人や家族に早期に関わり、自立に向けた包括的・集中的な支援を行うとともに、家族の介護負担の軽減を図ります。	計画	・認知症初期集中支援チームによる訪問 ・認知症初期集中支援チーム員会議による、より良い支援の検討	・認知症初期集中支援チームによる訪問 ・認知症初期集中支援チーム員会議による、より良い支援の検討	認知症初期集中支援チーム員会議にて、多職種の従事者間で支援方法を検討し、地域包括支援センターと連携しながら認知症の本人への適切な処遇や家族の介護負担の軽減のための支援を行った。	高齢者支援課
			実績	地域包括支援センター職員と医師、介護福祉士等をメンバーとした認知症初期集中支援チームによる認知症の人及び家族への訪問支援を行った。 ・訪問件数21件 認知症初期集中支援チーム員会議を定期的に実施し、自立に向けた個々のケースの支援方法についての検討を行った。	地域包括支援センター職員と医師、介護福祉士等をメンバーとした認知症初期集中支援チームによる認知症の人及び家族への訪問支援を行った。 ・訪問件数15件 認知症初期集中支援チーム員会議を定期的に実施し、自立に向けた個々のケースの支援方法についての検討を行った。		
			事業評価	A	A		
⑤	介護技術の講習や介護サービスなどの情報提供	家族介護者が介護方法や各種サービスについて学ぶ家族介護教室の実施をはじめ、ニーズに応じた介護サービスの情報提供を行います。	計画	・家族介護教室の開催(6回)	・家族介護教室の開催(6回)	介護に関する技術や知識の習得の場の提供とあわせ、介護サービス等に関する情報を発信することができ、介護者の安心かつ安楽な介護に向けての一助となった。	高齢者支援課
			実績	家族介護者の支援のための家族介護教室を委託包括と協力して実施した 委託包括(長浦地区・平川包括)および特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人(袖ヶ浦菜の花苑)への委託により、介護方法や各種サービスについてなどをテーマに家族介護教室を開催した。 ・教室開催回数 合計6回 ・参加者数58人	家族介護者の支援のための家族介護教室を委託包括等と協力して実施した 委託包括(昭和・根形地区、長浦地区、平川包括)および介護老人保健施設等を運営する医療法人社団(恒久会)への委託により、介護方法や各種サービス等をテーマに家族介護教室を開催した。 ・教室開催回数 合計6回 ・参加者数133人		
			事業評価	A	A		
⑥	エンディングサポート事業	民間事業者との連携による終活に関する講演会等を実施し、人生の終わりをより良いものにしたいと望む高齢者への情報提供を行います。	計画	・終活に関する情報提供等の実施	・終活に関する情報提供等の実施	高齢者の終活の相談支援として、イオンライフ㈱と連携し、エンディングノートを配布することで終活に対する備えの一助として支援することができた。	高齢者支援課
			実績	終活に関する協定を締結したイオンライフ㈱と連携し、終活に関する普及啓発として窓口でエンディングノートや啓発品を配布した	終活に関する協定を締結したイオンライフ㈱と連携し、終活に関する普及啓発として窓口でエンディングノートや啓発品を配布した。		
			事業評価	B	B		
⑦	介護サービス相談員派遣等事業	介護サービス相談員が市内介護保険施設等を定期的に訪問し、利用者との面談や訪問時の気づきによる施設等への意見交換等により、施設サービスの質の向上を図ります。また、新規認定者からの聞き取りを担い、利用者と介護サービス事業者との橋渡しなどを行います。	計画	・介護サービス相談員が、施設や新規認定者宅を訪問し、介護サービスの質の向上を図る。 ・訪問件数 600件	・介護サービス相談員が、施設や新規認定者宅を訪問し、介護サービスの質の向上を図る。 ・訪問件数 600件	介護認定の新規認定者等への相談支援や施設訪問し利用者との面談を行うことにより、地域包括支援センターや介護サービス事業所への橋渡しを行うことで、課題の解決やサービスの利用に繋げることができた。住み慣れた地域での生活を送るための相談支援体制の強化が図ることができた。令和7年度は相談員の増員により在宅訪問を再開できた。	介護保険課
			実績	介護サービス相談員が市内施設へ訪問し、入所者と事業者の橋渡しを行いサービスの質の向上や問題の改善を図った。 4月に2名の介護サービス相談員が1名となったため件数は計画を下回った。なお、令和7年2月に1名雇用し2名体制となったことから訪問件数は今後増える見込みである。 ・訪問件数(施設)408件	介護相談員が、新規認定者や転入者の自宅に訪問し、サービスの利用案内や相談支援を実施した。 また、施設への訪問を行うことで、入所者と事業者の橋渡しを行い、サービスの質の向上や問題の改善を図った。 令和7年度は介護サービス相談員を2名体制とし、在宅訪問を再開したことにより、訪問件数が対前年度比521件の増となった。 ・訪問件数(施設)614件 ・訪問件数(在宅)315件		
				C	A		

基本目標2:住み慣れた地域での生活支援
基本施策(1):相談支援体制の充実

No.	事業名	取組概要	第9期計画の取組			取組の効果	担当課
			項目	令和6年度	令和7年度		
⑧	適切なケアマネジメントに向けた支援	利用者のニーズを適切に把握し、介護予防・自立支援に資するケアプラン(介護サービス計画)等の作成ができているか、また、地域包括支援センターによる地域ケア会議等個別の検討等を通して、マネジメント力の向上を図ります。	計画	・地域包括支援センターによるケアプラン確認 ・個別の地域ケア会議の開催	・地域包括支援センターによるケアプラン確認 ・個別の地域ケア会議の開催	ケアプラン点検の対象のケアマネジャーには面談形式で個々のケースについて点検・助言を行い、また集合研修で点検内容のフィードバックを周知することにより、適切なサービス給付につながるケアプランの作成を支援することができた。 自立支援型地域ケア会議をはじめ、各種地域ケア会議の実施により、個別課題や地域課題を把握し、課題解決に向けた取組みが生まれている。また、地域ケア個別会議により、担当事例に対して多面的に検討する機会を設け、ケアマネジャーのケアマネジメント力の向上が図られた。	高齢者支援課
			実績	市内の10事業所の介護支援専門員に対し、作成したケアプランについて面談形式で点検・助言等を実施した。 令和7年3月13日に実施した、居宅介護支援事業所を含めた市指定のサービス事業所集合研修において、点検時の内容等についてフィードバック研修を実施した。 地域ケア個別会議(自立支援型)において、市内居宅介護支援事業所ケアマネジャー参加による会議を開催した。 ・10回開催 助言者として参加している多職種からのアドバイスによる、自立支援の意識づけや多面的なアセスメント、インフォーマルサービスの検討等を行った。	市内の12事業所の介護支援専門員に対し、作成したケアプランについて面談形式で点検・助言等を実施した。 令和8年2月13日に実施した、居宅介護支援事業所を含めた市指定のサービス事業所集合研修において、点検時の内容等についてフィードバック研修を実施した。 自立支援型地域ケア会議において、市内居宅介護支援事業所等のケアマネジャーの参加による会議を開催した。 ・10回開催 助言者として参加している多職種からのアドバイスによる、自立支援の意識づけや多面的なアセスメント、インフォーマルサービスの検討等を行った。		
			事業評価	B	B		
⑨	自立相談支援事業	生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に支援を行います。断らない相談支援、地域における伴走型支援のコーディネートを行います。	計画	・関係機関で連携し、支援を必要とする人が適切な支援を受けられる体制を整える。 ・相談実人数 62人 ・延相談件数 1,020件	・関係機関で連携し、支援を必要とする人が適切な支援を受けられる体制を整える。 ・相談実人数 64人 ・延相談件数 1,040件	地域福祉課の自立相談支援室「そでさぼ」において、年齢を問わず相談を受け止めている。必要に応じて地域包括支援センターと連携し支援にあたることや、ケアマネジャーからの相談を受け止めることもあり、相談支援体制の充実を図ることができた。今後も多くの支援機関と連携して伴走型の支援を継続していく。	地域福祉課
			実績	・相談実人数 535人 ・延相談件数 3,668件 計画数を上回る相談を受け、必要な支援機関と連携して対応した。 民生委員研修に講師として参加し、生活困窮者自立支援制度の周知を図った。 リーフレットを配布し、制度の周知を図った。	・相談実人数 471人 ・延相談件数 3,585件 計画数を上回る相談を受け、必要な支援機関と連携して対応した。 つながりサポーター養成講座等の市民向け講座の講師として参加し、生活困窮者自立支援制度や重層的支援体制整備事業のの周知を図った。 リーフレットを配布し、制度の周知を図った。		
			事業評価	A	A		

「基本施策」における事業評価の合計

評価区分		令和6年度	令和7年度
A	目標以上に達成した	6	7
B	おおむね達成した	2	2
C	目標を下回った	1	0
D	実施しなかった	0	0
計		9	9

基本目標2: 住み慣れた地域での生活支援
基本施策(2): 生活支援サービスの充実

No.	事業名	取組概要	第9期計画の取組			取組の効果	担当課
			項目	令和6年度	令和7年度		
①	生活支援短期宿泊事業	基本的生活習慣が欠如しているなど社会適応が困難な高齢者や虐待を受けている高齢者が特別養護老人ホーム等に短期間入所し、規則正しい生活習慣を身に付けることで、要支援・要介護状態への進行を予防します。	計画	・特別養護老人ホーム等と契約締結し、支援が必要な高齢者の受入れの体制整備を行う。	・特別養護老人ホーム等と契約締結し、支援が必要な高齢者の受入れの体制整備を行う。	社会適応が困難な高齢者又は虐待を受けている高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、短期間の宿泊ができるよう市内特別養護老人ホーム3施設と契約を締結し、体制を確保することで、日常生活を支えるサービスの充実を図ることができた。	高齢者支援課
			実績	・市内特別養護老人ホーム2施設と契約締結し、支援が必要な高齢者の受入れの体制整備を行った。 ・利用者数 2人 ・利用日数 12日	・市内特別養護老人ホーム3施設と契約締結し、支援が必要な高齢者の受入れの体制整備を行った。 ・利用者数 0人		
			事業評価	A	A		
②	はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	保険給付等適用外のはり、きゅう、マッサージの施術を受けた75歳以上の高齢者に対し、施術費の一部を助成します。	計画	・はり・きゅう・マッサージの施術費用の一部を助成する。	・はり・きゅう・マッサージの施術費用の一部を助成する。	はり・きゅう・マッサージの施術費用の一部を助成することにより、在宅での日常生活を支えるサービスの充実が図られた。	高齢者支援課
			実績	・はり・きゅう・マッサージの施術費用の一部を助成することで、高齢者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図った。 ・交付人数 370人	・はり・きゅう・マッサージの施術費用の一部を助成することで、高齢者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図った。 ・交付人数 378人		
			事業評価	B	B		
③	理容師派遣事業	要介護3～5と認定され、寝たきり等により理髪に行くことが困難な65歳以上の高齢者に対し、自宅で理容サービスが受けられるよう支援します。	計画	・寝たきり等で理髪に行くことが困難な要介護3から5と認定された高齢者に対し理容師を派遣する。	・寝たきり等で理髪に行くことが困難な要介護3から5と認定された高齢者に対し理容師を派遣する。	在宅で寝たきり等の要介護高齢者に、理容師を派遣することにより、在宅での日常生活を支えるサービスの充実が図られた。	高齢者支援課
			実績	・要介護高齢者に対し理容師を派遣することにより福祉の向上を図った。 ・利用人数 8人 ・延べ利用回数 20回	・要介護高齢者に対し理容師を派遣することにより福祉の向上を図った。 ・利用人数 6人 ・延べ利用回数 13回		
			事業評価	A	A		
④	介護予防・生活支援サービス事業【再掲】	要支援者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対し、地域の実情に合わせた多様なサービスを提供します。 生活支援体制整備事業と連携し、地域の支え合いによる生活支援の拡大を図ります	計画	・緩和した基準によるサービスや、短期集中型サービス、住民主体の支援活動団体への補助等の実施。 ・住民主体の支援活動団体数 9団体以上 ・生活支援コーディネーターの相談・地域資源情報収集等の対応件数 180件	・緩和した基準によるサービスや、短期集中型サービス、住民主体の支援活動団体への補助等の実施。 ・住民主体の支援活動団体数 10団体以上 ・生活支援コーディネーターの相談・地域資源情報収集等の対応件数 180件	訪問型サービスAや短期集中サービスC、訪問型サービスB・D、通所型サービスBを実施し、要介護となるリスクのある高齢者や日常生活上の手助けが必要な高齢者等への多様なサービスの提供を行うことができた。 これらの多様なサービスを通じ、介護予防及び本人の能力に応じた生活支援による重度化防止や社会参加の拡大が図られた。	高齢者支援課
			実績	・従来のホームヘルパー・デイサービスよりも緩和した基準により行う【訪問型サービスA】を実施した。 ・利用者数延38人 理学療法士等の専門職による「通いの教室」と「自宅訪問支援」を組み合わせ短期間に行う教室【短期集中サービスC】を実施した。 ・利用者計64人 ボランティア等の住民が主体となり実施される生活支援を行う【訪問型サービスB】、移動支援を行う【訪問型サービスD】、通いの場を実施する【通所型サービスB】を実施した。 ・訪問型サービスB(D含む)利用者数延1,513人 ・通所型サービスB利用者数延3,512人 ・住民主体の支援活動団体数13団体 ・生活支援コーディネーターの相談・地域資源情報収集等の対応件数239件	・従来のホームヘルパー・デイサービスよりも緩和した基準により行う【訪問型サービスA】を実施した。 ・利用者数延48人 ボランティア等の住民が主体となり実施される生活支援を行う【訪問型サービスB】、移動支援を行う【訪問型サービスD】、通いの場を実施する【通所型サービスB】を実施した。 ・訪問型サービスB(D含む)利用者数延2,497人 ・通所型サービスB利用者数延4,096人 ・住民主体の支援活動団体数16団体 ・生活支援コーディネーターの相談・地域資源情報収集等の対応件数288件		
			事業評価	A	A		
⑤	世代間支え合い家族支援事業	世代間でお互いに支え合いながら生活する多世代家族の形成を促進するため、高齢者とその子等が新たに本市で同居又は近隣に居住することができるよう、住宅の新築、購入、増改築、転居等に要する費用の一部を助成します。	計画	・世代間でお互いに支え合いながら生活する多世代家族の形成を促進するため、住宅の購入等に要する費用の一部を助成する。 ・利用者数 13人以上	・世代間でお互いに支え合いながら生活する多世代家族の形成を促進するため、住宅の購入等に要する費用の一部を助成する。 ・利用者数 13人以上	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境整備を実現するため、高齢者と子等が同居又は近居するために要する費用の一部を助成することで、世代間で支え合う家族形成の促進を図ることができたが、事業の利用者数が目標の数値を下回った。	高齢者支援課
			実績	・新築等9件、転居3件の合計12件の利用があり、助成金を交付した。 また、広報やホームページのほか、独立行政法人住宅金融支援機構のホームページなどで制度をPRし事業の啓発を行った。	・新築等3件、転居0件の合計3件の利用があり、助成金を交付した。 また、広報やホームページのほか、独立行政法人住宅金融支援機構のホームページなどで制度をPRし事業の啓発を行ったが、目標の利用者数を下回った。		
			事業評価	B	C		
⑥	高齢者紙おむつ等支給事業	要介護認定を受けて在宅で紙おむつ等が必要としている高齢者の介護者及び一人暮らしの高齢者を対象に紙おむつ等を支給します。	計画	・要介護認定を受けて在宅で紙おむつ等が必要としている高齢者の介護者等に紙おむつ等を支給する。 ・利用者数 820人	・要介護認定を受けて在宅で紙おむつ等が必要としている高齢者の介護者等に紙おむつ等を支給する。 ・利用者数 840人	要介護認定を受けている65歳以上の在宅高齢者に紙おむつ等を支給することにより、要介護高齢者とその介護者の身体的、精神的及び経済的な負担軽減を図り、在宅での日常生活を支えることができた。	高齢者支援課
			実績	・要介護1以上の認定を受けている在宅で生活をする高齢者を介護する家族に対して、紙おむつ等の現物を支給し、要介護高齢者及びその介護者の身体的及び精神的ならびに経済的な負担軽減を行った。 ・利用者数 857人	・要介護1以上の認定を受けている在宅で生活をする高齢者を介護する家族に対して、紙おむつ等の現物を支給し、要介護高齢者及びその介護者の身体的及び精神的ならびに経済的な負担軽減を行った。 ・利用者数 858人		
			事業評価	A	A		
⑦	高齢者等住宅整備資金貸付事業	高齢者が自宅での日常生活を営むことができるよう、浴室・トイレの改修、段差の解消、手すり・スロープの設置等の住宅改修に対し、資金を無利子で貸付します。	計画	・高齢者等が自宅において自立した日常生活を安全に過ごすことができるよう、住宅整備を行う者に対し、必要な資金の貸付けを行う。	・高齢者等が自宅において自立した日常生活を安全に過ごすことができるよう、住宅整備を行う者に対し、必要な資金の貸付けを行う。	高齢者等が住み慣れた自宅において自立した日常生活を安全に過ごすことができるようになるため、申請のあった者に住宅改修に係る資金の貸付を行い、費用の負担軽減を図ることで、在宅での日常生活を支えるサービスの充実を図ることができた。	高齢者支援課
			実績	・高齢者等が自宅において自立した日常生活を安全に過ごすことができるよう、また、その親族の介護負担を軽減するため、本事業の周知を図った。 ・新規貸付件数 0件	・高齢者等が自宅において自立した日常生活を安全に過ごすことができるよう、また、その親族の介護負担を軽減するため、本事業の周知を図った。 ・新規貸付件数 1件		
			事業評価	A	A		
⑧	老人保護措置事業(養護老人ホーム)	経済上の理由や虐待等により、居宅での生活が困難な高齢者に対し、住まいが確保されるよう養護老人ホームに入所措置し養護します。	計画	・環境上の理由及び経済的理由により保護を必要としている高齢者に対し、適切な措置をすることで生活の安定と福祉の向上を図る。	・環境上の理由及び経済的理由により保護を必要としている高齢者に対し、適切な措置をすることで生活の安定と福祉の向上を図る。	環境上の理由及び経済的理由により生活が困難になった高齢者等が安心して生活できるようにするため、養護老人ホームに入所措置することにより、安心して暮らせる環境を整備した。	高齢者支援課
			実績	・環境上の理由及び経済的理由により、保護を必要としている高齢者を養護することで、生活の安定と福祉の向上を図った。 ・措置者 6名 (新規措置者 1名) ・措置入所施設 2施設	・環境上の理由及び経済的理由により、保護を必要としている高齢者を養護することで、生活の安定と福祉の向上を図った。 ・措置者 4名 (新規措置者 0名) ・措置入所施設 2施設		
			事業評価	B	B		

基本目標2:住み慣れた地域での生活支援
基本施策(2):生活支援サービスの充実

No.	事業名	取組概要	第9期計画の取組			取組の効果	担当課
			項目	令和6年度	令和7年度		
⑨	高齢者移動支援事業	自身で自動車の運転ができない、家族等からの支援がないなど自家用車での移動が困難な高齢者、駅やバス停が遠いなど公共交通機関での移動が困難な高齢者等の移動を支援します。 【高齢者タクシー料金助成事業】 65歳以上の方で構成された非課税世帯に属する75歳以上の方を対象に、タクシーを利用した場合の利用料金の一部を助成します。 【高齢者支援協力バス事業】 健康づくり支援センターが運行する送迎バスの空席を利用し、高齢者を対象に移動支援を行う事業を試行的に実施します。 【地域支え合い活動支援事業】 地域住民・NPO等が主体となり、高齢者等の移動手段を確保する取組に対して支援します。	計画	・公共交通機関での移動が困難な高齢者等の移動を支援する。 ・高齢者移動支援 タクシー利用率 70%以上 ・地域支え合い活動支援事業 各団体の平均外出支援者数 14.7人以上/日	・公共交通機関での移動が困難な高齢者等の移動を支援する。 ・高齢者移動支援 タクシー利用率 70%以上 ・地域支え合い活動支援事業 各団体の平均外出支援者数 14.7人以上/日	高齢者タクシー利用料金助成事業は、65歳以上の非課税世帯に属する75歳以上の方に対し在宅での日常生活を支援することができた。高齢者支援協力バス事業は、バスの利用者がいなかったことなどから令和6年度をもって事業を終了した。地域支え合い活動支援事業は、運営団体の解散に伴い、令和6年度をもって事業を終了した。	高齢者支援課
			実績	【高齢者タクシー利用料金助成事業】 移動手段の確保が困難な非課税世帯の75歳以上に対し、タクシー利用料金の一部助成を行った。 ・タクシー利用率 70.71% 【高齢者支援協力バス事業】 ガウランドバスを活用した試行的な支援を令和6年度から開始した。 ・バスカード発行者 5名 【地域支え合い活動支援事業】 活動団体1団体に対して、補助金の交付及び車両の無償貸与を行った。また、市ホームページや広報紙にて提供会員及び利用会員の募集を行うとともに事業の周知に努めた。 ・平均外出支援者数 14.5人/日	【高齢者タクシー利用料金助成事業】 移動手段の確保が困難な非課税世帯の75歳以上に対し、タクシー利用料金の一部助成を行った。 ・タクシー利用率 68.43%		
			事業評価	B	B		
⑩	自立相談支援事業【再掲】	生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に支援を行います。断らない相談支援、地域における伴走型支援のコーディネートを行います。	計画	・関係機関で連携し、支援を必要とする人が適切な支援を受けられる体制を整える。 ・相談実人数 62人 ・延相談件数 1,020件	・関係機関で連携し、支援を必要とする人が適切な支援を受けられる体制を整える。 ・相談実人数 64人 ・延相談件数 1,040件	地域福祉課の自立相談支援室「そでさほ」において、年齢を問わず相談を受け止めている。必要に応じて地域包括支援センターと連携し支援にあたることや、ケアマネジャーからの相談を受け止めることもあり、相談支援体制の充実を図ることができた。今後も多くの支援機関と連携して伴走型の支援を継続していく。	地域福祉課
			実績	・相談実人数 535人 ・延相談件数 3,668件 計画数を上回る相談を受け、必要な支援機関と連携して対応した。 民生委員研修に講師として参加し、生活困窮者自立支援制度の周知を図った。 リーフレットを配布し、制度の周知を図った。	・相談実人数 471人 ・延相談件数 3,585件 計画数を上回る相談を受け、必要な支援機関と連携して対応した。 つながりサポーター養成講座等の市民向け講座の講師として参加し、生活困窮者自立支援制度や重層的支援体制整備事業のの周知を図った。 リーフレットを配布し、制度の周知を図った。		
			事業評価	A	A		
⑪	移送サービス事業	高齢や障がいにより、一般の交通手段では通院等が困難な低所得の方を対象に、ボランティアの協力により送迎を行い、自宅から市内・近隣市の医療機関等までの移動を支援します。	計画	・移送サービス事業の実施 ・利用登録者数 69人	・移送サービス事業の実施 ・利用登録者数 70人	ボランティアの協力の上で継続的に事業が実施できたことで住み慣れた地域で生活をするための一助となった。	社会福祉協議会
			実績	・提供回数:101件 ・利用会員:33人 ・ボランティア登録者数:50人(運転:19人、付添い:31人) 引き続き多くの利用者が高齢者であり、送迎先も病院が主体となっているため、事業実施は、マスク着用に協力いただく等、感染予防策をとったうえで事業を実施した。 また、事業の安全性を高めるため、運転ボランティアを対象とした実務教習会を行い、運転技術の向上と安全運転意識の向上に努めた。	・提供回数:92件 ・利用会員:23人 ・ボランティア登録者数:52人(運転:20人、付添い:32人) 引き続き多くの利用者が高齢者であり、送迎先も病院が主体となっているため、事業実施は、マスク着用に協力いただく等、感染予防策をとったうえで事業を実施した。 また、事業の安全性を高めるため、運転ボランティアを対象とした実務教習会を行い、運転技術の向上と安全運転意識の向上に努めた。		
			事業評価	C	C		
⑫	木造住宅耐震化促進事業	平成12年以前に建築された木造住宅を対象とし、定期的に無料の耐震相談会を開催するなど、耐震化率の向上を目的とした啓発活動を実施します。 また、耐震診断及び耐震改修工事にかかる費用の補助を実施し、高齢者及び障がい者については、耐震診断の結果から一定の条件を満たした場合に、耐震改修工事にかかる補助額を増額します。	計画	・継続 ・耐震改修工事実施件数 15件	・継続 ・耐震改修工事実施件数 15件	今年度、本事業における耐震改修工事実施者の過半数が65歳以上の高齢者である。本事業を通じて、住宅の耐震化が図られ、地震による家屋の倒壊、倒壊による近隣への二次被害を防ぎ、高齢者が安心して暮らせる住まいづくりに貢献している。	都市整備課
			実績	戸別訪問や耐震無料相談会などによる啓発活動及び耐震診断・耐震改修工事への補助を実施。 ・高齢者への耐震改修工事補助実績 12件	戸別訪問や耐震無料相談会などによる啓発活動及び耐震診断・耐震改修工事への補助を実施。 ・高齢者への耐震改修工事補助実績 10件		
			事業評価	B	B		
⑬	一人暮らし高齢者宅防火診断	一人暮らし高齢者宅を訪問し、防火思想の普及を図り、火災による被害の軽減、安全を確保するため、住宅用防災機器、電気・ガス器具等の防火診断を実施し、アドバイスを行います。	計画	・継続 ・高齢者宅防火診断実施戸数 96戸	・継続 ・高齢者宅防火診断実施戸数 96戸	一人暮らしの高齢者に対し、火災予防への意識向上を図った。また、住宅用火災警報器の未設置世帯へは取付支援事業を活用し、設置促進に繋がった。	消防本部予防課
			実績	・実施戸数75戸 秋季及び春季火災予防運動中に高齢者支援課、女性消防団員、電気業者、ガス業者と協力し、一人暮らし高齢者宅防火診断を実施した。	・実施戸数75戸 秋季及び春季火災予防運動中に高齢者支援課、女性消防団員、電気業者、ガス業者と協力し、一人暮らし高齢者宅防火診断を実施した。		
			事業評価	B	B		

「基本施策」における事業評価の合計

評価区分		令和6年度	令和7年度
A	目標以上に達成した	6	6
B	おおむね達成した	6	5
C	目標を下回った	1	2
D	実施しなかった	0	0
計		13	13

基本目標2:住み慣れた地域での生活支援
基本施策(3):介護保険サービスの充実

No.	事業名	取組概要	第9期計画の取組			取組の効果	担当課
			項目	令和6年度	令和7年度		
①	介護保険サービス事業所整備事業	高齢者が住み慣れた地域で生活し続けていくためのサービスの充実を図るため、計画期間内においては、認知症対応型共同生活介護(1か所)の整備を行います。	計画	・整備運営事業者の公募・選定 ・認知症対応型共同生活介護の整備 4か所	・県交付金協議 ・整備運営事業者による開発等の協議 ・施設建築工事着工 ・認知症対応型共同生活介護の整備 4か所	地域密着型サービス施設を整備することにより、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための基盤づくりに寄与することができる。	介護保険課
			実績	令和6年6月に認知症対応型共同生活介護・1施設の整備運営事業者の公募を行い、1事業者より応募があった。9月に書類審査、プレゼンテーション、ヒアリングを実施し、候補者を選定した。 10月に介護保険運営協議会に選定結果の報告及び意見聴取を行い、11月に整備運営事業者を決定した。 ・認知症対応型共同生活介護の整備 4か所	令和6年度に公募により選定したところですが、資材費や人件費の高騰等を理由に、令和7年7月に辞退の申し出があり、施設整備・運営が困難となった。 辞退を受け、必要性を再認識したうえで再度公募をいたしたが、令和8年2月6日から13日までの受付期間に応募がなかった状況である。令和8年5月頃に再々公募実施予定。		
			事業評価	A	C		
②	介護サービス相談員派遣等事業【再掲】	介護サービス相談員が市内介護保険施設等を定期的に訪問し、利用者との面談や訪問時の気づきによる施設等への意見交換等により、施設サービスの質の向上を図ります。また、新規認定者からの聞き取りを担い、利用者と介護サービス事業者との橋渡しなどを行います。	計画	・介護サービス相談員が、施設や新規認定者宅を訪問し、介護サービスの質の向上を図る。 ・訪問件数 600件	・介護サービス相談員が、施設や新規認定者宅を訪問し、介護サービスの質の向上を図る。 ・訪問件数 600件	介護認定の新規認定者等への相談支援や施設訪問し利用者との面談を行うことにより、地域包括支援センターや介護サービス事業所への橋渡しを行うことで、課題の解決やサービスの利用に繋げることができた。住み慣れた地域での生活を送るための相談支援体制の強化が図ることができた。 令和7年度は相談員の増員により在宅訪問を再開できた。	介護保険課
			実績	介護サービス相談員が市内施設へ訪問し、入所者と事業者の橋渡しを行いサービスの質の向上や問題の改善を図った。 4月に2名の介護サービス相談員が1名となったため件数は計画を下回った。なお、令和7年2月に1名雇用し2名体制となったことから訪問件数は今後増える見込みである。 ・訪問件数(施設)408件	介護相談員が、新規認定者や転入者の自宅に訪問し、サービスの利用案内や相談支援を実施した。 また、施設への訪問を行うことで、入所者と事業者の橋渡しを行い、サービスの質の向上や問題の改善を図った。 令和7年度は介護サービス相談員を2名体制とし、在宅訪問を再開したことにより、訪問件数が対前年度比521件の増となった。 ・訪問件数(施設)614件 ・訪問件数(在宅)315件		
			事業評価	C	A		
③	介護給付等費用適正化事業	介護(予防)給付について、適正なサービス利用につなげるため、ケアプランの点検や給付情報の突合等を実施します。 また、指定権者として事業所の人員・設備等の指導等を行い、さらなる給付の適正化に取り組めます。	計画	・運営指導の実施	・運営指導の実施	面談形式によるケアプラン点検および集合研修の実施により、ケアマネジャーに対し適切な給付の実施につながる支援をすることができた。 突合点検の結果、請求内容等に疑義が発生した際には該当事業所に確認を行い、必要に応じて、事業所に適正な請求をするように促した結果、不要なサービスの利用の抑制を図ることができた。	介護保険課
			実績	市内10事業所11名のケアマネジャーに対し面談によるケアプラン点検および集団指導時にフィードバック研修を実施した。 千葉県国保連合会から提供されるデータを使用し医療費等と突合、請求等の事業所に確認し、過剰・不適當な請求である場合には適正な請求を行うよう指導した。	市内12事業所12名のケアマネジャーに対し面談によるケアプラン点検および集団指導時にフィードバック研修を実施した。 千葉県国保連合会から提供されるデータを使用し医療費等と突合、請求等の事業所に確認し、過剰・不適當な請求である場合には適正な請求を行うよう指導した。		
			事業評価	B	B		

「基本施策」における事業評価の合計

評価区分		令和6年度	令和7年度
A	目標以上に達成した	1	1
B	おおむね達成した	1	1
C	目標を下回った	1	1
D	実施しなかった	0	0
計		3	3

基本目標2:住み慣れた地域での生活支援
基本施策(4):在宅医療・介護の連携

No.	事業名	取組概要	第9期計画の取組			取組の効果	担当課
			項目	令和6年度	令和7年度		
			計画	・在宅医療・介護連携推進協議会の開催(3回) ・多職種協働研修会の開催(3回) ・住民向け講演会の開催(2回) ・「在宅医療・介護連携支援相談窓口」での相談対応及び支援	・在宅医療・介護連携推進協議会の開催(3回) ・多職種協働研修会の開催(3回) ・住民向け講演会の開催(2回) ・「在宅医療・介護連携支援相談窓口」での相談対応及び支援		
①	在宅医療・介護連携推進事業	【在宅医療・介護連携推進協議会の開催】 医療・介護関係者からなる「在宅医療・介護連携推進協議会」を開催し、課題の抽出や対応策を検討するとともに、協働のあり方や普及啓発等についても検討します。	実績	在宅医療・介護連携推進協議会を3回実施し、多職種間の関係づくりのため協働による研修等、事業内容について協議を行った。 多職種間の関係づくりの一環として、協働により事例検討会や研修を3回行った。 住民向け普及啓発としてウオーキング講座とフレイル予防講演会を開催。 ・年間2回 ・参加延206人 在宅医療・介護連携支援相談窓口を開設し、関係者および市民に対し相談対応および相談者への情報提供を行った。	在宅医療・介護連携推進協議会を3回実施し、多職種間の関係づくりのため協働による研修等、事業内容について協議を行った。 多職種間の関係づくりの一環として、協働により事例検討会や研修を3回行った。 住民向け普及啓発として「高齢者の難聴と認知症」と「シニアスポーツ体験会」を開催。 ・年間2回 ・参加延86人 在宅医療・介護連携支援相談窓口として、関係者および市民に対し相談対応および相談者への情報提供を行った。	医療・介護の関係者からなる在宅医療・介護連携推進協議会や多職種協働研修により、職種間での情報交換や意見交換が行われ、協働するための関係づくりに貢献できたと考える。特に研修に関して、さらに事例検討を行って現場での多職種協働に活かしたいという意見も寄せられており、関係者から期待される取組みとなっている。住民向け講演会にも多くの方が参加され、地域での介護予防に関する意識を高めることができた。	高齢者支援課
		【多職種間の関係づくり】 医療・介護関係者のより良い連携・協働を可能にするために、グループワーク・ケーススタディなど多職種協働研修を実施するほか、地域の医療機関・介護事業所に関する社会支援のリストや情報共有ツールの作成、更新を行います。					
		【住民向け普及啓発】 医療・介護関係者の協力の下、地域住民向けに在宅医療や介護に関する講演会等を開催します。	事業評価	A	A		

「基本施策」における事業評価の合計

評価区分		令和6年度	令和7年度
A	目標以上に達成した	1	1
B	おおむね達成した	0	0
C	目標を下回った	0	0
D	実施しなかった	0	0
計		1	1

基本目標2: 住み慣れた地域での生活支援
基本施策(5): 安心して暮らせるまちづくり

No.	事業名	取組概要	第9期計画の取組			取組の効果	担当課
			項目	令和6年度	令和7年度		
①	救急医療情報 キット配布事業	ひとり暮らしの高齢者等に対し、救急時に必要となるかかりつけ医療機関や持病等の情報を記入した救急情報シートを保管する救急医療情報キットを配布します。	計画	・ひとり暮らしの高齢者等に対し、救急情報シートを保管する救急医療情報キットを配布する。 ・配布者数 1,180人	・ひとり暮らしの高齢者等に対し、救急情報シートを保管する救急医療情報キットを配布する。 ・配布者数 1,220人	ひとり暮らし高齢者の有事の備えとして、高齢者が安全で安心して生活できるよう、生活環境の確保に努めた。	高齢者支援課
			実績	救急時にかかりつけの医療機関、持病等の情報を迅速に把握し、医療機関へ搬送することができるよう、ひとり暮らし高齢者等に対し、救急医療情報キットを配布した。 また、年2回市の広報紙に掲載したほか、ホームページにて事業周知を図った。 ・配布者数1,260人 (うちR6配布者数 63人)	救急時にかかりつけの医療機関、持病等の情報を迅速に把握し、医療機関へ搬送することができるよう、ひとり暮らし高齢者等に対し、救急医療情報キットを配布した。 また、年2回市の広報紙に掲載したほか、ホームページにて事業周知を図った。 ・配布者数 1,318人 (うちR7配布者数 58人)		
			事業評価	A	A		
②	緊急通報システム等給付貸付事業	ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急通報システム等を貸付し、安心して自宅で生活できる環境の整備を図ります。	計画	・ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急通報システム等を貸付し、安心して自宅で生活できる環境の整備を図る。	・ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急通報システム等を貸付し、安心して自宅で生活できる環境の整備を図る。	高齢者が安全で安心して生活できるよう、ひとり暮らし高齢者等に緊急通報システム及び福祉電話を貸与するほか、火災警報器を給付することにより、安全で安心した生活ができるよう生活環境の確保に努めた。	高齢者支援課
			実績	在宅の高齢者等に対し、緊急通報システム・福祉電話・火災警報器を給付、又は貸与することにより、ひとり暮らし高齢者等が安心して自宅で生活できる環境の整備を図った。 ・緊急通報システム 設置台数 261台 (うち新規設置 31台) ・福祉電話貸与 10台 (うち新規設置 2台) ・住宅用火災警報器の給付 13台	在宅の高齢者等に対し、緊急通報システム・福祉電話・火災警報器を給付、又は貸与することにより、ひとり暮らし高齢者等が安心して自宅で生活できる環境の整備を図った。 ・緊急通報システム 設置台数 264台 (うち新規設置 38台) ・福祉電話貸与 10台 (うち新規設置 0台) ・住宅用火災警報器の給付 30台		
			事業評価	A	A		
③	高齢者の見守り・徘徊への対応の実施	高齢者等が外出の際に保護された時に、早期に身元が確認できるよう、衣服や持ち物に貼り付けられるQRコードが印字されている「見守りシール」を配布します。	計画	・高齢者の身元が確認できるよう衣服や持ち物に貼り付けられるQRコードが印字されている「見守りシール」を配布する。	・高齢者の身元が確認できるよう衣服や持ち物に貼り付けられるQRコードが印字されている「見守りシール」を配布する。	見守りシールを配布することにより、高齢者を見守るための体制づくりツールとして提供することができた。	高齢者支援課
			実績	見守りシールについて、ホームページ、高齢者福祉のしおりなどの配布物で周知を図った。 電話、窓口で問い合わせがあったうち制度を説明し3名に配布した。	見守りシールについて、ホームページ、高齢者福祉のしおりなどの配布物で周知を図った。 電話、窓口で問い合わせがあったうち制度を説明し3名に配布した。		
			事業評価	A	A		
④	高齢者見守りネットワーク事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者、関係団体等によるネットワークにより「さりげない見守り」を実施します。	計画	・市及び見守り協力が相互に連携し、異変のある高齢者を早期に発見し、必要な支援を行う。 ・協力事業者の関係団体数 71団体	・市及び見守り協力が相互に連携し、異変のある高齢者を早期に発見し、必要な支援を行う。 ・協力事業者の関係団体数 72団体	市及び見守り協力が相互に連携し、異変のある高齢者を早期に発見・必要な支援を行い、市民・事業者、関係機関等のネットワークによる高齢者の「さりげない見守り」を実施し、地域社会全体で高齢者を見守る体制整備を図ることができた。	高齢者支援課
			実績	市及び見守り協力が相互に連携し、異変のある高齢者を早期に発見し、必要な支援を行った。 また、市と包括連携協定を締結した事業者等に事業の周知を行い協力事業者の拡大に努めた。 ・協力事業者 71事業者 ・受理件数 2件	市及び見守り協力が相互に連携し、異変のある高齢者を早期に発見し、必要な支援を行った。 また、市と包括連携協定を締結した事業者等に事業の周知を行い協力事業者の拡大に努めた。 ・協力事業者 72事業者 ・受理件数 6件		
			事業評価	A	A		
⑤	介護施設等の防災活動に対する支援	災害等に備え、介護施設等の非常時の連絡先や備蓄状況等を定期的に確認するとともに、必要に応じて防災訓練等の支援を行います。	計画	・非常時の連絡先や備蓄状況等を定期的に確認 ・必要に応じて防災訓練等の支援	・非常時の連絡先や備蓄状況等を定期的に確認 ・必要に応じて防災訓練等の支援	災害において、事業所の緊急連絡先や、職員の待機体制を置くことで、普段から事業所と密に連絡を取れるようになり、迅速に対応出来るようになった。	介護 防災 安全課
			実績	各事業所の非常時の連絡先等の確認を行うとともに休日においても日直からの連絡で職員が対応できる体制を取った。 ハザードマップ上の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等に位置する施設について、対象となった施設を地域防災計画で位置付けし、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を推進した。	各事業所の非常時の連絡先等の確認を行うとともに休日においても日直からの連絡で職員が対応できる体制を取った。 ハザードマップ上の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等に位置する施設について、区域指定により対象となった施設を地域防災計画で位置付け、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を推進した。		
			事業評価	B	B		
⑥	避難行動要援護者の支援	災害時に自力又は家族の支援だけでは対応が困難な高齢者や障がいのある方を日頃から見守り、災害時に迅速に手を差し伸べられるようにするため、個人情報の保護に配慮した避難行動要支援者名簿を作成・活用し、地域が連携して避難行動要支援者の支援に努めます。	計画	・継続 ・福祉避難所運営訓練の実施回数 1回	・継続 ・福祉避難所運営訓練の実施回数 1回	避難行動要支援者台帳の更新及び地域の関係者への配布を行うとともに、防災訓練時に避難行動要支援者安否確認訓練を実施することで、地域社会全体で要配慮者を見守る体制整備を図ることができた。	防災 安全課
			実績	避難行動要支援者台帳の更新を行い、地域が連携して要配慮者の支援を行う事ができる環境整備に努めた。 公共施設の福祉避難所担当職員と民間福祉避難所協定締結施設職員による、福祉避難所の開設・運営に関する訓練を実施した。	避難行動要支援者台帳の更新及び支援者への配布を行い、地域が連携して要配慮者の支援を行う事ができる環境整備に努めた。 公共施設の福祉避難所担当職員と民間福祉避難所協定締結施設職員による、福祉避難所の開設・運営に関する訓練を実施した。		
			事業評価	B	B		
⑦	地域防犯体制強化事業	市民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、防犯指導員や自主防犯組織の活動を支援するとともに、木更津警察署や防犯指導員等の関係団体と連携し、高齢者を対象に電話de詐欺等を防止するための啓発活動や防犯講習会を実施します。	計画	・継続 ・自主防犯組織の設立数 45団体	・継続 ・自主防犯組織の設立数 46団体	警察や関係団体と連携して啓発活動や講習会などを実施することにより、高齢者が安全で安心して生活ができるまちづくりを推進することができた。 自主防犯組織については、講習会等を実施するとともに、結成検討グループへの啓発を実施した。	防災 安全課
			実績	自主防犯組織の活動に対する支援として、防犯装備品の貸与や防犯講習会を開催した。 新規設立に向け、未結成の多い地区において啓発活動を行うとともに、防犯講習会への参加を促した。 各種防犯団体と連携し、防犯バトロールや啓発活動を実施した。 ・自主防犯組織の設立数 44団体	自主防犯組織の活動に対する支援として、防犯装備品の貸与や防犯講習会を開催した。 新規設立に向け、未結成の多い地区において啓発活動を行うとともに、防犯講習会への参加を促した。 各種防犯団体と連携し、防犯バトロールや啓発活動を実施した。 ・自主防犯組織の設数 43団体		
			事業評価	B	B		

基本目標2:住み慣れた地域での生活支援
基本施策(5):安心して暮らせるまちづくり

No.	事業名	取組概要	第9期計画の取組			取組の効果	担当課
			項目	令和6年度	令和7年度		
⑧	交通安全対策事業	高齢者の交通事故対策として、交通安全意識の向上を図るため、木更津警察署や交通関係団体と連携し啓発活動を実施するとともに、シニアクラブ等における交通安全教育の実施及び運転免許証の自主返納を推進します。 【運転免許証自主返納事業】 高齢者の交通事故の減少を目的として、運転免許証を自主返納された高齢者を対象に、千葉県公安委員会が発行する運転経歴証明書及びバス事業者が発行するバス運賃割引優待証の交付手数料を助成します。	計画	・継続 ・交通安全教室・講習会の実施回数 118回	・継続 ・交通安全教室・講習会の実施回数 130回	交通安全教室について、目標を達成することはできなかったが、高齢者の関係する交通事故については、昨年と比較し2件減少となった。 また、運転免許証自主返納への助成は、昨年と同数となった。	防災安全課
			実績	高齢者の交通事故防止のため、木更津警察署の協力により交通安全教室を実施するとともに、イベントやサロンに出向き交通事故防止啓発活動を実施した。 また、運転免許証自主返納事業については、運転免許証自主返納者に運転経歴証明書及びバス事業者の発行するバス運賃割引優待証の発行手数料を助成し、45人に助成金を交付した。	高齢者の交通事故防止のため、木更津警察署の協力により交通安全教室を実施するとともに、イベントやサロンに出向き交通事故防止啓発活動を実施した。 また、運転免許証自主返納事業については、運転免許証自主返納者に運転経歴証明書及びバス事業者の発行するバス運賃割引優待証の発行手数料を助成し、45人に助成金を交付した。		
			事業評価	B	B		
⑨	消費生活相談・消費者意識啓発事業	消費者の利益を保護するため、相談業務を実施するとともに、消費者教室や消費生活相談員による出前講座を開催し、啓発を行います。	計画	・出前講座・消費者教室の開催 ・出前講座・消費者教室の開催回数 10回	・出前講座・消費者教室の開催 ・出前講座・消費者教室の開催回数 10回	市民を対象に消費者教室及び出前講座を開催し、被害を未然に防ぐことに寄与することができたが、目標を下回った。出前講座を周知し、より多くの団体に開催を呼びかける必要がある。	商工観光課
			実績	消費生活相談員による出前講座や消費者教室を実施し、消費者被害の未然防止に努めた。 出前講座・消費者教室 8回開催 出前講座 6月:根形交流センター根形ニコニコ教室 10月:袖ヶ浦市民会館昭和ふれあい教室 2月:蔵波地区民生委員協議会 消費者教室 7月:インターネット通販の利用方法 8月:エネルギー体験教室 8月:プロが教える洗濯の技 9月:遺族が困らない終活講座 2月:移動教室(むつざわスマートウェルネスタウン、あられちゃん家)	消費生活相談員による出前講座や消費者教室を実施し、消費者被害の未然防止に努めた。 出前講座・消費者教室 6回開催 出前講座 6月:東部地区民生委員児童委員協議会口 10月:成年後見制度研修会 消費者教室 8月:エネルギー体験教室 8月:よくわかる!暮らしのなかの食品添加物口 1月:防犯対策と護身術について 2月:移動教室(埼玉県生活科学センター 彩の国くらしプラザ)		
			事業評価	B	C		
⑩	福祉教育の推進	車いすや障がい者・高齢者の疑似体験器具を使用した福祉体験学習などを実施し、児童生徒が地域の一員として、福祉に関する理解を深め、実践的な態度を育てます。また、自治会や企業向けにも福祉の心を養うための講座等を実施します。	計画	児童生徒が高齢者・障がい者とふれあう体験的学習をした割合 100%	児童生徒が高齢者・障がい者とふれあう体験的学習をした割合 100%	児童生徒が地域の一員として、福祉に関する理解を深め、実践的な態度を育てることができた。	社会福祉校 福祉協議会 教育課
			実績	車いす体験やぼつちゃ体験を通して、障がいや高齢者についての知識を得ることで、福祉に関する理解を深めることができた。	車いす体験やボッチャ体験を通して、障がいや高齢者についての知識を得ることで、福祉に関する理解を深めることができた。		
			事業評価	A	A		

「基本施策」における事業評価の合計

評価区分		令和6年度	令和7年度
A	目標以上に達成した	5	5
B	おおむね達成した	5	4
C	目標を下回った	0	1
D	実施しなかった	0	0
計		10	10

基本目標2:住み慣れた地域での生活支援
基本施策(6):権利擁護施策の推進

No.	事業名	取組概要	第9期計画の取組			取組の効果	担当課
			項目	令和6年度	令和7年度		
①	高齢者虐待の防止と高齢者保護	高齢者虐待の防止に向けて地域住民や関係機関へ普及啓発を行います。また、虐待発生時には、関係機関と連携し、対象者の保護や養護者の介護負担の軽減等適切な支援を行います。	計画	・パンフレット配布や広報により広く普及啓発を行う。医療介護分野の支援従事者に対し研修を行う。市・包括職員向けに県が実施する研修を受講する。	・パンフレット配布や広報により広く普及啓発を行う。医療介護分野の支援従事者に対し研修を行う。市・包括職員向けに県が実施する研修を受講する。	支援関係者や地域住民に向けた普及啓発により、虐待疑いや虐待に至る恐れのある事例についての相談・通報が促進された。また、虐待対応や成年後見制度について関係者間での認識や理解の共有が進んだ。これにより、判断能力が十分でない人の主体性や尊厳を守り、住み慣れた地域での生活を安全に継続するための支援を実施することができた。	高齢者支援課
			実績	・パンフレット配布や広報により普及啓発を行った。また介護事業所に対し研修を実施し、市・包括職員は県等の研修を受講した。 虐待またはその疑いのある事例を把握した場合には、迅速に事実確認と情報収集を行い、被虐待者の保護のため養護老人ホーム等への措置や後見市長申立ての検討をした。 また介護保険サービスの導入等により虐待者の介護負担を軽減するなど、関係者と連携して各種制度を活用し虐待の解消や再発防止を図った。	・パンフレット配布や広報により普及啓発を行った。また介護事業所等に対し研修を実施し、市・包括職員は県等の研修を受講した。 虐待またはその疑いのある事例を把握した場合には、迅速に事実確認と情報収集を行い、被虐待者の保護のため養護老人ホーム等への措置や後見市長申立ての検討をした。 また介護保険サービスの導入等により虐待者の介護負担を軽減するなど、関係者と連携して各種制度を活用し虐待の解消や再発防止を図った。		
			事業評価	A	A		
②	成年後見制度利用支援事業	権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築における中核機関として、袖ヶ浦市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度について広報、ホームページやパンフレット、市民や専門職に向けた勉強会等により普及啓発を図るとともに、制度利用が必要な高齢者に対し円滑に制度を利用できるよう支援します。 また、認知症高齢者等で親族がいない場合や虐待がある場合には、市長による後見等申立を行います。その他にも、必要に応じて申立費用や後見人等報酬費用の一部を助成します。	計画	・チラシ等の配布(随時)、回覧板での周知(年1回)。支援者向け研修実施(年1回)。推進会議(年1回以上)・ケース検討会議等(毎月)の開催。市長申立て、費用助成(必要時)。	・チラシ等の配布(随時)、回覧板での周知(年1回)。支援者向け研修実施(年1回)。推進会議(年1回以上)・ケース検討会議等(毎月)の開催。市長申立て、費用助成(必要時)。	チラシの配布や相談対応等により制度の周知を図るとともに、地域包括支援センター等が把握した権利擁護支援が必要と思われる高齢者についてケース検討会議・権利擁護支援定例会議で多職種により支援方針の検討を行うことで後見市長申立て等の早期支援につなげることができた。	高齢者支援課
			実績	チラシの配布により成年後見制度の周知を図るとともに、推進会議を開催し関係機関との連携強化を行った。 また、権利擁護に関する相談が寄せられた際には、中核機関が開催する権利擁護支援ケース検討会議、定例会議にて市長申立てを含め支援方針の検討を行った。	チラシの配布により成年後見制度の周知を図るとともに、推進会議を開催し関係機関との連携強化を行った。また、権利擁護に関する相談が寄せられた際には、中核機関が開催する権利擁護支援ケース検討会議、定例会議にて市長申立てを含め支援方針の検討を行った。また、制度利用が必要で申し立てる人がいない高齢者について、後見等市長申立てを行うほか、必要な申立て費用や報酬費用の助成を行った。 ・回覧によるチラシ配布 2回 ・権利擁護支援推進会議の開催 1回 ・ケース検討会議の開催 10回 ・権利擁護支援定例会議の開催 6回		
			事業評価	B	B		
③	生活支援短期宿泊事業【再掲】	基本的生活習慣が欠如しているなど社会適応が困難な高齢者や虐待を受けている高齢者が特別養護老人ホーム等に短期間入所し、規則正しい生活習慣を身に付けることで、要支援・要介護状態への進行を予防します。	計画	・市内特別養護老人ホームと契約締結し、支援が必要な高齢者の受入れの体制整備を行う。	・市内特別養護老人ホームと契約締結し、支援が必要な高齢者の受入れの体制整備を行う。	社会適応が困難な高齢者又は虐待を受けている高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、短期間の宿泊ができるよう市内特別養護老人ホーム3施設と契約を締結し、体制を確保することで、日常生活を支えるサービスの充実を図ることができた。	高齢者支援課
			実績	市内特別養護老人ホーム3施設と契約締結し、支援が必要な高齢者の受入れの体制整備を行った。	市内特別養護老人ホーム3施設と契約締結し、支援が必要な高齢者の受入れの体制整備を行った。		
			事業評価	A	A		
④	法人後見事業	高齢や知的障がい、精神障がいなどにより意思決定が困難な人の判断能力を補うため、社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり、財産管理、身上監護を行います。	計画	・法人後見事業の実務及び成年後見制度の相談対応 ・新規受任件数 5件	・法人後見事業の実務及び成年後見制度の相談対応 ・新規受任件数 5件	日常生活自立支援事業とともに、袖ヶ浦市の権利擁護支援の一助として、事業を実施している。 身上保護を中心に、支援関係者と連携をとりながら、医療・福祉サービスの決定には、本人の意思を尊重しながら支援している。支援員には研修を受けた市民が活動し、地域の人が地域の人を支える仕組みとなっている。	社会福祉協議会
			実績	・新規受任件数3件(後見:2件/保佐1件) 後見人候補者として依頼のあったケースについて、法人後見受任調整会議を開催し、3件を受任した。日常生活自立支援事業から移行したケースは1件。	・新規受任件数5件(後見:3件/保佐:1件/補助1件) ・日常生活自立支援事業から移行したケースは4件。		
			事業評価	C	A		
⑤	日常生活自立支援事業	障がいのある人や高齢者で、サービスの利用に必要な契約の内容を説明すれば理解できる人に対し、福祉サービス利用に関する援助、金融機関からの現金の引き出し等の財産管理サービス、重要な書類の預かり等の財産保全サービスを行います。	計画	・日常生活自立支援事業の実務及び利用相談対応 ・新規利用契約者数 6人	・日常生活自立支援事業の実務及び利用相談対応 ・新規利用契約者数 6人	計画の4倍の人数の契約となった。判断能力の低下の初期の段階から支援を開始することで、地域生活の継続、自己決定の尊重の機会を保つことができている。 介護保険関係者、障がい福祉関係者へ制度の周知を行うなど、必要な方が相談できる体制を整えた。 支援員には、研修を受けた地域住民が協力している。地域の人が地域の人を支援する仕組みづくりを行った。	社会福祉協議会
			実績	・新規利用契約者数 24件	・新規利用契約者数 29件		
			事業評価	A	A		
⑥	消費生活相談・消費者意識啓発事業【再掲】	消費者の利益を保護するため、相談業務を実施するとともに、消費者教室や消費生活相談員による出前講座を開催し、啓発を行います。	計画	・出前講座・消費者教室の開催 ・出前講座・消費者教室の開催回数 10回	・出前講座・消費者教室の開催 ・出前講座・消費者教室の開催回数 10回	市民を対象に消費者教室及び出前講座を開催し、被害を未然に防ぐことに寄与することができたが、目標を下回った。出前講座を周知し、より多くの団体に開催を呼びかける必要がある。	商工観光課
			実績	消費生活相談員による出前講座や消費者教室を実施し、消費者被害の未然防止に努めた。 ・出前講座・消費者教室 8回開催 出前講座 6月:根形交流センター根形ニコニコ教室 10月:袖ヶ浦市民会館昭和ふれあい教室 2月:蔵波地区民生委員協議会 消費者教室 7月:インターネット通販の利用方法 8月:エネルギー体験教室 8月:プロが教える洗濯の技 9月:遺族が困らない終活講座 2月:移動教室(むつざわスマートウェルネスタウン、あられちゃん家)	消費生活相談員による出前講座や消費者教室を実施し、消費者被害の未然防止に努めた。 出前講座・消費者教室 6回開催 出前講座 6月:東部地区民生委員児童委員協議会口 10月:成年後見制度研修会 消費者教室 8月:エネルギー体験教室 8月:よくわかる!暮らしのなかの食品添加物口 1月:防犯対策と護身術について 2月:移動教室(埼玉県生活科学センター 彩の国くらしプラザ)		
			事業評価	B	C		

「基本施策」における事業評価の合計

評価区分		令和6年度	令和7年度
A	目標以上に達成した	3	4
B	おおむね達成した	2	1
C	目標を下回った	1	1
D	実施しなかった	0	0
計		6	6

基本目標2:住み慣れた地域での生活支援
基本施策(7):介護人材の確保・定着支援

No.	事業名	取組概要	第9期計画の取組			取組の効果	担当課
			項目	令和6年度	令和7年度		
①	就業に対する動機付けへの支援	今後、一層高まる介護サービス需要に対応するため、次世代を担う小中学生等に介護の仕事の大切さや魅力、やりがい伝えるため周知を図ります。	計画	・周知活動の実施	・周知活動の実施	社会における介護職のやりがい・必要性・重要性を伝え、介護人材となりうる幅広い世代へ周知することができた。	介護保険課
			実績	加齢による高齢者の心身の変化や介護の重要性、介護の仕事に関して説明するチラシを作成し、7月に開催された青少年健全育成推進大会や2月に開催された生涯学習推進大会の参加者に配布した。	11月11日の介護の日に合わせて、11月の広報誌で、特集を組んで、介護現場の声でお聞きし、生の声を掲載することにより介護職の魅力発信に努めた。また市の公式LINEでも介護職の魅力について周知に努めた。		
			事業評価	B	B		
②	福祉教育の推進【再掲】	車いすや障がい者・高齢者の疑似体験器具を使用した福祉体験学習などを実施し、児童生徒が地域の一員として、福祉に関する理解を深め、実践的な態度を育てます。また、自治会や企業向けにも福祉の心を養うための講座等を実施します。	計画	児童生徒が高齢者・障がい者とふれあう体験的学習をした割合 100%	児童生徒が高齢者・障がい者とふれあう体験的学習をした割合 100%	児童生徒が地域の一員として、福祉に関する理解を深め、実践的な態度を育てることができた。	学校教育委員会 社会福祉協議会
			実績	車いす体験やぼっちゃ体験を通して、障がいや高齢者についての知識を得ることで、福祉に関する理解を深めることができた。	車いす体験やボッチャ体験を通して、障がいや高齢者についての知識を得ることで、福祉に関する理解を深めることができた。		
			事業評価	A	A		
③	介護人材確保育成支援事業	国・県等が実施する介護人材育成等に関する事業と連携を図り、市内の介護サービス事業所等に従事する人材の育成支援を行います。 また、市内の介護サービス事業所等に従事する人材の確保・定着・育成及び介護保険サービスの安定的な提供を目的に、資格取得等にかかる費用の支援を行います。	計画	・補助制度の周知及び補助金の交付 ・介護職員初任者研修受講費用補助件数 10件 ・主任介護支援専門員研修受講費用補助件数 2件 ・介護支援専門員資格取得費用補助件数 3件	・補助制度の周知及び補助金の交付 ・介護職員初任者研修受講費用補助件数 10件 ・主任介護支援専門員研修受講費用補助件数 2件 ・介護支援専門員資格取得費用補助件数 3件	介護支援専門員更新・再研修受講料等補助の実績については、目標数上回る実績となり、介護人材の確保・育成に寄与することができた。 急速な高齢化の進行により介護サービスの需要増と多様化が見込まれる中で、利用者に良質な介護サービスを提供し続けるためには、介護人材の確保・育成は不可欠であり、継続した取組が求められる。	介護保険課
			実績	千葉県等が実施する各種研修等について介護サービス事業所に情報提供を行うとともに、介護職を目指している方への各種支援制度を市ホームページに掲載した。 また、介護支援専門員の資格取得に要する費用や介護職員初任者研修・主任介護支援専門員研修の受講費用を助成した。 ・介護職員初任者研修受講費用助成 計画10件、実績4件 ・介護支援専門員資格取得費用助成 計画3件、実績2件 ・主任介護支援専門員研修受講費用助成 計画2件、実績2件	千葉県等が実施する各種研修等について介護サービス事業所に情報提供を行うとともに、介護職を目指している方への各種支援制度を市ホームページに掲載した。 また、介護支援専門員の資格取得に要する費用や介護職員初任者研修・主任介護支援専門員研修の受講費用を助成した。 ・介護職員初任者研修受講費用助成 計画10件、実績1件 ・介護支援専門員資格取得費用助成 計画3件、実績2件 ・主任介護支援専門員研修受講費用助成 計画2件、実績0件 介護支援専門員更新・再研修受講料等補助 計画6件、実績9件		
			事業評価	B	B		
④	申請・届出の電子化による介護サービス事業者の負担軽減	介護サービス事業者の負担を軽減するため、国の構築した電子申請・届出システムを令和6年度の上半期までに導入し、指定申請や報酬請求等の手続について様式の標準化と申請・届出の電子化を図ります。	計画	・事業者周知 ・システム導入～運用開始	・システム運用	システム利用に必要な G BizID の取得状況を調査した結果、未取得(取得予定)の事業者が確認されたことから、引き続き G BizID の取得促進を図るとともに、電子申請・届出システムを用いて事業所に係る申請・届出・申出を確実に行っていただけるよう支援を行う。	高齢者支援課 介護保険課
			実績	令和6年9月より「電子申請・届出システム」を導入した。稼働に伴い、市HPへの掲載、事業所に通知し、周知を図った。	令和8年4月1日以降は、介護保険事業所等の手続きが電子申請・届出システムによる実施が原則となるため、事業所に対して集団指導を行い、併せて同システム利用に必要な G BizID の取得状況を調査した。		
			事業評価	B	A		

「基本施策」における事業評価の合計

評価区分		令和6年度	令和7年度
A	目標以上に達成した	1	2
B	おおむね達成した	3	2
C	目標を下回った	0	0
D	実施しなかった	0	0
計		4	4

基本目標3:地域で支え合う仕組みづくり
基本施策(1):支え合い活動の推進

No.	事業名	取組概要	第9期計画の取組			取組の効果	担当課
			項目	令和6年度	令和7年度		
①	地域ケア会議の実施	地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的として、地域ケア会議を開催します。会議には、①自立支援型、②個別課題検討型、③地域課題検討型、④地域ケア推進会議の4つの構成があります。	計画	・地域ケア会議の開催(自立支援型・個別課題検討型・地域課題検討型・地域ケア推進協議会)	・地域ケア会議の開催(自立支援型・個別課題検討型・地域課題検討型・地域ケア推進協議会)	3種の地域ケア会議により、地域課題の把握や事例検討を重ねることでケアマネジメント力の向上や多職種・地域のネットワークづくりが進められている。 地域ケア推進会議では、3種の地域ケア会議での検討の積み重ねを踏まえて、ワーキンググループを実施し、他事業との協働により具体的な解決策を検討していく方向性を見いだせた。	高齢者支援課
			実績	個別課題検討型地域ケア会議により、ケアプランを通して検討を行い、ケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメントの質の向上を図る。 ・2回開催 地域課題検討型地域ケア会議を開催し、地域課題の共有と解決策の検討を行う。 ・2回開催 自立支援型地域ケア会議を開催し、自立支援の意識づけや多面的なアセスメント、インフォーマルサービスの活用検討等を行う。 ・10回開催 地域ケア推進会議では地域課題の分析等の結果を踏まえ、各会議の報告と他事業との協働を検討する。 ・2回開催	個別課題検討型地域ケア会議により、個別事例の状況に合わせ、地域住民の協力を得ながら、高齢者の支援が円滑に行えるよう検討を行う。 ・2回開催 地域課題検討型地域ケア会議を開催し、地域課題の共有と解決策の検討を行う。 ・2回開催 自立支援型地域ケア会議を開催し、自立支援の意識づけや多面的なアセスメント、インフォーマルサービスの活用検討等を行う。 ・10回開催 地域ケア推進会議では地域課題の分析等の結果を踏まえ、各会議の報告と他事業との協働を検討する。 ・2回開催		
			事業評価	A	A		
②	高齢者見守りネットワーク事業【再掲】	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者、関係団体等によるネットワークにより「さりげない見守り」を実施します。	計画	・市及び見守り協力者が相互に連携し、異変のある高齢者を早期に発見し、必要な支援を行う。 ・協力事業者の関係団体数 71団体	・市及び見守り協力者が相互に連携し、異変のある高齢者を早期に発見し、必要な支援を行う。 ・協力事業者の関係団体数 72団体	市及び見守り協力者が相互に連携し、異変のある高齢者を早期に発見・必要な支援を行い、市民・事業者、関係機関等のネットワークによる高齢者の「さりげない見守り」を実施し、地域社会全体で高齢者を見守る体制整備を図ることができた。	高齢者支援課
			実績	市及び見守り協力者が相互に連携し、異変のある高齢者を早期に発見し、必要な支援を行った。 また、市と包括連携協定を締結した事業者等に事業の周知を行い協力事業者の拡大に努めた。 ・協力事業者 71事業者 ・受理件数 2件	市及び見守り協力者が相互に連携し、異変のある高齢者を早期に発見し、必要な支援を行った。 また、市と包括連携協定を締結した事業者等に事業の周知を行い協力事業者の拡大に努めた。 ・協力事業者 72事業者 ・受理件数 6件		
			事業評価	A	A		
③	はつらつシニアサポーターの養成、活動支援	介護予防の取組を支援するはつらつシニアサポーターの養成に加え、地域の通いの場や介護予防教室への参画等、活動に結び付けられるよう支援を行うとともに、サポーターのさらなる知識の習得に向け研修を行います。	計画	・はつらつシニアサポーター養成講座の実施。 ・サポーターの活躍場所の拡大および活動につながるスキルアップ研修の実施。 ・はつらつシニアサポーター養成講座受講者数 15人	・はつらつシニアサポーター養成講座の実施。 ・サポーターの活躍場所の拡大および活動につながるスキルアップ研修の実施。 ・はつらつシニアサポーター養成講座受講者数 15人	はつらつシニアサポーター養成数は目標を達成することができた。スキルアップ研修では、新しくなった百歳体操＜式＞の実践を実施や地域の専門職(言語聴覚士)の協力を得て嚥下機能向上セミナーを実施した。サポーター自身の介護予防に加え、活躍する場の拡大につながる内容となった。	高齢者支援課
			実績	【はつらつシニアサポーター養成講座】 ・実施回数:3回(うち1回はおらが出張講座) ・受講者数:23人(総計:174人) 【スキルアップ研修】 ・実施回数:3回 ・参加者数(延):29人 サポーターのうち、希望者に市が実施する介護予防事業の実施時に、職員の補助として参加してもらうことができた。	【はつらつシニアサポーター養成講座】 ・実施回数:2回(うち1回はおらが出張講座) ・受講者数:25人 【スキルアップ研修】 ・実施回数:2回 ・参加者数(延):41人 サポーターのうち、希望者に市が実施する介護予防事業の実施時に、職員の補助として参加してもらうことができた。		
			事業評価	A	A		
④	介護支援ボランティア事業	高齢者の介護予防を促進するため、介護支援ボランティア活動の実績に応じポイントを付与し、ポイント交換により寄附又は地産地消に資する商品券を交付します。	計画	・介護支援ボランティア研修会を開催し、ボランティア活動の実績に応じポイントの付与及びポイント交換を行う。	・介護支援ボランティア研修会を開催し、ボランティア活動の実績に応じポイントの付与及びポイント交換を行う。	高齢者がボランティア活動による地域貢献を行うとともに、高齢者自身の介護予防が推進できた。	高齢者支援課
			実績	高齢者がボランティア活動により地域貢献することを奨励し活動を支援するため、介護支援ボランティア登録研修会を3回計画し、広報等による周知を行った。 そのうち1回は参加者が集まらず計2回の開催となった。 ・開催回数 2回 ・参加人数 6人	高齢者がボランティア活動により地域貢献することを奨励し活動を支援するため、介護支援ボランティア登録研修会を3回計画し、広報等による周知を行った。 ・開催回数 3回 ・参加人数 8人		
			事業評価	B	B		
⑤	生活支援体制整備事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、従来の給付等のサービスだけではなく、ボランティア、地縁組織、NPO、民間企業、社会福祉法人など多様な主体による生活支援サービスや社会参加の機会が提供される地域の体制づくりのための取組を実施します。	計画	・住民主体の支援活動団体数 9団体以上 ・生活支援コーディネーターの相談・地域資源情報収集等の対応件数 180件	・住民主体の支援活動団体数 10団体以上 ・生活支援コーディネーターの相談・地域資源情報収集等の対応件数 180件	助け合い活動の学習・交流会の開催を通して、出席者が活動団体への参加や新規団体立ち上げの準備を始めるなど、高齢者を支援するサービスをより充実させることができた。ほかに、SCがサロンと保育所を連携させ、高齢者が作成した紙箱や紙袋を保育所で活用する体制づくりに着手するなど、地域の高齢者の活動を支援する生活支援体制の整備が進んだ。	高齢者支援課
			実績	社会福祉協議会への委託により市内5圏域に生活支援コーディネーター(SC)を配置し、各圏域の高齢者の生活支援ニーズと社会資源の把握や、住民主体による助け合い活動の立ち上げや継続を支援した。また、地域の高齢者やケアマネジャー、地域包括支援センター等から相談を受け、個々の高齢者の支援ニーズとサービスとのマッチングを行った。住民主体の活動団体は昨年度から継続して13団体が助け合い活動を実施した。 ・住民主体の活動団体数13団体 ・生活支援コーディネーターの相談・地域資源情報収集等の対応件数239件	社会福祉協議会への委託により市内5圏域に生活支援コーディネーター(SC)を配置し、各圏域の高齢者の生活支援ニーズと社会資源の把握、住民主体による助け合い活動の立ち上げや継続を支援した。また、地域の高齢者やケアマネジャー、地域包括支援センター等から相談を受け、個々の高齢者の支援ニーズとサービスとのマッチングを行った。 ・住民主体の活動団体数 16団体 ・生活支援コーディネーターの相談・地域資源情報収集等の対応件数288件		
			事業評価	A	A		

基本目標3:地域で支え合う仕組みづくり
基本施策(1):支え合い活動の推進

No.	事業名	取組概要	第9期計画の取組			取組の効果	担当課
			項目	令和6年度	令和7年度		
⑥	ボランティアセンターの運営	地域や施設で実施される行事や施設入所者の日常生活支援など、ボランティア活動を希望する方と支援を希望する方との連絡調整を行い、様々なニーズに合ったボランティア活動を支援できるよう、ボランティアセンターの機能強化と事業の充実に努めます。(主な活動:ボランティア登録、マッチング、ボランティア保険の加入、ペットボトルキャップ・使用済み切手及び使用済みテレフォンカードの収集整理、ほっとテレフォンサービス、声の広報貸出し、ボランティア養成事業、災害ボランティアセンターの運営)	計画	・ボランティアセンターの運営実施	・ボランティアセンターの運営実施	各種ボランティア活動を通じて社会参加につながり、生きがいつくりの一助となった。	社会福祉協議会
			実績	延べ2,322名がボランティア活動に参加した。市内の施設でもボランティア活動(傾聴活動やイベントへの協力など)の受入が徐々に再開され、ボランティアの活躍の場が再開し始めている。 また、各種ボランティア講座(音訳・傾聴・災害など)などを実施し、ボランティアの養成に努めた。	延べ2,540名がボランティア活動に参加した。市内の施設(傾聴活動や演芸ボランティア・イベントへの協力など)や子ども食堂でのボランティア活動など、ボランティアの活躍の場が増えてきている。 また、各種ボランティア講座(音訳・傾聴・災害など)などを実施し、ボランティアの養成に努めた。		
			事業評価	B	B		
⑦	地区社会福祉協議会活動の運営	地域福祉を地域住民主体で推進するため、6つの地区社会福祉協議会(昭和地区、長浦地区、蔵波地区、根形地区、平岡地区、中富地区)を設置し、活動の充実に努めます。(主な活動:ひとり暮らし高齢者等見守り訪問、敬老会、ふれあいバスハイク、地区サロン、お花見昼食会、広報紙発行)	計画	・地区社会福祉協議会活動の実施	・地区社会福祉協議会活動の実施	ひとり暮らし高齢者等見守り訪問事業やサロン(集いの場)などをはじめ、地区社会福祉協議会の活動を通じて高齢者の安否確認や、住民同士の交流・社会参加を促した。	社会福祉協議会
			実績	昭和、長浦、蔵波、根形、平岡、中富地区の6地区において、見守り訪問事業やサロン(集いの場)をはじめとした各種活動を実施した。	昭和、長浦、蔵波、根形、平岡、中富地区の6地区において、見守り訪問事業やサロン(集いの場)をはじめとした各種活動を実施した。		
			事業評価	B	B		
⑧	救急・救護体制の整備	市民等を対象に、応急手当・救命講習の実施により適切な知識と技術の普及に努め、市民による応急手当の拡大を図ります。	計画	・応急手当啓発促進のため、救命講習等を開催し、受講者の増加を図る。また、希望する児童や生徒に対し、心肺蘇生法やケガの手当など、応急手当の推進を図る。 ・応急手当啓発講習会参加者数 1,700人	・応急手当啓発促進のため、救命講習等を開催し、受講者の増加を図る。また、希望する児童や生徒に対し、心肺蘇生法やケガの手当など、応急手当の推進を図る。 ・応急手当啓発講習会参加者数 1,700人	講習会の内容を受講者に合わせて改変することや開催方法(申し込み方法等)を調整することで、より市民のニーズに合った講習会を開催し、地域における応急手当啓発に寄与することができた。	消防本部 警防課
			実績	応急手当啓発促進のために、年間を通して出前講座や各消防署で講習会を開催し、講習回数・受講者数ともに前年より大幅に増加、希望する児童や生徒に対しても救命入門コースを開催し、幅広い年代に応急手当推進を図った。 ・応急手当啓発講習会参加者数 3,130人	応急手当啓発促進のために、年間を通して出前講座や各消防署で講習会を開催した。希望する児童や生徒に対しても救命入門コースを開催し、幅広い年代に応急手当推進を図った。 ・応急手当啓発講習会参加者数 2,344人		
			事業評価	A	A		

「基本施策」における事業評価の合計

評価区分		令和6年度	令和7年度
A	目標以上に達成した	5	5
B	おおむね達成した	3	3
C	目標を下回った	0	0
D	実施しなかった	0	0
計		8	8

基本目標3: 地域で支え合う仕組みづくり
基本施策(2): 認知症予防・共生に向けた取組

No.	事業名	取組概要	第9期計画の取組			取組の効果	担当課
			項目	令和6年度	令和7年度		
①	認知症サポーターの養成、活動支援	認知症に対する正しい理解を深め、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターの養成を地域住民や企業等、幅広く実施します。また、ステップアップ講座の実施により、サポーターが地域で自主的に活動できるよう意識付けや情報提供を行います。	計画	・認知症サポーター養成講座の実施 ・認知症サポーターの自主的な活動につながるステップアップ講座の実施。 ・認知症サポーター養成講座受講者数 280人	・認知症サポーター養成講座の実施 ・認知症サポーターの自主的な活動につながるステップアップ講座の実施。 ・認知症サポーター養成講座受講者数 280人	認知症サポーターを養成することで、認知症の人やその家族に対する理解を深めることができた。 また、過去に認知症サポーター養成講座を受講した方のうち希望のあった方を対象にステップアップ講座を実施することにより、さらなる適切な支援のための理解を深め、認知症サポーターとしての具体的な活動に繋がるような意識づけができた。	高齢者支援課
			実績	認知症サポーター養成講座を16回開催し、認知症に関する正しい理解を広めた。 ・年間養成数 404人 ・累計数10,404人 過去に認知症サポーター養成講座を受講した方を対象に参加を募り、認知症サポーターステップアップ講座を実施した。 ・実施回数3回 ・37人参加	認知症サポーター養成講座を20回開催し、認知症に関する正しい理解を広めた。 ・年間養成数 755人 累計数11,159人 過去に認知症サポーター養成講座を受講した方を対象に参加を募り、認知症サポーターステップアップ講座を実施した。 ・実施回数1回 9人参加		
			事業評価	A	A		
②	認知症の家族への支援	地域における家族の交流の場や認知症カフェの設置の支援、認知症初期集中支援チームによる支援等により、認知症の人を介護する家族の不安の軽減や認知症への正しい理解を広めるなど、家族支援を充実します。	計画	・認知症家族のつどいを実施 ・認知症カフェの設置支援	・認知症家族のつどいを実施 ・認知症カフェの設置支援	認知症初期集中支援チームにより、認知症高齢者及び介護する家族への適切な支援を行い、認知症になっても安心して暮らし続けることのできる地域づくりの一助とした。 また、認知症カフェや家族のつどいにおいて介護者同士の分かち合いや専門職による対応等を実施したことで、介護者の負担の軽減を図ったほか、地域住民に対しても疾患や制度への正しい理解を図ることができた。	高齢者支援課
			実績	市内5か所で定期的に開催される認知症カフェの周知に協力した。認知症を発症した家族への対応やサービス利用等について悩みや不安を抱える介護者に対し、認知症初期集中支援チームにおいて多職種により支援方針を検討し、チーム員による訪問やサービス導入等の支援を行った。 認知症の家族を介護する人が思いや経験を共有したり専門職からのアドバイスを得る場として、「家族のつどい」を開催した。 ・年4回実施	市内5か所で定期的に開催される認知症カフェの周知に協力した。認知症を発症した家族への対応やサービス利用等について悩みや不安を抱える介護者に対し、認知症初期集中支援チームにおいて多職種により支援方針を検討し、チーム員による訪問やサービス導入等の支援を行った。 認知症の家族を介護する人が思いや経験を共有したり専門職からのアドバイスを得る場として、「家族のつどい」を開催した。 ・年4回実施		
			事業評価	B	B		
③	認知症に対する早期対応と支援【再掲】	認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員が認知症の人や家族に早期に関わり、自立に向けた包括的・集中的な支援を行うとともに、家族の介護負担の軽減を図ります。	計画	・認知症初期集中支援チームによる訪問を実施 ・チーム員会議にてより良い支援の検討	・認知症初期集中支援チームによる訪問を実施 ・チーム員会議にてより良い支援の検討	認知症初期集中支援チーム員会議にて、多職種の従事者間で支援方法を検討し、地域包括支援センターと連携しながら認知症の本人への適切な処遇や家族の介護負担の軽減のための支援を行った。	高齢者支援課
			実績	地域包括支援センター職員と医師、介護福祉士等をメンバーとした認知症初期集中支援チームによる認知症の人及び家族への訪問支援を行った。 ・訪問件数21件 認知症初期集中支援チーム員会議を定例的に実施し、自立に向けた個々のケースの支援方法についての検討を行った。	地域包括支援センター職員と医師、介護福祉士等をメンバーとした認知症初期集中支援チームによる認知症の人及び家族への訪問支援を行った。 ・訪問件数15件 認知症初期集中支援チーム員会議を定例的に実施し、自立に向けた個々のケースの支援方法についての検討を行った。		
			事業評価	A	A		
④	認知症予防の推進	認知症予防のための講習会等を開催するなど、認知症予防に関する普及啓発を充実します。	計画	・認知症予防の視点を踏まえ、住民ニーズを取り入れた介護予防教室の実施	・認知症予防の視点を踏まえ、住民ニーズを取り入れた介護予防教室の実施	介護予防教室にて認知症をテーマにした講座を開催することで、認知症予防に関する知識の普及啓発を行うことができた。	高齢者支援課
			実績	【頭の元気トレーニング】 頭と体のトレーニングを通じて、認知症予防に関する普及啓発を行った。 ・実施回数:3回 ・参加者数(延):34人 【おもいで列車(回想法)】 回想法を用いた認知症予防を実施。 ・実施回数:8回 ・参加者数(延):91人 認知症予防に関するパンフレットを窓口及び出張講座時に配布し、普及啓発を行った。	【頭の元気トレーニング】 頭と体のトレーニングを通じて、認知症予防に関する普及啓発を行った。 ・実施回数:5回(津波警報により1回中止) ・参加者数(延):87人 【おもいで列車(回想法)】 回想法を用いた認知症予防を実施。頭の元気トレーニング内にて実施。 ・実施回数:5回 ・参加者数(延):87人 認知症予防に関するパンフレットを窓口及び出張講座時に配布し、普及啓発を行った。		
			事業評価	A	A		

「基本施策」における事業評価の合計

評価区分		令和6年度	令和7年度
A	目標以上に達成した	3	3
B	おおむね達成した	1	1
C	目標を下回った	0	0
D	実施しなかった	0	0
計		4	4

基本目標4: 生きがいづくりと社会参加の推進
基本施策(1): 地域でのふれあいづくりの推進

No.	事業名	取組概要	第9期計画の取組			取組の効果	担当課
			項目	令和6年度	令和7年度		
①	老人福祉会館運営事業	高齢者等の憩いの場となる老人福祉会館の維持管理・運営を行います。	計画	・施設の維持管理及び施設利用の事務等を指定管理者へ委託し、モニタリング等を活用した管理運営を行う。	・施設の維持管理及び施設利用の事務等を指定管理者へ委託し、モニタリング等を活用した管理運営を行う。	高齢者が生きがいを持って暮らしているよう、趣味や学習、交流の活動の場や、世代間の交流を行う機会のある場として、老人福祉会館の指定管理者による適切な管理運営に努め、高齢者の憩いの場を提供することができた。	高齢者支援課
			実績	施設の維持管理及び施設利用の事務等を指定管理者へ委託し、モニタリング等を活用し適切な管理運営を行った。 また、各感染症に対し、指定管理者と連携し、感染症対策を図った。 ・指定管理者 公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センター ・利用者数 6,669名 ・利用団体数 782団体	施設の維持管理及び施設利用の事務等を指定管理者へ委託し、モニタリング等を活用し適切な管理運営を行った。 また、土砂災害特別警戒区域等に指定されたことに伴い、利用者の安全確保に向けた対応を指定管理者と連携して行った。 ・指定管理者 公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センター ・利用者数 5,512名 ・利用団体数 668団体		
			事業評価	B	B		
②	シニアクラブ活動支援事業	単位シニアクラブ及びシニアクラブ連合会の社会参加活動、文化活動、体力・健康づくり事業等の支援を行います。	計画	・シニアクラブへ補助金を交付し、社会参加活動、文化活動、体力・健康づくり事業の支援及び会員の生きがいと健康づくりの推進を図る。	・シニアクラブへ補助金を交付し、社会参加活動、文化活動、体力・健康づくり事業の支援及び会員の生きがいと健康づくりの推進を図る。	高齢者の主たる活動団体であるシニアクラブ(連合会・19単位クラブ)の活動支援、参加促進を図るため、補助金を交付することにより、社会参加活動、文化活動、体力・健康づくり事業の支援及び会員の生きがいと健康づくりを推進することができた。	高齢者支援課
			実績	シニアクラブへ補助金を交付し、社会参加活動、文化活動、体力・健康づくり事業の支援及び会員の生きがいと健康づくりの推進を図った。 ・連合会 17単位クラブ ・人数 576人	シニアクラブへ補助金を交付し、社会参加活動、文化活動、体力・健康づくり事業の支援及び会員の生きがいと健康づくりの推進を図った。 ・連合会 19単位クラブ ・人数 537人		
			事業評価	A	B		
③	袖ヶ浦いきいき百歳体操【再掲】	介護予防体操である「袖ヶ浦いきいき百歳体操」について、実施地域や参加者のさらなる拡大を図ります。 さらに、袖ヶ浦いきいき百歳体操の実施団体同士の情報共有、発表の機会を設け、モチベーションの維持に努め、活動の継続を支援します。	計画	・モチベーション向上のための百歳体操新聞発行等 ・参加者数 1,375人	・モチベーション向上のための百歳体操新聞発行等 ・参加者数 1,460人	高齢者の歩いていける場所での、住民主体の活動が継続的に実施され、運動機能の維持・向上による介護予防面での効果に加え、社会性の維持・拡大が図られ、居場所づくり、生きがいづくりにつながるものとなっている。	高齢者支援課
			実績	【百歳体操】 ・実施団体:65団体 ・参加者数(延):1,344人 新たに1団体を立ち上げた。休止していた団体については、代表へ働きかけ、1団体再開となった。 【百歳体操新聞発行】 ・1回(3月1日発行) 【百歳体操交流会開催(長浦地区)】 ・参加者数:108人	【百歳体操】 ・実施団体:64団体・参加者数(延):1,421人 新たに3団体を立ち上げた。 【百歳体操新聞発行】 ・1回(3月1日発行) 【百歳体操交流会開催(平川地区)】 ・参加者数:45人		
			事業評価	B	B		
④	地域ふれあいサロンの設置	高齢者が孤立しないよう、地域の中に集える場所(サロン)をつくり、住民、ボランティア等との交流機会を設けることで、地域で顔の見える関係づくりと高齢者の地域参加を促進します。	計画	・地域ふれあいサロンの実施 ・参加者数 3,040人	・地域ふれあいサロンの実施 ・参加者数 3,280人	サロン活動を通じて地域で顔の見える関係づくりを構築し、高齢者の孤立防止と地域参加を促進した。	社会福祉協議会
			実績	・延べ参加者2,732人 コロナ禍を経てサロン活動も各地区で再開されていく中で、各地区趣向を凝らした演出を用意して集客増加に取り組んだ。昨今の7～9月にかけての猛暑日により、高齢者の外出控えなどもあり、影響を考慮して夏季の開催を中止する地区もあった。	・延べ参加者2,765人 初夏から続いた猛暑日により、夏季のサロン開催を中止する地区もあった。そのような状況下でも、3箇所の新規開設サロンが立ち上がり、参加者増加と高齢者の居場所や地域参加を目指した動きが加速している。		
			事業評価	C	C		
⑤	保育所(園)地域活動事業	高齢者と保育所児童との世代間の交流機会を充実させ、安心して子どもを生み育てられる地域づくりを推進するとともに、世代間の支え合いの精神を育みます。	計画	・保育所の行事を通じて交流を図る ・交流事業実施保育所数 5か所	・保育所の行事を通じて交流を図る ・交流事業実施保育所数 5か所	地域の自治会や高齢者施設と保育施設が、相互に行事等を通じ働きかけを行った結果、交流機会を持つ保育施設が増加し、高齢者が生きがいを持って日常生活を送る一助とすることができた。	保育幼稚園課
			実績	高齢者と保育所児童が保育所の行事を通じ交流を図った。 ・実施保育所 7箇所(公立1箇所、私立6箇所) ・実施回数 延べ18回	・実施保育所 12箇所(公立2箇所、私立10箇所) ・実施回数 延べ36回		
			事業評価	A	A		
⑥	市民活動情報サイトによる情報提供	市民活動情報サイト「ガウラ・ナビ」により、市内で活動する市民活動団体・ボランティア団体等の情報提供を行います。	計画	「ガウラ・ナビ」による市内で活動する市民活動団体等の情報提供 ・市民活動情報サイトへの登録団体数 64団体	「ガウラ・ナビ」による市内で活動する市民活動団体等の情報提供 ・市民活動情報サイトへの登録団体数 66団体	シニアクラブをはじめ、市民活動団体の活動等を情報発信することにより、市内での地域貢献活動等を把握するとともに、社会参加を促すことができた。 「ガウラ・ナビ」は、市民活動団体の情報発信の場として運用してきたが、近年はSNS等の普及により情報発信手法が多様化し、更新頻度の低下などの課題が見られる状況にあった。また、令和7年4月に市民活動サポートセンター「そでのわ」を開設し、市民活動団体の情報発信に加え、講座や助成金情報の提供、相談対応など活動支援を行っており、機能の一部が重複している。こうした状況を踏まえ、市ホームページのリニューアルに伴い、令和7年度をもって「ガウラ・ナビ」の運用を終了し、「そでのわ」へ機能を集約することとした。今後も、市民活動に関する情報提供と活動支援の充実を図り、高齢者を含む市民が地域活動に参加しやすい環境づくりを引き続き推進する。	市民協働推進課
			実績	サイトの充実を図るため、年2回市広報紙において新規登録団体を募集するとともに、既存登録団体に対し、積極的に情報発信するよう働きかけた。 ・登録団体数:65団体	年2回市広報紙において新規登録団体を募集するとともに、既存登録団体の情報発信を行った。 ガウラナビのあり方を検討した。 ・登録団体数:60団体		
			事業評価	A	B		
⑦	高齢者いきがい促進事業(高齢者学級)	高齢者が健康で充実した生活を送ることができるよう、学習活動や交流活動を通じて一人ひとりの生きがいの創出を促進するとともに、仲間づくりの場を提供します。	計画	・継続 ・高齢者学級等の延参加人数 1,150人	・継続 ・高齢者学級等の延参加人数 1,150人	学習活動や交流活動を通じて、一人ひとりの生きがいの創出を促進することができた。また、仲間づくりの場を提供することで、高齢者が健康で充実した生活を送ることができるための支援も担った。	各交流センター
			実績	・高齢者学級等の開催回数及び延参加人数 39回、1,162人 【内訳】 ・市民会館:8回、381人 ・平川公民館:8回、111人 ・長浦公民館:7回、297人 ・根形公民館:10回、253人 ・平岡公民館:6回、120人	・高齢者学級等の開催回数及び延参加人数 39回、1,129人 【内訳】 ・市民会館:8回、401人 ・平川公民館:9回、100人 ・長浦公民館:6回、255人 ・根形公民館:10回、235人 ・平岡公民館:6回、138人		
			事業評価	A	B		

「基本施策」における事業評価の合計

評価区分	令和6年度	令和7年度
A 目標以上に達成した	4	1
B おおむね達成した	2	5
C 目標を下回った	1	1
D 実施しなかった	0	0
計	7	7

基本目標4: 生きがいづくりと社会参加の推進
基本施策(2): 社会貢献活動の推進

No.	事業名	取組概要	第9期計画の取組			取組の効果	担当課
			項目	令和6年度	令和7年度		
①	シルバー人材センター支援事業	高齢者が健康でいきいきとした暮らし、生活の充実を図るため、高齢者の経験と技能を活かした就労の場を確保するシルバー人材センターの運営を支援します。	計画	・補助金の交付等により運営を支援することで経営の安定化を図る。 ・業務の受託件数 1,399件	・補助金の交付等により運営を支援することで経営の安定化を図る。 ・業務の受託件数 1,399件	袖ヶ浦市シルバー人材センターの運営事業費を補助することにより、円滑かつ安定的な運営を支援しただけでなく、高齢者の就労の機会が提供されることで、高齢者自身が主体的に働くことで生きがいづくりや健康増進にもつながり、高齢者がこれまで培ってきた知識、技能、経験を活かすことができるような就労の場の確保・提供ができた。	高齢者支援課
			実績	補助金の交付等により事業の円滑な運営を支援し、高齢者の生きがいづくりや社会参画の推進を図った。 また、自治会等への会員募集のチラシを配布し、新規会員の増加に努めた。 ・受託件数 1,359件 ・会員数 227人	補助金の交付等により事業の円滑な運営を支援し、高齢者の生きがいづくりや社会参画の推進を図った。 また、自治会等への会員募集のチラシを配布し、新規会員の増加に努めた。 ・受託件数 1,328件 ・会員数 230人		
			事業評価	B	B		
②	市民活動情報サイトによる情報提供【再掲】	市民活動情報サイト「ガウラ・ナビ」により、市内で活動する市民活動団体・ボランティア団体等の情報提供を行います。	計画	「ガウラ・ナビ」による市内で活動する市民活動団体等の情報提供 ・市民活動情報サイトへの登録団体数 64団体	「ガウラ・ナビ」による市内で活動する市民活動団体等の情報提供 ・市民活動情報サイトへの登録団体数 66団体	シニアクラブをはじめ、市民活動団体の活動等を情報発信することにより、市内での地域貢献活動等を把握するとともに、社会参加を促すことができた。 「ガウラ・ナビ」は、市民活動団体の情報発信の場として運用してきたが、近年はSNS等の普及により情報発信手法が多様化し、更新頻度の低下などの課題が見られる状況にあった。また、令和7年4月に市民活動サポートセンター「そでのわ」を開設し、市民活動団体の情報発信に加え、講座や助成金情報の提供、相談対応など活動支援を行っており、機能の一部が重複している。こうした状況を踏まえ、市ホームページのリニューアルに伴い、令和7年度をもって「ガウラ・ナビ」の運用を終了し、「そでのわ」へ機能を集約することとした。今後も、市民活動に関する情報提供と活動支援の充実を図り、高齢者を含む市民が地域活動に参加しやすい環境づくりを引き続き推進する。	市民協働推進課
			実績	サイトの充実を図るため、年2回市広報紙において新規登録団体を募集するとともに、既存登録団体に対し、積極的に情報発信するよう働きかけた。 ・登録団体数:65団体	年2回市広報紙において新規登録団体を募集するとともに、既存登録団体の情報発信を行った。 ガウラナビのあり方を検討した。 ・登録団体数:60団体		
			事業評価	A	B		
③	介護支援ボランティア事業【再掲】	高齢者の介護予防を促進するため、介護支援ボランティア活動の実績に応じポイントを付与し、ポイント交換により寄附又は地産地消に資する商品券を交付します。	計画	・介護支援ボランティア研修会を開催し、ボランティア活動の実績に応じポイントの付与及びポイント交換を行う。	・介護支援ボランティア研修会を開催し、ボランティア活動の実績に応じポイントの付与及びポイント交換を行う。	高齢者がボランティア活動による地域貢献を行うとともに、高齢者自身の介護予防が推進できた。	高齢者支援課
			実績	高齢者がボランティア活動により地域貢献することを奨励し活動を支援するため、介護支援ボランティア登録研修会を3回計画し、広報等による周知を行った。 そのうち1回は参加者が集まらず計2回の開催となった。 ・開催回数 2回 ・参加人数 6人	高齢者がボランティア活動により地域貢献することを奨励し活動を支援するため、介護支援ボランティア登録研修会3回計画し、広報等による周知を行った。 ・開催回数 3回 ・参加人数 8人		
			事業評価	B	B		
④	生活支援体制整備事業【再掲】	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、従来の給付等のサービスだけでなく、ボランティア、地縁組織、NPO、民間企業、社会福祉法人など多様な主体による生活支援サービスや社会参加の機会が提供される地域の体制づくりのための取組を実施します。	計画	・住民主体の支援活動団体数 9団体以上 ・生活支援コーディネーターの相談・地域資源情報収集等の対応件数 180件	・住民主体の支援活動団体数 10団体以上 ・生活支援コーディネーターの相談・地域資源情報収集等の対応件数 180件	助け合い活動の学習・交流会の開催を通して、出席者が活動団体への参加や新規団体立ち上げの準備を始めるなど、高齢者を支援するサービスをより充実させることができた。ほかにも、SCがサロンと保育所を連携させ、高齢者が作成した紙箱や紙袋を保育所で活用する体制づくりに着手するなど、地域の高齢者の活動を支援する生活支援体制の整備が進んだ。	高齢者支援課
			実績	社会福祉協議会への委託により市内5圏域に生活支援コーディネーター(SC)を配置し、各圏域の高齢者の生活支援ニーズと社会資源の把握や、住民主体による助け合い活動の立ち上げや継続を支援した。また、地域の高齢者やケアマネジャー、地域包括支援センター等から相談を受け、個々の高齢者の支援ニーズとサービスとのマッチングを行った。住民主体の活動団体は昨年度から継続して13団体が助け合い活動を実施した。 ・住民主体の活動団体数13団体 ・生活支援コーディネーターの相談・地域資源情報収集等の対応件数239件	社会福祉協議会への委託により市内5圏域に生活支援コーディネーター(SC)を配置し、各圏域の高齢者の生活支援ニーズと社会資源の把握、住民主体による助け合い活動の立ち上げや継続を支援した。また、地域の高齢者やケアマネジャー、地域包括支援センター等から相談を受け、個々の高齢者の支援ニーズとサービスとのマッチングを行った。 ・住民主体の活動団体数16団体 ・生活支援コーディネーターの相談・地域資源情報収集等の対応件数288件		
			事業評価	A	A		

「基本施策」における事業評価の合計

評価区分		令和6年度	令和7年度
A	目標以上に達成した	2	1
B	おおむね達成した	2	3
C	目標を下回った	0	0
D	実施しなかった	0	0
計		4	4

令和８年度 袖ヶ浦市地域包括支援センター（基幹型）における事業計画

1 重点目標

- （１）地域住民、医療介護関係者、民間事業者等、地域のあらゆる関係者との連携を強化し、高齢者の生活を支える取組みの充実に向けて、地域全体での支え合いの体制づくりを進める。
- （２）様々な健康状態における高齢者に対してその状態に合った介護予防の取組みを進め、自立支援を促進する。
- （３）基幹型地域包括支援センターとして、各地区の地域包括支援センターと十分な連携をとりながら、支援を必要とする高齢者等への対応の強化、充実を図る。

2 事業計画

※網掛け事業は重点事業

	事業	事業計画
1	地域包括支援センターの相談体制の充実	・市内３カ所に設置された地域包括支援センターの周知を引き続き行うとともに、市と各地区地域包括支援センター間において、適宜情報共有を図り、困難事例への対応等、連携した対応を行うとともに、各地区地域包括支援センターの後方支援も行う。 ・訪問活動や窓口での対応を通じて高齢者のニーズを的確に把握し、関係機関と連携し、相談のあった高齢者に対し包括的な支援に努める。 ・広報への掲載や各種事業実施の際等、様々な機会を利用して、地域包括支援センターの周知を行っていく。
2	総合相談支援業務	・各地区地域包括支援センターの相談対応・実態把握活動により、高齢者のニーズを的確に把握し、適切な制度やサービス、関係機関につなげる。 ・個別ケースの支援方針や支援方法、支援の進捗について、センター内で共有・検討する。
3	権利擁護業務	・高齢者虐待又は虐待が疑われるケースについて、高齢者の安全と必要な医療・介護の提供が守られるよう支援する。また、養護者への支援も行い、再発防止を図る。 ・認知機能低下による消費者被害、セルフネグレクト、家庭内の複合的問題等の課題を抱えた高齢者が、尊厳が守られ地域での生活を継続できるよう、関係機関と連携して支援を行う。 ・個別ケースの支援方針や支援方法、支援の進捗について、基幹型及び各地区地域包括支援センター内で共有し、支援方針を決定する。
4	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（地域ケア会議推進事業を含む）	・袖ヶ浦市ケアマネジャーネットワークの活動が促進されるよう、適宜研修会への参加やネットワークの運営について助言や情報提供を行う。 ・個々のケアマネジャーに対し、適宜個別ケースへの助言及び支援を行う。 ・自立支援型の各地域ケア会議を開催し、ケース毎の問題解決や自立支援に資するケアマネジメントに向けた支援を行う。また、個別課題検討型・地域課題検討型については、各地区地域包括支援センターの開催において後方支援を行う。またそれぞれの地域ケア会議で抽出された地域課題について、地域ケア推進会議で検討する。
5	在宅医療・介護連携推進事業	・「袖ヶ浦市医療情報一覧」及び「医療と介護のマップ」の活用の促進を図る。また、今年度は３年に１度のマップ更新を行う。 ・「在宅医療・介護連携推進協議会」「多職種協働研修会」を通じて、市内関係者の連携を図り、顔の見える関係づくりに努める。 ・市民向け講演会の開催等による在宅医療・介護の普及啓発を行う。 ・在宅医療・介護連携支援相談窓口に寄せられる関係者からの相談について

		「医療介護連携地域相談サポート医（君津木更津医師会へ業務委託）」への相談につなげる等対応する。 ・ICTツール「バイタルリンク」の普及啓発に取り組む
6	生活支援体制整備事業	・生活支援コーディネーターによる地域の高齢者の生活支援に関する相談対応を強化し、相談解決のための互助活動促進を行う。（社会福祉協議会に委託。） ・第1層協議体において市内全域の共通課題の検討等を行う。 ・住民主体の支援活動団体の立ち上げ支援を行う。 ・住民主体の支援活動団体間の情報共有及び連携や協働などにより活動団体の支援を行う。
7	認知症支援に関する事業（認知症総合事業・認知症高齢者見守り事業・認知症サポーター等養成事業）	・学童から成人まで幅広い年代に認知症サポーターの養成を行い、認知症に対する理解を深めるなど、「新しい認知症観」の更なる普及啓発を行う。 ・認知症サポーターのステップアップ研修等を通し、サポーターの自主的・地域活動を進める。 ・認知症初期集中支援チームや地域包括支援センターにおける認知症への相談対応、認知症家族のつどい、認知症おでかけ安心シールの活用等により、本人の安心した生活への支援や家族の精神的負担の軽減を図る。 ・認知症カフェの新規開設や継続に向けた支援、チームオレンジの活動支援を行う。 ・市のイベントなどに参加するなどし、幅広い年代に対する啓発活動に積極的に取り組む。
8	第1号介護予防支援事業以外の介護予防・生活支援サービス事業	・リハビリ専門職による短期集中サービスCについて、利用促進を図る。 ・住民主体により提供されるサービスBやDについて、既存団体等への働きかけや新たな担い手の発掘により、サービスの創設を図る。
9	一般介護予防事業	・袖ヶ浦いきいき百歳体操の普及啓発活動を行い、新規立ち上げにつながるよう各地区地域包括支援センターと協働して働きかける。 ・袖ヶ浦いきいき百歳体操実施団体に対し、リハビリ専門職等からの助言について各地域包括支援センターを通じて広め、活動の継続を促す取組を実施するとともに、団体の継続性を高めるため、同地区内での活動団体における交流会等の開催を行う各地区地域包括支援センターを支援する。 ・介護予防サポーター（はつらつシニアサポーター）の養成やスキルアップ研修により、介護予防の普及活動を自主的に行える者を増やす。 ・口腔機能、失禁予防、認知症予防等の講演会や教室等により介護予防の取組みの充実を図る。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業として、保険年金課や健康推進課と連携を図りながら介護予防の取組を実施。今年度より、歯科衛生士を配置し、口腔フレイル対策について強化を図る。
10	成年後見制度利用支援事業	・社会福祉協議会への委託により設置している中核機関について、関係機関、市関係各課と連携を密にし、必要な高齢者の情報の共有などについて、地域連携ネットワークの構築を図る。
11	家族介護教室事業	・社会福祉法人等への委託等により、家族介護者の身体的・精神的負担の軽減につながるような内容を企画し実施する。 ・開催方法や内容については事業者と協議のうえ、実施する。

令和８年度 地域包括支援センター一年間事業計画・報告・自己評価書

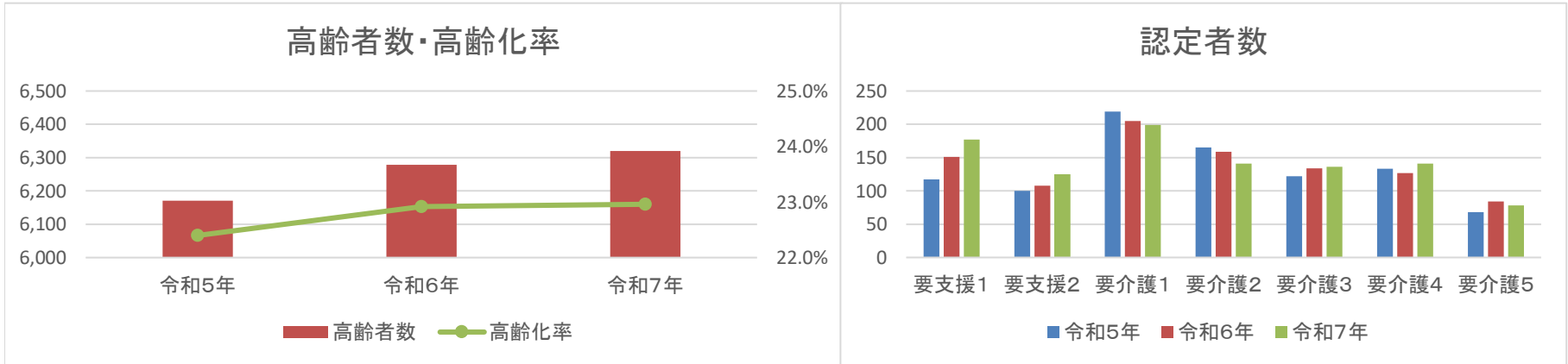
計画作成日 令和8年4月1日
報告・自己評価作成日

1. 地域包括支援センター基本情報

センター名		袖ヶ浦市昭和・根形地区地域包括支援センター			
業務地域		坂戸市場、奈良輪、奈良輪1～2丁目、袖ヶ浦駅前1～2丁目、福王台1～4丁目、神納、神納1～2丁目、南袖、飯富、下新田、三ツ作、大曽根、野田、勝、のぞみ野			
運営法人名称		社会福祉法人 さつき会			
受託期間(初回受託開始日)		令和7年7月1日～令和10年3月31日（令和7年7月1日）			
職員配置					
令和8年4月1日時点(計画時)					
氏名	職種	資格	勤務形態	兼務	備考
室橋 敬	主任介護支援専門員	主任介護支援専門員	常勤	管理者・キャラバンメイト	
魚本 真理	社会福祉士	社会福祉士	常勤	キャラバンメイト	
坪内 則子	保健師に準ずる者	看護師	常勤	キャラバンメイト	
吉浜 桂一郎	社会福祉士	社会福祉士	常勤	キャラバンメイト	
令和9年3月31日時点(報告時)					
氏名	職種	資格	勤務形態	兼務	備考

2. 担当圏域基本情報 ※10月1日時点、袖ヶ浦市提供

	令和5年	令和6年	令和7年
人口	27,551	27,395	27,526
高齢者数	6,171	6,278	6,320
前期高齢者数	3,070	2,954	2,886
後期高齢者数	3,101	3,324	3,434
高齢化率	22.4%	22.9%	23.0%
要支援1	117	151	177
要支援2	100	108	125
要介護1	219	205	199
要介護2	165	159	141
要介護3	122	134	136
要介護4	133	127	141
要介護5	68	84	78



3. 基本方針・重点目標

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会を目指し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員がチームとして機能的に活動することで、包括的かつ継続的なマネジメントを実践する。地域包括ケアの着実な推進に向け、以下の3つの視点に基づき事業を運営する。 ①公益性 公正で中立性の高い事業運営を堅持する。公費や介護保険料によって運営されている社会的責任を深く認識し、地域から信頼される適切な機関運営に努める。 ②地域性 地域の特性や実情を捉えた、適切かつ柔軟な活動を展開する。地域ケア会議等を通じて住民や関係機関の意見を広く反映させ、地域の潜在的な課題の把握と解決へのアプローチに努める。 ③協働性 専門職間の多職種連携(チームアプローチ)を基盤とし、地域の保健・医療・福祉関係者や民生委員等との強固な連携のもとで、包括的な支援体制を確立する。

4. 基本的な取組事項

項目	取組内容
公平・中立性の確保	業務を実施するにあたり、関係法令を遵守するとともに、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことのないよう十分配慮する。職員一人ひとりの言動が、利用者や他の事業者からの不信を招くことのないよう、常に公正・中立な姿勢で対応を徹底する。 具体的には、相談者に対してサービス事業者一覧表等の客観的な情報を提示し、複数の選択肢から自ら選択できる機会を確保する。そのうえで相談者の意思を最大限に尊重し、最終的に主体的な判断と選定が行えるよう適切な案内に努める。
個人情報保護	職員は、高齢者等の心身の状況や家庭環境を幅広く知り得る立場にあるため、その情報管理には万全を期す。 各業務の実施にあたり個人情報を使用する場合は、知り得た情報は目的の最小限の範囲で関係機関等に提供・共有することを、あらかじめ本人から同意を得るものとする。指定介護予防支援等の委託先における個人情報の取り扱いについては、委託契約において関係法令の遵守と厳重な管理を明記し、その保護に遺漏のないよう適切な指導・配慮を行う。また、守秘義務が課されないインフォーマルな関係者と情報共有を行う際にも、個人情報を守秘する旨の同意を得る。 業務内で扱う全ての個人情報に対しては、「市が保有する情報の取り扱いに関する特記仕様書」に準じた措置を徹底し、万一、個人情報の紛失や漏洩等が発生した場合には、関係各署へ迅速に報告し、適切かつ速やかに対応する。
事故・緊急時の対応	業務の実施に関連して事故が生じた場合は、被害を最小限に抑えるため、速やかに関係機関と連携して対応する。なお、事故による損害に係る補償が発生した場合には、加入する損害補償保険にて適切に対応する。 災害発生時においては、総合相談支援業務等で把握している要支援者や、サービスを利用している高齢者等の安否確認、および必要な支援を職員間で緊密に連携して実施する。また、災害時等の業務継続(BCP)を意識し、開所日および開所時間外の緊急時における連絡・参集体制を日頃から適切に整える。
苦情処理と業務への反映	苦情が発生した場合には、その内容や申し出人の意向を正確に確認し、迅速かつ適切な対応を行う。苦情の受付にあたっては、窓口への直接の来所のほか、電話、Eメール、書面など多様な手段により随時受け付ける。 苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意を持って話し合い、円滑な解決に努める。また、寄せられた苦情に対する評価、反省、および原因分析を行い、日々の業務改善に活かすことで、地域高齢者等の信頼に応えるとともに、センター全体のサービス質の向上に繋げる。

5. 各業務の具体的な取組事項（評価 3:十分に達成 2:ほぼ達成 1:未達成）

(1)総合相談支援事業 【業務内容】地域におけるネットワークの構築、要援護高齢者等の実態把握、在宅介護等に関する総合相談			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・センターのチラシを活用し、高齢者相談窓口の周知を継続する。 ・定期的に民児協へ参加し、顔の見える関係を築いて情報共有と地域連携を強化する。 ・来所困難な相談者に対しても、実態把握事業等を通じたアウトリーチ活動(不在票の配布等)を行う。 ・個別ケースの支援方針や進捗について、センター内で共有・検討する。 ・困難事例については、各関係機関と密に連携を取りながら解決に向けて対応する。		
(2)権利擁護業務 【業務内容】成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用促進、高齢者虐待への対応・困難事例への対応、消費者被害の防止			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・高齢者虐待(疑い含む)の発生時は、市の方針や高齢者虐待対応マニュアルに基づき、迅速な情報共有と事実確認の協議をセンター内で行い、適切に対応する。 ・消費者被害や成年後見制度の活用が必要な高齢者に対しては、市役所や関係機関と連携し、要請に応じて必要な支援を行う。		

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 【業務内容】包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築、地域における介護支援専門員のネットワーク構築支援、地域の介護支援専門員に対する後方支援			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・市内のケアマネジャーネットワーク等の機会を活用し、地域のケアマネジャーとの情報共有や、必要に応じた後方支援を行う。 ・適切な対応に向けて、センター内の3職種で支援方針を検討し、適宜進捗状況を共有する。 ・高齢者が地域で暮らせるよう、既存の関係機関や多職種との円滑な連携・協働に努める。		
(4) 認知症総合支援事業 【業務内容】認知症地域支援推進員、認知症カフェ			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・認知症初期集中支援チーム員会議に出席し、対象者の自立支援を図る。チームの訪問終了後も、必要に応じてセンターによる個別訪問を継続する。 ・認知症ケアパスや認知症おでかけ安心シールの活用を促し、本人への支援や家族の負担軽減に繋がる普及啓発に努める。 ・認知症本人や家族が交流できる場として、既存の認知症カフェの活動支援を行う。 ・地域や小中学校等において、要望や機会に応じて認知症サポーター養成講座を開催できるよう、適切な情報提供や働きかけを行う。		
(5) 地域ケア会議 【業務内容】個別課題検討型地域ケア会議、地域課題検討型地域ケア会議			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・自立支援型地域ケア会議を開催し、自立支援に資するケアマネジメントへの助言や、課題解決に向けた地域の連携ネットワークを構築する。 ・積み重ねた個別ケースから地域の共通課題を把握できるよう、会議の内容をセンター内で適切に共有・検討する。		
(6) 指定介護予防支援等業務(指定介護予防支援・第1号介護予防支援) 【業務内容】指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・ケアマネジャーネットワーク等の機会を活用し、自立支援に向けた適切なプランニングに関する情報収集や知識の向上に努める。 ・自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメント実践のため、研修会への参加など職員の資質向上に努める。 ・業務の一部を委託する場合は、公平・中立な視点から委託契約済みの居宅事業所を選定する。未契約の事業所を選定せざるを得ない場合は、速やかに必要な手続きを行い、適切に契約を締結する。		
(7) その他 【業務内容】チームアプローチの実行・取組、職員の資質向上			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議へ出席し、運営状況の確認を行う。 ・サービスの質向上や、地域に開かれた適切な運営が行われているか、関係機関と共に確認に努める。 ・チームアプローチの推進に向け、多職種の専門性を理解し柔軟な役割分担ができるよう、定期的なカンファレンスによる情報共有を図る。 ・各種研修に定期的に参加し、そこで得た知識や技術をセンター内で共有・蓄積する。		

令和8年度収支予算書

袖ヶ浦市昭和・根形地区地域包括支援センター

【包括的支援事業他】

	科目	予算額	備考
収入	委託費収入	27,750,000	
	ケアプラン収入	1,518,000	
	事業区分間繰入金	3,088,000	法人内資金移動
収入合計		32,356,000	①
人件費	必須配置職員人件費合計（法定福利費込）	18,715,000	
	任意配置職員人件費合計（法定福利費込）	1,744,000	
	労働保険料	150,000	
	退職給付費用	704,000	
人件費合計		21,313,000	②
事業費	水道光熱費	300,000	電気、水道
	消耗器具備品費	60,000	消耗品
	車両費	180,000	燃料等
	福利厚生費	36,000	健康診断等
	職員被服費	24,000	制服等
	旅費交通費	12,000	職員交通費
	研修研究費	48,000	
	事務消耗品費	36,000	コピー用紙等
	印刷製本費	114,000	コピー代等
	修繕費	120,000	
	通信運搬費	348,000	電話、インターネット
	会議費	12,000	
	業務委託費	1,200,000	セキュリティ関連、労務、経理顧問料等
	手数料	36,000	
	保険料	102,000	車両、火災保険等
	賃借料	456,000	通信機器等
	租税公課	2,000	
	保守料	24,000	浄化槽等
	雑費	12,000	
	減価償却	3,396,000	建物、車両等
	設備資金借入金元金償還支出	3,504,000	建築費用借入金返済
	支払利息	1,021,000	借入利息
事業費合計		11,043,000	③
支出合計		32,356,000	④（②+③）
収支差額		0	⑤（①－④）

【指定介護予防支援事業】

科目	予算額	備考
ケアプラン収入合計	3,813,000	①
人件費支出合計	3,813,000	②
収支差額	0	③（①-②）

令和８年度 地域包括支援センター一年間事業計画・報告・自己評価書

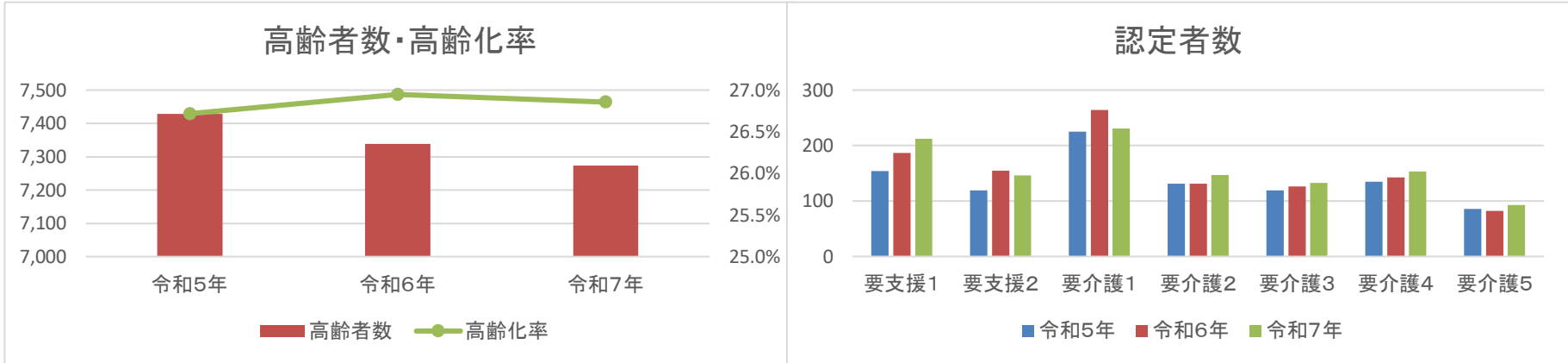
計画作成日 令和8年4月1日
報告・自己評価作成日

1. 地域包括支援センター基本情報

センター名		袖ヶ浦市長浦地区地域包括支援センター			
業務地域		今井、今井1丁目～3丁目、蔵波、蔵波台1丁目～7丁目、長浦、長浦駅前1丁目～8丁目、久保田、久保田1丁目～2丁目、代宿、久保田代宿入会地、椎の森、北袖、中袖			
運営法人名称		社会福祉法人 みどりの風			
受託期間(初回受託開始日)		令和5年7月1日～令和10年3月31日（令和5年7月1日）			
職員配置					
令和8年4月1日時点(計画時)					
氏名	職種	資格	勤務形態	兼務	備考
飯塚 ゆう子	主任介護支援専門員	主任介護支援専門員	常勤	管理者・認知症地域支援推進員	
古川 茂	社会福祉士	社会福祉士	常勤	認知症地域支援推進員	
並木 智志	社会福祉士	社会福祉士	常勤	キャラバンメイト	
片桐 麻里子	保健師	保健師	常勤	キャラバンメイト	
武井 千晶	保健師	保健師	常勤	キャラバンメイト	育休中
福島 タカ子	介護支援専門員	介護支援専門員	常勤		
令和9年3月31日時点(報告時)					
氏名	職種	資格	勤務形態	兼務	備考

2. 担当圏域基本情報 ※10月1日時点、袖ヶ浦市提供

	令和5年	令和6年	令和7年
人口	27,806	27,234	27,084
高齢者数	7,429	7,339	7,274
前期高齢者数	3,710	3,397	3,132
後期高齢者数	3,719	3,942	4,142
高齢化率	26.7%	26.9%	26.9%
要支援1	154	187	212
要支援2	119	155	146
要介護1	225	264	231
要介護2	131	131	147
要介護3	119	126	133
要介護4	135	143	153
要介護5	86	82	93



3. 基本方針・重点目標

包括支援センターは、高齢者等の地域住民が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアを推進することが目的であるため、地域包括ケアシステムを構築・運営し、かつ有効に機能させるために保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がその専門知識や技能を互いに活かしながらチームで活動し、地域住民とともに地域のネットワークを構築しつつ、個別サービスのコーディネートをも行うことが大切であるとする。その実現のために、次の4つの視点を重要視する。

①総合性：多様な相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続のための支援
②包括性：介護保険サービスのみならず、多様な社会資源を有効的に結びつける。
③継続性：高齢者の心身の変化に応じ、生活の質の確保を目指し、適切なサービスを継続的に提供する。
④予防性：地域における将来の課題を見据えた予防的対応する。

また、袖ヶ浦市地域包括支援センター、医療・看護、介護・リハビリテーション、保健・福祉等の多職種連携によって取り組む。

4. 基本的な取組事項

項目	取組内容
公平・中立性の確保	業務を実施するにあたり、関係法令を遵守するとともに、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことのないよう十分配慮します。そして、一人ひとりの職員の言動を含め、利用者等また他の事業者からの不信を招くことがないよう、公正・中立性をもって対応する。具体的には、地域包括支援センターに相談をした方に対しては、サービス事業者一覧表等を提示し、複数の選択肢があることを相談者が知る機会を設けたうえで、相談者の意思を尊重し、最終的に相談者が選定の判断をするように案内する。
個人情報保護	職員は、高齢者等の心身の状況や家庭の状況を幅広く知り得る立場にあるため、その情報管理には万全を期す。業務用コンピューターの使用は、センター職員だけが使用できるようパスワードを設け、他の人が使用できないよう管理する。また、外部接続媒体の利用制限やネットワークセキュリティの導入、外部への持ち出し禁止、帰宅時には鍵のかかったボックスにコンピューターを片付け管理する。個人ファイルについては、鍵のかかる書庫に保存して、個人情報の管理の徹底を図る。夜間・休日の事務所管理では、防犯サービス、火災監視サービスなどセキュリティサービスを委託する。 各業務の実施にあたり、当該業務の実施に関する個人情報を使用する場合には、知り得た情報は目的の最小限の範囲で関係機関等に提供・共有することをあらかじめ本人に同意を得る。指定介護予防支援等の委託における委託先の個人情報の取り扱いについては、委託契約において関係法令を遵守し、厳重に取り扱う旨を明記し、その保護に遺漏のないよう指導・配慮する。守秘義務が課されないインフォーマルな関係者からは、個人情報等を守秘する旨の同意を得る。 また、業務内で扱う全ての個人情報に対して、「市が保有する情報の取り扱いに関する特記仕様書」に準じて措置を講じる。万一、個人情報の紛失、漏洩があった場合には、速やかに市に報告し、指示に基づき対応する。
事故・緊急時の対応	業務の実施に関連して事故が生じた場合は、被害を最小限に防止するため関係機関と連携し対応する。なお、事故による損害に係る補償が発生した場合には、損害補償保険にて対応する。 災害発生においては、総合相談支援業務で把握している又はサービスを利用している高齢者等の安否確認や必要な支援を職員が連携し行うとともに、市と協議してその指示に従う。 閉所日及び閉所時間外の緊急時の対応するために、24時間対応可能な連絡体制のため携帯電話を職員交代で持ち対応する。また、本体施設との連携をとり緊急連絡体制を整える。
苦情処理と業務への反映	苦情処理体制については、苦情受付窓口を設置し、苦情解決に関する規程に遵守し対応する。この規程には、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置し、苦情が発生した場合には苦情の内容・苦情申し出人の意向を確認し、迅速かつ適切な対応を行う。苦情は直接、電話、Eメール、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付ける。苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意を持って話し合い、解決に努める。また必要に応じ、市に報告するとともに苦情解決のための助言、指導を受ける。そして、苦情に対する評価、反省、改善し地域高齢者等の信頼に応えるとともに、センターが行う業務の向上に努める。

5. 各業務の具体的な取組事項（評価 3:十分に達成 2:ほぼ達成 1:未達成）

(1)総合相談支援事業 【業務内容】地域におけるネットワークの構築、要援護高齢者等の実態把握、在宅介護等に関する総合相談			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・民生委員が定期的に開催している民児協に参加し顔の見える関係を継続していく。 ・新しい民生委員に対して包括の周知や情報共有を行う。 ・センターに来所できない相談者や状況確認が必要な高齢者には実態把握訪問を行い、問題の顕在化を目指す。 ・担当圏域にある商業施設等にセンターのチラシを活用しながら包括の周知を行い、地域ネットワークの構築を図る ・困難と思われるケースについては基幹型と連携を取りながら相談事例解決のため連携して対応する。		
(2)権利擁護業務 【業務内容】成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用促進、高齢者虐待への対応・困難事例への対応、消費者被害の防止			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・年々多様化している消費者被害について市が作成する予防啓発のチラシを用い周知行う。 ・権利侵害を受けているまたは受ける恐れのある高齢者には成年後見制度及び日常生活自立支援事業利用の流れを説明し、必要時各関係機関と情報共有を密に行う。 ・高齢者虐待または虐待が疑われる場合には基幹型及び各関係機関と連携して支援を行う。		

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 【業務内容】包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築、地域における介護支援専門員のネットワーク構築支援、地域の介護支援専門員に対する後方支援			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・定期的に市内のケアマネジャーが集うケアマネジャーネットワークに参加し、地域を担当するケアマネジャーと顔の見える関係を構築・維持していく。 ・ケアマネジャーが取り扱う対応困難なケースについては様々な情報提供を行い必要関係機関との連携を迅速に行う。また依頼時には同行訪問するなどケアマネジャーのストレス緩和が図れケアマネジメントが問題なく遂行されるよう支援する。 ・地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう地域における関係機関や多職種の連携・協働の体制づくりが行えるよう基幹型と協力していく。		
(4) 認知症総合支援事業 【業務内容】認知症地域支援推進員、認知症カフェ			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・認知症初期集中支援チームの概要について認知症の対応に苦慮しているご家族等に周知を行う。 ・認知症ケアパスや認知症おでかけ安心シールの活用等により、本人の安心した生活への支援や家族の精神的負担の軽減が図れるよう、啓発活動を行う。 ・認知症本人やその人を支える家族、地域住民等が集える交流の場を提供する。（認知症カフェ） ・市が開催する認知症施策推進検討委員会や君津木更津認知症対策連絡協議会の会議に出席し情報共有を図る。		
(5) 地域ケア会議 【業務内容】個別課題検討型地域ケア会議、地域課題検討型地域ケア会議			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・市が開催する自立支援型地域ケア会議に参加し、自立支援に資するケアマネジメントに向けた支援を行う。 ・市が開催する自立支援型地域ケア会議の開催に協力し、高齢者の課題解決のため地域での支援ネットワークを構築する。 ・圏域内でも高齢者数の多い地域に対して地域課題検討型地域ケア会議についての周知を行い、地域課題の抽出を行う。 ・地域住民に自助・互助の考えが浸透し地域ボランティアの活動数が増え、インフォーマルサービスが新たに構築されるよう周知を図る。		
(6) 指定介護予防支援等業務（指定介護予防支援・第1号介護予防支援） 【業務内容】指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・市内にあるケアマネジャーネットワークに定期的に参加し自立支援に向けたプランニングが適切に行えるよう情報収集し知識を深めネットワークを構築する。 ・業務の一部を委託する場合、利用者の不利とならないよう公平・中立に委託契約を締結している居宅の中から選定する。また利用者の希望により委託契約が締結されていない居宅を選定する場合は、市に申し出て委託契約を滞りなく行う。		
(7) その他 【業務内容】チームアプローチの実行・取組、職員の資質向上			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議へ出席し、運営状況の確認、対応困難なケースについての情報共有を行う。 ・センター内3職種の専門性を理解し適切な役割分担を行い、柔軟に対応していけるよう定期的なカンファレンスを継続し、情報共有を図る。 ・法人内外の研修に定期的に参加し、研修で得た知識や技術をチームで共有する。		

令和8年度 収支予算書
袖ヶ浦市長浦地区地域包括支援センター

【包括的支援事業他】

科目		予算額	備考
収入	委託費収入	32,000,000	契約額
	ケアプラン収入	2,300,000	前年度実績より
	事業区分繰入金	1,675,706	法人内資金移動
	収入合計	35,975,706	①
	必須配置職員人件費合計 法定福利込み	26,968,000	
	任意配置職員人件費合計 法定福利込み	1,788,000	
	退職給付支出	891,000	
	労働保険料	390,000	
	人件費合計	30,037,000	②
事業費	水道光熱費	210,000	
	保険料	170,000	
	事務消耗品	470,000	
	健康診断費	75,000	
	賃借料	610,000	
	通信運搬費	380,000	
	業務委託費	150,000	
	車両費	180,000	
	土地賃借料	1,200,000	
	建物償却（耐用年数24年）	1,388,290	
	構築物償却（耐用年数10年）	495,000	
	車両償却（耐用年数4年）	485,784	
	備品償却（耐用年数5年）	72,733	
	権利償却（耐用年数15年）	19,899	
	研修費	10,000	
	手数料	12,000	
	雑費	10,000	
	事業費合計	5,938,706	③
支出合計		35,975,706	④（②+③）
収支差額		0	⑤（①-④）

【指定介護予防支援事業】

科目		予算額	備考
収入	ケアプラン収入	3,800,000	前年度実績より算出
	収入合計	3,800,000	A
支出	人件費支出	3,800,000	B
収支差額		0	C（A - B）

令和８年度 地域包括支援センター一年間事業計画・報告・自己評価書

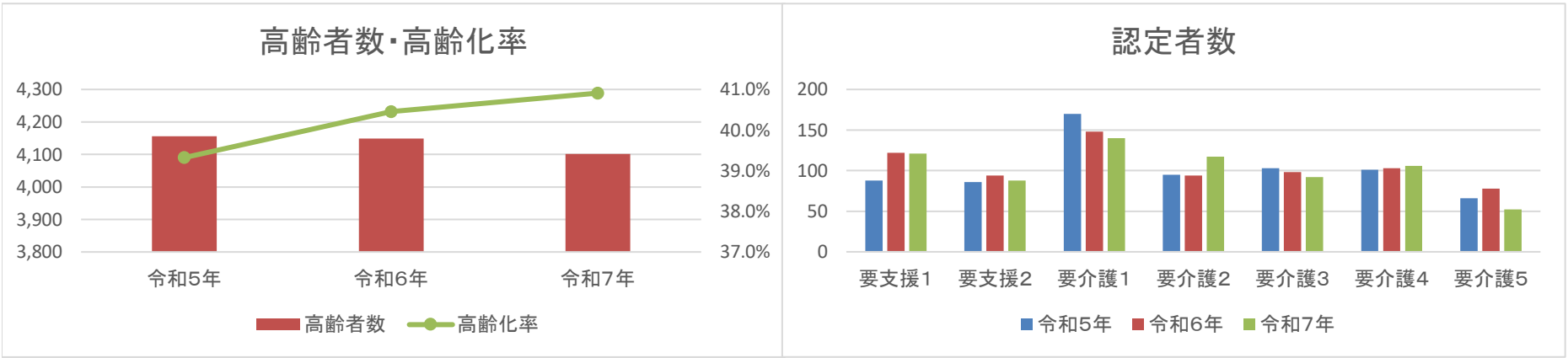
計画作成日 令和8年4月1日
報告・自己評価作成日

1. 地域包括支援センター基本情報

センター名		袖ヶ浦市平川地区地域包括支援センター			
業務地域		永地、下泉、高谷、三箇、三箇錯綜、川原井、林、野里、上泉、永吉、岩井、百目木、百目木飛地、百目木錯綜、横田、大鳥居、三黒、谷中、真里錯綜、下内橋錯綜、戸国飛地、下根岸、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、玉野、上宮田、下宮田			
運営法人名称		社会福祉法人 瑞光会			
受託期間(初回受託開始日)		令和5年10月1日～令和10年3月31日（令和5年10月1日）			
職員配置					
令和8年4月1日時点(計画時)					
氏名	職種	資格	勤務形態	兼務	備考
柳井 ゆう子	主任介護支援専門員	主任介護支援専門員	常勤	管理者、キャラバン・メイト 認知症地域推進員	
春名剛志	社会福祉士	社会福祉士	常勤	キャラバン・メイト 認知症地域推進員	
鳥澤 美和子	社会福祉士	社会福祉士	常勤	キャラバン・メイト 認知症地域推進員	
早友 治子	保健師に準ずる者	看護師	常勤	キャラバン・メイト 認知症地域推進員	
令和9年3月31日時点(報告時)					
氏名	職種	資格	勤務形態	兼務	備考

2. 担当圏域基本情報 ※10月1日時点、袖ヶ浦市提供

	令和5年	令和6年	令和7年
人口	10,569	10,257	10,027
高齢者数	4,156	4,149	4,102
前期高齢者数	1,927	1,868	1,807
後期高齢者数	2,229	2,281	2,295
高齢化率	39.3%	40.5%	40.9%
要支援1	88	122	121
要支援2	86	94	88
要介護1	170	148	140
要介護2	95	94	117
要介護3	103	98	92
要介護4	101	103	106
要介護5	66	78	52



3. 基本方針・重点目標

基本方針 平川地区では人口減少に加え、高齢化率は市内で最も高い地域となっている。今後更に高齢者の増加が見込まれることから、介護予防や可能な限り地域で自立した日常生活を送ることができる支援を行っていく。
重点目標 ・高齢者の相談窓口として、総合相談を広く受け付けられるよう、周知活動や地域住民、民生委員、各関係機関と顔の見える関係づくりを継続し、連携を強化していく。 ・認知症に対する正しい理解や普及を行い、認知症の方とその家族を地域で支えていけるよう地域住民の意識向上に努める。 ・多様化する相談やニーズに対応していくことや、成年後見制度の利用や、高齢者虐待への対応が適切に行えるよう、研修会の参加や、各専門職の連絡協議会へ参加することで、包括職員のスキルアップを図る。

4. 基本的な取組事項

項目	取組内容
公平・中立性の確保	公平・中立な立場から市の施策との一体性を保ちながら運営していく。また、関係法令等を遵守するとともに、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう十分配慮する。
個人情報保護	地域包括支援センターの職員及びこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らさない。また、各業務の実施にあたり、当該業務の実施に関する個人情報の活用を図る必要があるときは、あらかじめ本人から個人情報を目的の最小限の範囲で利用することに同意を得ておくとともに、指定介護予防支援等の委託における委託先の個人情報の取扱については、委託契約において関係法令を遵守し、厳重に取り扱う旨を明記し、その保護に遺漏の無いよう指導・配慮する。なお、本業務内で扱う全ての個人情報に対して、別記「市が保有する情報の取扱いに関する特記仕様書」に準ずる措置を講ずるものとし、万一、個人情報の紛失、漏洩があった場合には、速やかに袖ヶ浦市へ報告し、袖ヶ浦市の指示に基づいて対応する。
事故・緊急時の対応	業務の実施に関連して事故が生じた場合は、被害を最小限に防止するための必要な措置を講ずるとともに、市へ速やかに報告する。
苦情処理と業務への反映	苦情処理については、苦情等に対応する体制を整備、周知するとともに、誠実に対応し、再発防止に努める。また、必要な場合は速やかに袖ヶ浦市に報告する。 業務への反映については担当者が全過程を記録し、今後同様の問題が生じないよう適宜確認を行うようにし、更にセンター内で会議を開催し、必要に応じて会議で事例検討を行なう。会議では原因と結果の明確化、責任の所在と内容の明確化、具体的な対応策の立案、具体的な再発防止策の立案、今後の対応について話し合い、袖ヶ浦市への報告する。

5. 各業務の具体的な取組事項（評価 3:十分に達成 2:ほぼ達成 1:未達成）

(1)総合相談支援事業 【業務内容】地域におけるネットワークの構築、要援護高齢者等の実態把握、在宅介護等に関する総合相談			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・各相談の早期解決に向け、フォーマル、インフォーマル問わず連携を取るように心がける。その際、民生委員、児童委員との連携が必要となる場面が多い為、民児協等を利用し、密な情報交換に努める。 ・個別ケースの支援方針や支援方法、支援の進捗について、センター内で共有・検討する。		
(2)権利擁護業務 【業務内容】成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用促進、高齢者虐待への対応・困難事例への対応、消費者被害の防止			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・高齢者虐待又は虐待が疑われるケースについて、速やかに市へ報告し、高齢者の安全と必要な医療・介護の提供が守られるよう支援する。また、養護者への支援も行い、再発防止を図る。 ・個別ケースの支援方針や支援方法、支援の進捗について、センター内で共有・検討する。		

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 【業務内容】包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築、地域における介護支援専門員のネットワーク構築支援、地域の介護支援専門員に対する後方支援			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・困難事例に対しては、適宜個別の地域ケア会議を開催し、多職種で問題解決を図る。 ・介護支援専門員からの相談に対して、同行訪問、情報提供を行うなど、後方支援を行っていく。		
(4) 認知症総合支援事業 【業務内容】認知症地域支援推進員、認知症カフェ			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・認知症初期集中支援チームと連携し、適切な医療や介護等、地域での生活が継続できるようにする。 ・認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する理解者を育てる。 ・認知症カフェの新規開設や継続に向けた支援を行う。		
(5) 地域ケア会議 【業務内容】個別課題検討型地域ケア会議、地域課題検討型地域ケア会議			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・個別課題検討型・地域課題検討型の各地域ケア会議を開催し、ケース毎の問題解決に向けた支援を行う。 ・市が開催する自立支援型の地域ケア会議に参加し、自立支援に資するケアマネジメントに向けた支援を行う。		
(6) 指定介護予防支援等業務(指定介護予防支援・第1号介護予防支援) 【業務内容】指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・要支援認定者及び総合事業対象者の「その人が目指す自立した生活」を個別的に捉え、利用者本人が主体的に取り組めるケアプランを作成する。 ・地域包括支援センター職員の研修の受講や地域包括支援センター内での助言指導により、自立支援に資するケアマネジメントに努める。		
(7) その他 【業務内容】チームアプローチの実行・取組、職員の資質向上			
現状・課題	事業計画	評価	評価理由及び課題
	・3職種が協力して課題に取り組めるよう「情報の共有」「目的の共有」を行う。 ・異なる職種、複数名で困難ケース、初回訪問等に対応することで、多職種の視点、考え方を学び合う。 ・外部研修への積極的な参加。		

令和8年度収支予算書

袖ヶ浦市平川地区地域包括支援センター

【包括的支援事業他】

科目		予算額	備考
収入	委託費収入	24,000,000	
	ケアプラン収入	2,940,000	
収入合計		26,940,000	①
人件費支出	人件費	19,830,000	
	法定福利費	3,177,000	
	労働保険	180,000	
人件費合計		23,187,000	
事業費	保険料	50,000	
	事務消耗品費	863,000	
	通信運搬費	300,000	
	車両費	300,000	
	旅費交通費	360,000	
	研修費	440,000	
	手数料	240,000	
	雑費	1,200,000	
事業費合計		3,753,000	
支出合計		26,940,000	②
収支差額		0	①-②

【指定介護予防支援事業】

科目	予算額	備考
ケアプラン収入	900,000	①
人件費支出	900,000	②
収支差額	0	①-②

議題(5) 令和8年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について(事後報告)

- 指定介護予防支援、介護予防ケアマネジメント:介護予防支援も介護予防ケアマネジメントも基本的な考え方や流れは同じであり、要支援者等がサービスの円滑な利用ができるよう、心身の状況を把握しケアプランを作成したり、サービス事業者との連絡調整等を行う業務です。
- 令和8年4月1日現在、本運営協議会にて、居宅介護支援事業所への指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委託についてご意見をいただき、以下の居宅支援事業所と契約を締結しております。
【昭和・根形地区地域包括支援センター:30事業所(市内11事業所、市外19事業所)、長浦地区地域包括支援センター:26事業所(市内11事業所、市外15事業所)、平川地区地域包括支援センター:25事業所(市内11事業所、市外14事業所)】
今回下記の居宅介護支援事業所より、業務委託契約の希望がありましたので、委託事業所の追加に関してご意見をいただくものです。
なお、本来であれば公正・中立性を確保する観点から、事前にご意見をいただくものでございますが、やむをえない理由により事後でのご意見をいただくものです。

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務 委託事業所(追加分)									
No.	契約包括	契約日	事業所番号	事業所名	居宅介護支援事業所			運営主体	
					住所	指定有効 開始年月日	指定有効 終了年月日	住所	法人名
1	長浦地区地域包括支援センター	令和8年5月1日	1271101899	すまいるリハケアマネジャー事業所	木更津市真舟5-24-7	令和7年5月1日	令和13年4月30日	千葉県木更津市真舟5-2-3	すまいるリハビリサービス株式会社

【補足説明】
「すまいるリハケアマネジャー事業所」につきましては、ご利用者様がこの事業所のことをよくご存じであり、ケアマネジメントの依頼を強く希望され、早急なサービス利用の必要性があったため、事後でのご意見をいただくものであります。

議題(6) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について

●介護予防・日常生活支援総合事業：高齢者が要介護状態等となることを予防したり、要介護状態等の軽減や悪化の防止、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう支援する事業。

●介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について、新規指定が1件あったことから報告するものです。
なお、令和8年6月1日現在、第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）については37事業所、第1号訪問事業（訪問型サービスA）については5事業所、第1号通所事業（通所介護相当サービス）については38事業所を指定。

【新規】

事業所名	住所	サービス種別	運営主体			指定有効期間	
			法人名	代表者役職	代表者	指定開始日	指定終了日
ネコロボ訪問介護 木更津祇園店	千葉県木更津市祇園 1-24-9 アメニティ祇園101号室	第1号訪問事業 (訪問介護相当サービス・ 訪問型サービスA)	セレクトエールグループ 株式会社	代表取締役	佐々木 勇介	令和8年6月1日	令和14年5月31日

高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

1 計画策定の根拠

市町村には、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の８及び介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１７条の規定により、老人福祉計画と介護保険事業計画の策定が義務付けられており、厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）に即して、計画を策定することとされています。

2 計画の位置付け

この計画は、老人福祉法に規定する老人福祉計画と介護保険法に規定する介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

計画の策定に当たっては、「袖ヶ浦市総合計画」を上位計画として、「袖ヶ浦市地域福祉計画」をはじめとする関連計画との整合を図るものです。

3 計画期間

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、３年を１期として策定することとされており、今期の計画が令和８年度末で終了することから、令和９年度から令和１１年度までの３年間を計画期間とします。

4 策定体制

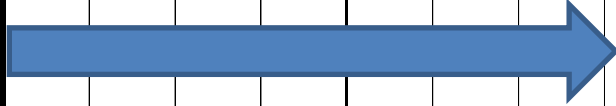
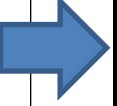
(1) 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討委員会

袖ヶ浦市高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討委員会を設置し、計画案の検討を行います。

(2) 袖ヶ浦市介護保険運営協議会

被保険者、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、介護サービス事業者及び費用負担関係者で構成する袖ヶ浦市介護保険運営協議会で審議を行います。

5 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定スケジュール

	令和8年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年 1月	2月	3月
第9期介護保険事業計画 評価												
第10期介護保険事業計 画（素案）作成												
第10期介護保険事業計 画（案）作成												
高齢者福祉計画・介護保 険事業計画検討委員会 （庁内組織）			5/29①第9期評価結果 他			8/20②第10期計画（素案）		10/21③第10期計画（案）				
介護保険運営協議会			6/29①第10期計画策定スケジュール等			9/30②第10期計画（素案）			12/10③第10期計画（案）		1/27④第10期計画パブリックコメント実施結果 他	
											3/24⑤	第10期計画報告
パブリックコメント手続												
介護保険条例改正 （介護保険料関係）												
計画策定後の周知												
国における 基本指針策定作業 （※）	○令和8年3月 「基本指針の基本 的な考え方」 提示				○令和8年7月 基本指針（案） 提示				○令和8年12月 基本指針 告示			

※基本指針：介護保険法の規定に基づき、国が「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）を定め、市町村はこの基本指針に即して計画を策定することとなります。

議題（８）袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第１０期介護保険事業計画策定に係る
アンケート結果について

袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第１０期介護保険
事業計画策定のための実態調査
結果報告書
(概要版)

令和８年３月

袖ヶ浦市

目 次

I	調査の概要.....	1
1	調査の目的.....	1
2	調査対象.....	1
3	調査期間.....	1
4	調査方法.....	1
5	回収状況.....	1
6	調査結果の表示方法.....	1
II	「在宅介護実態調査」調査結果.....	2
1	回答者属性.....	2
2	調査対象者について.....	3
3	主な介護者について.....	6
III	「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」調査結果.....	10
1	回答者属性.....	10
2	あなたのご家族や生活状況について.....	11
3	からだを動かすことについて.....	13
4	食べることについて.....	16
5	毎日の生活について.....	17
6	地域での活動について.....	19
7	就労について.....	21
8	たすけあいについて.....	22
9	健康について.....	24
10	在宅の福祉施策について.....	26
11	災害時のことについて.....	28
12	認知症にかかる相談窓口の把握について.....	29
13	地域で暮らす意向について.....	31

IV 「介護保険・高齢者福祉に関する調査 要介護1・2」調査結果.....	32
1 回答者属性.....	32
2 外出について.....	33
3 医療について.....	36
4 在宅の福祉施策について.....	37
5 災害時のことについて.....	39
6 認知症にかかる相談窓口の把握について.....	40
7 地域での活動について.....	42
8 地域で暮らす意向について.....	43
9 家族等介護者の状況について.....	44
V 「介護保険・高齢者福祉に関する調査 要介護3・4・5」調査結果.....	46
1 回答者属性.....	46
2 外出について.....	47
3 医療について.....	49
4 在宅の福祉施策について.....	50
5 災害時のことについて.....	52
6 認知症にかかる相談窓口の把握について.....	53
7 地域で暮らす意向について.....	54
8 人生の最終段階において過ごす場について.....	55
9 家族等介護者の状況について.....	56
VI 「介護保険・高齢者福祉に関する調査 満40歳～64歳」調査結果.....	58
1 回答者属性.....	58
2 保健サービスについて.....	59
3 日常生活上の不安や介護に対する意識について.....	60
4 たすけあいについて.....	63
5 地域とのかかわりと今後の生活スタイルについて.....	66
6 今後の介護保険事業や高齢者施策について.....	69
7 認知症にかかる相談窓口の把握について.....	70
8 地域で暮らす意向について.....	71
VII 「介護サービス事業者実態調査」調査結果.....	73
1 基礎情報について.....	73
2 介護サービス提供の現状と今後の意向について.....	73
3 袖ヶ浦市の介護サービス・高齢者福祉施策について.....	80
4 ICT等の活用について.....	81
5 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた課題について.....	82

Ⅷ	「特別養護老人ホーム入所希望者に係る実態調査」調査結果.....	83
1	特別養護老人ホーム入所希望について.....	83
2	回答者属性.....	84
3	特別養護老人ホームについて.....	86

I 調査の概要

1 調査の目的

本調査は、「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」の策定に当たり、高齢者の生活の状況や生活支援サービスの必要性等を把握する基礎資料とするため、本市に居住する在宅の高齢者や介護サービスを提供している事業所等に各種アンケート調査を実施したものです。

2 調査対象

在宅介護実態調査：要支援・要介護認定を受けている市民（施設居住者を除く）とその介護者

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査：市内にお住まいの65歳以上の方、市内にお住まいの65歳以上の方で、要支援1・2に認定されている方、総合事業対象者の方

介護保険・高齢者福祉に関する調査：①市内にお住まいの65歳以上の方で、要介護1、要介護2に認定されている方、②市内にお住まいの65歳以上の方で、要介護3、要介護4、要介護5に認定されている方、③市内にお住まいの満40歳～64歳の方

介護サービス事業者実態調査：袖ヶ浦市内で介護サービスを提供している事業所を運営する法人等

特別養護老人ホーム入所希望者に係る実態調査：令和7年7月1日時点において、特別養護老人ホームへの入所申込をされている方で、同年7月1日時点において市内に居住されている方

3 調査期間

令和7年12月～令和8年1月

4 調査方法

郵送による配布・回収

5 回収状況

区分		配布数	回収数	回収率
在宅介護実態調査		618件	335件	54.2%
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査		2,749件	1,841件	67.0%
介護保険・高齢者福祉に関する調査	要介護1・2	450件	233件	51.8%
	要介護3・4・5	227件	105件	46.3%
	満40歳～64歳	400件	162件	40.5%
介護サービス事業者実態調査		102件	46件	45.1%
特別養護老人ホーム入所希望者に係る実態調査		118件	55件	46.6%

6 調査結果の表示方法

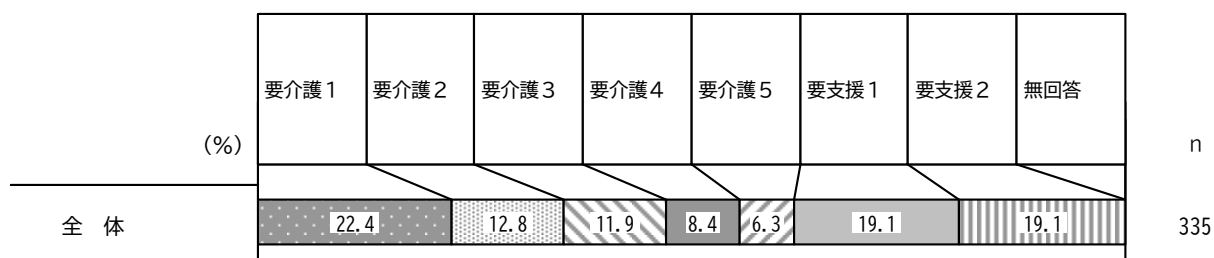
- ・回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

Ⅱ 「在宅介護実態調査」調査結果

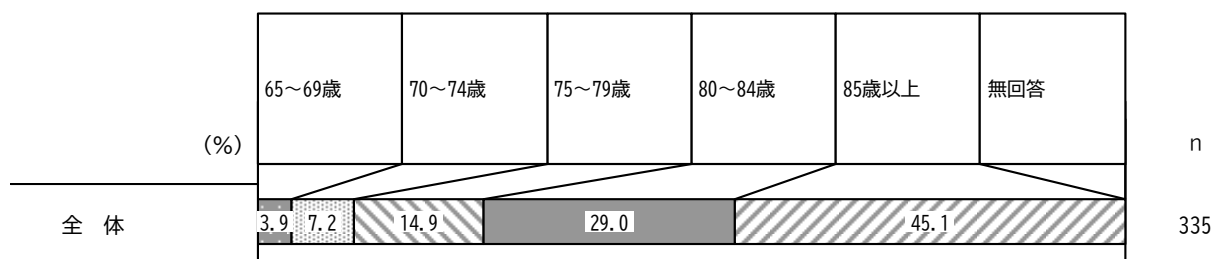
1 回答者属性

本調査の回答者の要介護度については、「要介護1」が22.4%で最も高く、次いで「要支援1」および「要支援2」がそれぞれ19.1%となっており、軽度から中等度の認定者が約6割を占めています。年齢構成では、「85歳以上」の割合が45.1%と半数近くに達しており、次いで「80～84歳(29.0%)」、「75～79歳(14.9%)」の順となっていることから、在宅で生活する要介護認定者の高齢化が極めて進んでいる実態が見られます(1(1)、1(2))。

1(1) 要介護度



1(2) 年齢

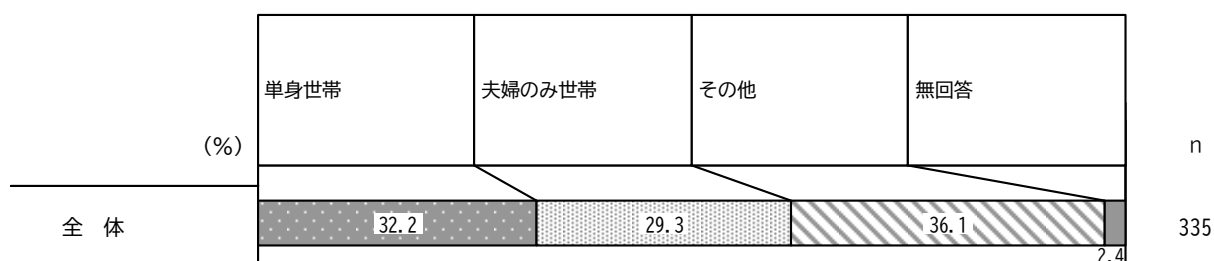


2 調査対象者について

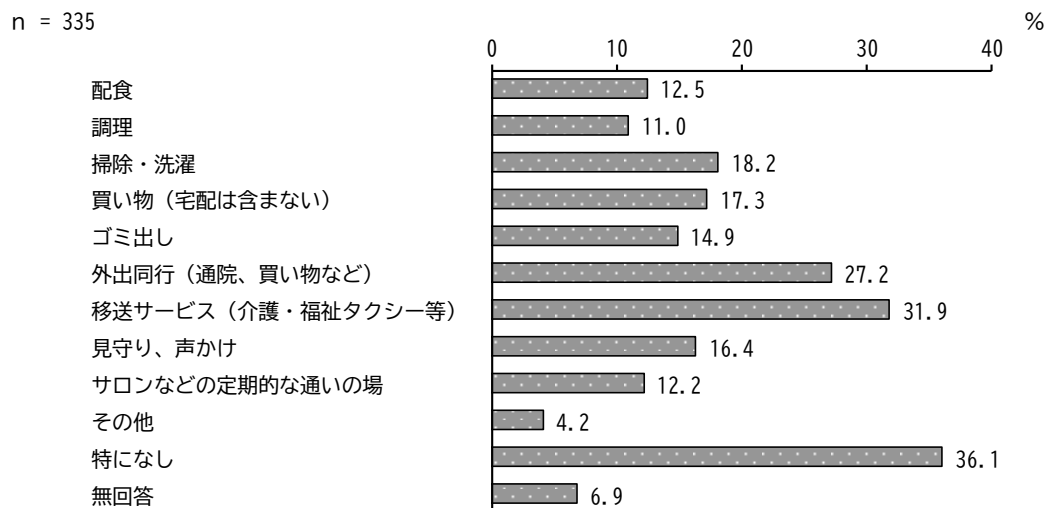
調査対象者本人の家族構成は、「単身世帯」が 32.2%、「夫婦のみ世帯」が 29.3%、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、「移送サービス (31.9%)」や「外出同行 (27.2%)」へのニーズが極めて高い傾向がみられます (2 (2) 問2、2 (4) 問4)。

施設等への入所検討状況については、「入所・入居は検討していない」とする層が 63.6%にのぼり、在宅生活の継続を強く望む意向がうかがえます (2 (5) 問5)。しかし、単身世帯では入所を検討する割合が他世帯より高く、家族による直接的な支援が得にくい状況が判断に影響しているとみられます (2 (5) 問5)。介護保険サービスを利用していない層 (34.9%) の理由としては、「現状ではサービスを利用するほどの状態ではない (51.3%)」に次いで「家族が介護をするため (26.5%)」が挙げられており、家族介護への依存が一定数見られます (2 (8) 問8、2 (9) 問8-1)。

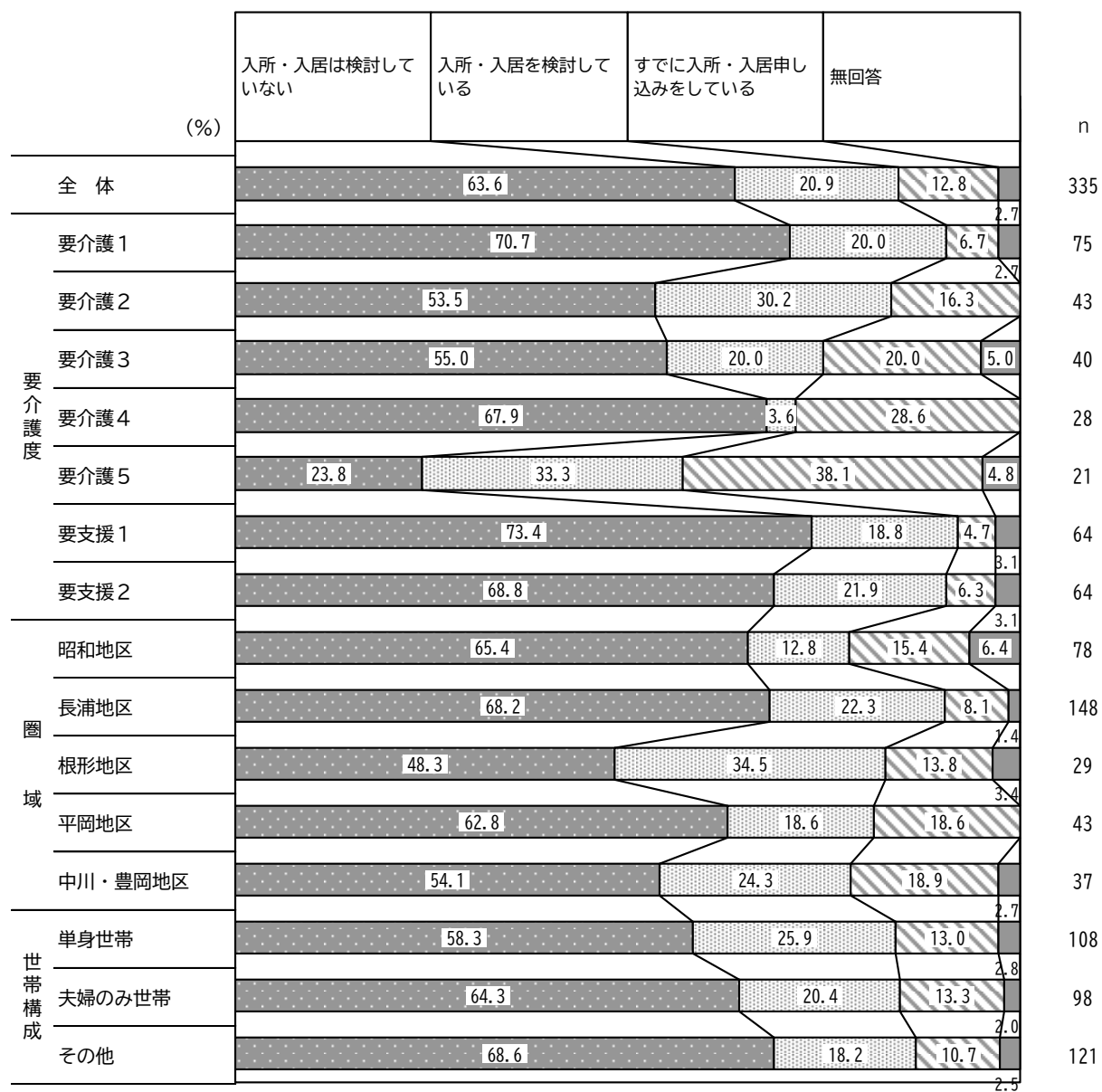
2 (2) 問2 家族構成



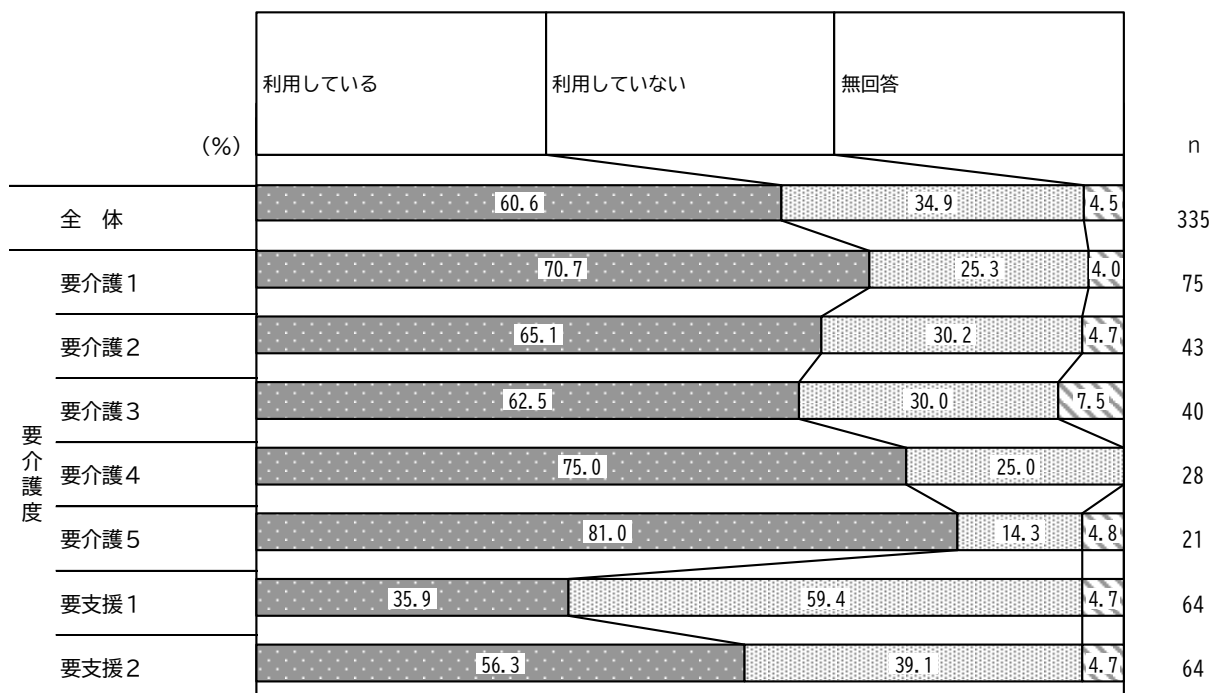
2 (4) 問4 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス



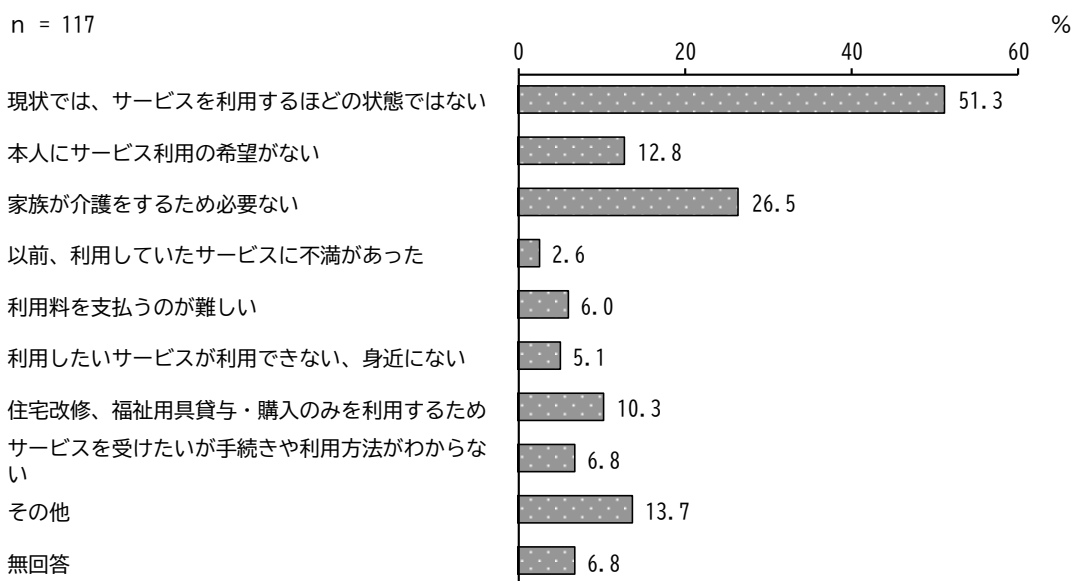
2（5）問5 施設等への入所・入居の検討状況



2（8）問8 （住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の）介護保険サービスの利用状況



2（9）問8－1 介護保険サービスを利用していない理由



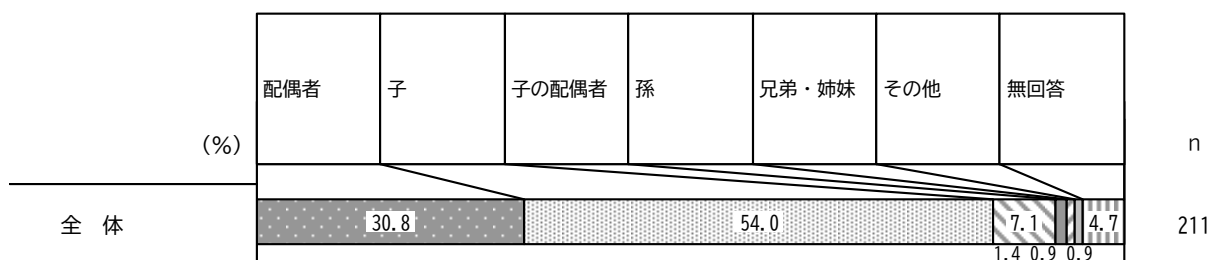
3 主な介護者について

主な介護者の属性は、「子」が54.0%で最多であり、次いで「配偶者(30.8%)」となっています(3(2)問2)。介護者の年齢層は「60代(31.8%)」および「50代(25.1%)」が中心であり、働き盛りから定年前後の世代に負担が集中している状況がみられます(3(4)問4)。介護者が行っている具体的な内容は「その他の家事(掃除・洗濯・買い物等)(78.2%)」や「外出の付き添い・送迎等(76.3%)」が上位を占め、不安に感じる項目としても「外出の付き添い・送迎等(30.3%)」や「日中の排泄(29.9%)」が挙げられています(3(5)問5、3(6)問6)。

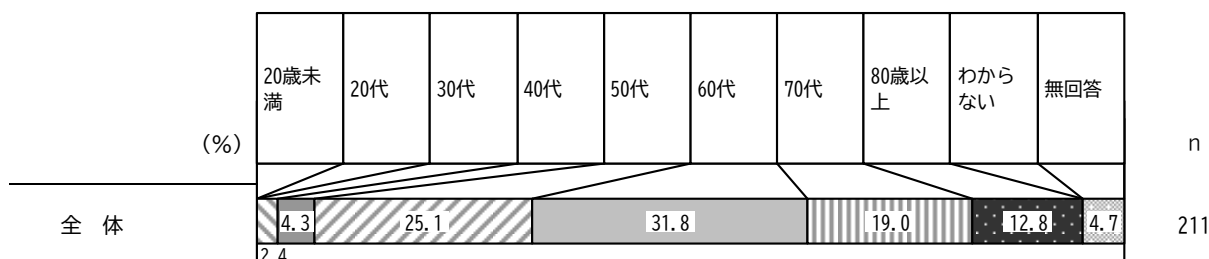
就労との両立については、過去1年間に「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」とする割合が12.3%存在しています(3(1)問1)。現在就業している介護者のうち、34.1%が「介護のために、「労働時間を調整(残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等)」しながら、働いている」、30.8%が「介護のために、「休暇(年休や介護休暇等)」を取りながら、働いている」と答えており、仕事と介護の両立において「介護休業・介護休暇等の制度の充実(37.4%)」や「制度を利用しやすい職場づくり(34.1%)」を求める声が強くみられます(3(8)問7-1、3(9)問7-2)。

介護を担う家族自身の高齢化(老老介護)が進む一方で、子ども世代においては「介護離職」のリスクや、働き方の調整による経済的・精神的な負担が顕在化しています。今後、働きながら介護を続ける層(70.3%が「問題はあるが、何とか続けていける」と回答)を支えるための、企業の理解促進やレスパイトサービスの拡充が必要です(3(10)問7-3)。

3(2)問2 主な介護者の方

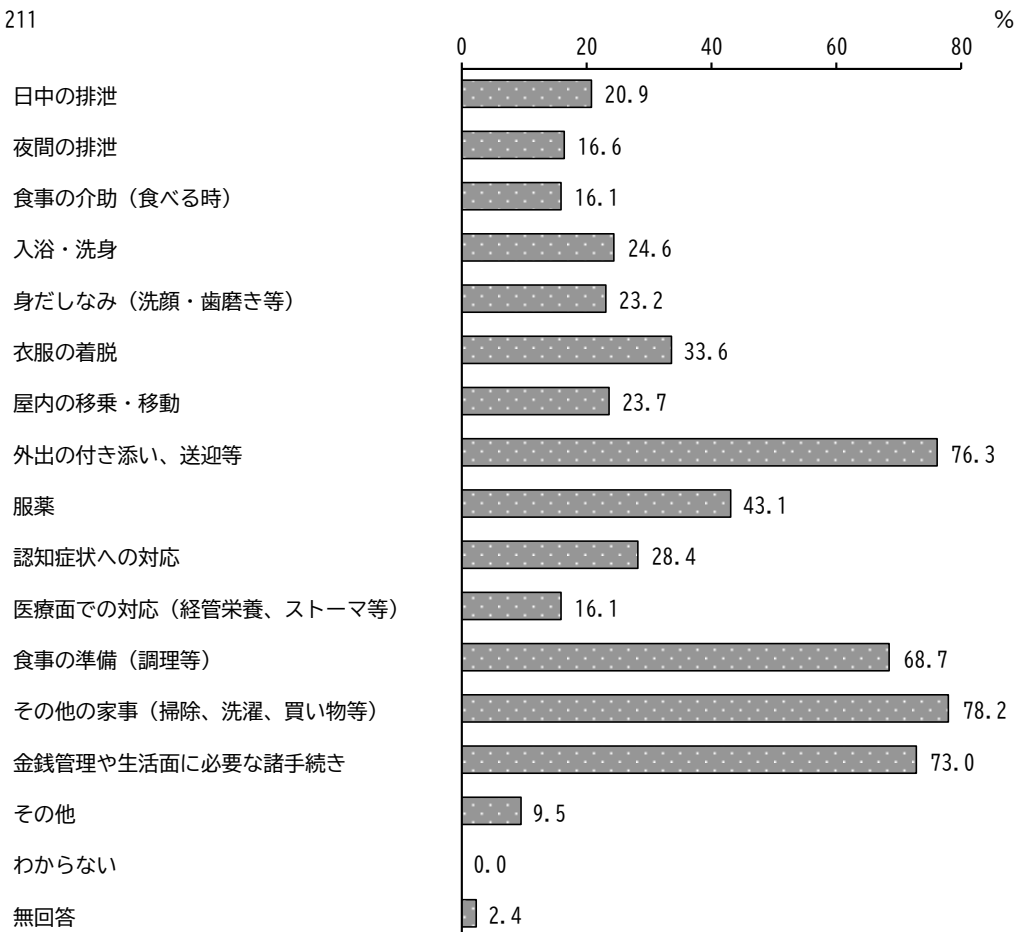


3(4)問4 主な介護者の方の年齢



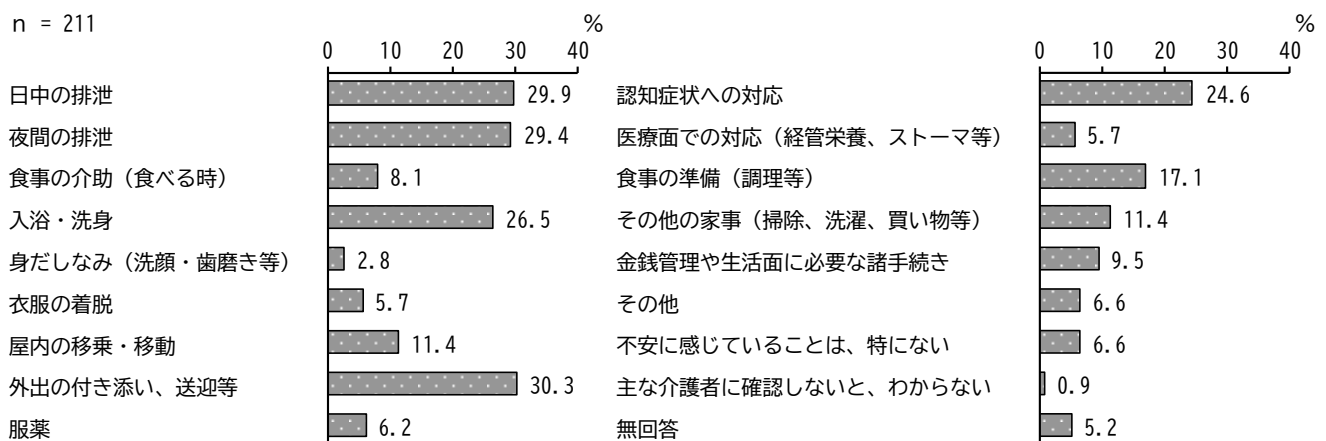
3（5）問5 主な介護者が行っている介護等

n = 211



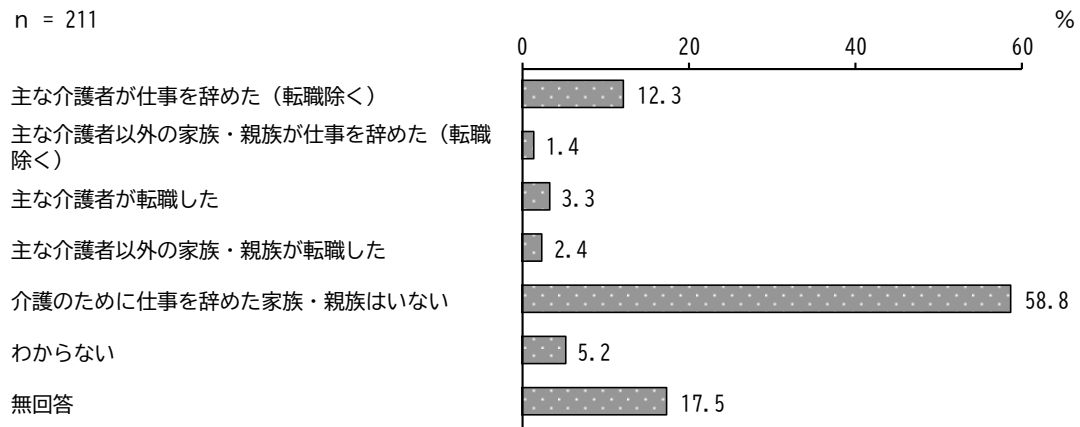
3（6）問6 主な介護者の方が不安に感じる介護等

n = 211



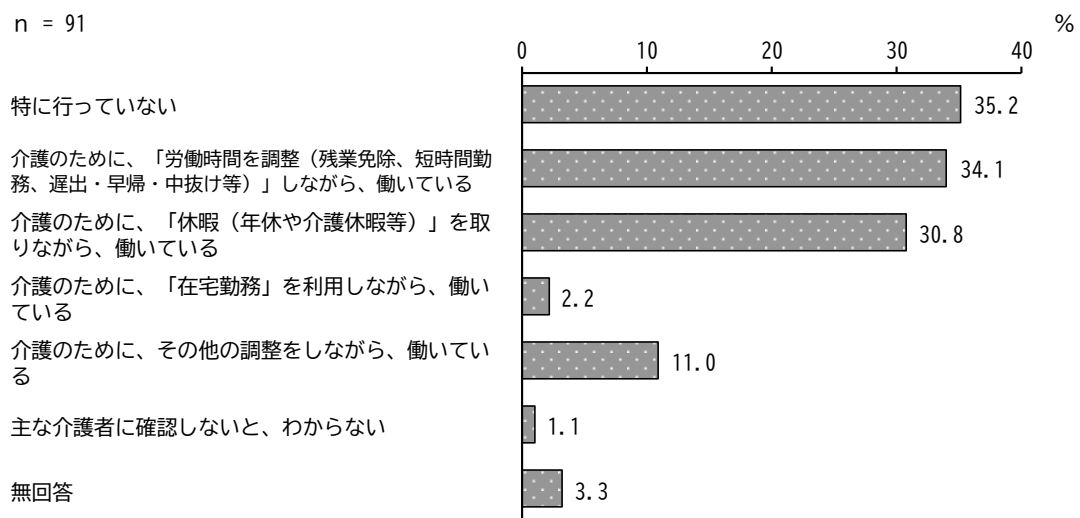
3（1）問1 介護を理由とした離職・転職の有無

n = 211



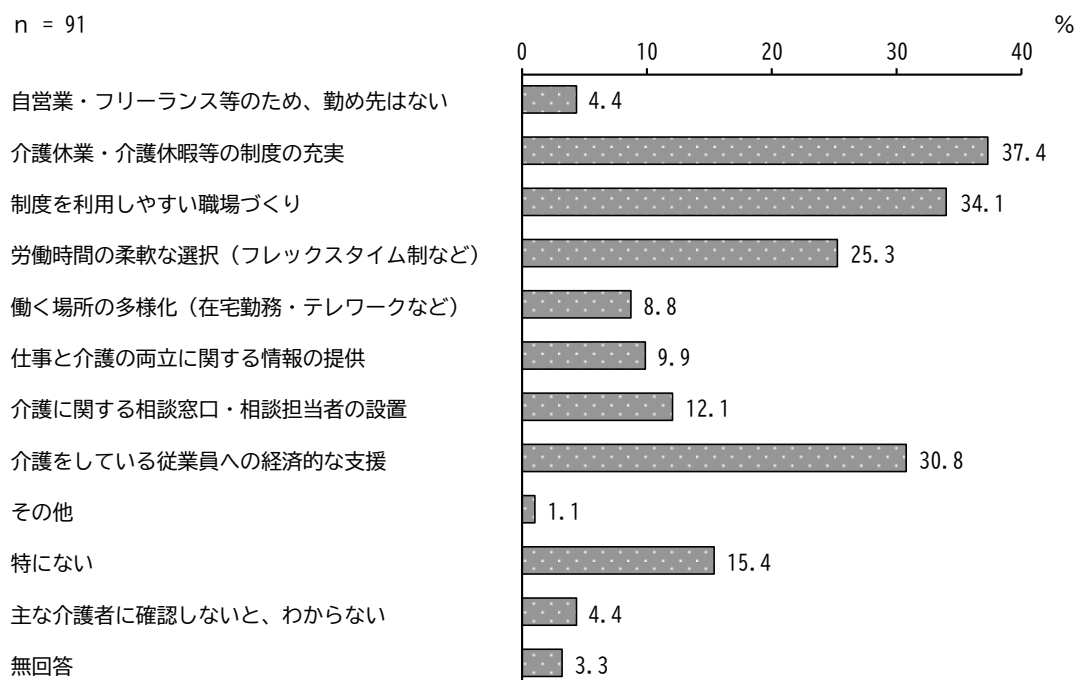
3（8）問7-1 働き方の調整等

n = 91

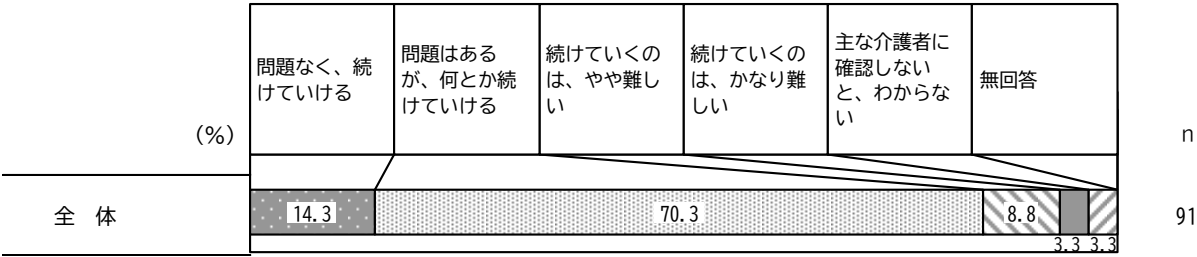


3（9）問7-2 仕事と介護の両立に効果のある支援

n = 91



3 (10) 問7－3 今後も働きながら介護を続けていけそうか



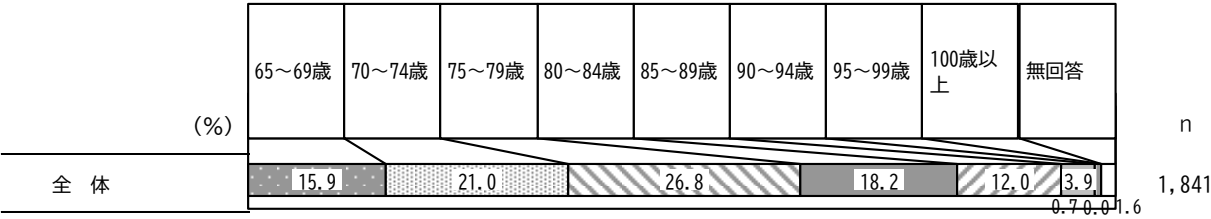
Ⅲ 「介護予防・日常生活圏域二エズ調査」調査結果

1 回答者属性

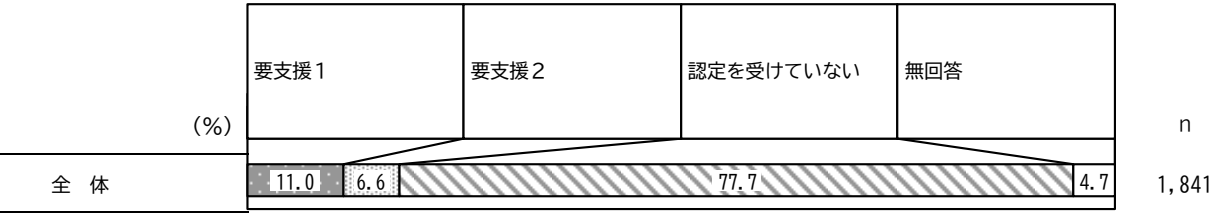
回答者の年齢構成は「75～79 歳」が 26.8%と最も高く、次いで「70～74 歳」が 21.0%、「80～84 歳」が 18.2%となっており、後期高齢者が一定の割合を占める状況がみられます（1（3））。

要介護認定状況については、77.7%が「認定を受けていない」とする一方で、「要支援1」が 11.0%、「要支援2」が 6.6%見られます（1（4））。

1（3）年齢



1（4）要介護度



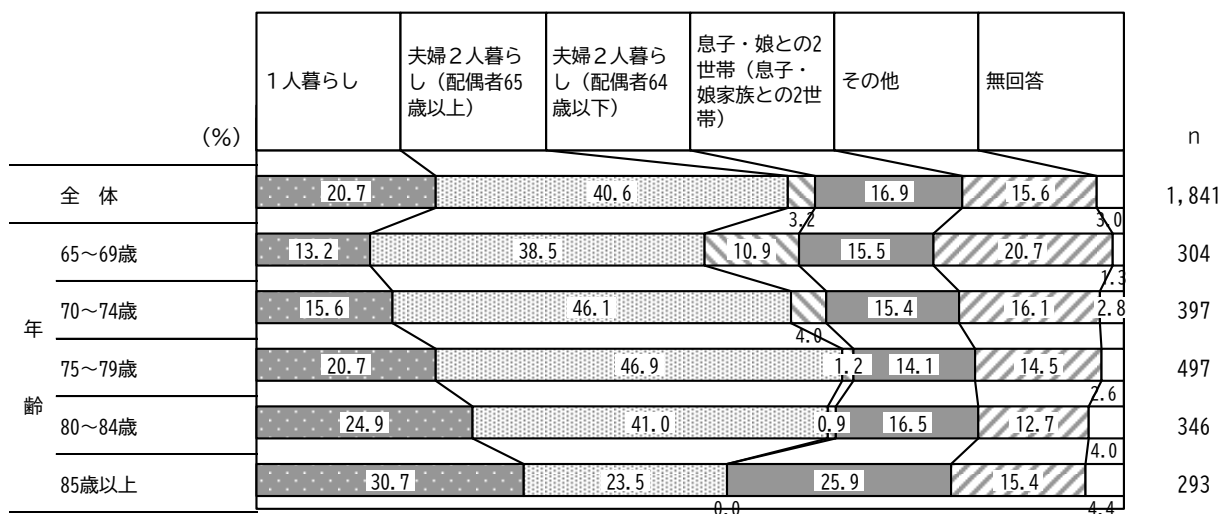
2 あなたのご家族や生活状況について

家族構成は「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が40.6%で最多ですが、「1人暮らし」も20.7%に達しており、特に年齢が上がるほど「1人暮らし」の割合が高くなる傾向がみられます（問2）。日常生活における介護・介助の必要性については、「必要ない」とする層が77.8%を占める一方で、「現在受けている」、または「必要だが受けていない」層が計約2割見られます（問3）。

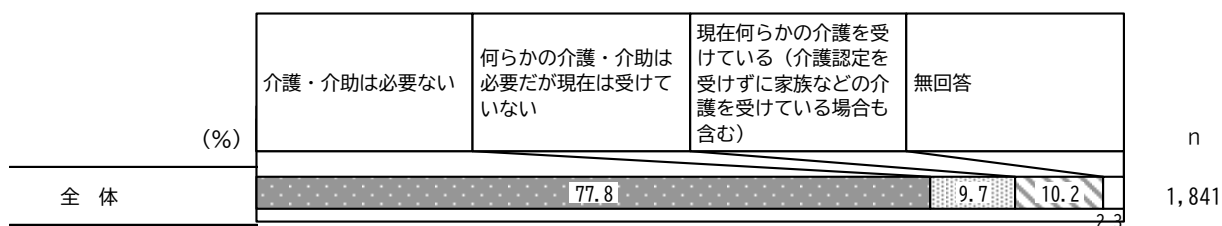
経済状況については、25.7%が「苦しい（大変苦しい・やや苦しい）」と感じており、特に要支援2の認定者や根形地区において生活の困窮感が高い傾向にあります（問4）。

認定を受けていない高齢者よりも、認定を受けている（総合事業対象者含む）高齢者の方がより経済状況が苦しくなる傾向があり、引き続き介護予防・自立生活支援の取組が重要であるとともに、経済的な負担軽減のための介護保険サービスや各種高齢者福祉サービスの適切な利用促進が必要です。

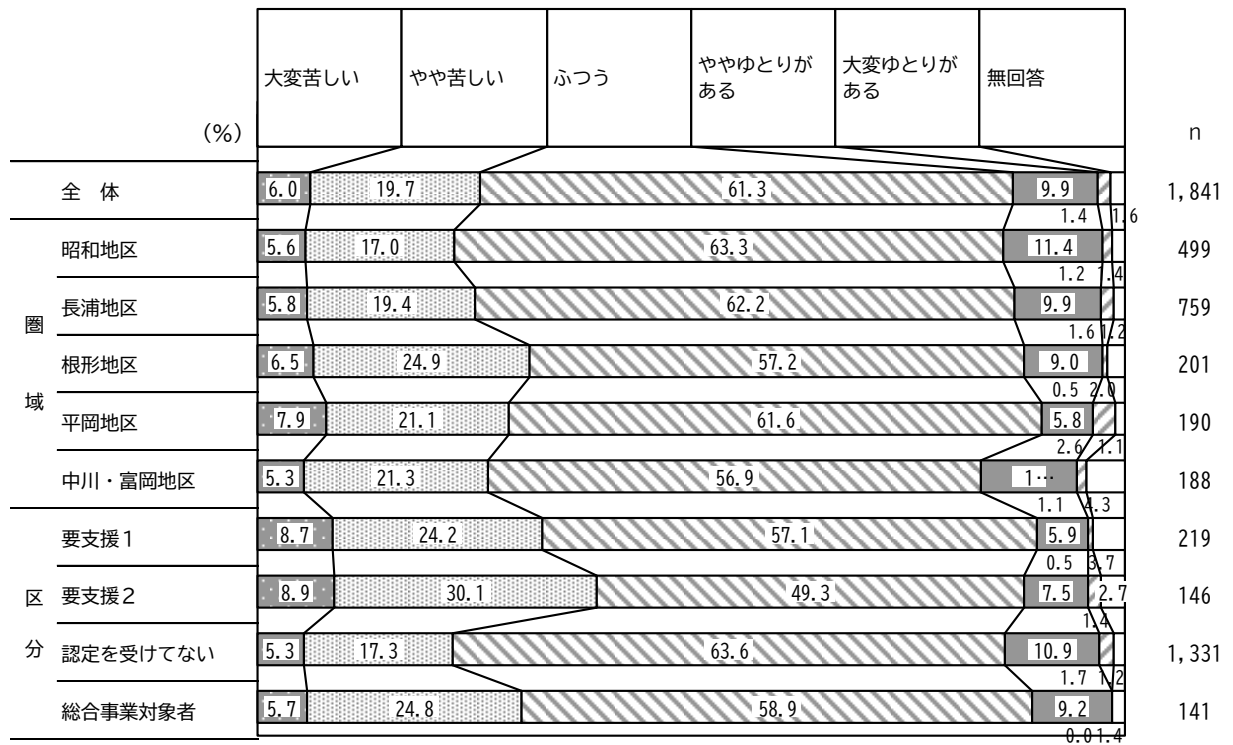
問2 家族構成



問3 日常生活での介護・介助の必要性



問4 経済状況

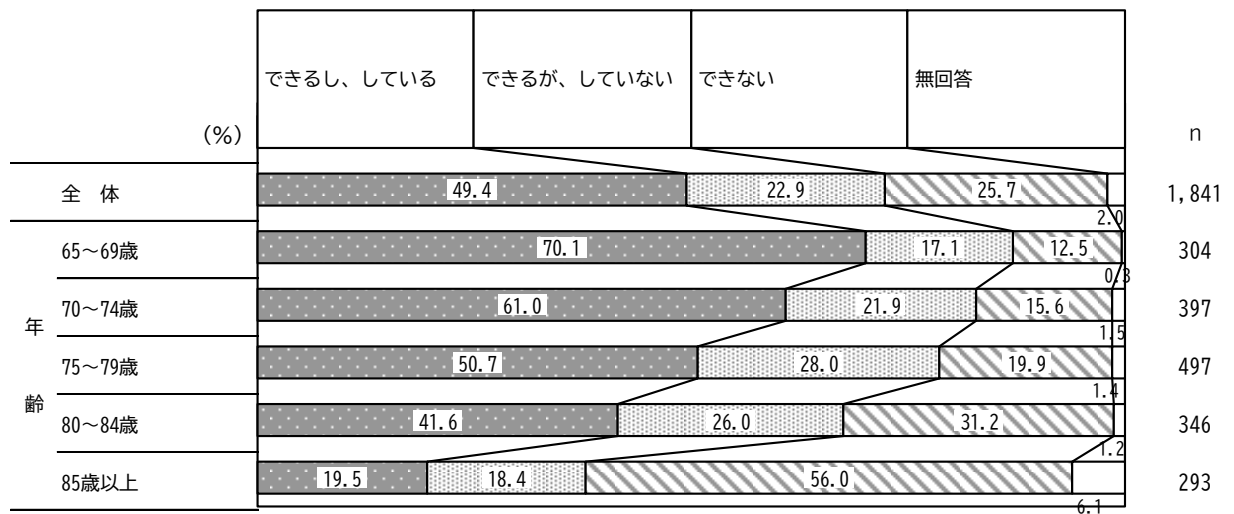


3 からだを動かすことについて

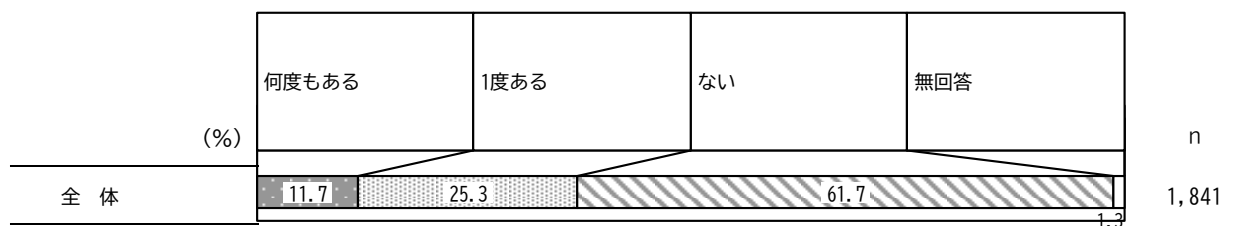
身体機能については、階段を手すりや壁をつたわずに昇ることができない層が 25.7%存在し、85 歳以上の層ではその割合が顕著に高くなっています（問5）。また、過去1年間に転倒経験が「ある」と回答した割合は 37.0%にのぼり、61.8%が転倒に対して不安を感じている状況がみられます（問8、問9）。

外出頻度は「週2～4回」の割合が 45.2%と最も高く、移動手段が「自動車（自分で運転）」である割合は、①通院で 55.7%、②日用品の買い物で 57.8%といずれも最も高く、半数以上の高齢者で自動車が主な移動手段となっています（問10、問14）。外出を抑える理由として「足腰などの痛み（58.1%）」に次いで「交通手段がない（26.3%）」が上位に挙がっており、自家用車を運転できなくなった際の移動手段の確保が、社会参加を維持する上で重要です（問13-1）。

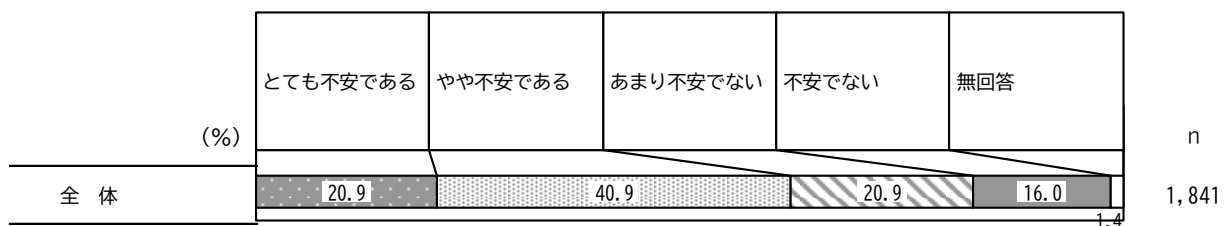
問5 階段を手すりや壁をつたわずに昇っているか



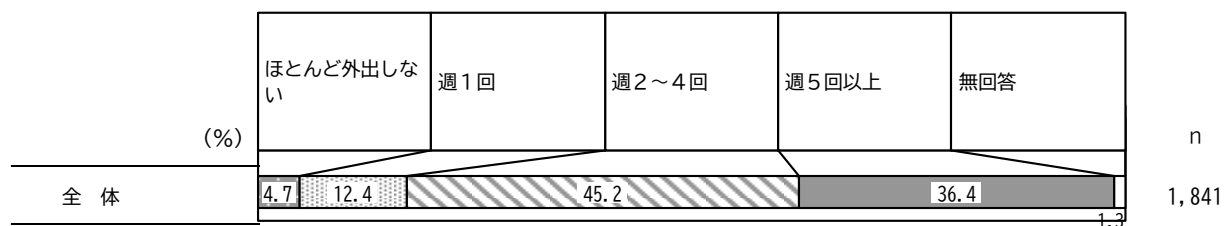
問8 過去1年間の転倒経験



問9 転倒に対する不安

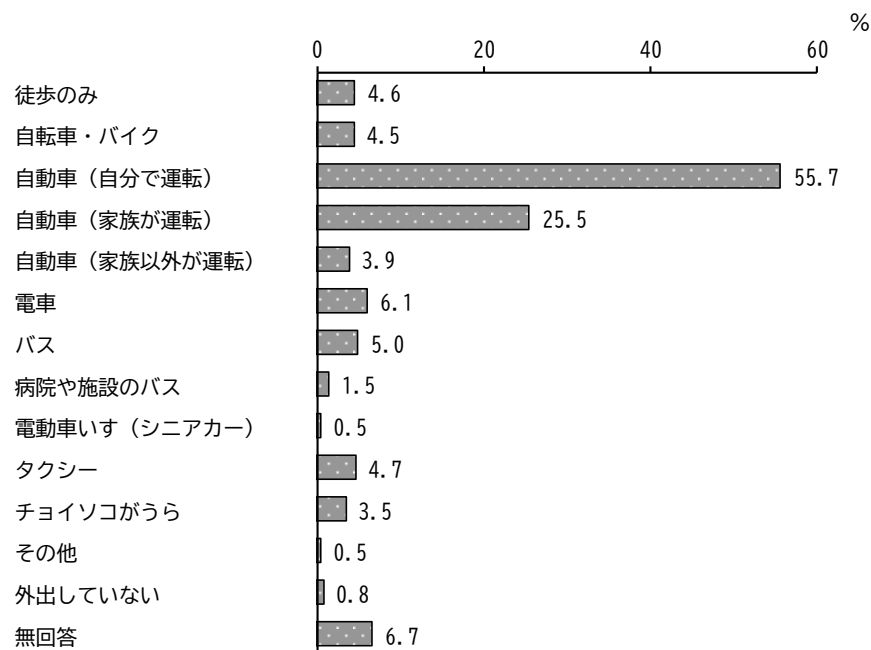


問 10 外出頻度



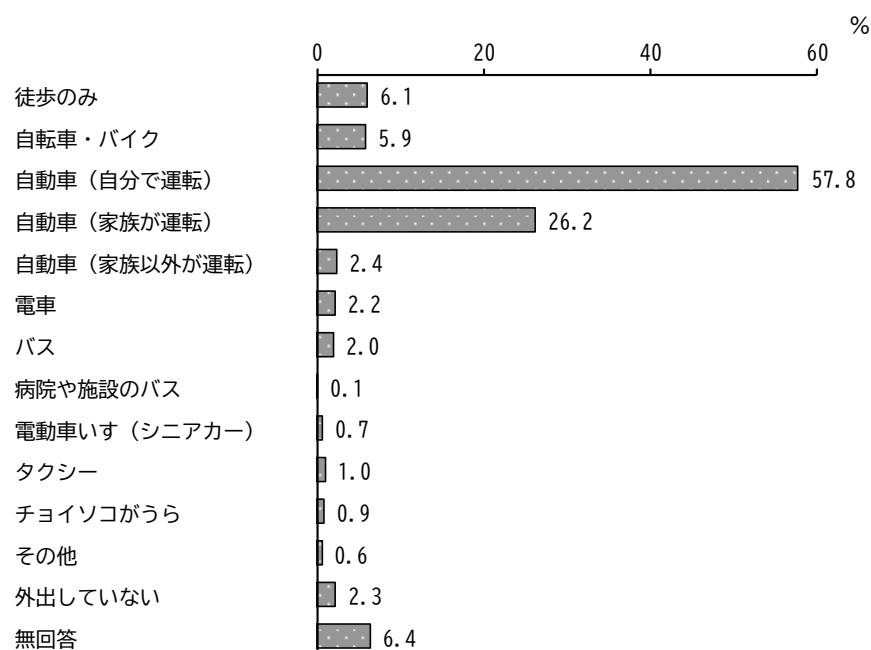
問 14 移動手段（①通院）

n = 1,841



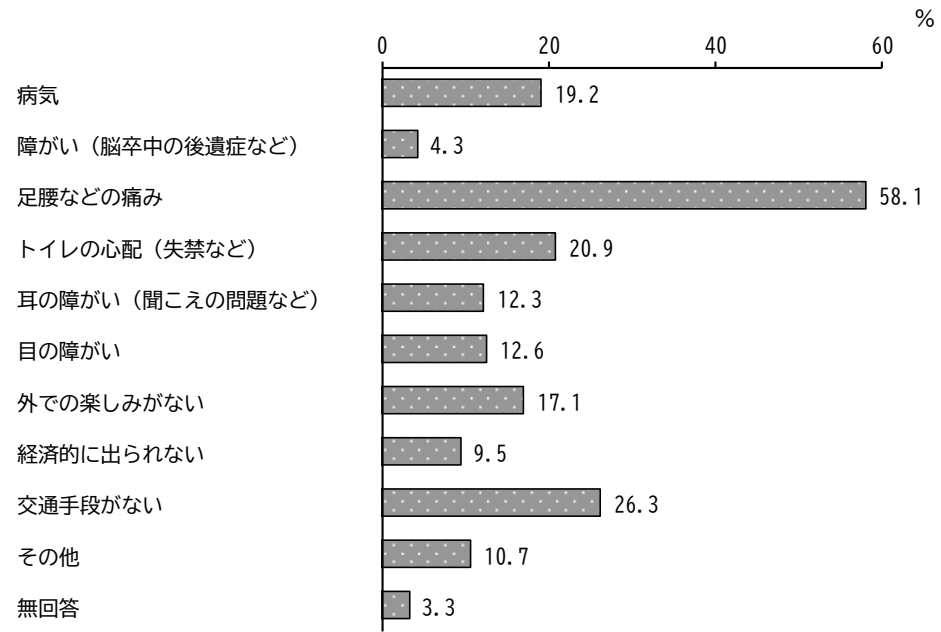
問 14 移動手段（②日用品の買い物）

n = 1,841



問 13－1 外出を控えている理由

n = 422

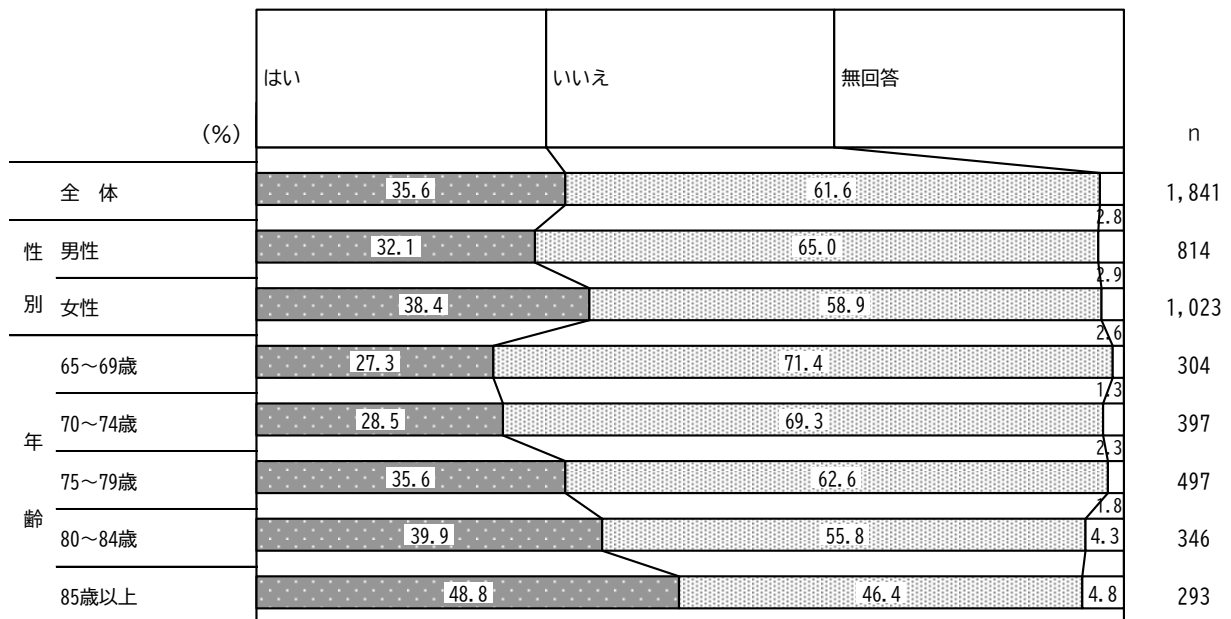


4 食べることについて

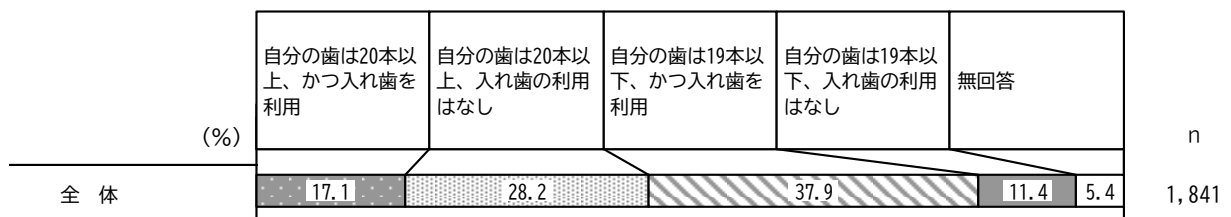
口腔機能については、「半年前に比べて固いものが食べにくくなった」と感じる割合が 35.6%見られ、特に女性や後期高齢者においてその傾向が強くみられます（問 16）。歯の数についても、19 本以下で入れ歯を使用している層が 37.9%と最多であり、咀嚼機能の低下が進んでいる状況がうかがえます（問 17）。

一方で、「オーラルフレイル」という言葉を「知らない」とする回答が 48.3%と半数近くに達しており、予防意識の浸透が不十分である現状がみられます（問 42）。低栄養や嚥下障害を予防するためにも、オーラルフレイルという言葉や概念そのものの普及・啓発が重要です。

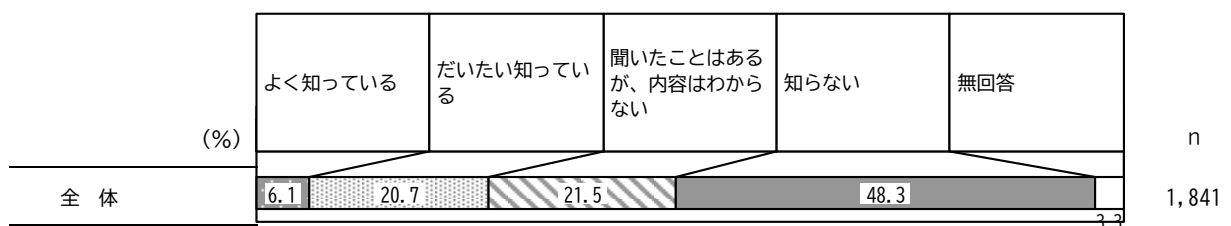
問 16 半年前に比べて固いものが食べにくくなったか



問 17 歯の数と入れ歯の利用状況



問 42 オーラルフレイルについて知っているか



5 毎日の生活について

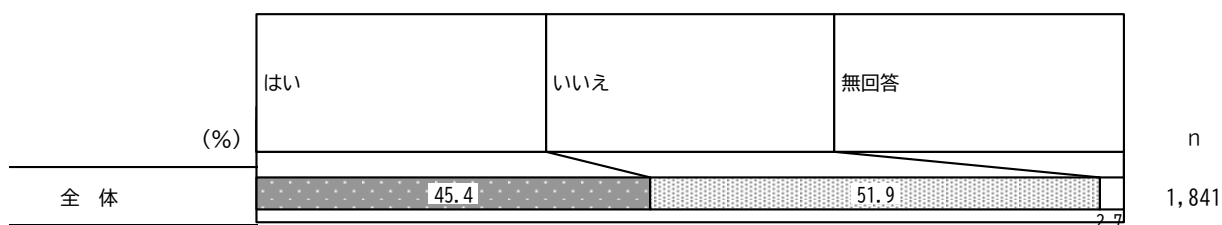
認知機能については、45.4%が「物忘れが多い」と感じており、周囲から指摘される層も 16.5%見られます（問 19、問 20）。日常生活の意欲面では、「以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる」とする割合が 57.5%と半数を超え、日々の動作に負担やおっくうさを感じている層が一定数存在しています（問 21③）。

デジタル活用の面では、スマートフォン等の利用率が 70.6%に達していますが、85 歳以上では「利用していない」が半数近くを占めており、年齢による格差が顕著です（問 27）。

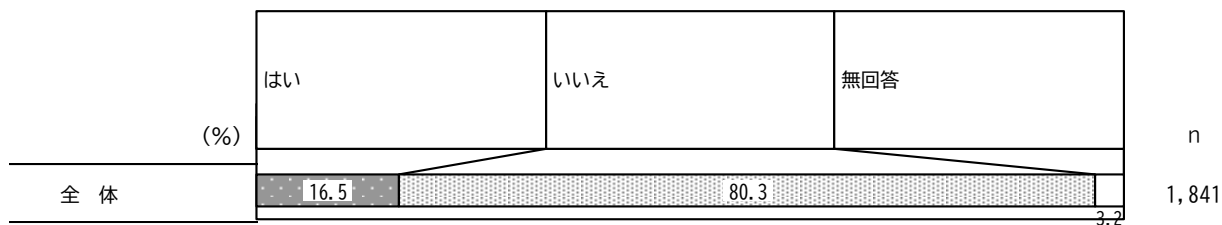
日常生活に主観的な負担感や物忘れへの不安を抱える層が半数前後みられ、周囲からは気づかれにくい主観的な負担感や不安を早期に把握し、高齢者が可能な限り自立した生活を送ることができるよう支援していくことが重要です。

また、年齢が上がるほどデジタル機器の活用率が低くなっており、高齢者へ向けた各種支援や情報提供を行う際には、デジタルツールの活用支援に加え、ICT に頼らない従来型の情報提供との併用が重要です。

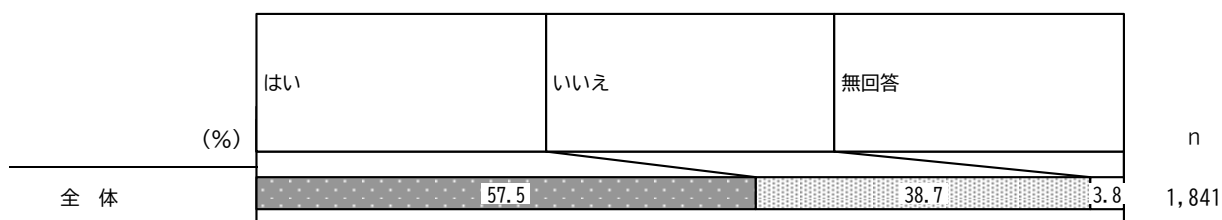
問 19 物忘れが多いと感じるか



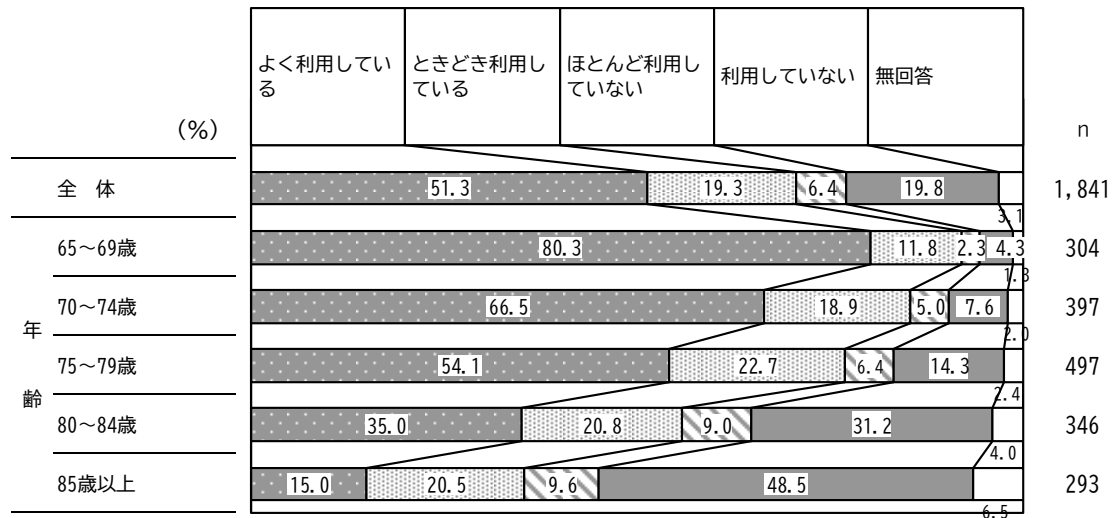
問 20 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるといわれるか



問 21 ここ2週間で感じること ③以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる



問 27 スマートフォンやタブレットの利用状況

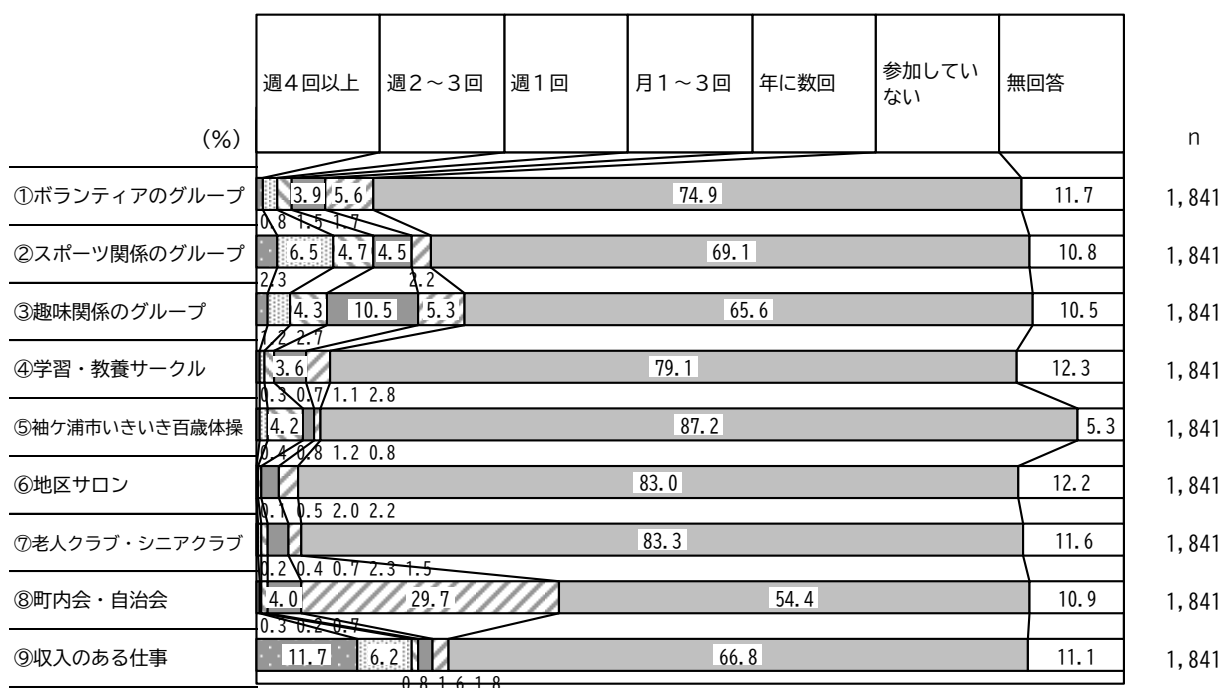


6 地域での活動について

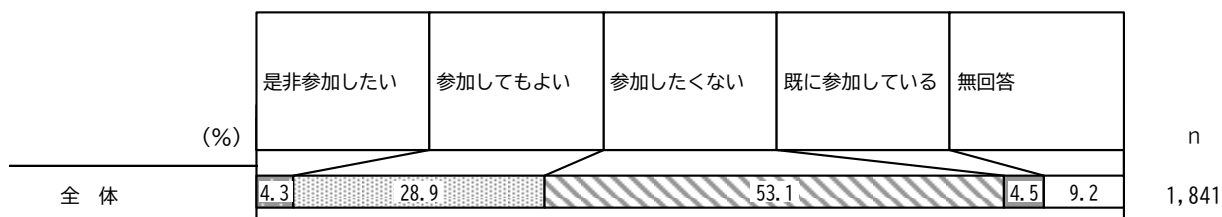
地域活動への参加状況は低調であり、①ボランティアのグループ（74.9%）、②スポーツ関係のグループ（69.1%）、③趣味関係のグループ（65.6%）、⑤袖ヶ浦市いきいき百歳体操（87.2%）など、いずれの活動も「参加していない」が多数を占めています（問28）。新たな地域活動に対しても53.1%が「参加したくない」としており、その理由として「人との付き合いが負担（26.8%）」といった心理的障壁が挙げられています（問29、問29-1）。

「いきいき百歳体操」に参加していない理由の最多は「知らなかった（24.7%）」であり、活動情報の周知不足がみられます（問28-4）。既存のコミュニティへの参加を負担と感じる層に対しても、個人の志向に合わせた多様な社会参加の形態を提示し、情報が届く仕組みを構築することが必要です。

問28 会・グループ等への参加状況

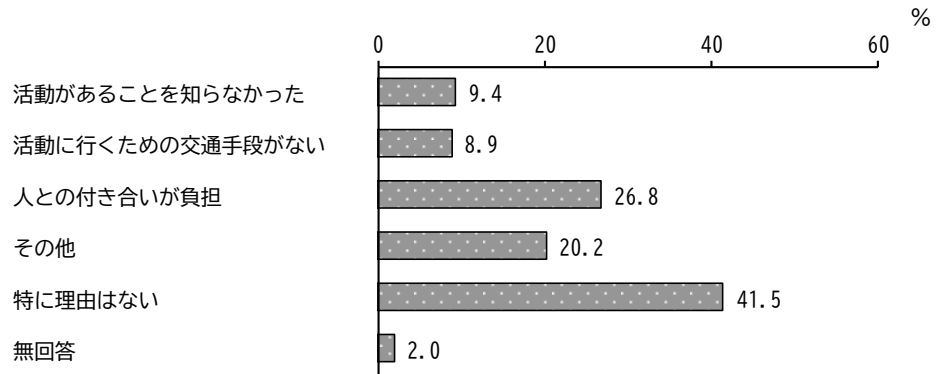


問29 地域活動に参加者として参加したいか



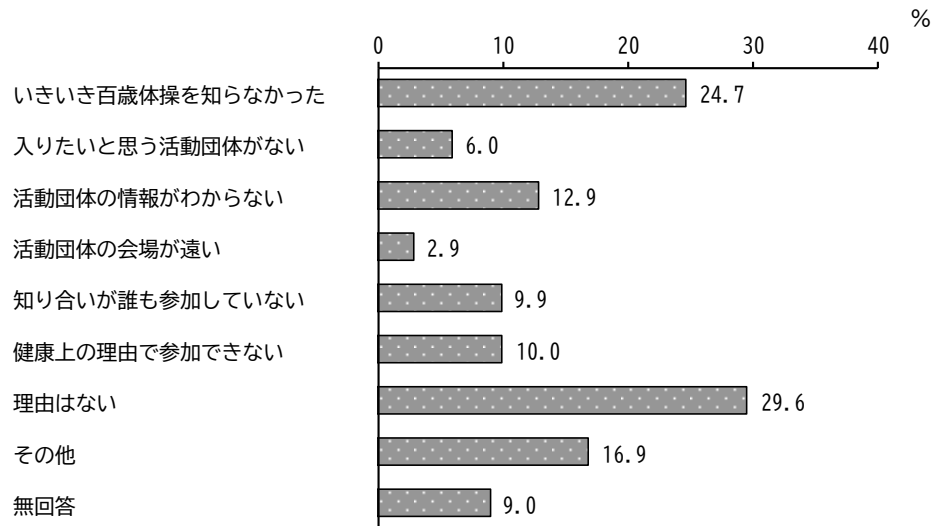
問 29－1 参加者として参加したくない理由

n = 977



問 28－4 袖ヶ浦市いきいき百歳体操へ参加していない理由

n = 1,606



7 就労について

現在の就労状態は「引退した」が 52.9%と半数を超えていますが、若年高齢層（65～69 歳）では非常勤（27.6%）や常勤（18.4%）として働く層も一定数見られ、就労意欲の高さがうかがえます（問 31）。

引退した時期については、「平成」が 55.6%と最多であり、次いで「令和」が 26.7%、「昭和」が 8.7%となっています（問 31－1）。高齢期の就労は経済的基盤のみならず健康維持や社会参加の側面も大きいため、就労を希望する高齢者が能力を発揮できる多様な機会の確保が求められます。

問 31 現在の就労状態

区 分	n	い職に就いたことがな	引退した	常勤（フルタイム）	非 ルバ 常勤 イト等 （パート・ア	自営業	求職中	その他	無回答	
全 体	1,841	5.9	52.9	5.6	12.4	7.1	0.3	5.7	10.6	(%)
年 齢	65～69歳	304	2.3	35.2	18.4	27.6	5.9	0.7	6.9	3.9
	70～74歳	397	4.5	54.9	6.8	18.1	7.8	0.3	3.8	4.5
	75～79歳	497	6.8	56.3	3.0	11.1	7.6	0.4	5.6	9.5
	80～84歳	346	6.6	56.6	0.6	3.8	7.5	0.0	8.1	17.1
	85歳以上	293	9.2	58.0	1.4	1.0	6.1	0.0	4.4	20.5

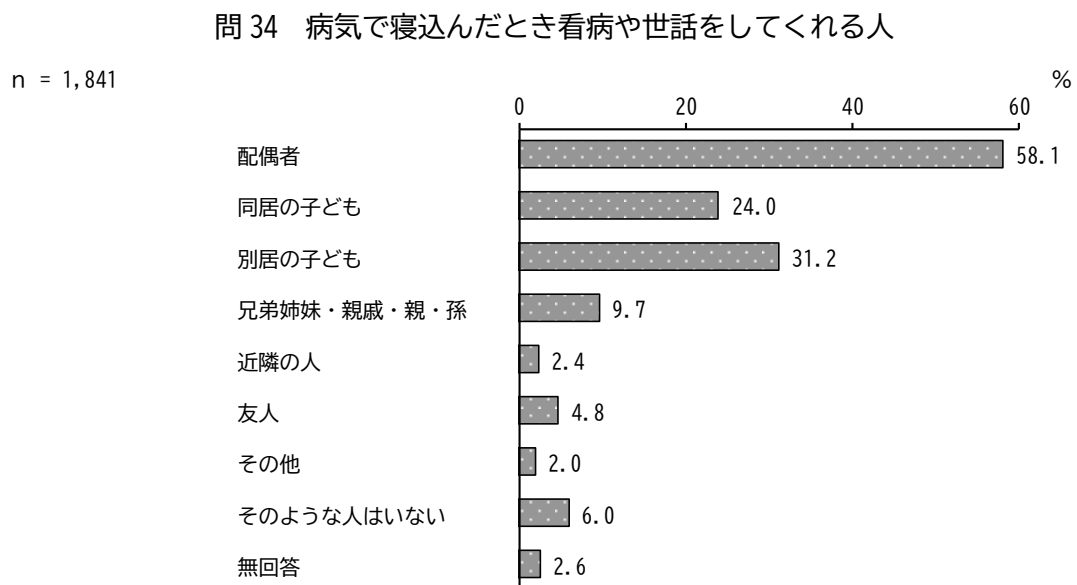
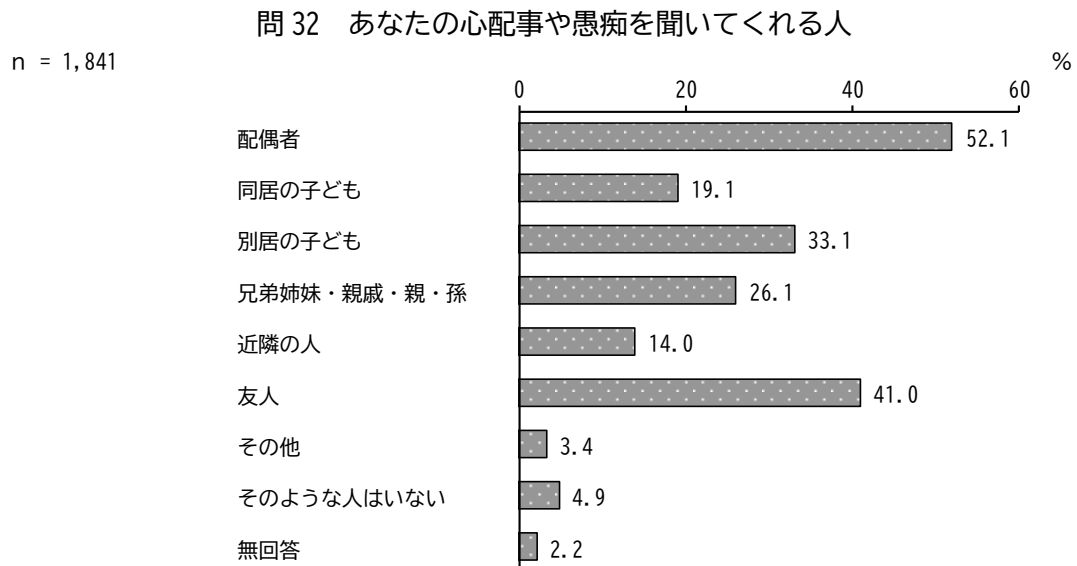
問 31－1 引退した時期

	昭和	平成	令和	無回答	n
(%)					
全 体	8.7	55.6	26.7	8.9	974

8 たすけあいについて

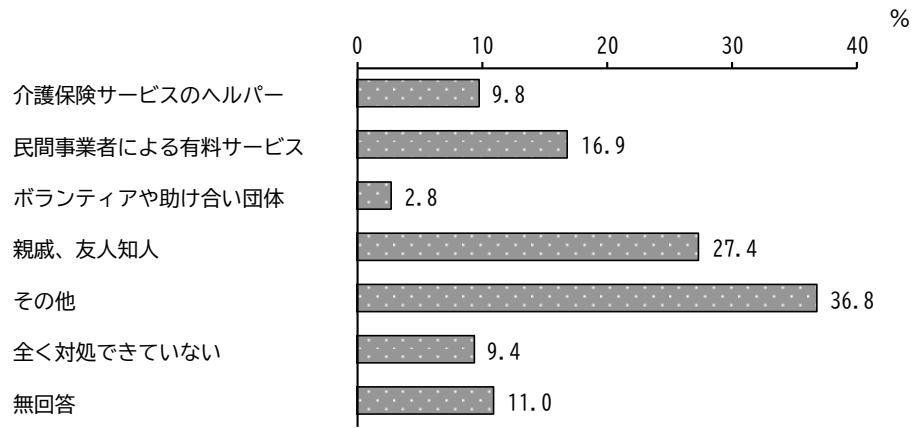
心配事の相談相手や看病の担い手は「配偶者」が5割を超えており、家族内での支え合いが主軸となっています（問32、問34）。一方、生活上の困りごと（草取りや送迎等）に対しては、「親戚、友人知人（27.4%）」の支援を受けている実態がみられます（問36-2）。

支援が必要な高齢者を「助けたいができない」とする回答は44.0%に達しており、その理由として自身の体力不安や家族の世話、時間の不足などが挙げられています（問36-3、問36-3付記）。互助の意欲はあるものの、実際の活動に結びつきにくい現状がうかがえることから、無理のない範囲で参加できる地域互助の仕組みづくりが必要です。



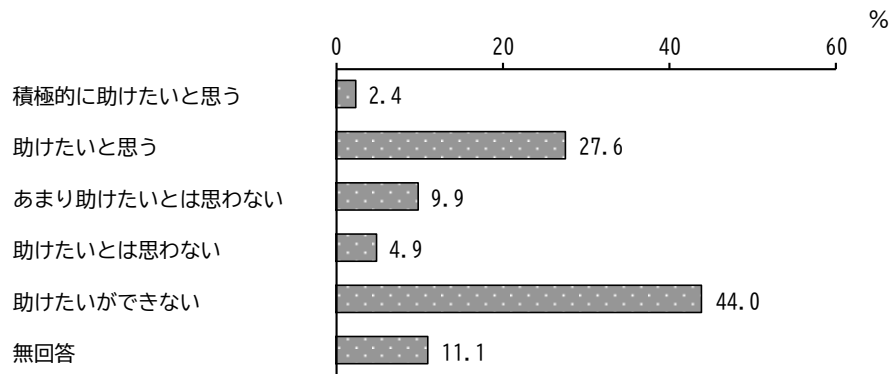
問 36-2 困りごとの対処方法

n = 427



問 36-3 支援が必要な高齢者を助けたいと思うか

n = 1,841



支援が必要な高齢者を助けたいができない理由

- 義父の世話をしている
- 忙しい
- 自分達の事で精一杯
- 体力的に無理
- 年齢的にできない
(わが家の事は何でもするが・・・)
- 仕事があり、自分も手一杯である
- 車の運転に自信がない
- 脳梗塞で左手が不自由のため
- 以前脳の病気になった為
- 自分自身の体の痛みがある
- 今は、毎日出掛けているから

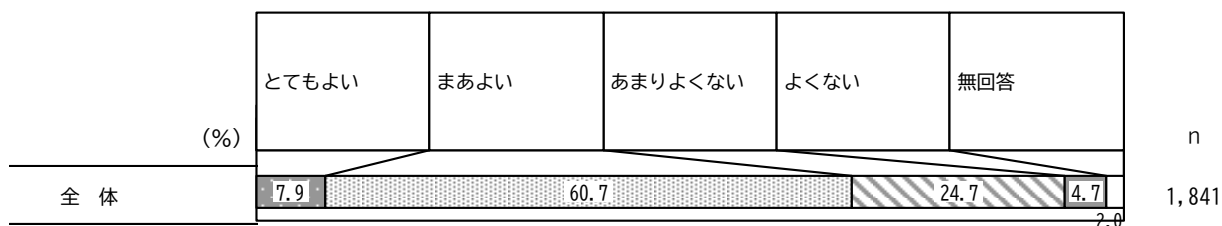
- 自分も高齢だから
- 時間的な余裕がない
- 責任がもてない
- 病気療養中のため
- 自営業なので
- 自分の事を有先している為
- 自信がない
- 友人やボランティア仲間に対して私のできる範囲で、すでにしているので他の人へは無理です。
- 自分が助けてもらいたい 等

9 健康について

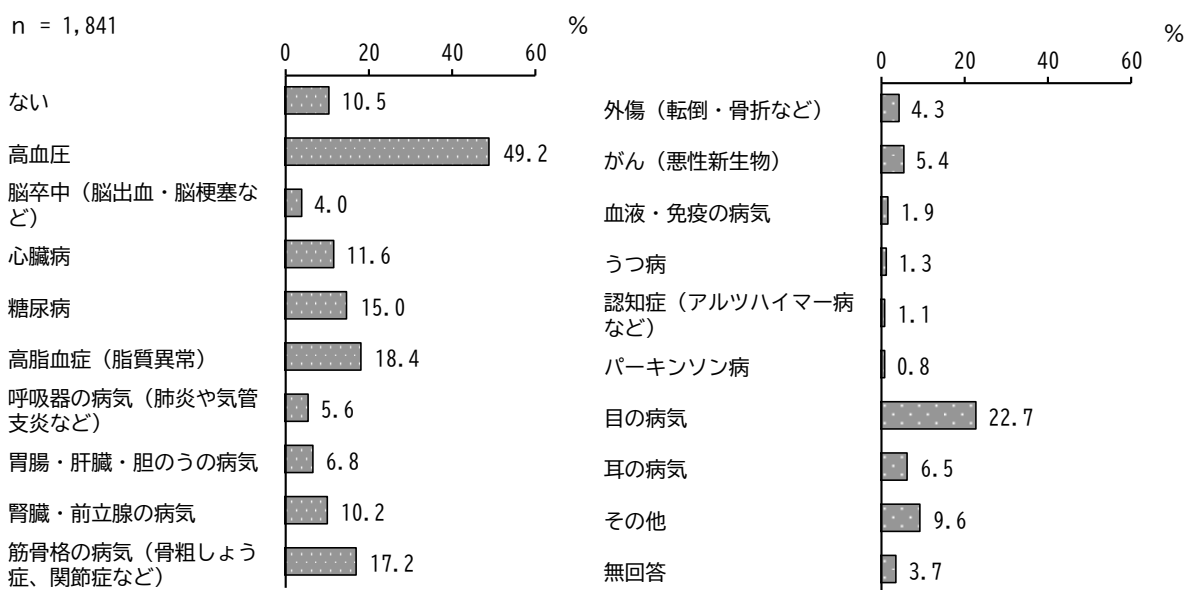
主観的健康観は「よい（とても・まあ）」とする回答が 68.6%を占め、概ね良好な傾向がみられます（問 37）。治療中の疾患は「高血圧（49.2%）」が最多であり、慢性疾患を抱えつつも健康観を維持している実態が明らかとなりました（問 44）。

一方で、「フレイル」の認知度は約 6 割が「知らない」としており、予防に向けた具体的な行動につなげるためにも認知度の向上が重要です。（問 41）。かかりつけ医を有している層は 87.9%と高いことから、医療機関等と連携したフレイル予防の普及啓発が、健康寿命の延伸のために重要です（問 45）。

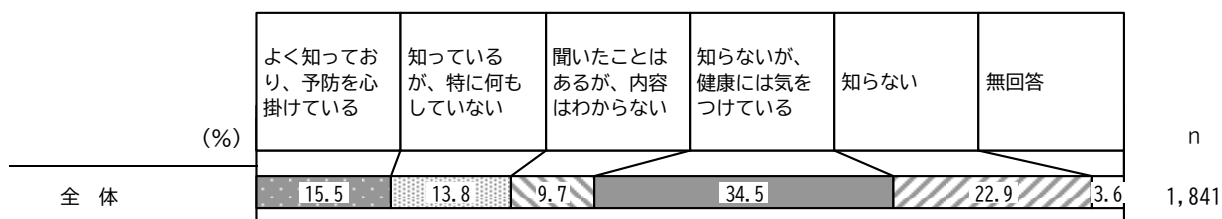
問 37 現在の健康状態



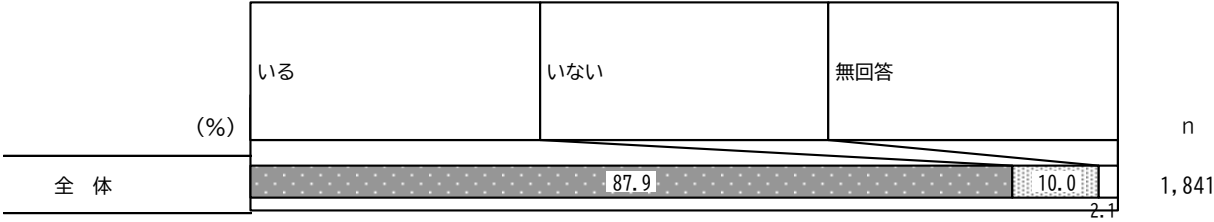
問 44 現在治療中または後遺症のある病気



問 41 フレイルについて知っているか



問 45 かかりつけの医師はいるか

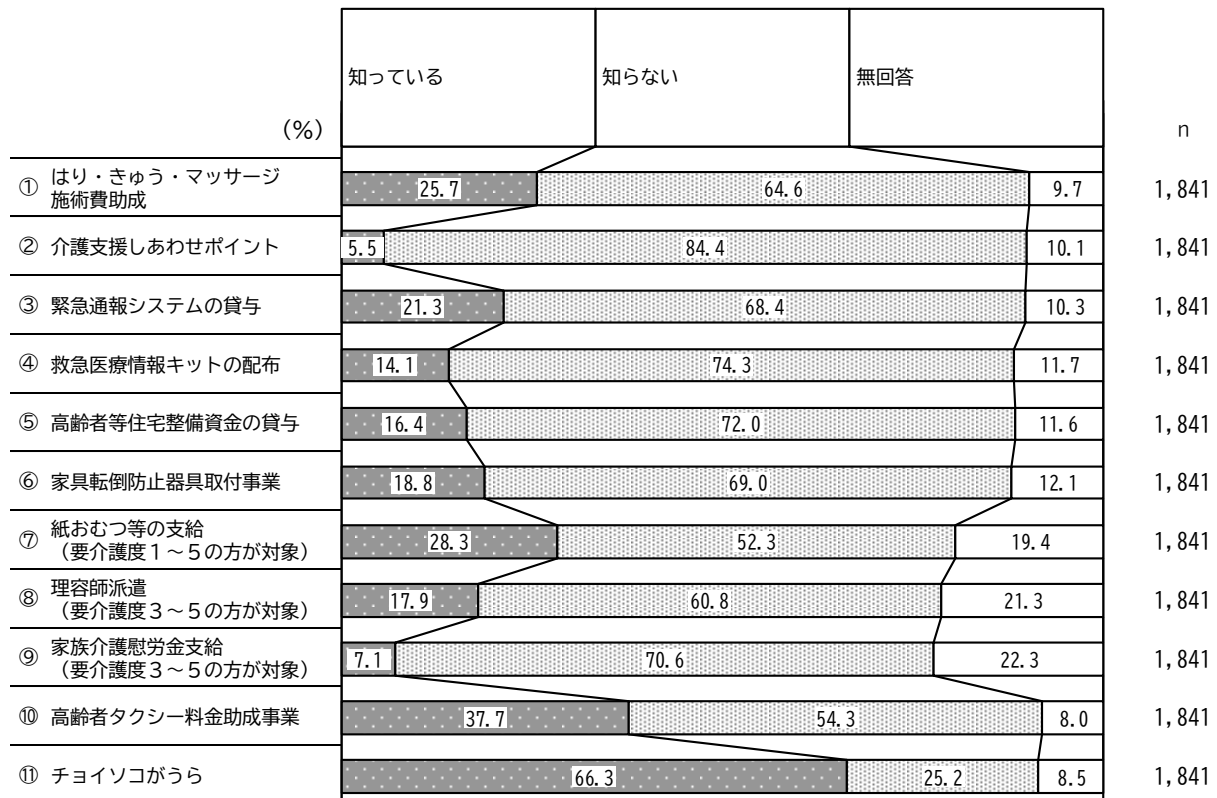


10 在宅の福祉施策について

市が実施する福祉施策の認知状況は、「⑩高齢者タクシー料金助成事業（37.7%）」や「⑪チョイソコがうら（66.3%）」を除き、多くの項目で2割以下の低い水準にあります（問 48）。認知度不足は、必要な支援が必要な層に届いていない可能性がうかがえます。（問 48①～⑪）

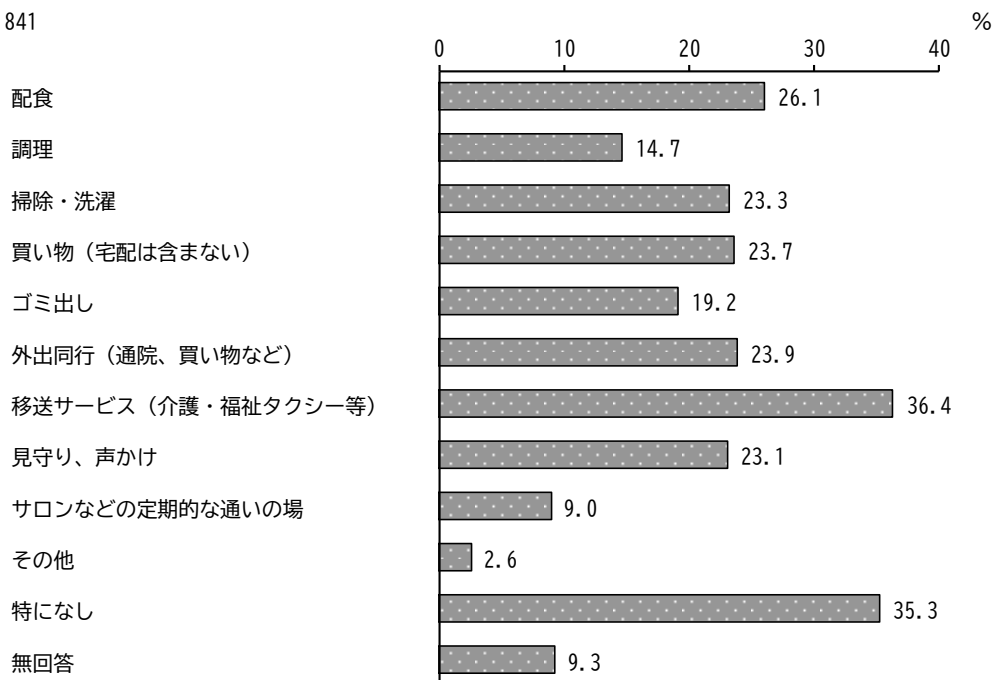
今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援は、「移送サービス（36.4%）」が最も高く、次いで「配食（26.1%）」、「外出同行（23.9%）」の順となっています（問 49）。主な移動手段が自動車であること（問 14）を背景に、自動車の運転が難しくなってからの、外出を支えるインフラの拡充が重要です。

問 48①～⑪ 市が実施する福祉施策の認知状況



問 49 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

n = 1,841



問 14 移動手段

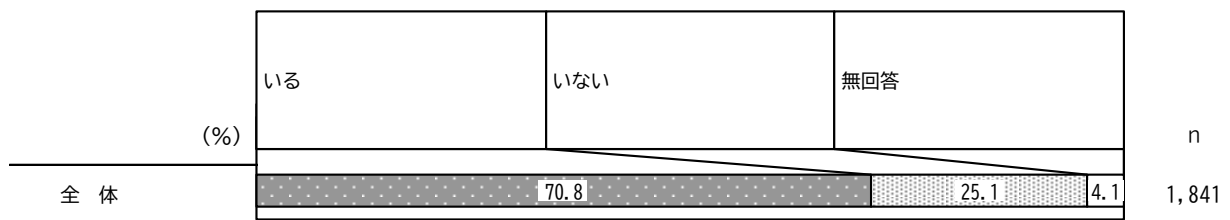
区 分	n	徒歩のみ	自転車・バイク	自動車 (自分で運転)	自動車 (家族が運転)	自動車 (家族以外が運転)	電車	バス	病院や施設のバス	電動車いす (シニアカー)	タクシー	チャイソコがうら	その他	外出していない	無回答
①通院	1,841	4.6	4.5	55.7	25.5	3.9	6.1	5.0	1.5	0.5	4.7	3.5	0.5	0.8	6.7
②日用品の買い物	1,841	6.1	5.9	57.8	26.2	2.4	2.2	2.0	0.1	0.7	1.0	0.9	0.6	2.3	6.4
③スポーツ・体操等体を動かす活動	1,841	14.9	3.0	30.3	2.8	1.4	0.6	0.6	2.2	0.2	0.1	0.2	2.6	22.3	22.5
④趣味活動	1,841	5.2	3.6	35.7	3.3	2.0	4.3	2.3	0.3	0.1	0.2	0.7	2.3	24.0	23.8
⑤ボランティア活動	1,841	3.9	1.6	15.7	0.5	0.8	0.4	0.3	0.1	0.0	0.0	0.2	2.4	35.1	39.9
⑥友人・知人との交流の場への参加	1,841	5.2	3.4	43.1	5.6	6.5	11.0	4.6	0.1	0.3	0.7	0.7	1.6	16.1	16.9

11 災害時のことについて

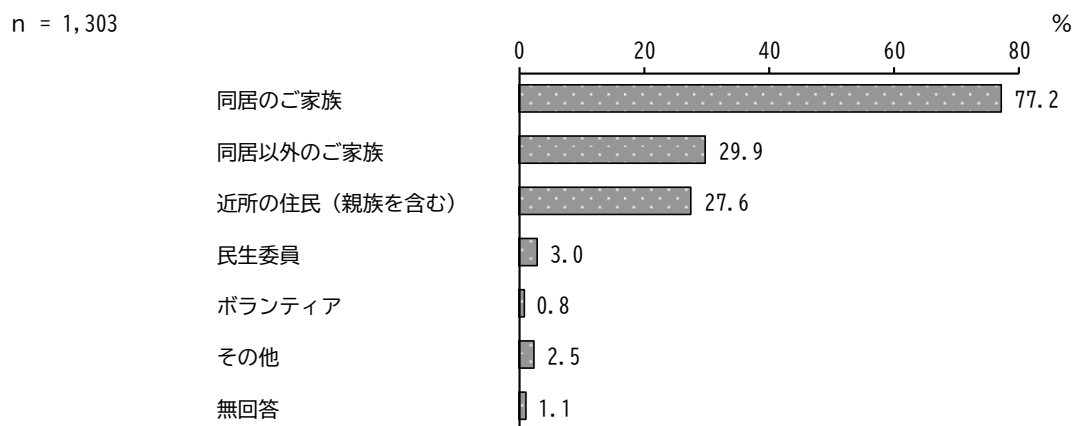
災害時の避難を助けてくれる人が「いる」と回答した割合は70.8%であり、その主な対象として「同居のご家族」が77.2%と突出して高くなっています（問50、問50-1）。一方で、避難を助けてくれる人が「いない」とする層も25.1%存在しており、約4人に1人が災害時の避難において支援者がいない状況にあります（問50）。

また、災害時に不安に感じていることとして、「災害発生直後に、必要な情報を得られるか（47.0%）」や「避難所まで移動できるか（41.6%）」が上位に挙がっています（問51）。発災直後の「情報収集」「救助要請」「避難移動」といった具体的な避難行動に対する不安がみられるため、平時からこれらの行動を確実に実行できる体制の整備と地域づくりが重要です。

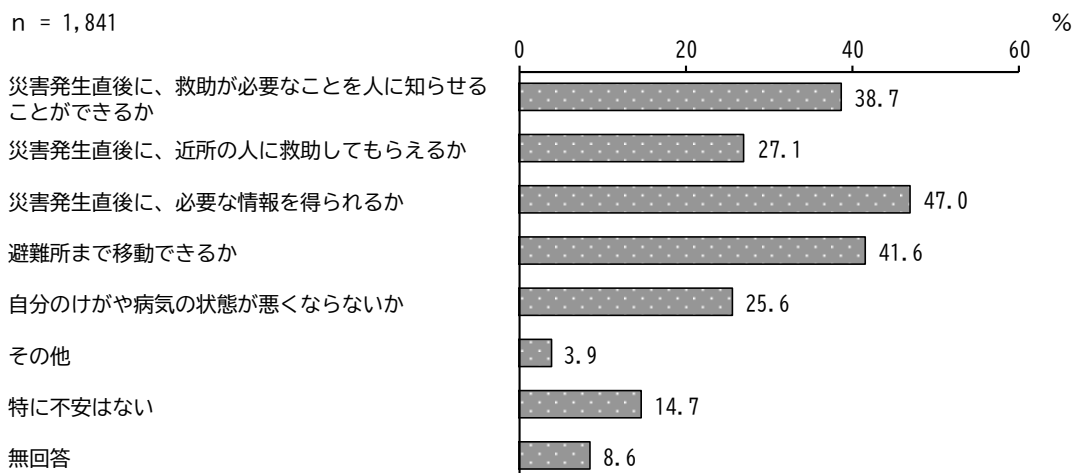
問50 災害時の避難を助けてくれる人はいるか



問50-1 災害時の避難を助けてくれる人



問51 災害時のことで不安に感じていること

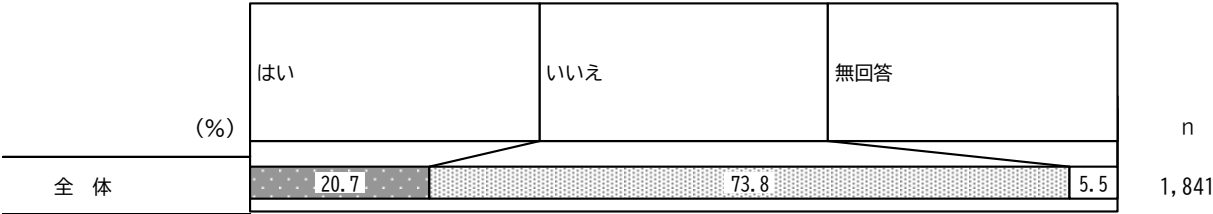


12 認知症にかかる相談窓口の把握について

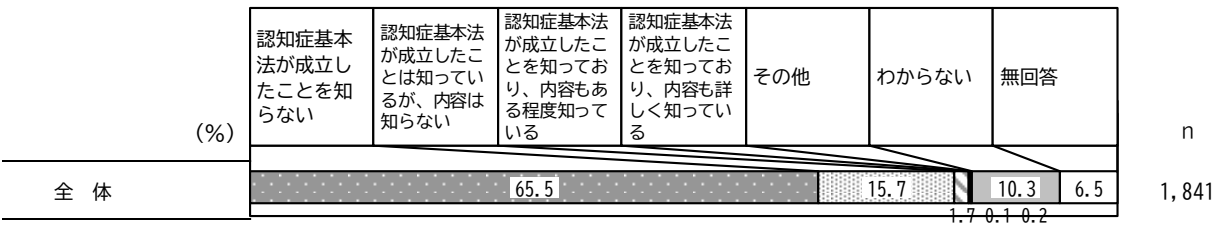
認知症に関する相談窓口の認知度は「知らない」が 73.8%に達しており、周知が必要です（問 54）。また、2024 年施行の「認知症基本法」についても 65.5%が「成立を知らない」と回答しています（問 53）。

「①認知症サポーター養成講座（8.6%）」等の関連事業の認知度も総じて低く、今後の利用意欲についても「利用したい（利用し続けたい）」が 2 割以下にとどまっています（問 55）。認知症について、本人や家族が相談できる窓口や認知症関連についての更なる周知が必要です。

問 54 認知症に関する相談窓口を知っているか



問 53 認知症基本法が成立したことや、その内容について知っているか



問 55 認知症に関する事業の認知度

	知っている	知らない	無回答	n
(%)				
① 認知症サポーター養成講座	8.6	80.8	10.6	1,841
② 認知症ガイドブック (認知症ケアパス)	9.6	78.7	11.7	1,841
③ 認知症家族のつどい	14.0	74.0	12.1	1,841
④ 認知症初期集中支援チーム	8.0	78.7	13.3	1,841
⑤ 認知症カフェ	18.7	69.1	12.2	1,841
⑥ チームオレンジ	3.9	84.0	12.1	1,841
⑦ 認知症おでかけ安心シール	4.7	83.5	11.7	1,841

問 55 認知症に関する事業の利用意向

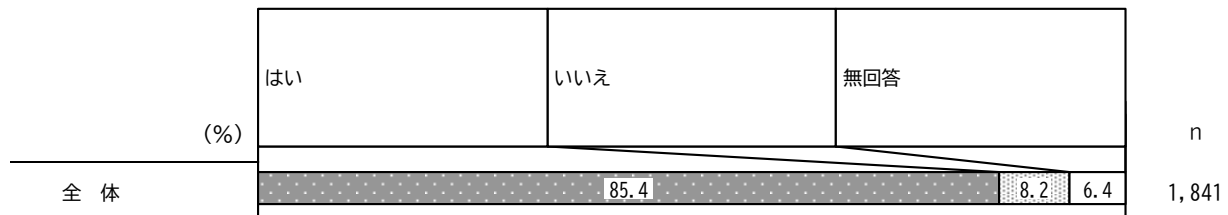
	利用したい (利用し続けたい)	利用の予定はない	わからない	無回答	n
(%)					
① 認知症サポーター養成講座	5.3	37.2	39.0	18.5	1,841
② 認知症ガイドブック (認知症ケアパス)	17.2	28.1	35.5	19.1	1,841
③ 認知症家族のつどい	5.6	37.8	37.4	19.3	1,841
④ 認知症初期集中支援チーム	8.4	33.5	38.8	19.3	1,841
⑤ 認知症カフェ	6.2	38.0	36.8	19.0	1,841
⑥ チームオレンジ	4.0	35.5	40.5	19.9	1,841
⑦ 認知症おでかけ安心シール	7.8	35.2	37.9	19.1	1,841

13 地域で暮らす意向について

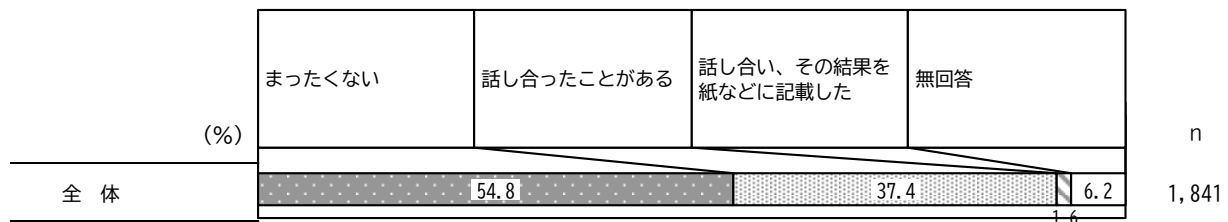
「住み慣れた地域で最期まで暮らし続けたい」とする意向は 85.4%と極めて高く、在宅生活継続への強い希望が示されています（問 56）。しかし、人生会議（ACP）の経験については 54.8%が「まったくない」としており、具体的な意思決定支援が進んでいない実態がみられます（問 58）。

終活に向けた不安として、「身の回りの所有物の整理（41.4%）」や「入退院の支援（37.5%）」が上位に挙がっています（問 59）。本人の希望する場所で最期まで暮らすためには、生活支援サービスの充実のみならず、人生会議の普及を通じた本人の意思決定支援と終活支援の枠組み作りが必要です。

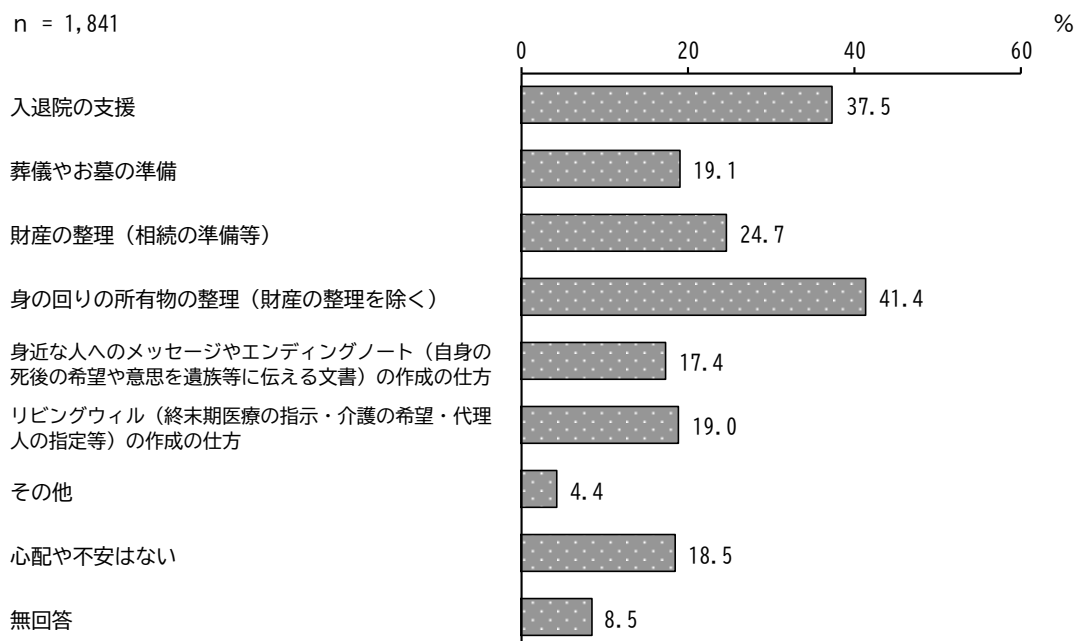
問 56 住み慣れた地域で最期まで暮らしたいと思うか



問 58 人生会議をしているか



問 59 終活にむけた心配や不安

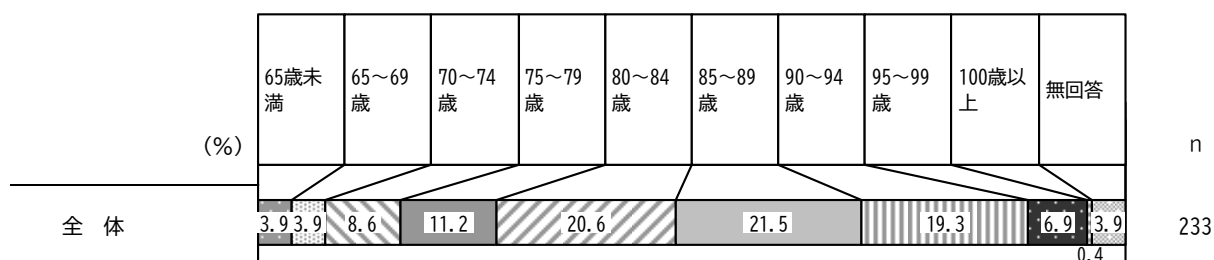


IV 「介護保険・高齢者福祉に関する調査 要介護１・２」調査結果

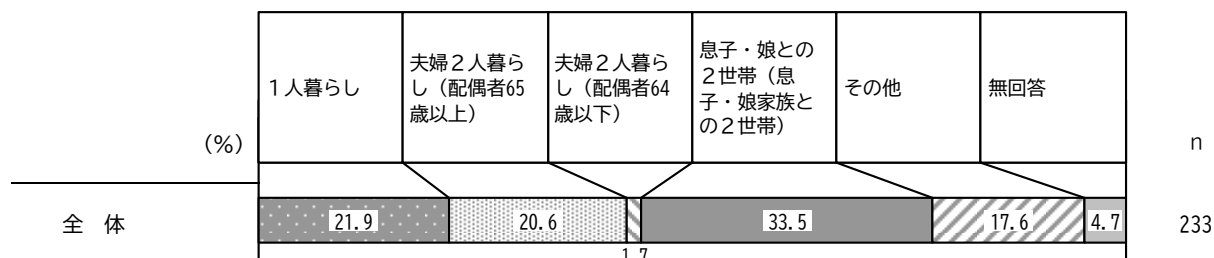
1 回答者属性

本調査の回答者の年齢構成は「85～89歳」が21.5%と最も高く、次いで「80～84歳（20.6%）」、「90～94歳（19.3%）」の順となっており、80代以上の高齢層が約6割を占めています（問2）。家族構成については「息子・娘との2世帯（息子・娘家族との2世帯）」が33.5%で最多ですが、「1人暮らし」も21.9%、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」も20.6%存在しており、単身・高齢夫婦世帯が計4割を超えている実態がみられます（問4）。

問2 年齢



問4 家族構成



2 外出について

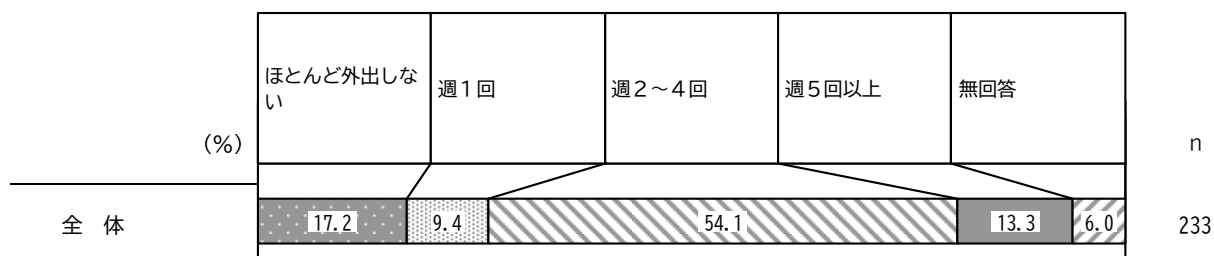
外出頻度は「週2～4回」が54.1%で最も高いものの、17.2%が「ほとんど外出しない」状況にあります（問5）。目的別の移動手段をみると、①通院の69.5%、②日用品の買い物の46.8%において「自動車（家族が運転）」が主軸となっており、家族への依存が極めて高い実態がみられます（問6）。一方で、散歩等の身体活動では「③徒歩のみ（付き添い・介助なし）」が23.2%見られ、近隣での限定的な自立歩行は維持されています（問6）。

また、「④趣味活動」および「⑤友人・知人との交流の場への参加」については、他の目的に比べて「外出していない」とする割合が突出して高く、4～5割に達しています（問6）。

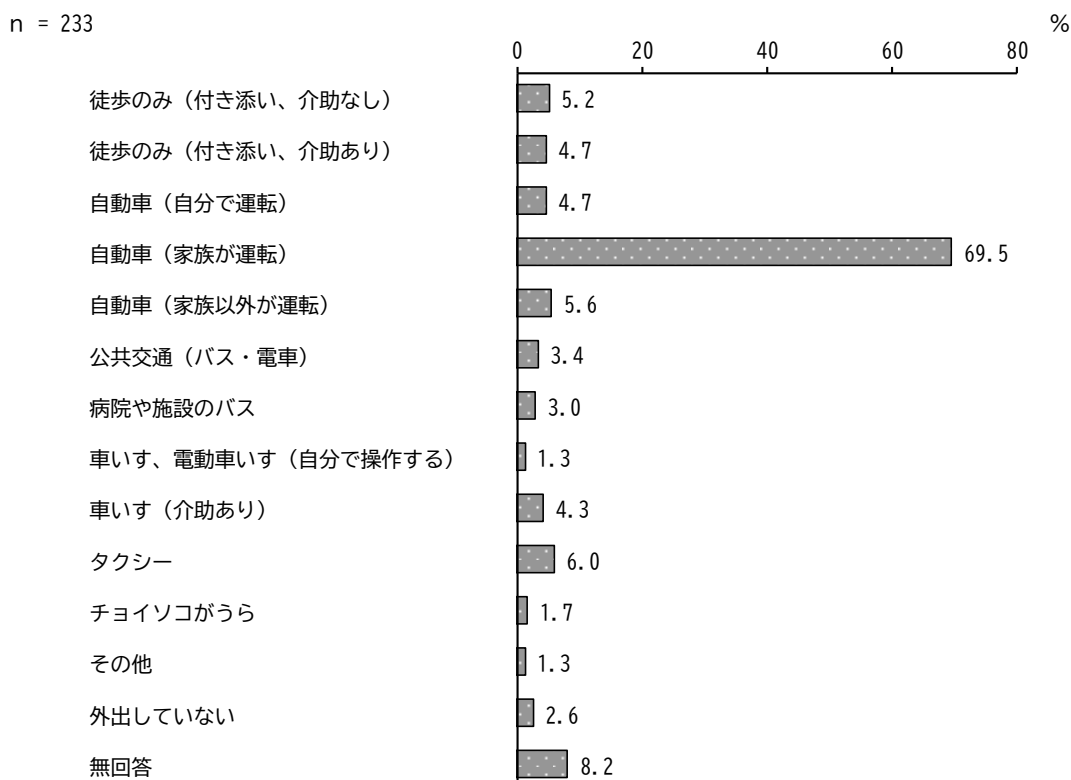
外出における主な移動手段が、同居家族等の送迎であり、家族の就労状況の変化や高齢化などによって送迎が困難となった場合、生活困難に直面するリスクを抱えています。

通院等の必須の外出は行われている一方で、趣味や友人との交流といった社会参加を伴う外出をしていない層が約半数存在しています。活動範囲が限定されることは、地域社会からの孤立や心身の機能低下（フレイル）を招く要因となるため、社会参加を促すためのアプローチが必要です。

問5 外出の頻度

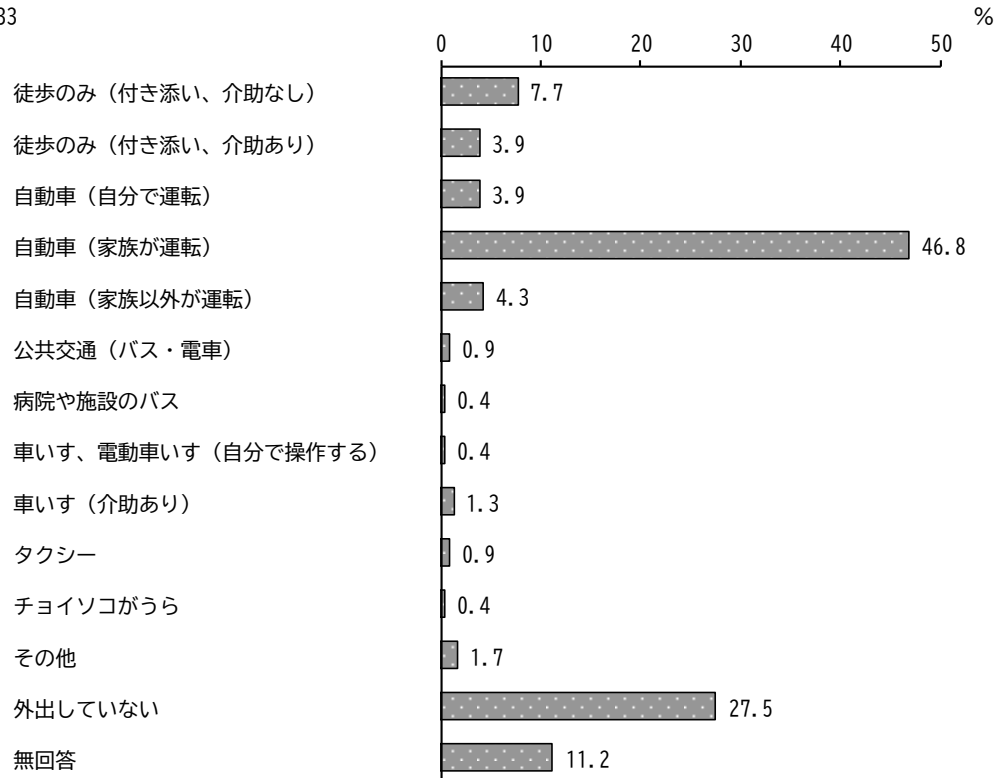


問6 外出する際の移動手段について ①通院



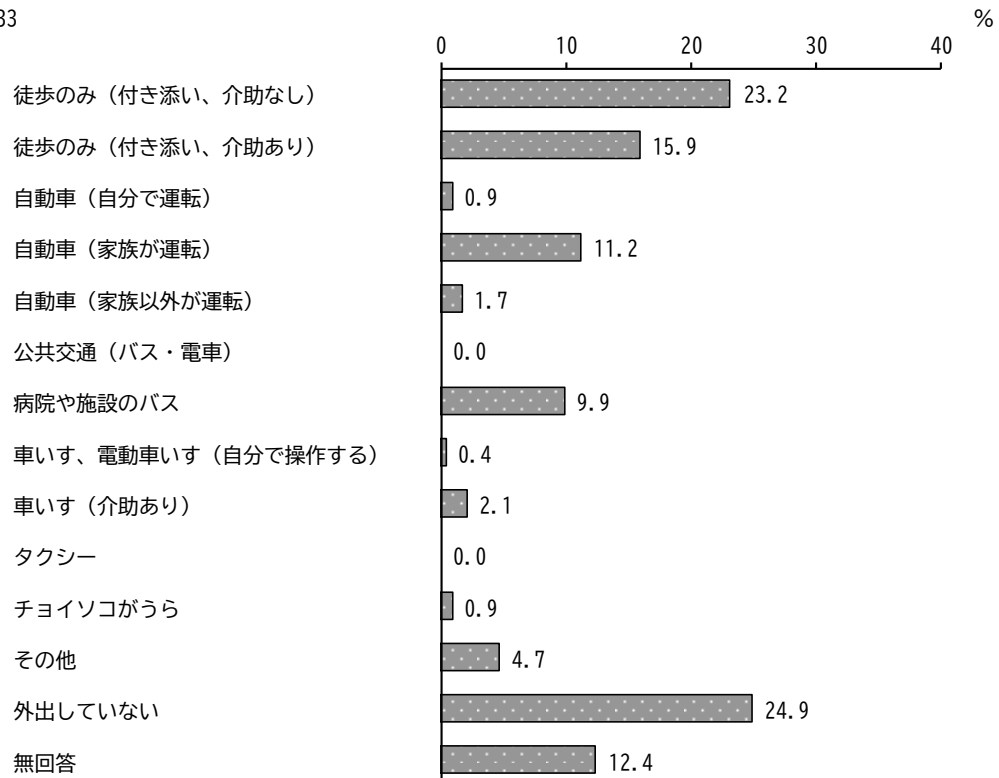
問6 外出する際の移動手段について ②日用品の買い物

n = 233



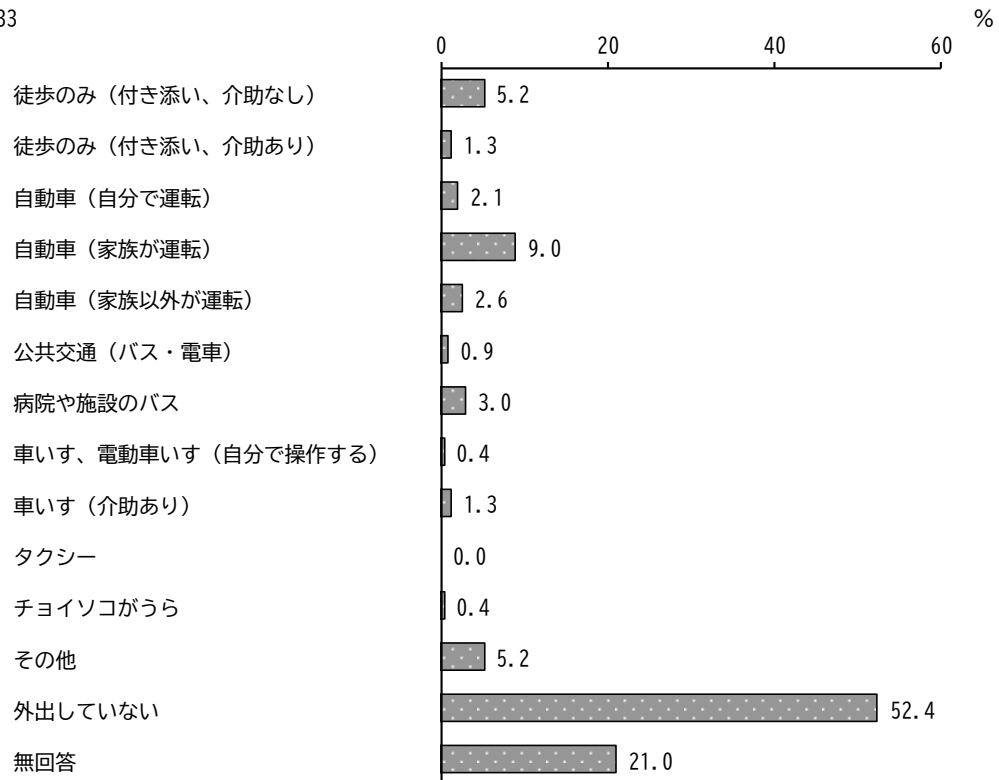
問6 外出する際の移動手段について ③散歩などの体を動かす活動

n = 233



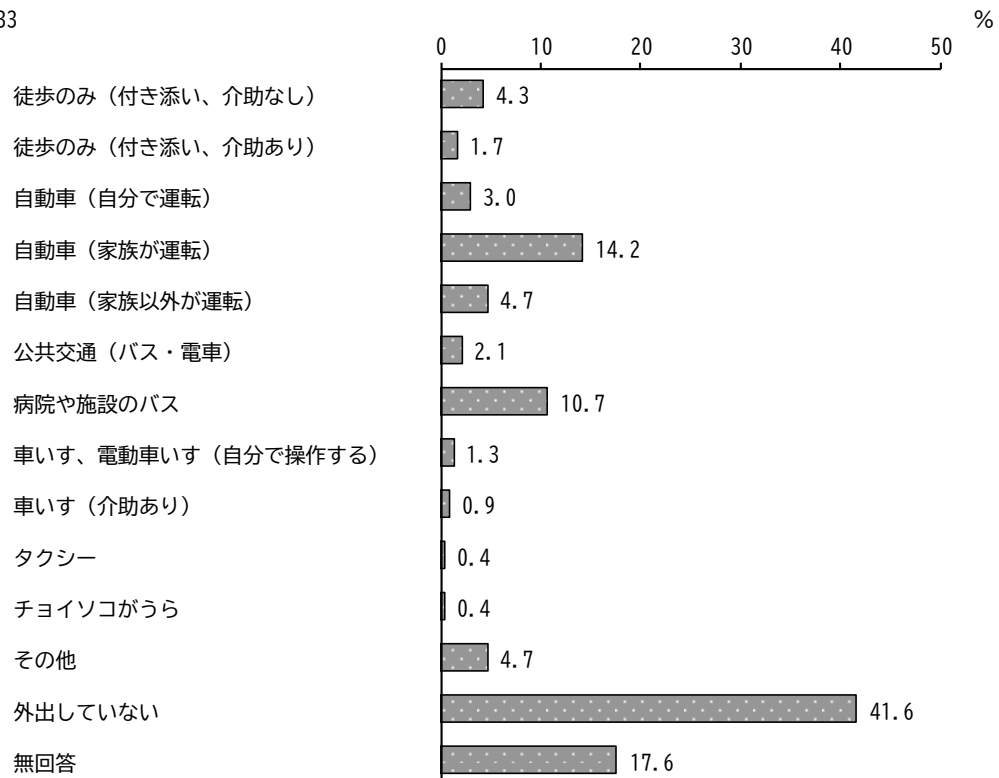
問6 外出する際の移動手段について ④趣味活動

n = 233



問6 外出する際の移動手段について ⑤友人・知人との交流の場への参加

n = 233

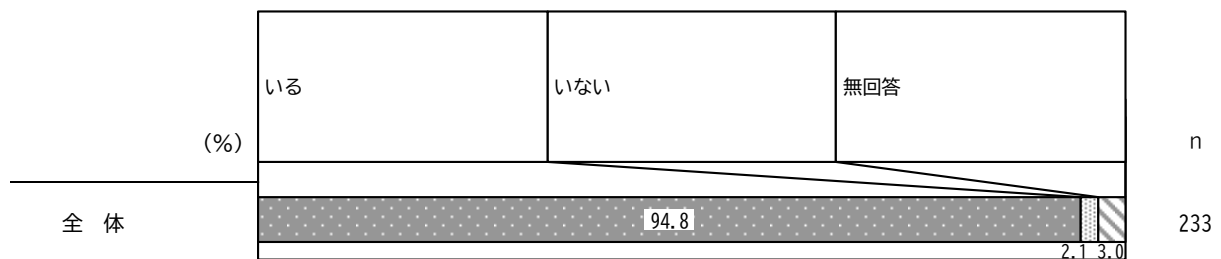


3 医療について

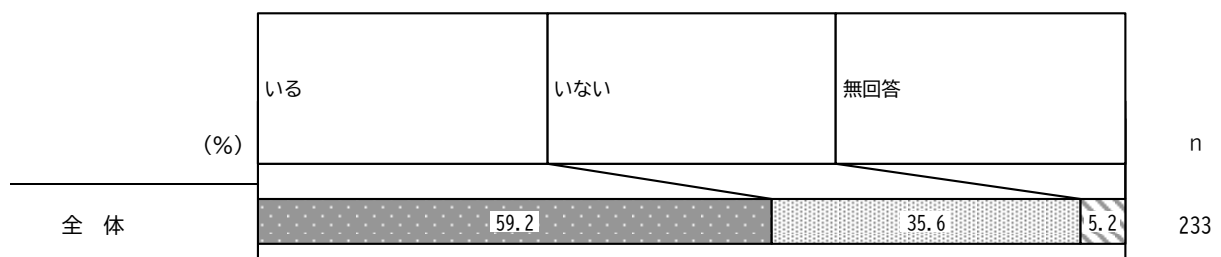
「かかりつけの医師」がいる層は 94.8%に達しており、医療とのつながりは概ね確保されている状況がみられます（問7）。一方で、「かかりつけの歯科医」については「いない」とする回答が 35.6%にのぼり、医師に比べて低い水準にあります（問8）。また、相談できる「薬剤師」についても「いいえ」が 29.2%見られます（問9）。

現在の日常的なケアや将来的な状態変化への備えとして、口腔環境の維持や適切な服薬管理が重要となります。しかし現状では、約3割の層がそれらの専門的な相談先を持っていません。「かかりつけ歯科医」や「かかりつけ薬剤師」を持つことの重要性を早期に啓発し、専門職とつながることができる取り組みが求められます。

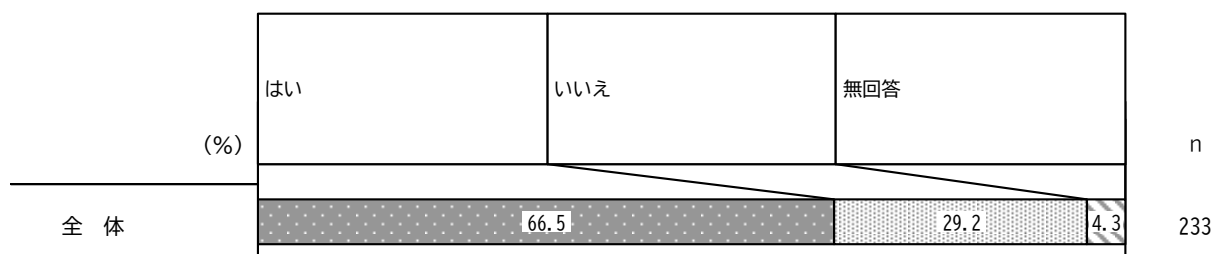
問7 かかりつけの医師はいるか



問8 かかりつけの歯科医はいるか



問9 処方薬や市販薬の相談ができる薬剤師はいるか

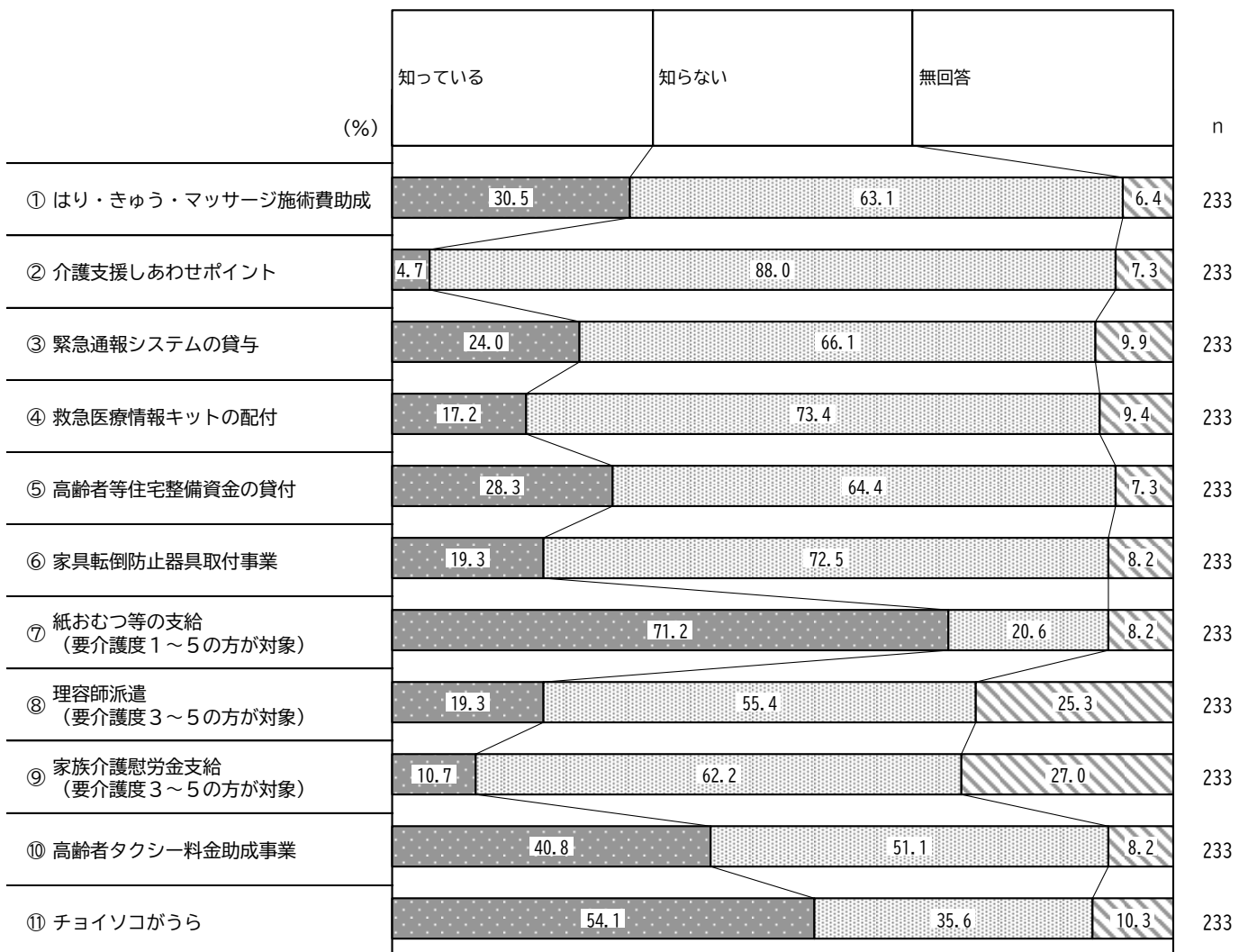


4 在宅の福祉施策について

市が実施する生活支援サービスの認知度は、「⑦紙おむつ等の支給」において「知っている」割合が高いものの、「②介護支援しあわせポイント」等の施策では「知らない」割合が高い傾向がみられます（問 10①～⑪）。今後の利用意向については、紙おむつ支給等の直接的な物品給付へのニーズが高い状況にあります（問 10①～⑪）。

今後の在宅生活継続に必要と感じる支援としては、「移送サービス（41.6%）」が最多であり、次いで「配食（31.8%）」、「外出同行（30.0%）」、「見守り・声かけ（30.0%）」となっています（問 11）。外出を支える移動手段の確保と、独居等の孤立を防ぐ生活支援インフラへの需要が強まっていることがうかがえます。

問 10①～⑪ 市が実施する福祉施策の認知状況

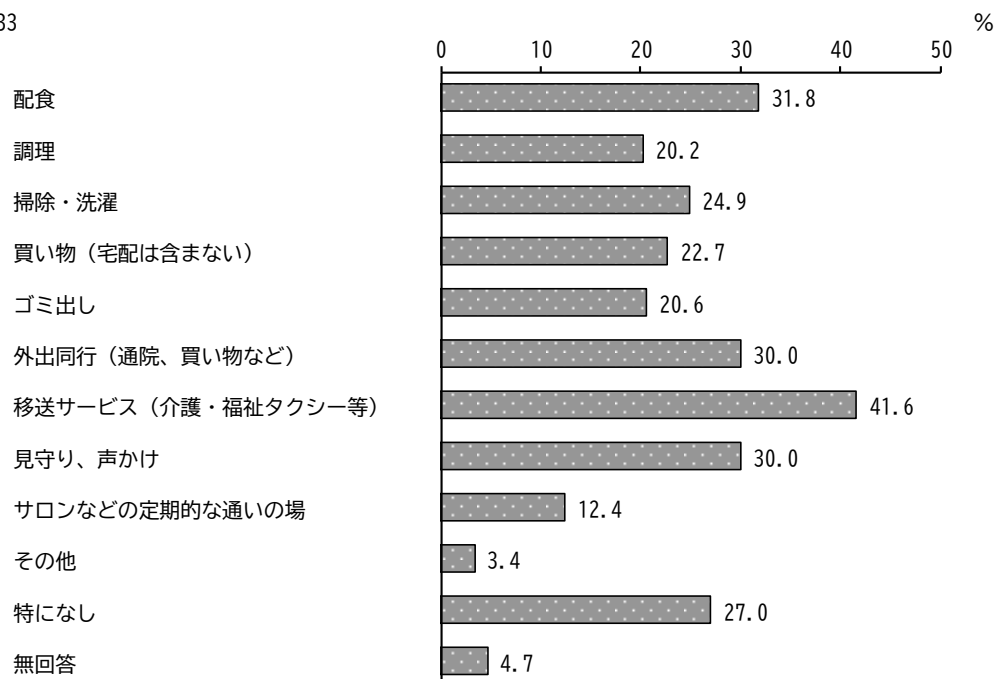


問 10 今後の利用意向

(%)	利用したい（利用し続けたい）	利用の予定はない	わからない	無回答	n
① はり・きゅう・マッサージ施術費助成	18.5	33.9	31.3	16.3	233
② 介護支援しあわせポイント	9.9	37.8	35.6	16.7	233
③ 緊急通報システムの貸与	23.6	29.6	27.0	19.7	233
④ 救急医療情報キットの配付	25.8	26.6	28.3	19.3	233
⑤ 高齢者等住宅整備資金の貸付	14.6	37.8	27.9	19.7	233
⑥ 家具転倒防止器具取付事業	18.9	33.0	27.9	20.2	233
⑦ 紙おむつ等の支給 （要介護度1～5の方が対象）	54.9	12.0	13.3	19.7	233
⑧ 理容師派遣 （要介護度3～5の方が対象）	17.6	28.8	24.0	29.6	233
⑨ 家族介護慰労金支給 （要介護度3～5の方が対象）	14.2	18.0	29.6	38.2	233
⑩ 高齢者タクシー料金助成事業	27.0	30.9	24.5	17.6	233
⑪ チョイスコがうら	21.0	36.9	27.0	15.0	233

問 11 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

n = 233

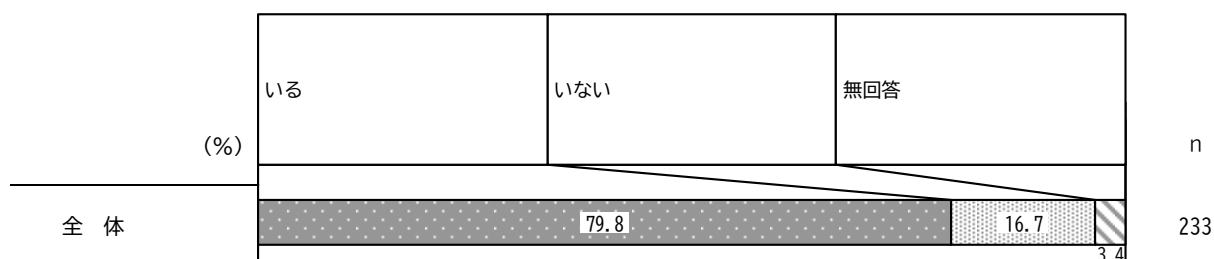


5 災害時のことについて

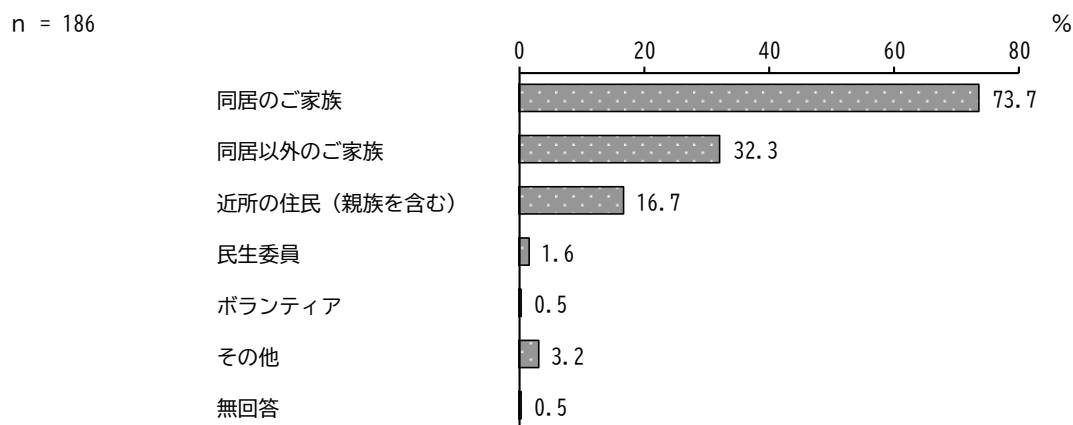
災害時の避難を助けてくれる人が「いる」とする割合は 79.8%ですが、そのうち 73.7%が「同居のご家族」に依存しています。一方で、避難を助けてくれる人が「いない」とする層も 16.7%見られます（問 12、問 12－1）。

災害時の不安については、「避難所まで移動できるか」が 60.1%と突出しており、次いで「災害発生直後に、救助が必要なことを人に知らせることができるか（43.8%）」、「自分のけがや病気の状態が悪くならないか（38.2%）」が挙げられています（問 13）。自力避難に不安がある層が多く、家族に助けが必要となった場合のリスクも想定されるため、個別避難計画の策定を通じた地域全体での避難支援ネットワークの具体化が求められます。

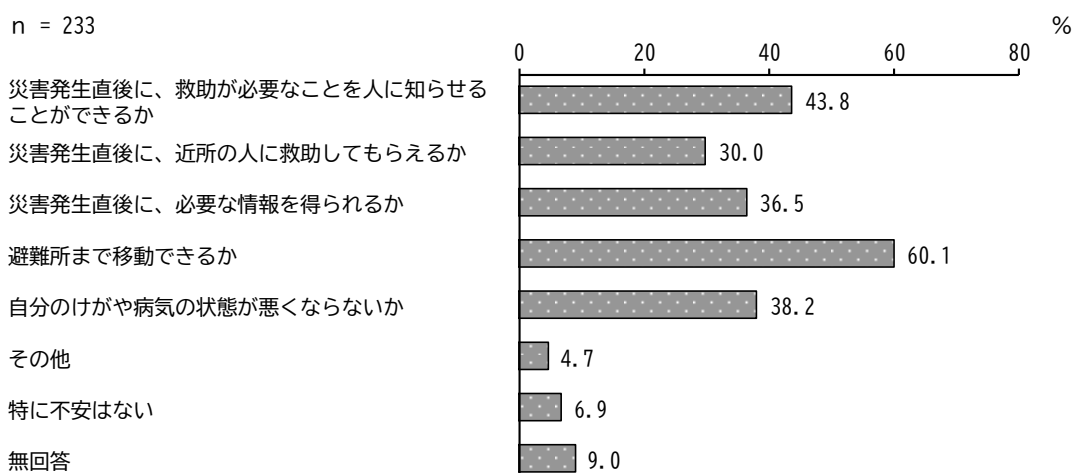
問 12 災害時の避難を助けてくれる人はいるか



問 12－1 災害時の避難を助けてくれる人は誰か



問 13 災害のことで不安に感じていること



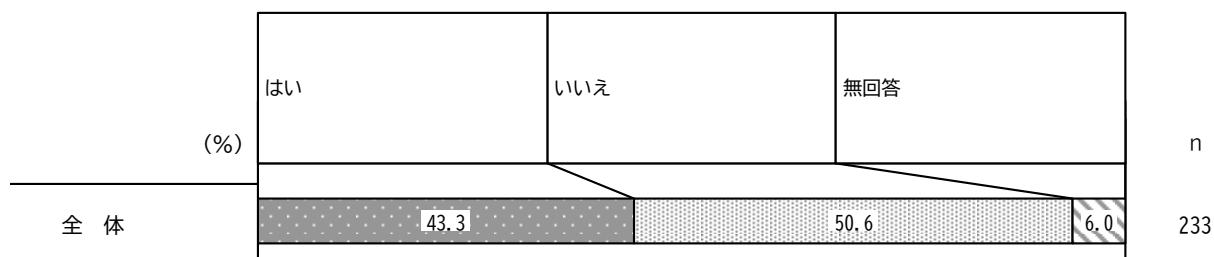
6 認知症にかかる相談窓口の把握について

本人または家族に「認知症の症状がある」とする層は 43.3%に達している一方で、認知症に関する相談窓口を「知らない」とする回答は 57.5%にのぼり、当事者世帯であっても支援情報にアクセスできていない実態がみられます（問 14、問 16）。また、認知症基本法についても 63.9%が「成立を知らない」としており、法制度の認知度も低い状況です（問 15）。

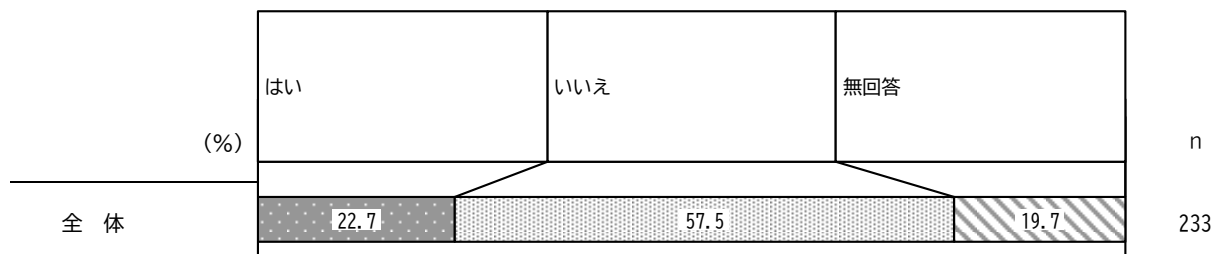
事業の認知状況では、「③認知症家族のつどい」の認知度は高いものの、「⑥チームオレンジ」等は認知度が低く、「②認知症ガイドブック（認知症ケアパス）」を除き、利用意向も低い傾向がみられます（問 17）。

早期に適切な支援に繋げるための相談窓口の周知徹底と、当事者が利用しやすい情報提供手法の検討が必要です。

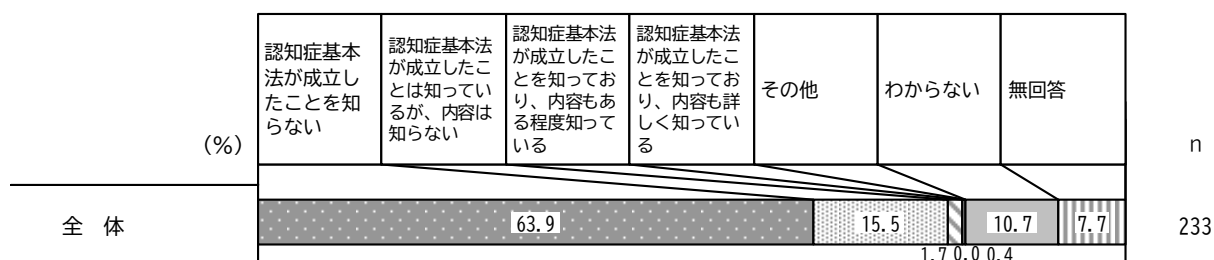
問 14 認知症の症状がある、または家族に認知症の症状がある人はいるか



問 16 認知症に関する相談窓口を知っているか



問 15 認知症基本法の成立や内容を知っているか



問 17 認知症に関する事業の認知状況

	知っている (%)	知らない	無回答	n
① 認知症サポーター養成講座	12.4	79.0	8.6	233
② 認知症ガイドブック (認知症ケアパス)	17.2	74.7	8.2	233
③ 認知症家族のつどい	21.0	70.8	8.2	233
④ 認知症初期集中支援チーム	8.6	79.4	12.0	233
⑤ 認知症カフェ	20.6	70.4	9.0	233
⑥ チームオレンジ	5.6	85.0	9.4	233
⑦ 認知症おでかけ安心シール	10.7	80.7	8.6	233

問 17 認知症に関する事業の今後の利用意向

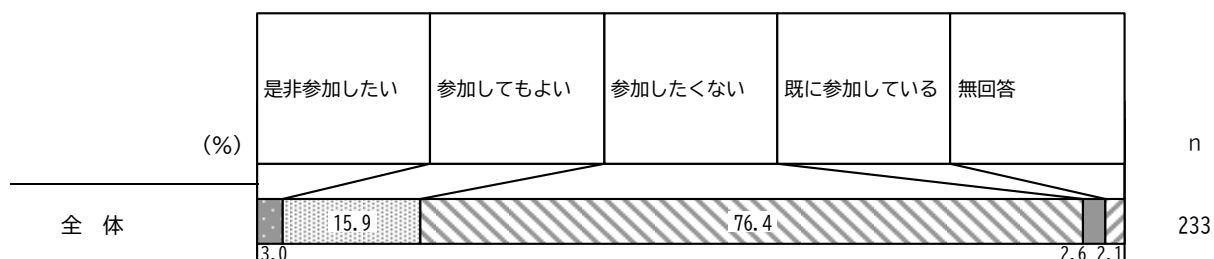
	利用したい（利用し続けたい） (%)	利用の予定はない	わからない	無回答	n
① 認知症サポーター養成講座	7.7	30.0	45.9	16.3	233
② 認知症ガイドブック (認知症ケアパス)	21.9	19.3	38.6	20.2	233
③ 認知症家族のつどい	6.4	30.5	42.9	20.2	233
④ 認知症初期集中支援チーム	13.7	24.9	41.2	20.2	233
⑤ 認知症カフェ	8.2	33.0	41.2	17.6	233
⑥ チームオレンジ	5.2	30.0	46.8	18.0	233
⑦ 認知症おでかけ安心シール	16.3	26.6	38.6	18.5	233

7 地域での活動について

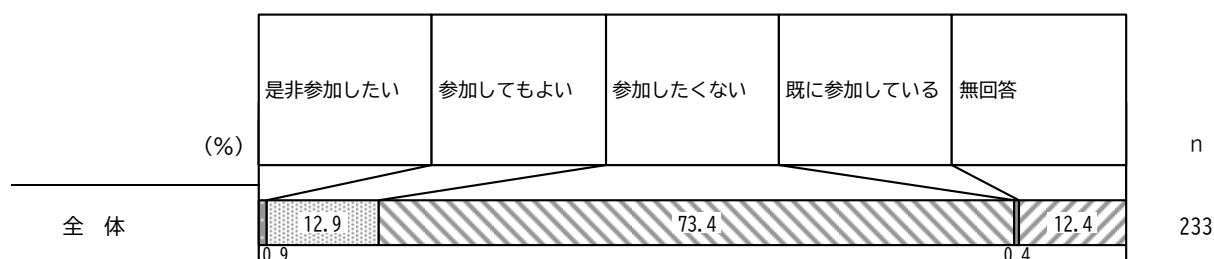
地域住民によるグループ活動への参加意向については、「参加したくない」とする回答が76.4%と極めて高い水準にあります（問18）。企画・運営側としての参加についても73.4%が消極的です（問19）。

参加したくない理由としては、「人との付き合いが負担（37.1%）」が最も高く、次いで「活動に行くための交通手段がない（26.4%）」、「活動があることを知らなかった（22.5%）」と続いています（問18-1）。心理的な対人障壁や移動手段の欠如が重層的に社会参加を阻んでいる傾向がみられます。より低負荷で気軽な参加形態の創出が求められます。

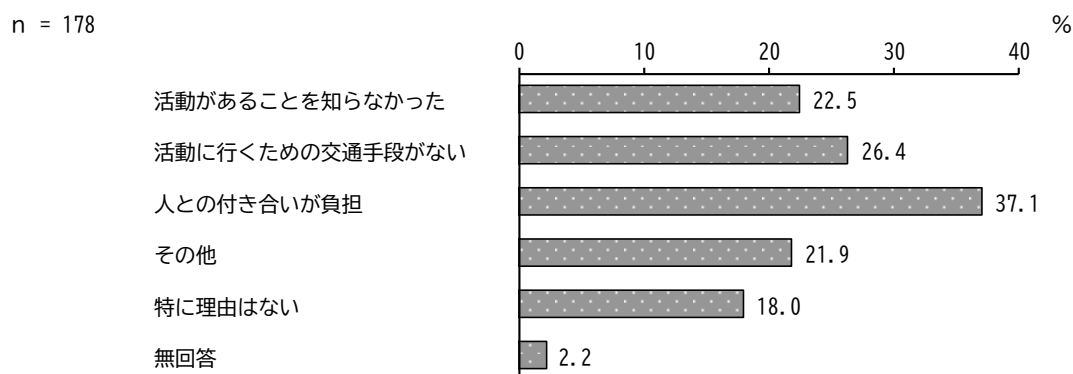
問18 地域活動に参加者として参加したいか



問19 地域活動に企画・運営として参加したいか



問18-1 参加者として参加したくない理由

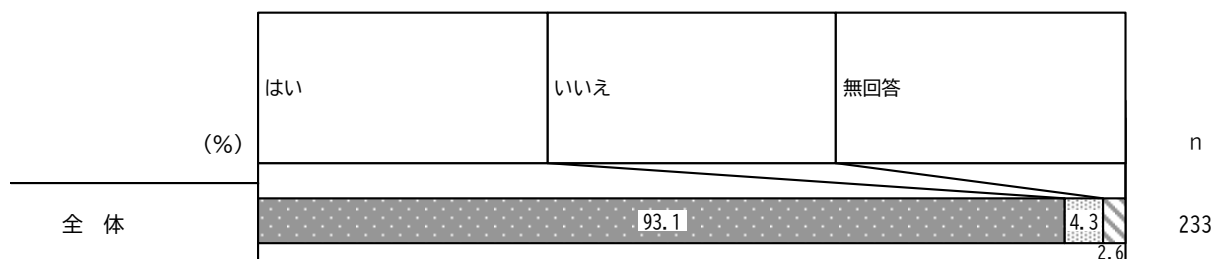


8 地域で暮らす意向について

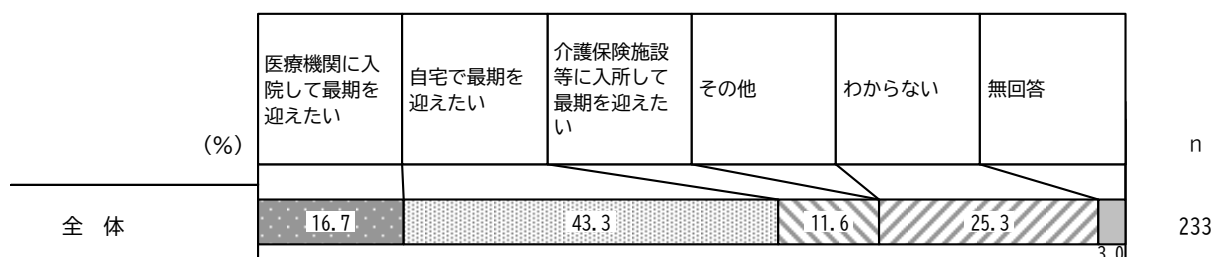
住み慣れた地域で最期まで暮らし続けたいと「思う」割合は 93.1%と極めて高く、在宅生活の継続ニーズが非常に強いことがみられます（問 20）。将来最期を迎えたい場としても、43.3%が「自宅」を希望しており、医療機関（16.7%）や施設（11.6%）を大きく上回っています（問 21）。

一方で、人生会議（ACP）については「まったくない」とする回答が 57.1%を占め、具体的な話し合いが進んでいない実態がみられます（問 22）。今後の心配事として「入退院の支援（35.6%）」や「身の回りの所有物の整理（34.3%）」が上位に挙がっており、在宅生活の維持だけでなく、終末期から死後に向けた具体的な準備への不安がうかがえます（問 23）。本人の意向を尊重するための ACP の普及と、身元保証や死後事務等を含む終活支援の枠組みづくりが必要です。

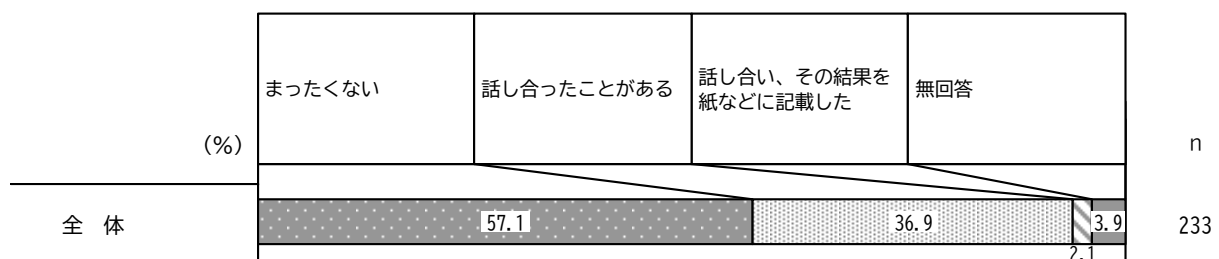
問 20 住み慣れた地域で最期まで暮らしたいと思うか



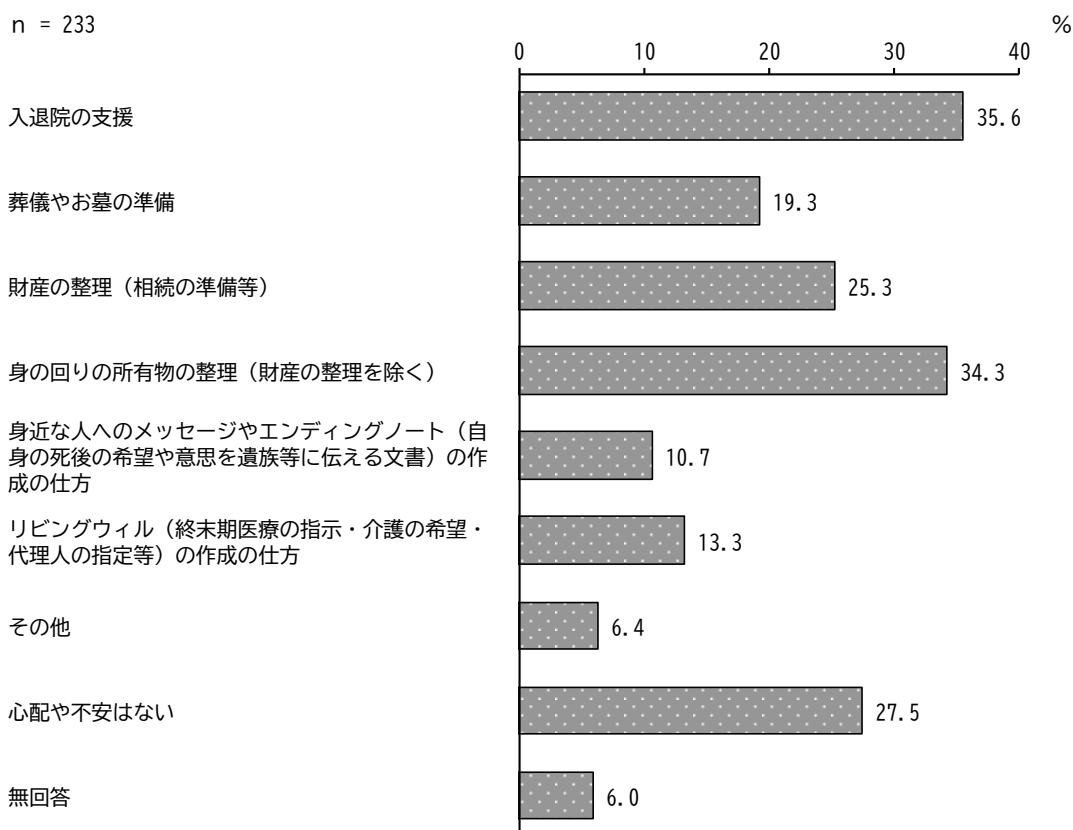
問 21 将来最期を迎えたい場



問 22 人生会議（ACP）をしているか



問 23 今後の終活にむけた心配や不安

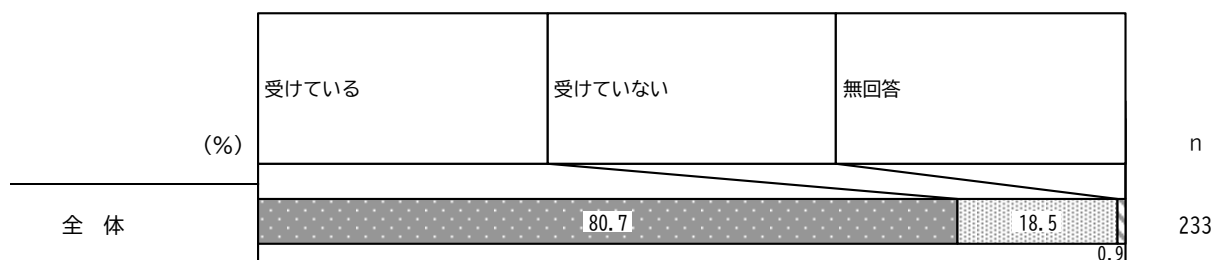


9 家族等介護者の状況について

家族等から「日常的に介護を受けている」層は 80.7%に達しています（問 24）。介護を受けている層のうち、67.0%が介護についての「不安や悩みがある」と回答しており、介護者・被介護者双方が心身に負担を抱えている状況がみられます（問 25）。

具体的な悩みは、「ストレスや精神的負担が大きいこと」が 67.5%と突出しており、次いで「気持ちがわからない、考えていることがわからない、と感じること（48.4%）」、「体調や状態の変化がわかりにくいこと（46.0%）」と、心理的・コミュニケーション面での困難さが上位を占めています（問 25-1）。相談相手は「ケアマネジャー」が 75.5%と圧倒的に高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」（31.9%）となっていることから、ケアマネジャーを中心とした専門職による相談支援機能の強化が、家族介護の限界を防ぐ上で重要です（問 26）。

問 24 日常的に介護を受けているか

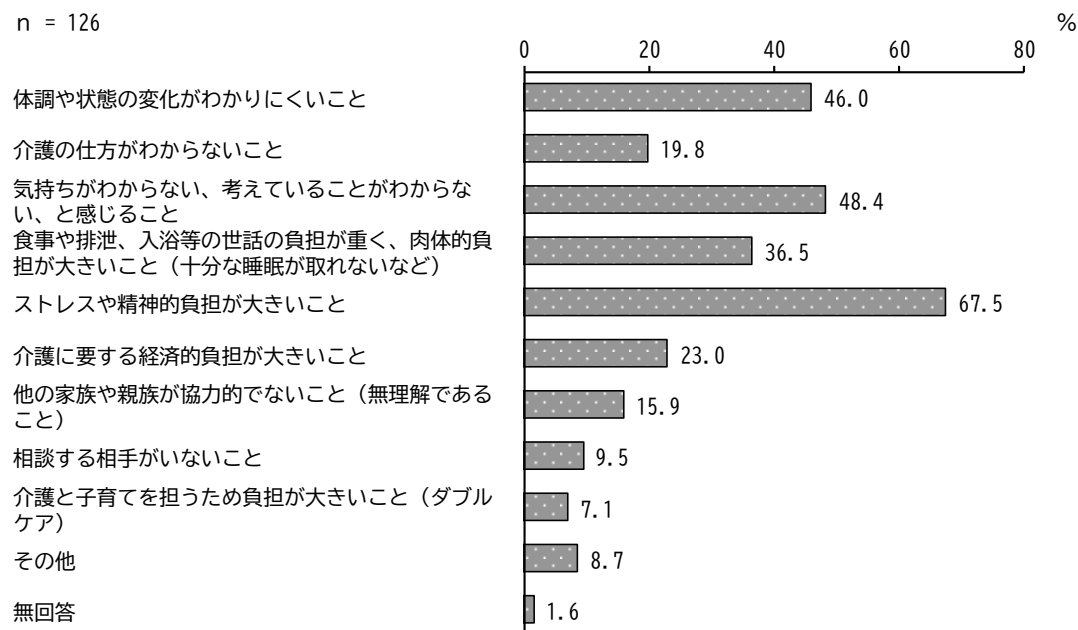


問 25 介護についての不安や悩みはあるか

	ある	ない	無回答	n
(%)				
全 体	67.0	27.7	5.3	188

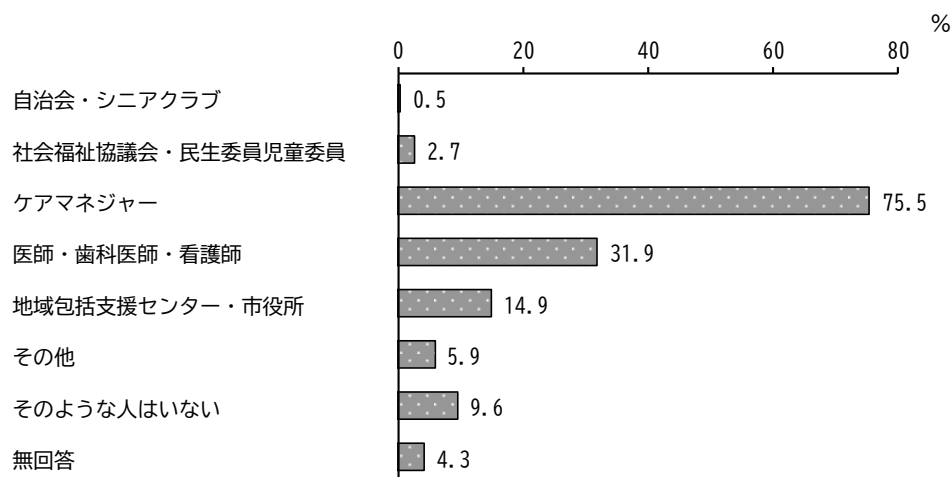
問 25-1 介護の不安や悩みは何か

n = 126



問 26 家族や友人・知人以外の相談相手

n = 188



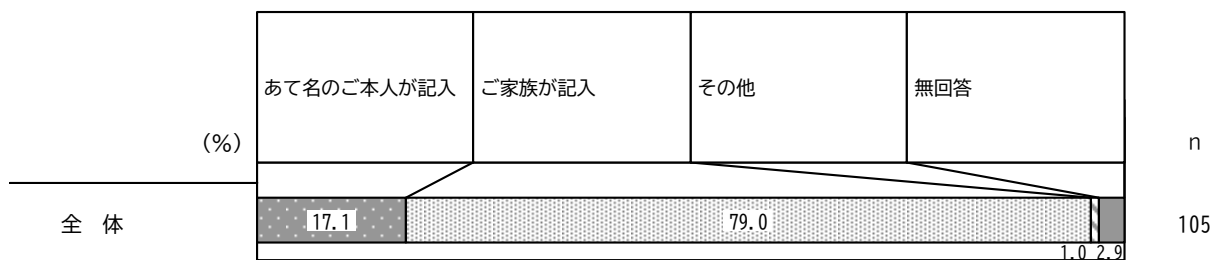
V 「介護保険・高齢者福祉に関する調査 要介護3・4・5」調査結果

1 回答者属性

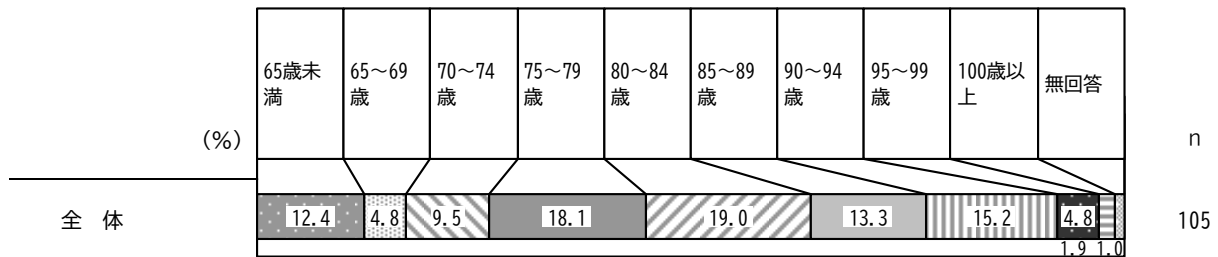
本調査の回答者の属性として、「ご家族が記入」した割合が79.0%と極めて高く、要介護3以上の重度認定者本人が回答することの困難さが示されています（1（1））。年齢構成は「80～84歳」が19.0%で最も高く、次いで「75～79歳（18.1%）」、「90～94歳（15.2%）」となっており、後期高齢者が中心となっています（問2）。

家族構成については、「息子・娘との2世帯（息子・娘家族との2世帯）」が33.3%で最多であり、次いで「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が27.6%を占めています（問4）。世帯の核家族化が進む中、家族による支援が生活の基盤となっています。

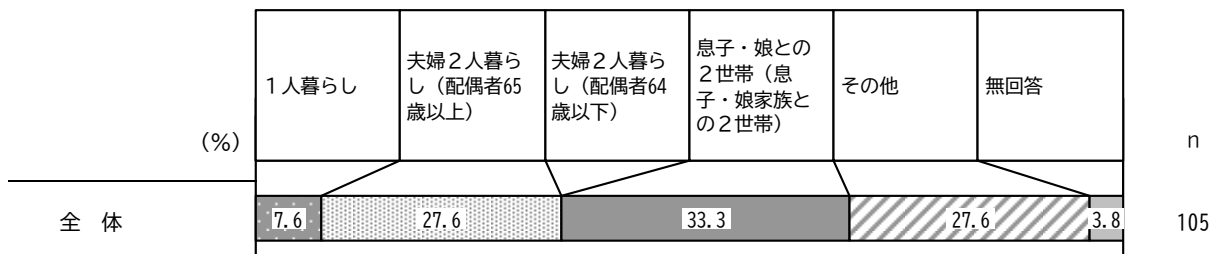
1（1）回答者



問2 年齢



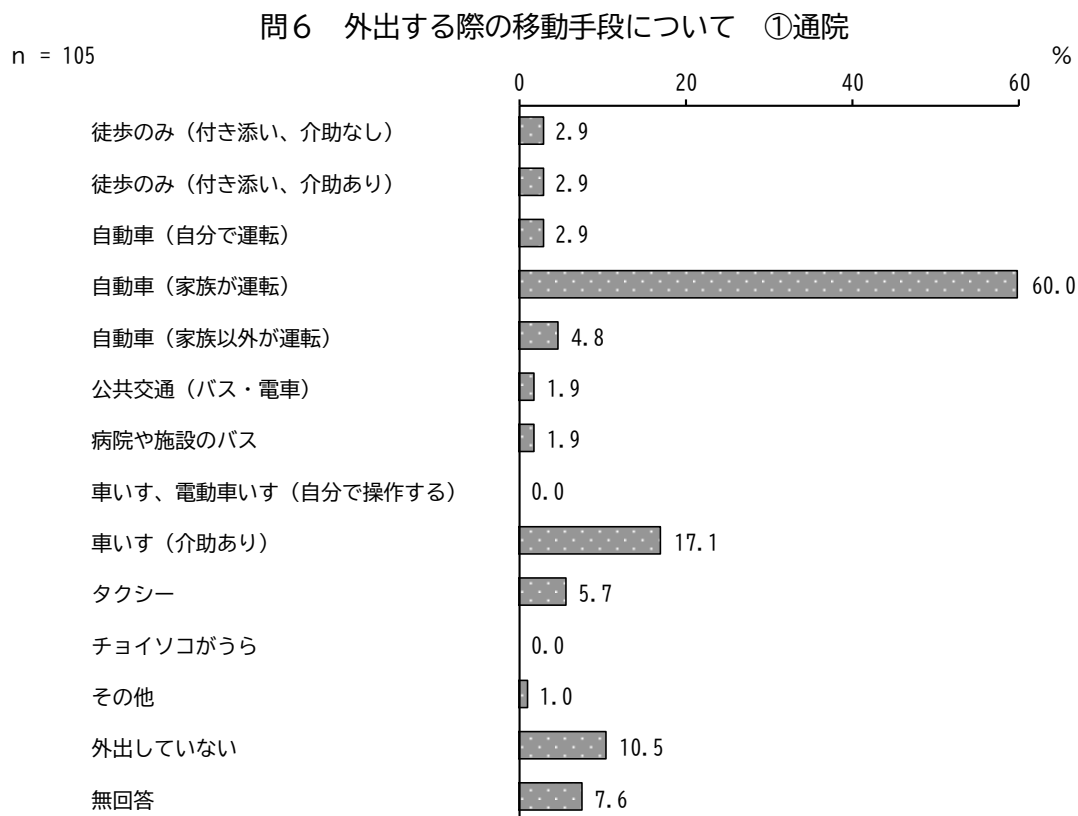
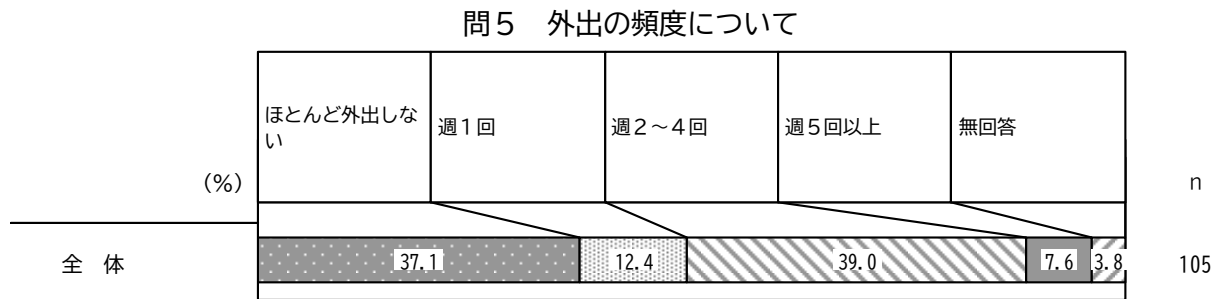
問4 家族構成



2 外出について

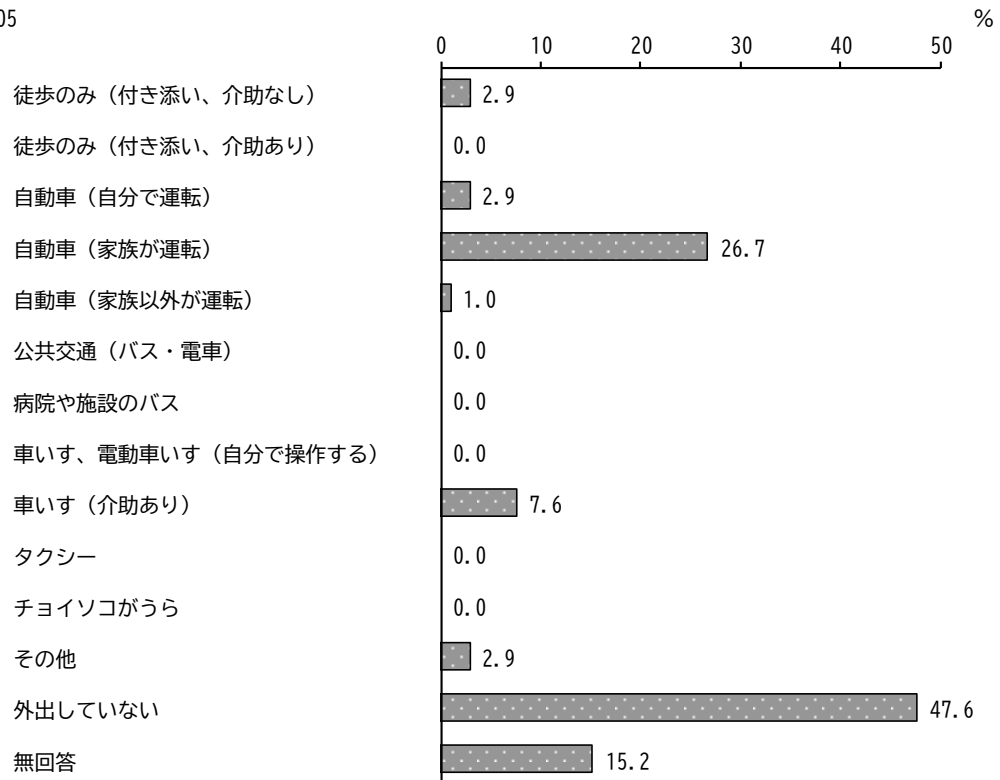
外出頻度は「週2～4回」が39.0%である一方、「ほとんど外出しない」層が37.1%に達しており、要介護度の重度化に伴い、外出機会が限定的になる傾向がみられます（問5）。外出時の移動手段については、「自動車（家族が運転）」が主軸であり、「①通院時では（60.0%）」、「②日用品の買い物では（26.7%）」となっており、家族の送迎機能に大きく依存している実態があります（問6①②）。

自力での移動手段は極めて限定的であり、散歩等において「車いす（介助あり）」を利用する層が11.4%見られます（問6③）。



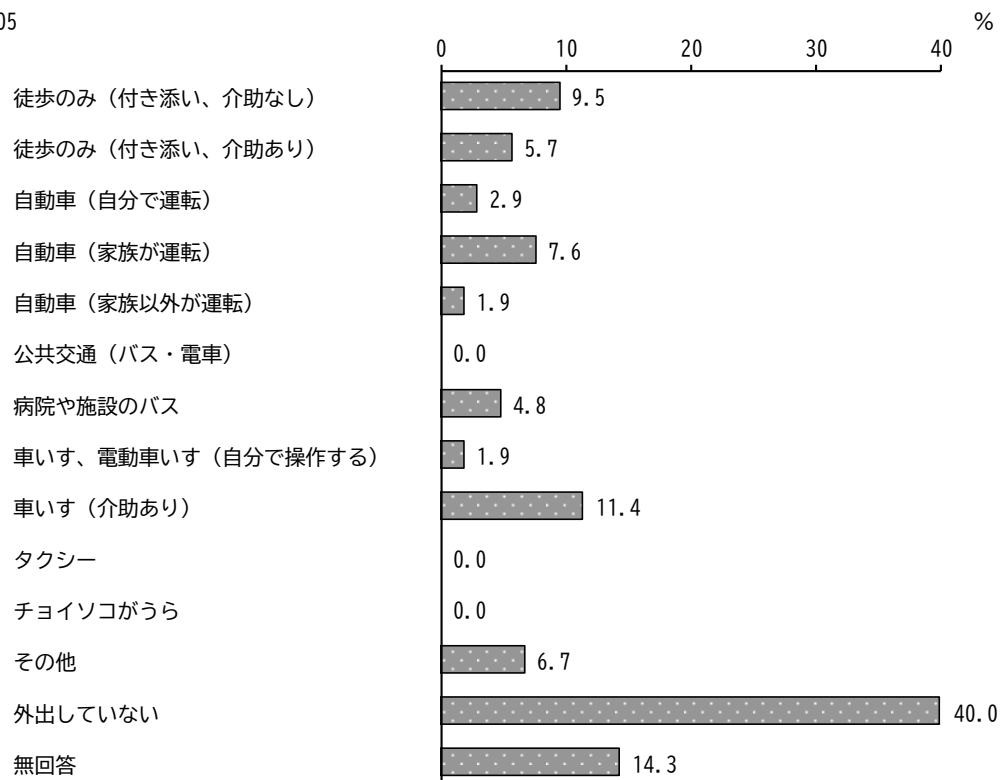
問6 外出する際の移動手段について ②日用品の買い物

n = 105



問6 外出する際の移動手段について ③散歩などの体を動かす活動

n = 105

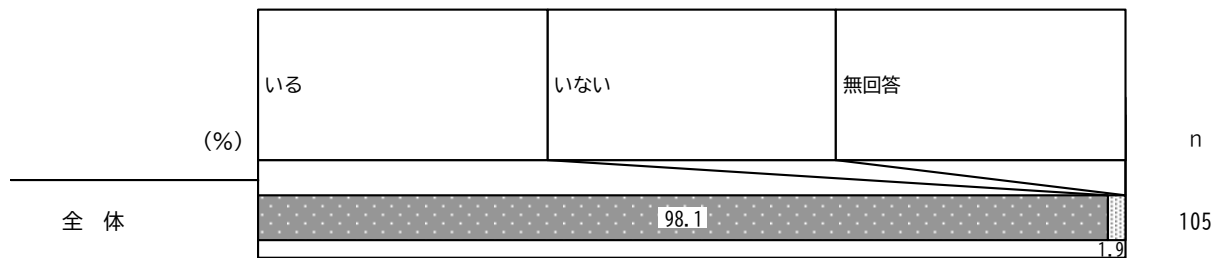


3 医療について

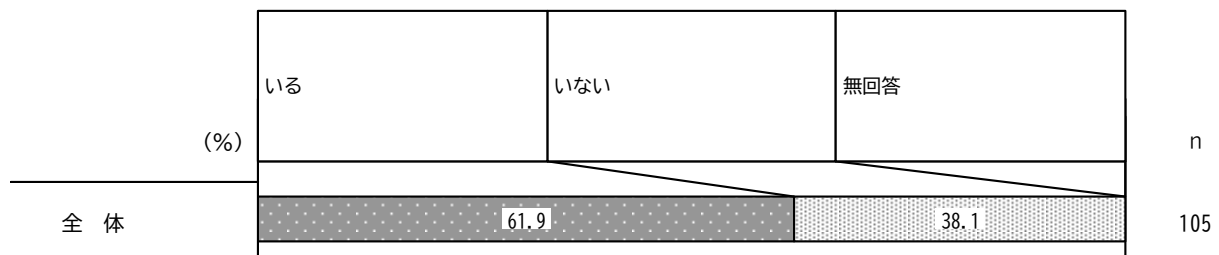
「かかりつけの医師」がいるとする割合は 98.1%に達しており、医療とのつながりは極めて高い水準で確保されています（問7）。一方で、「かかりつけの歯科医」については 61.9%、「相談できる薬剤師」については 74.3%となっており、かかりつけ医と比較するとかかりつけの歯科医や相談できる薬局の確保は若干低い傾向があります（問8、問9）。

かかりつけの歯科医が「いない」とする回答が 38.1%存在することは、重度要介護期における口腔ケアや嚥下機能維持の観点から懸念される状況です（問8）。

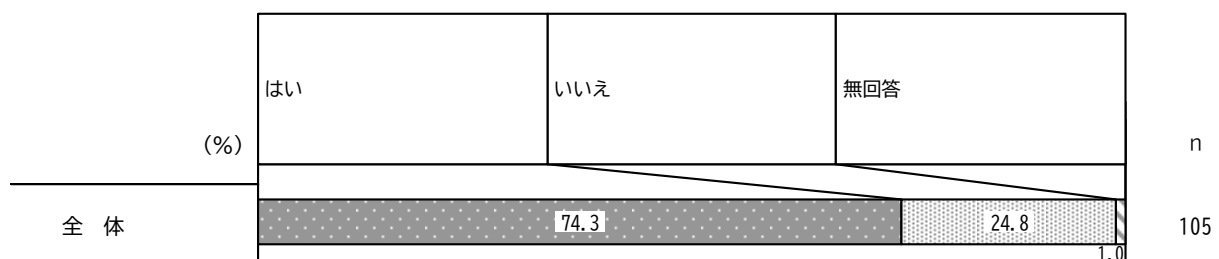
問7 かかりつけの医師はいるか



問8 かかりつけの歯科医はいるか



問9 処方薬や市販薬の相談ができる薬剤師はいるか

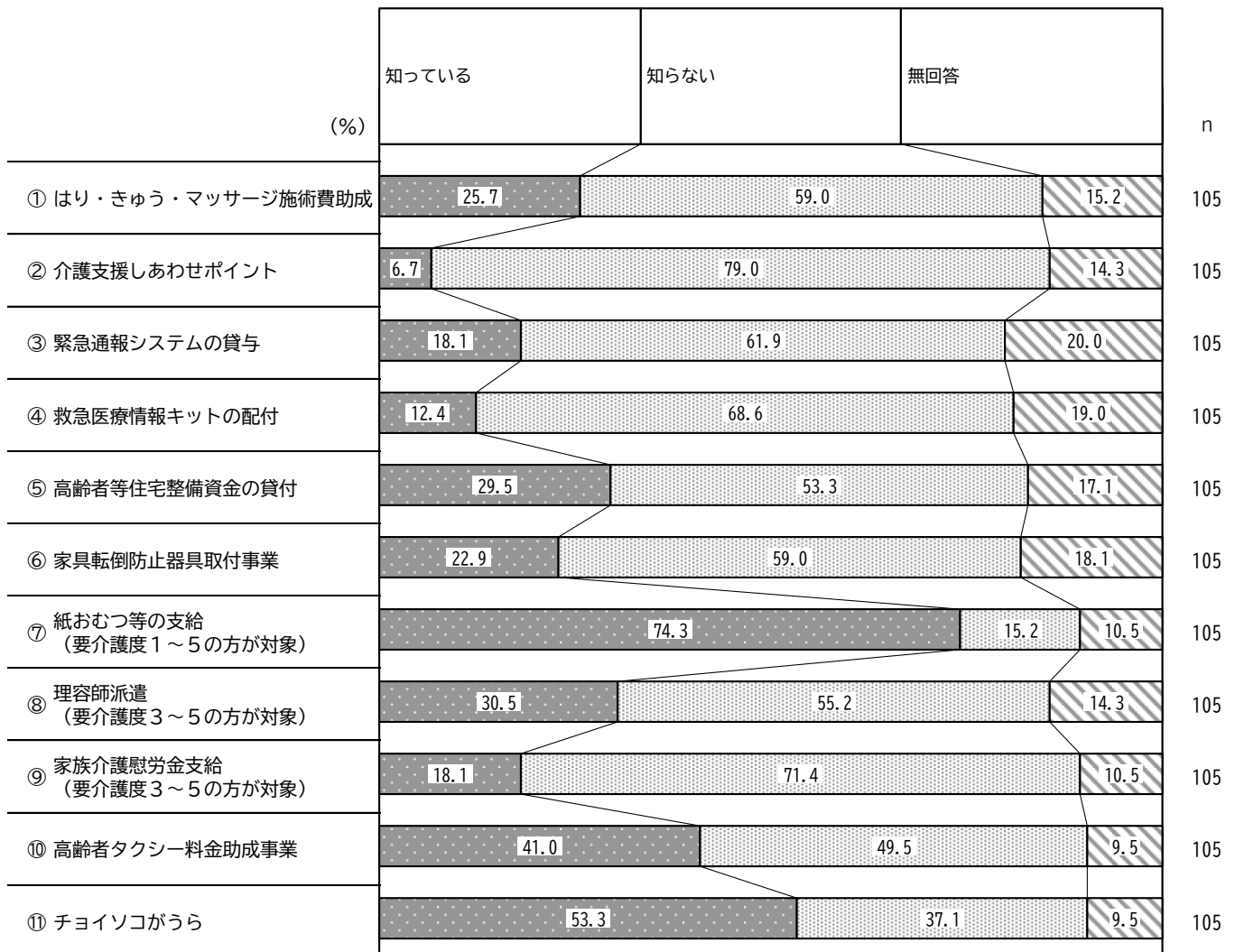


4 在宅の福祉施策について

市が実施する福祉施策の認知状況では、「⑦紙おむつ等の支給」の認知度が高い一方、「②介護支援しあわせポイント」や「③緊急通報システムの貸与」については「知らない」とする回答が目立っています（問 10①～⑪）。今後の利用意向についても、紙おむつ支給等の直接的な物品給付へのニーズが高い傾向にあります（問 10①～⑪）。

今後の在宅生活継続に必要と感じる支援としては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）（48.6%）」が最も高く、次いで「配食（34.3%）」、「外出同行（通院・買い物など）（33.3%）」となっています（問 11）。移動や食事といった生活の根幹部分における外部サービスの需要が極めて強く、家族介護を補完・代替する「生活支援インフラ」の拡充が強く求められていることがうかがえます。

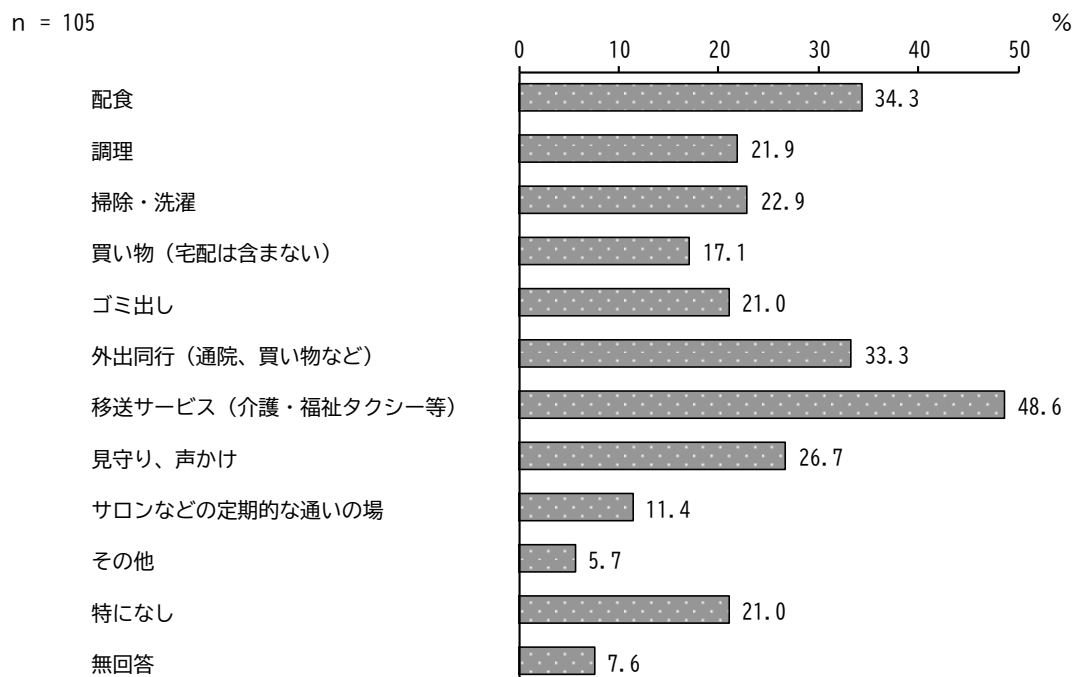
問 10①～⑪ 市が実施する福祉施策の認知状況



問 10①～⑪ 市が実施する福祉施策の今後の利用意向

(%)	利用したい（利用し続けたい）	利用の予定はない	わからない	無回答	n
① はり・きゅう・マッサージ施術費助成	19.0	46.7	19.0	15.2	105
② 介護支援しあわせポイント	8.6	49.5	23.8	18.1	105
③ 緊急通報システムの貸与	12.4	41.9	30.5	15.2	105
④ 救急医療情報キットの配付	15.2	38.1	28.6	18.1	105
⑤ 高齢者等住宅整備資金の貸付	10.5	43.8	28.6	17.1	105
⑥ 家具転倒防止器具取付事業	12.4	41.0	28.6	18.1	105
⑦ 紙おむつ等の支給 （要介護度 1～5の方が対象）	66.7	9.5	8.6	15.2	105
⑧ 理容師派遣 （要介護度 3～5の方が対象）	21.0	36.2	27.6	15.2	105
⑨ 家族介護慰労金支給 （要介護度 3～5の方が対象）	16.2	34.3	30.5	19.0	105
⑩ 高齢者タクシー料金助成事業	25.7	32.4	25.7	16.2	105
⑪ チョイソコがうら	11.4	44.8	27.6	16.2	105

問 11 今後の生活に必要と感じる支援やサービスは何か

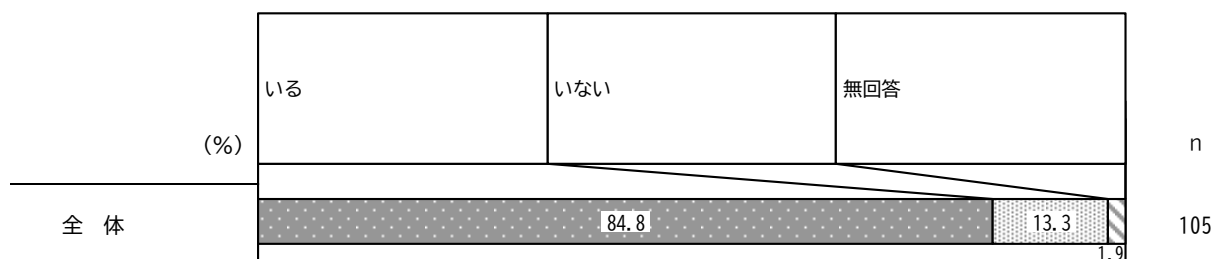


5 災害時のことについて

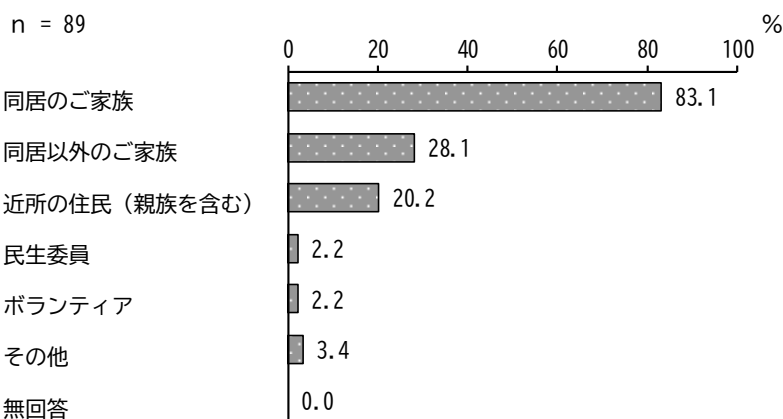
災害時の避難を助けてくれる人が「いる」とする割合は 84.8%と高く、そのうち 83.1%が「同居のご家族」を支援者として想定しています。一方で、避難を助けてくれる人が「いない」とする層も 13.3%みられ、対応が求められます（問 12、問 12-1）。

災害時の不安については、「避難所まで移動できるか」が 61.9%と突出しており、次いで「自分のけがや病気の状態が悪くならないか（47.6%）」、「災害発生直後に、救助が必要なことを知らせることができるか（38.1%）」が挙げられています（問 13）。身体機能の制約から自力避難が不可能な層が多く、避難支援者が「同居家族」に偏重しているため、家族共倒れ時の対策や、地域全体で重度要介護者を支える個別避難計画の実効性確保が必要です。

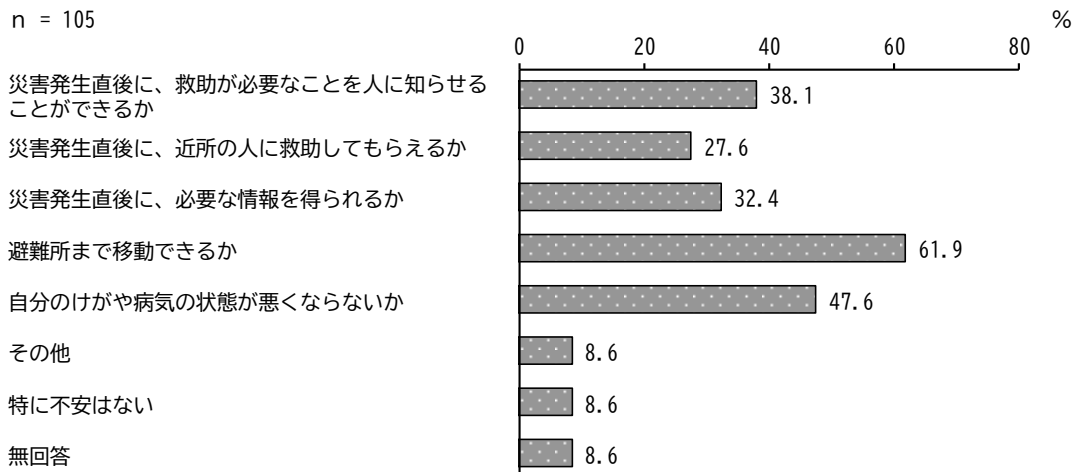
問 12 災害時の避難を助けてくれる人はいるか



問 12-1 災害時の避難を助けてくれる人



問 13 災害のことで不安に感じていること

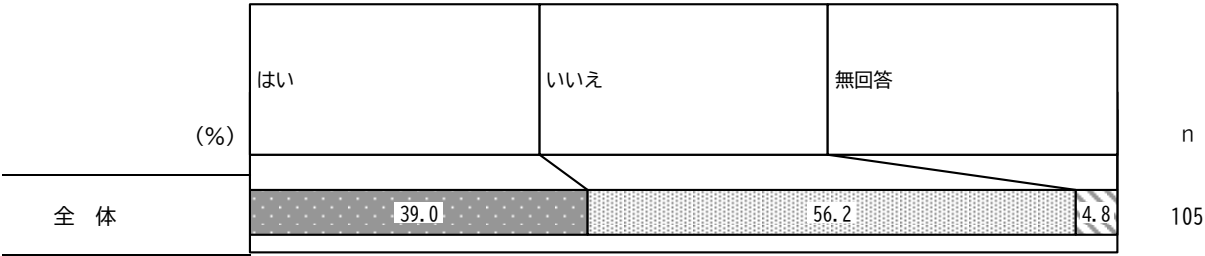


6 認知症にかかる相談窓口の把握について

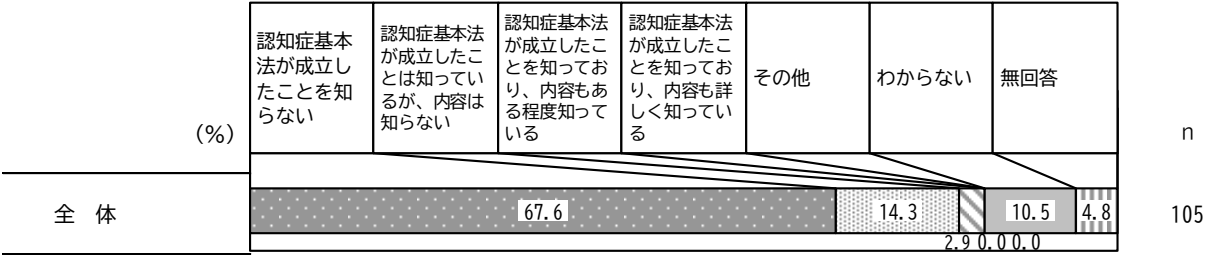
本人または家族に「認知症の症状がある」とする回答は 39.0%見られます（問 14）。しかし、2024 年に施行された「認知症基本法」については、67.6%が「成立を知らない」と回答しており、制度の浸透が不十分な現状にあります（問 15）。

相談窓口についても「知らない」とする回答が 66.7%に達しており、専門的な支援情報へのアクセスが限定的です（問 16）。事業別では「③認知症家族のつどい」の認知度は高いものの、「④認知症初期集中支援チーム」等の専門的事業は知られていない傾向がみられます（問 17）。重度化する前の早期段階から相談機能が活用されるよう、周知手法の再検討が求められます。

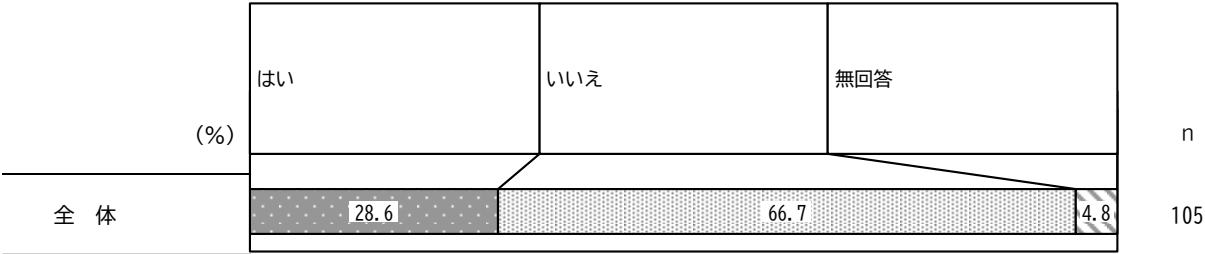
問 14 認知症の症状がある、または家族に認知症の症状がある人はいるか



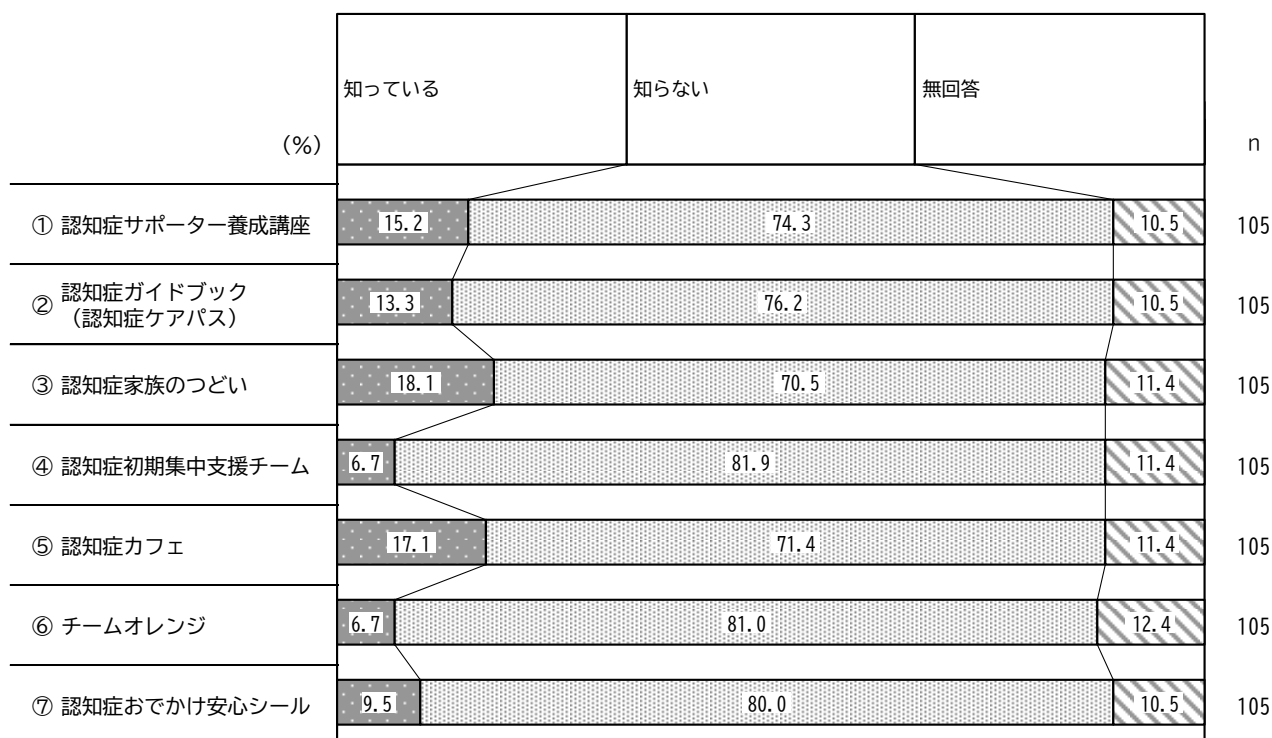
問 15 認知症基本法を知っているか



問 16 認知症に関する相談窓口を知っているか



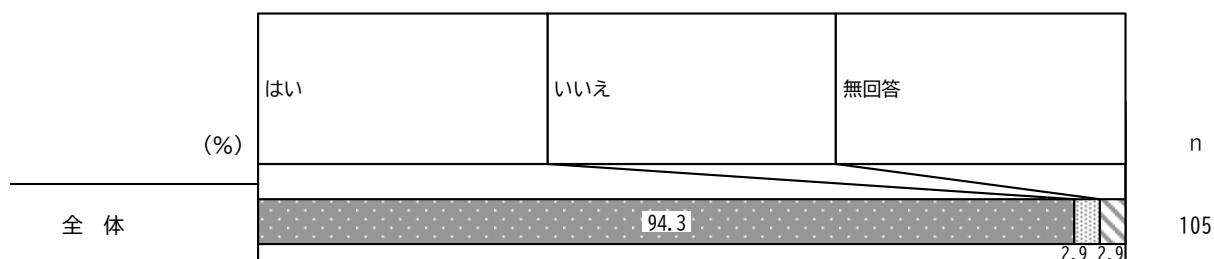
問 17 認知症に関する事業の認知状況



7 地域で暮らす意向について

「住み慣れた地域で最期まで暮らし続けたい」とする意向は 94.3%と極めて高く、重度要介護状態にあっても、住み慣れた環境での継続を望む強い意思が確認されます（問 18）。

問 18 住み慣れた地域で最期まで暮らしたいと思うか

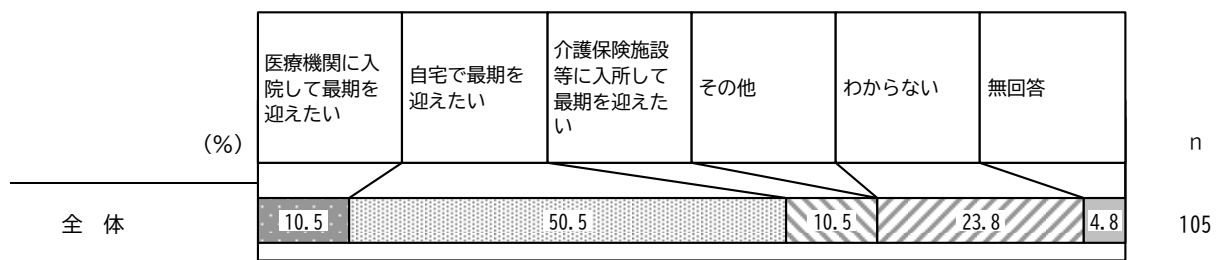


8 人生の最終段階において過ごす場について

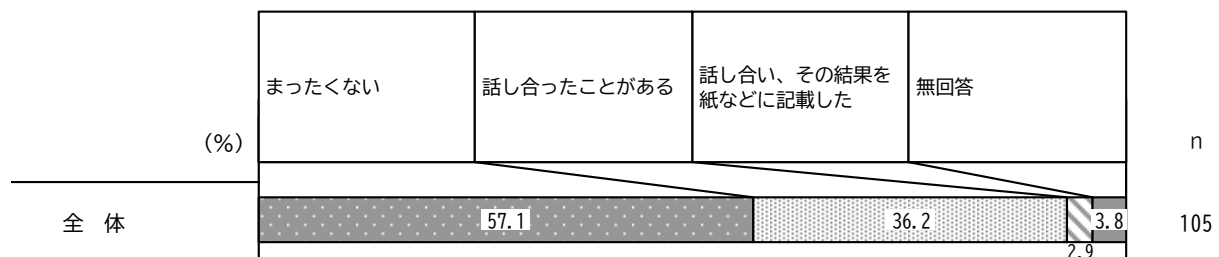
将来自分が最期を迎えたい場として、「自宅で最期を迎えたい」を希望する割合は 50.5%となっており、医療機関（10.5%）や施設（10.5%）を大きく上回っています（問 19）。しかし、人生会議（ACP）については、「まったくない」とする回答が 57.1%を占め、具体的な話し合いが進んでいない実態がみられます（問 20）。

終活に向けた不安としては、「入退院の支援（41.0%）」が最多であり、次いで「身の回りの所有物の整理（31.4%）」が挙げられています（問 21）。在宅での看取りを希望しつつも、入退院時のサポートや死後の事務手続きに対して具体的な備えができていない実態がうかがえます。

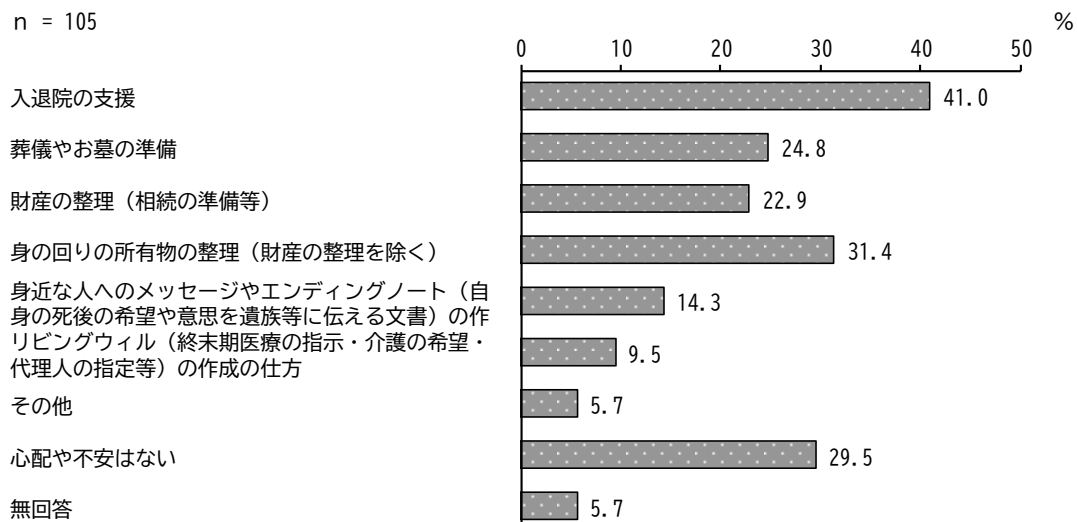
問 19 将来最期を迎えたい場



問 20 人生会議（ACP）をしているか



問 21 今後の終活に向けた心配や不安はあるか

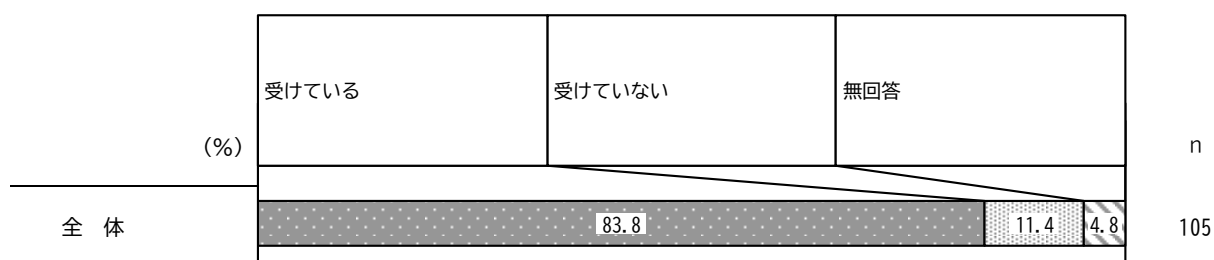


9 家族等介護者の状況について

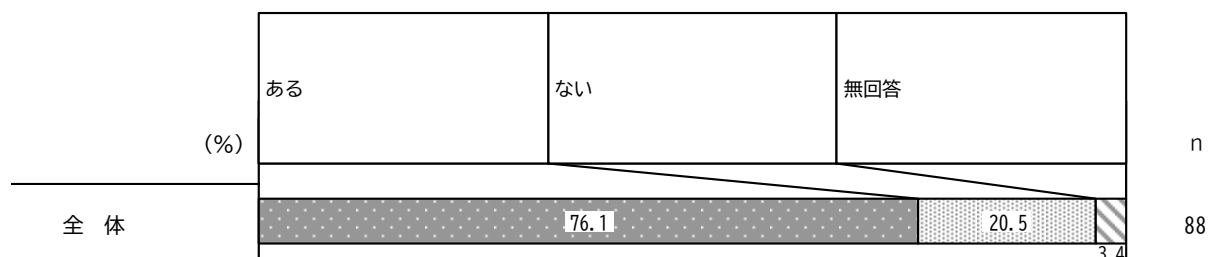
日常的に家族等から介護を「受けている」とする層は 83.8%にのぼり、そのうち 76.1%が介護について「不安や悩みがある」と回答しています（問 22、問 23）。具体的な悩みの内容は、「食事や排泄、入浴等の世話の負担が重く、肉体的負担が大きいこと（56.7%）」と「ストレスや精神的負担が大きいこと（53.7%）」がほぼ並んでおり、介護者の心身を圧迫している傾向が顕著です（問 23－1）。

相談相手は「ケアマネジャー」が 71.6%と突出し、次いで「医師・歯科医師・看護師（35.2%）」となり、専門職への依存度が高い状況がみられます（問 24）。介護者の負担軽減（レスパイト）と、精神的なサポートを、ケアマネジャー等を通じていかに提供できるかが求められます。

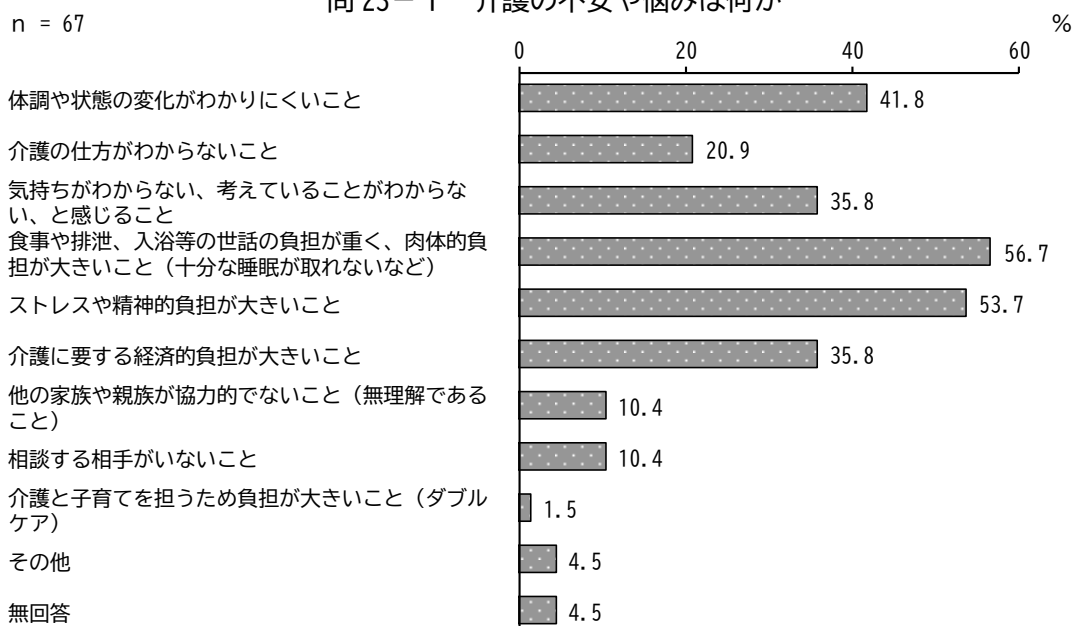
問 22 日常的に介護を受けているか



問 23 介護についての不安や悩みはあるか

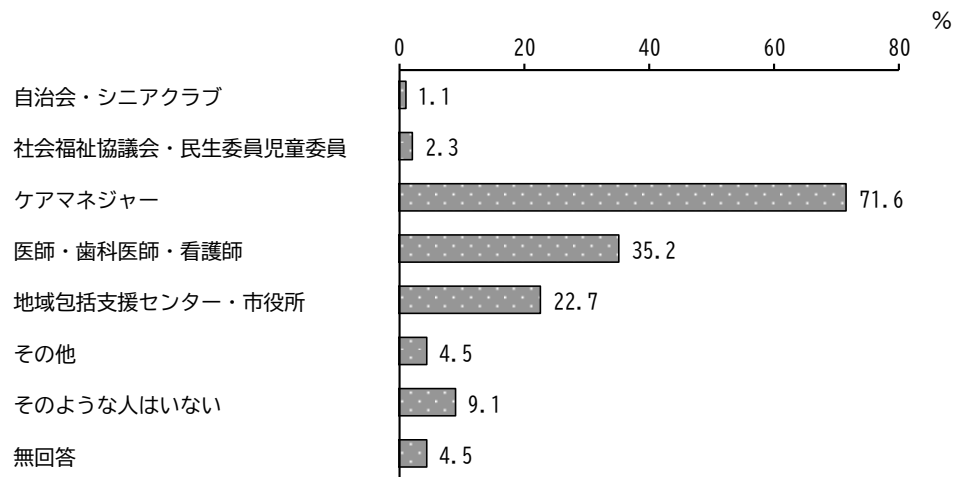


問 23－1 介護の不安や悩みは何か



問 24 家族や友人・知人以外の相談する相手

n = 88



VI 「介護保険・高齢者福祉に関する調査 満40歳～64歳」調査結果

1 回答者属性

本調査の回答者は、年齢層別で「60～64歳」が22.2%と最も高く、次いで「55～59歳（21.0%）」となっており、定年前後の層が約4割を占めています（問2）。居住地区別では「長浦地区」が42.6%、「昭和地区」が33.3%と、主要な居住エリアに集中している傾向がみられます（問3）。

家族構成については、「夫婦と子どもの2世帯」が35.8%で最多となっています。次いで「その他世帯（20.4%）」、「夫婦2人暮らし（19.8%）」、「1人暮らし（12.3%）」と続いており、中高年期において多様な世帯構成がみられます（問4）。

問2 年齢

	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	無回答	n
(%)							
全 体	15.4	19.8	15.4	21.0	22.2	6.2	162

問3 居住地区

	昭和地区	長浦地区	根形地区	平岡地区	中川・富岡地区	無回答	n
(%)							
全 体	33.3	42.6	6.2	7.4	4.3	6.2	162

問4 家族構成

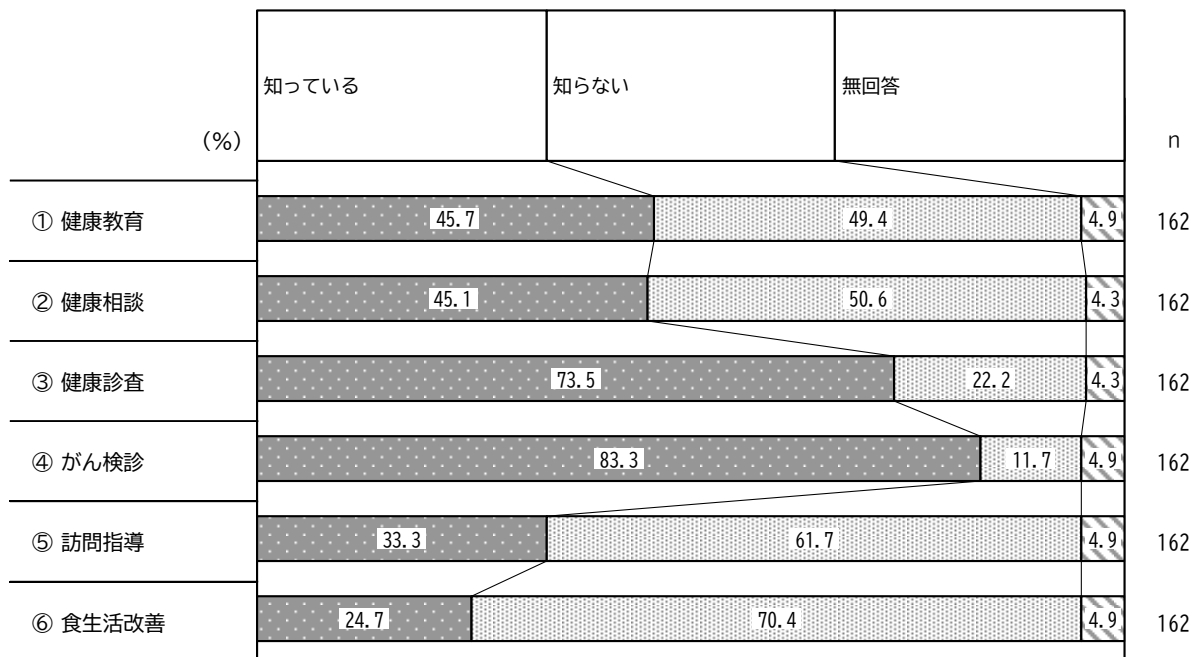
	1人暮らし	夫婦2人暮らし	夫婦と子どもの2世帯	夫婦と親と子どもの3世帯	その他世帯	無回答	n
(%)							
全 体	12.3	19.8	35.8	4.9	20.4	6.8	162

2 保健サービスについて

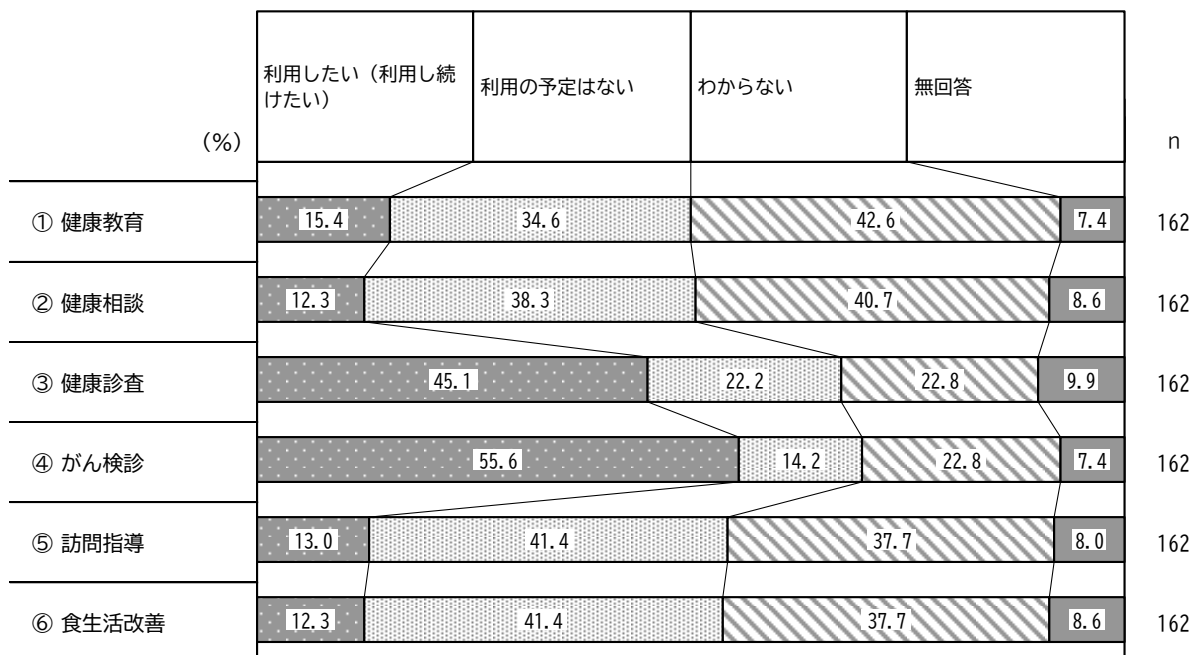
市が実施する保健サービスの認知状況については、「④がん検診」等の臨床的なサービスにおいて「知っている」とする割合が高い一方、「⑥食生活改善」に関するサービスでは「知らない」とする回答が目立っています（問5）。今後の利用意向も「④がん検診」への意欲は高いものの、「⑤訪問指導」や「⑥食生活改善」については「利用の予定はない」とする回答が多くみられます（問5）。

これは、現役世代において具体的な疾患への対策（二次予防）には関心があるものの、日々の生活習慣改善（一次予防）に対する意識が十分に浸透していない現状を示唆しています。

問5 市の保健サービスの認知状況



問5 市の保健サービスの今後の利用意向



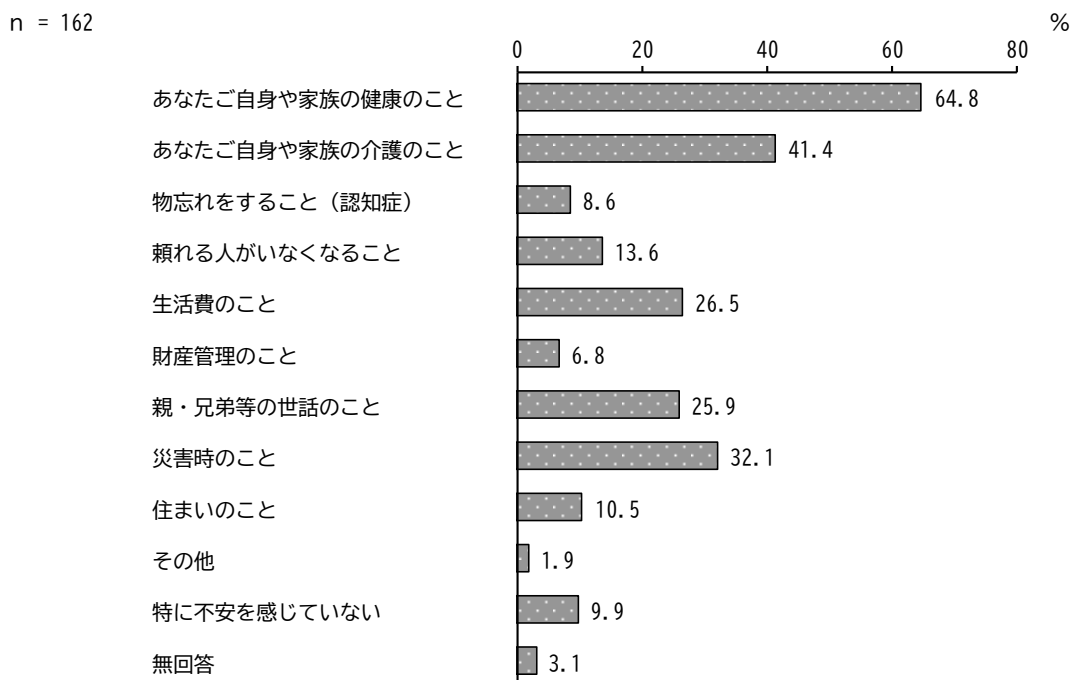
3 日常生活上の不安や介護に対する意識について

日常生活における不安として、「あなたご自身や家族の健康のこと」が 64.8%と突出しており、次いで「あなたご自身や家族の介護のこと（41.4%）」、「災害時のこと（32.1%）」が続いています（問6）。現在、家族等の介護をしている層は 13.6%ですが、その対象の 81.8%は「親」であり、介護者の9割以上が不安や悩みを抱えている実態がみられます（問7、問7-1、問7-2）。

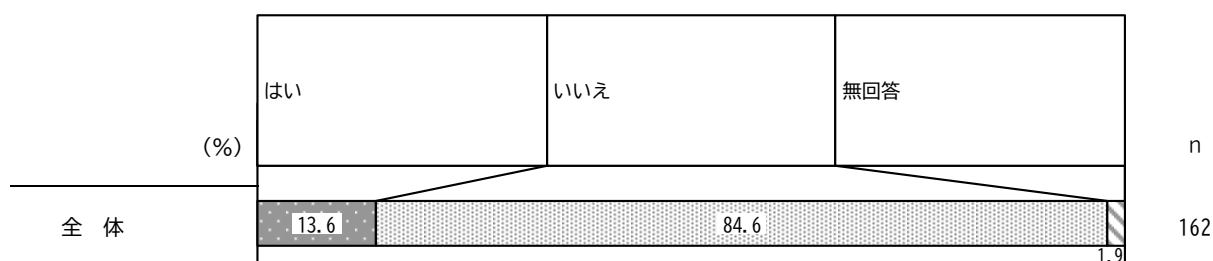
将来の介護については、74.7%が「家族等の介護をする可能性がある」と回答していますが、具体的な準備を「何もしていない」とする層が 56.2%と半数を超えています（問8、問8-2）。家族が要介護状態になった場合の意向は「施設で介護を受けさせたい（42.1%）」が「自宅で介護していきたい（15.7%）」を大きく上回っており、自身が要介護になった場合も同様の傾向（施設 39.5%、自宅 19.8%）がみられます（問8-4、問13）。

自身が要介護状態になった場合の困りごとについて、「家族に肉体的・精神的負担をかけること（79.6%）」や「介護に要する経済的負担が大きいこと（63.6%）」を懸念する傾向がみられます（問11）。市に対しては「家族の介護負担を軽減するための施策・事業の充実（68.5%）」や「介護保険制度のしくみや利用方法に関する情報提供の充実（61.1%）」が強く求められており、家族介護を前提としない支援体制の構築と適切な情報提供が必要です（問14）。

問6 日常生活で感じている不安

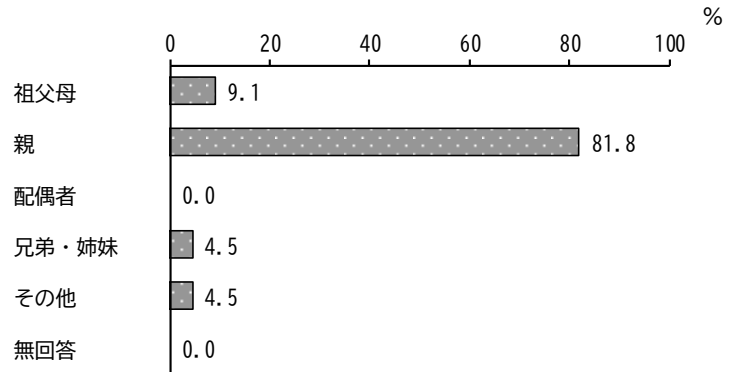


問7 家族等の介護をしているか

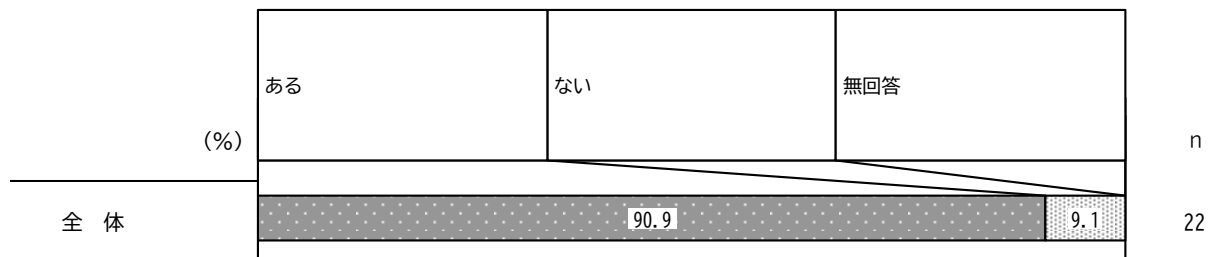


問7-1 主に誰を介護しているか

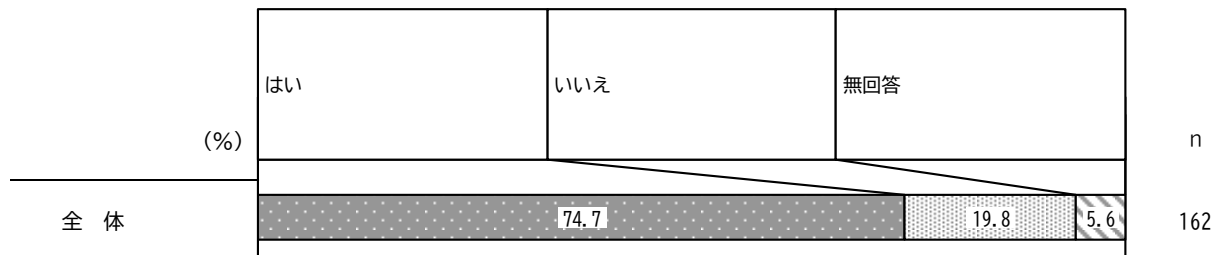
n = 22



問7-2 介護について不安や悩みがあるか

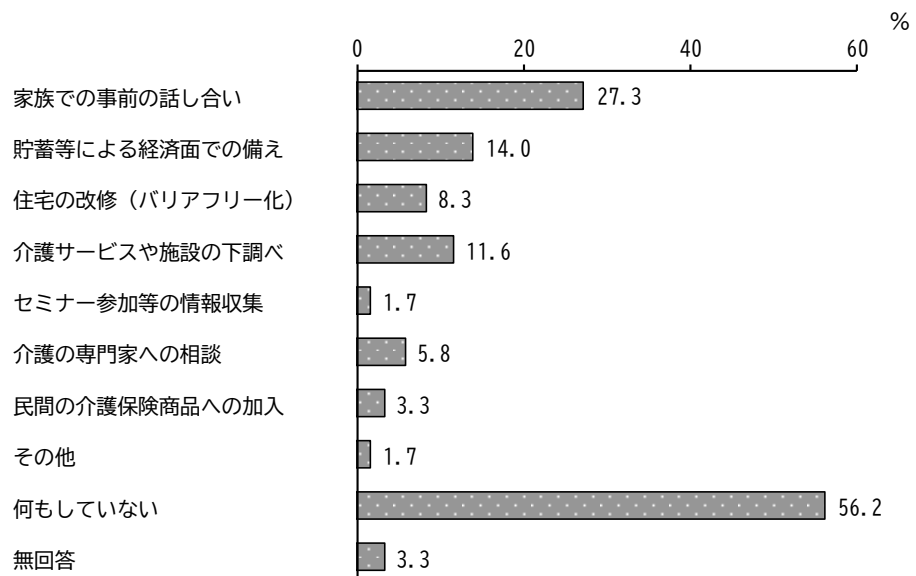


問8 将来介護をするかもしれない家族等がいるか

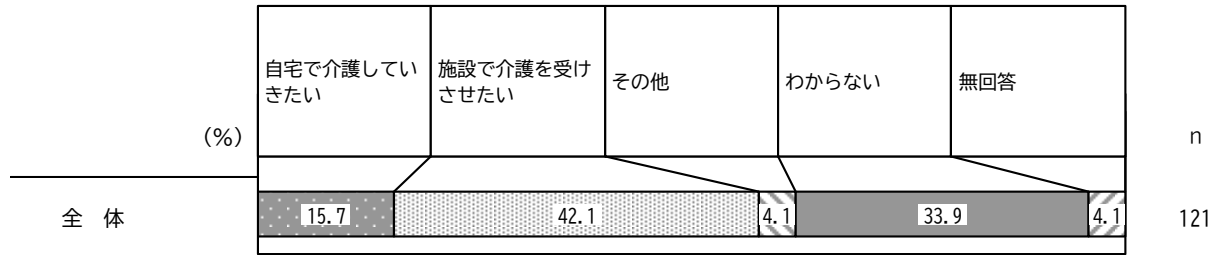


問8-2 家族等の介護にあたって準備していること

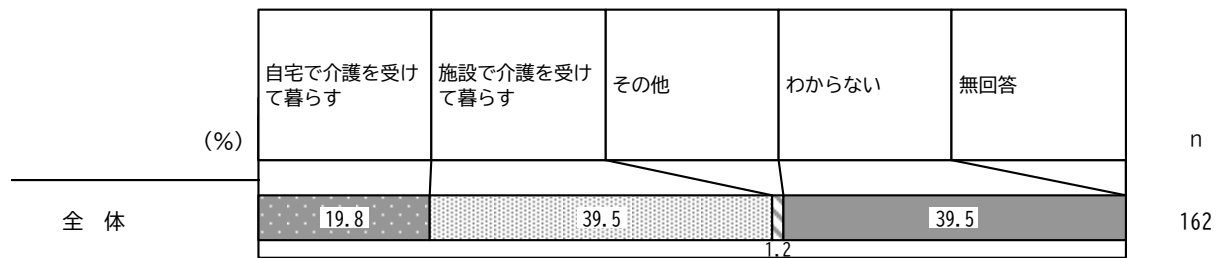
n = 121



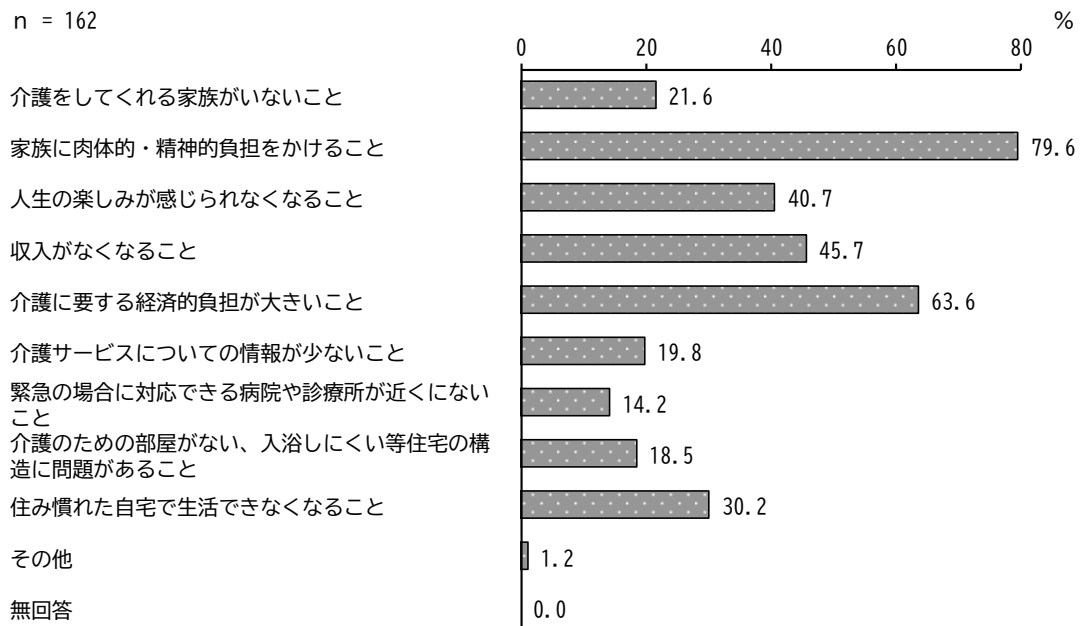
問 8－4 家族等が要介護状態になった場合どうしたいか



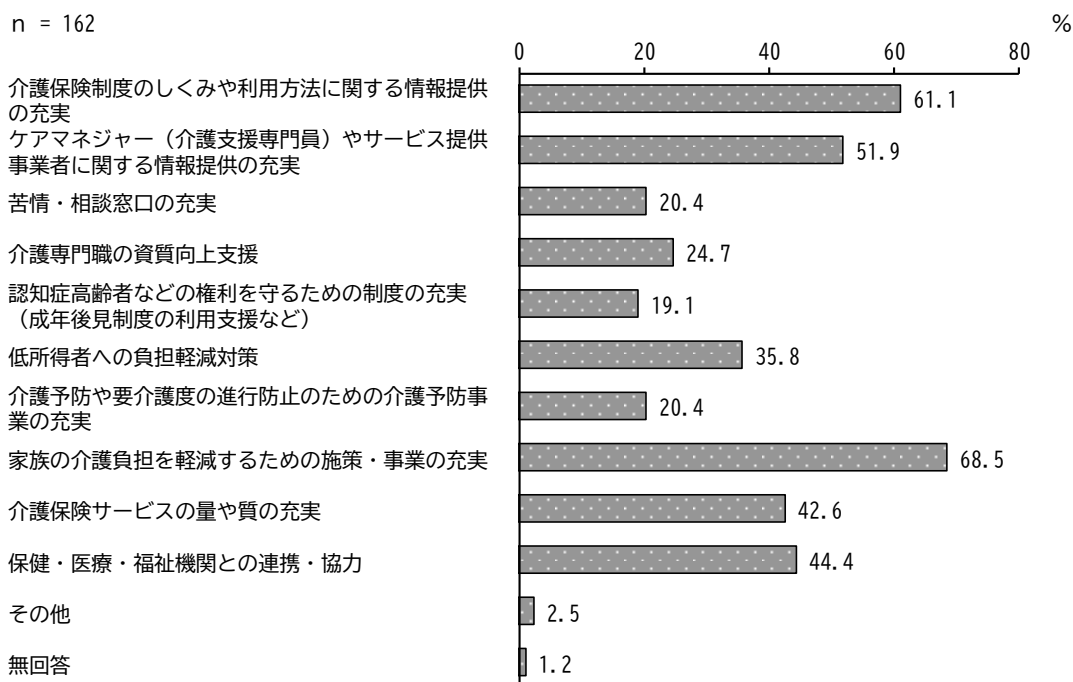
問 13 自身が要介護状態になった場合どうしてほしいか



問 11 自身が要介護状態になった場合に困ること



問 14 介護に関して今後市に望むこと



4 たすけあいについて

心配事や愚痴を聞いてくれる人については、「配偶者」が61.1%で最も高く、次いで「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が46.9%、「友人」が45.1%となっています。また、心配事や愚痴を聞いてあげる人についても、「配偶者」が62.3%で最も高く、次いで「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が51.9%、「友人」が43.8%となっており、相談や愚痴を聞く関係では、配偶者を中心としつつ、親族や友人も一定の役割を担っていることがうかがえます（問15、問16）。

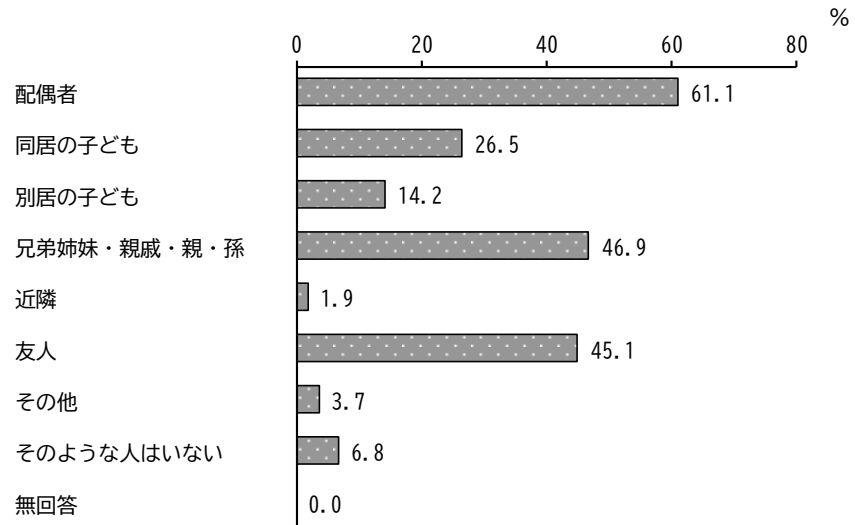
一方、病気で寝込んだときに看病や世話をしてくれる人については、「配偶者」が66.7%で最も高く、次いで「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が31.5%、「同居の子ども」が27.8%となっています。看病や世話をしてくれる人についても、「配偶者」が67.3%で最も高く、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が46.3%、「同居の子ども」が44.4%と続いています。（問17、問18）。

このことから、心配事や愚痴を聞くような情緒的な支え合いでは、配偶者や親族に加えて友人も一定の関係先となっている一方で、病気時の看病や世話といった実際の支援については、配偶者、子ども、親族など家族・親族関係に支えられている傾向がみられます。

また、病気で寝込んだときに看病や世話をしてくれる人について、「そのような人はいない」と回答した人が一定数存在していることがうかがえます。今後は、家族・親族による支え合いを前提としつつも、身近に頼れる人がいない人への支援や、地域・近隣・友人関係などを含めた多様な支え合いのあり方について検討していくことが重要です。

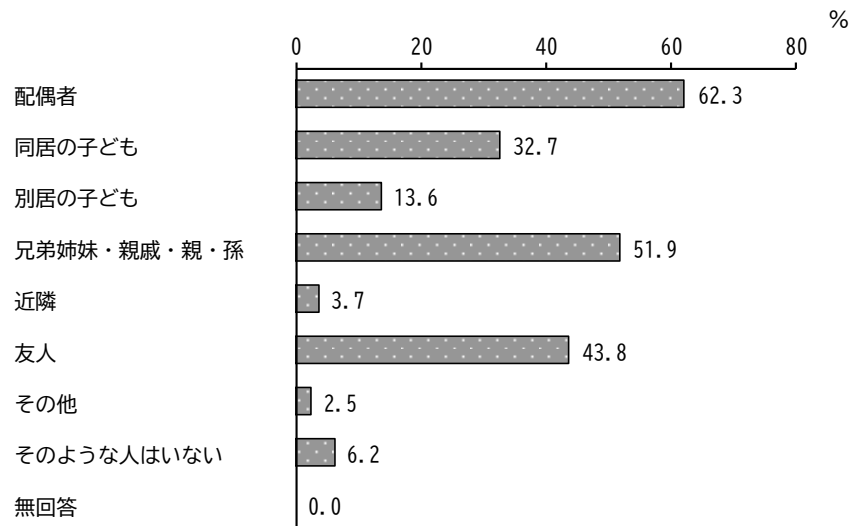
問 15 心配事や愚痴を聞いてくれる人

n = 162



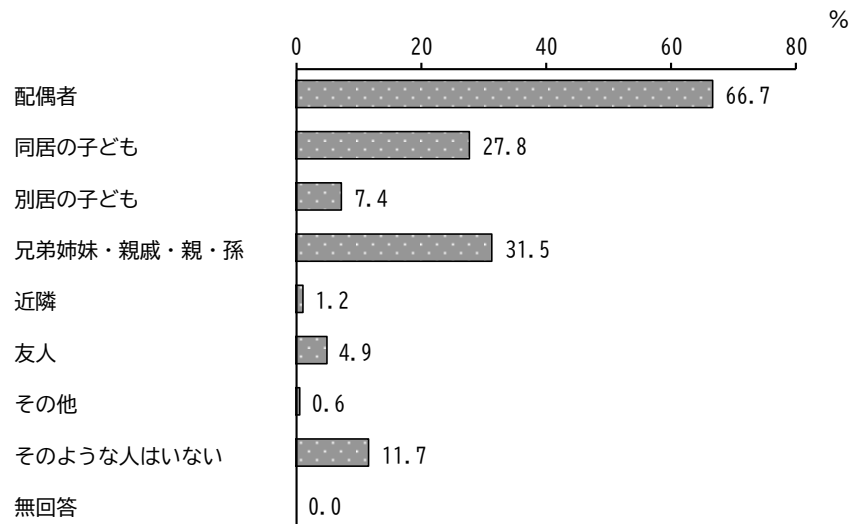
問 16 心配事や愚痴を聞いてあげる人

n = 162



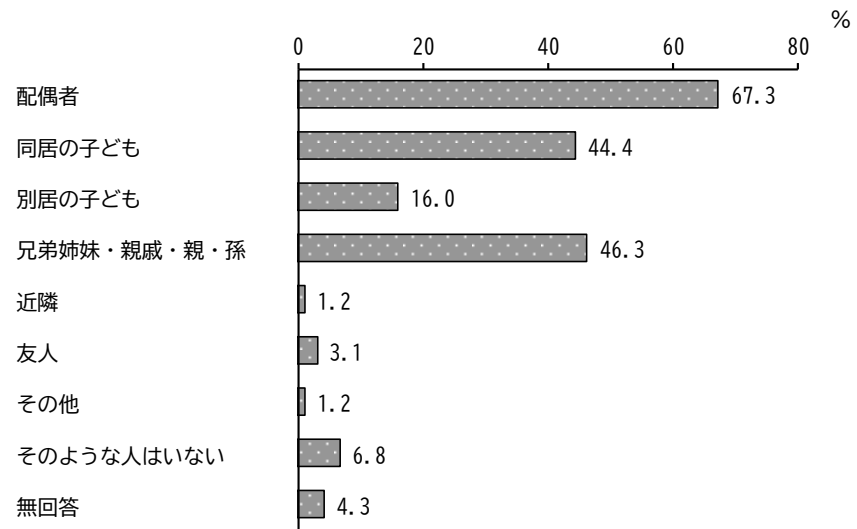
問 17 病気で寝込んだとき看病や世話をしてくれる人

n = 162



問 18 看病や世話をしあける人

n = 162



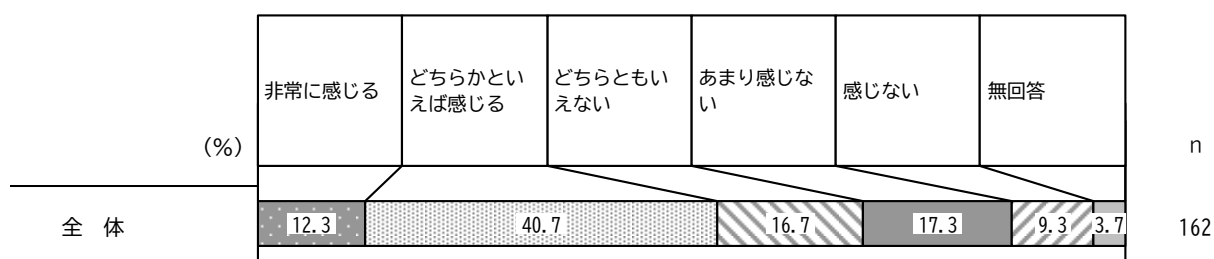
5 地域とのかかわりと今後の生活スタイルについて

近所付き合いを「必要だ」と感じる層は 53.0%ですが、実際の付き合いの程度は「顔をあわせればあいさつする程度（46.9%）」にとどまる層が最も多くなっています（問 19、問 20）。地域活動に対しても「参加者」としての参加意向は半数を超えている一方、「企画・運営（お世話役）」についても半数以上が「参加したくない」と回答しています（問 24、問 25）。

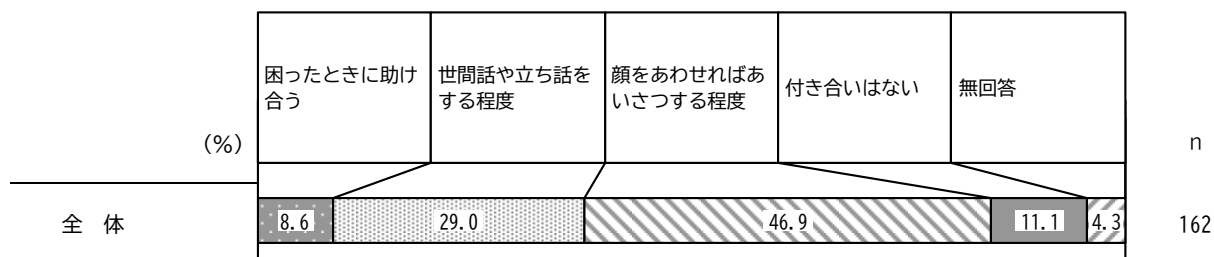
生きがいを感じる場面や老後やってみたいこととして、「働くこと」が上位に挙がっており、就労に対する意欲の高さが顕著です（問 22－1、問 23）。働きたい理由の7割は「生活費が必要だから」ですが、約半数は「健康を維持したいから」や「楽しみや生きがいにつながるから」を理由としています（問 23－1）。

現役世代は地域活動への参加意欲はあるものの、就労を継続したいという志向が強い傾向にあります。今後は、就労を通じた社会参加や、負担感の少ない多様な地域活動の形態を提示していくことが求められます。

問 19 近所との付き合いは必要なことだと感じるか

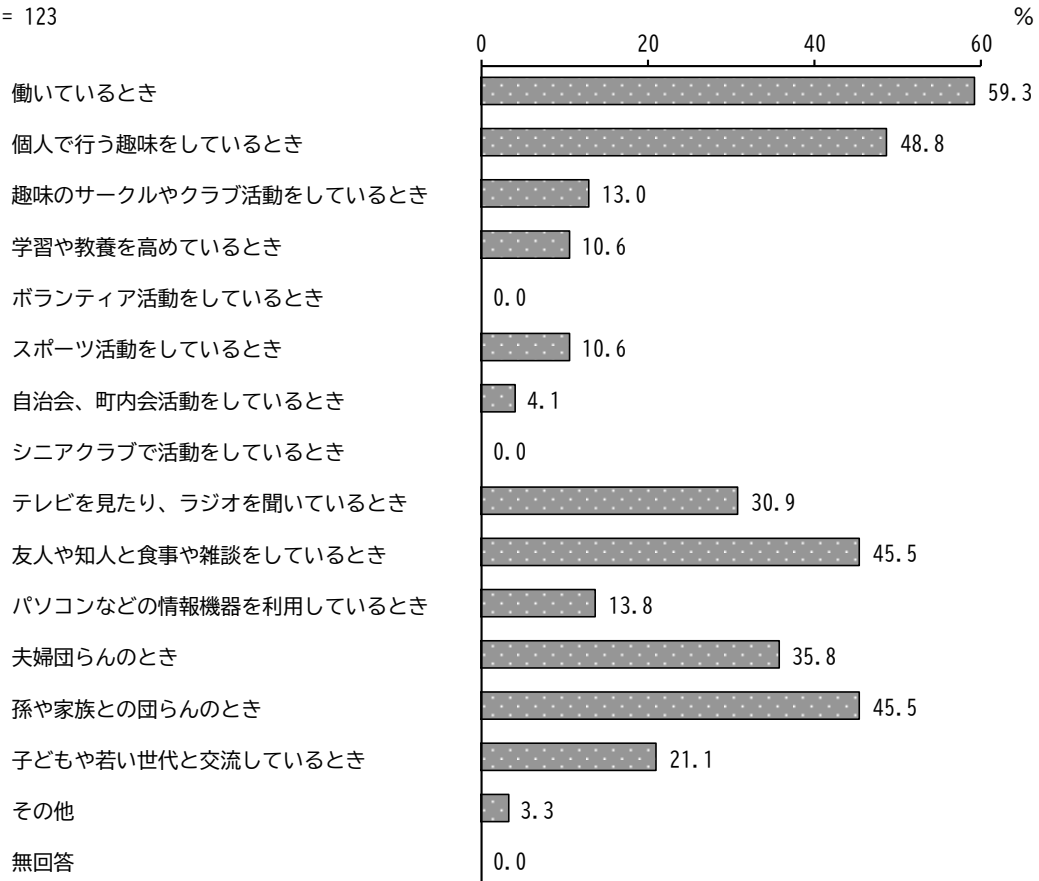


問 20 近所の人との付き合いの程度



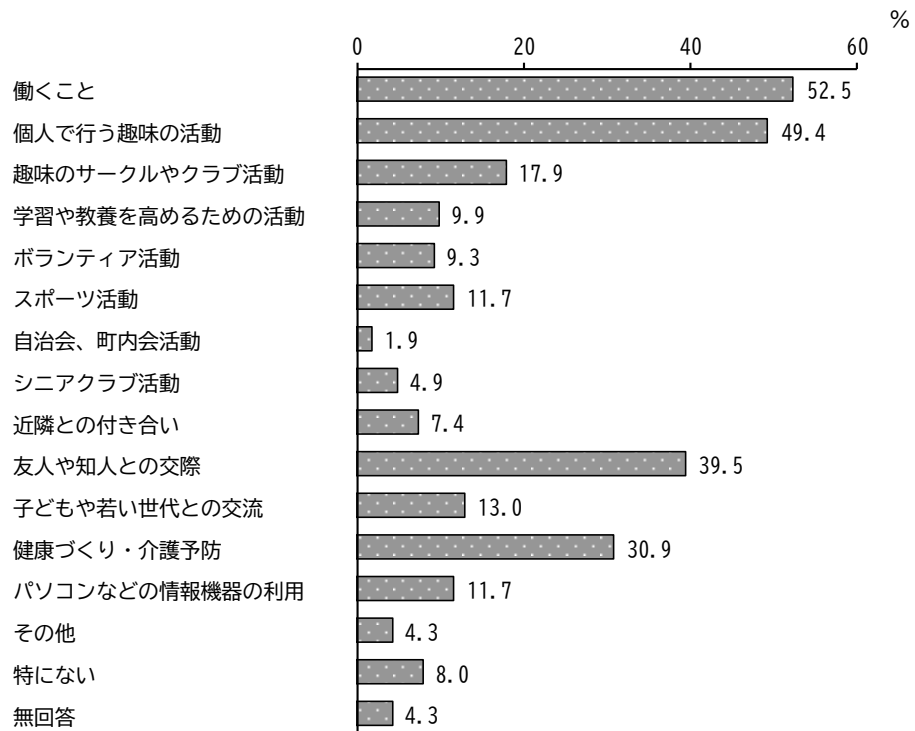
問 22-1 どのようなときに生きがいを感じるか

n = 123



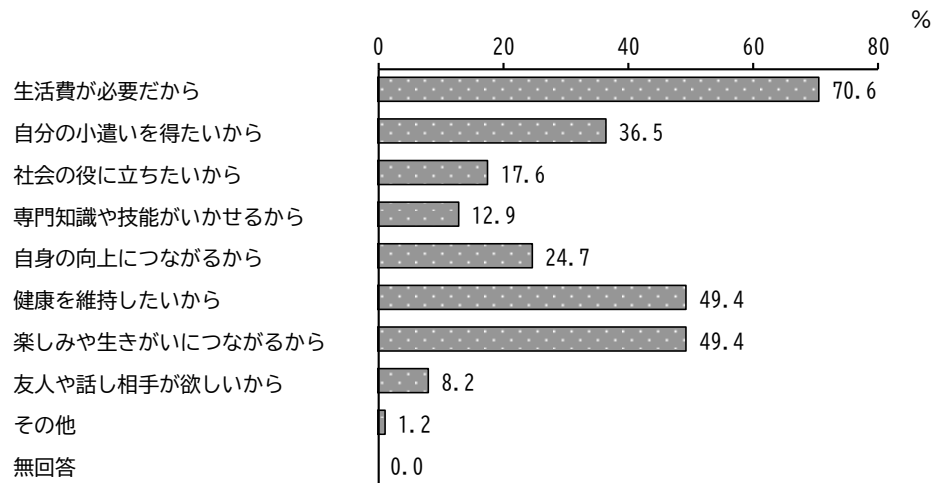
問 23 老後やってみたいこと

n = 162

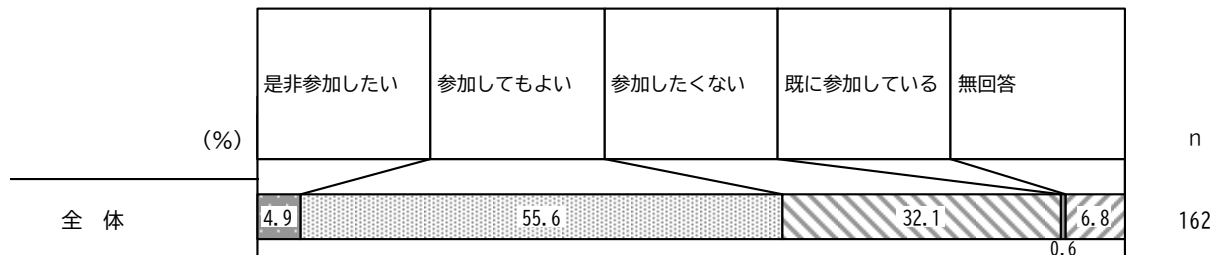


問 23－1 働きたい理由

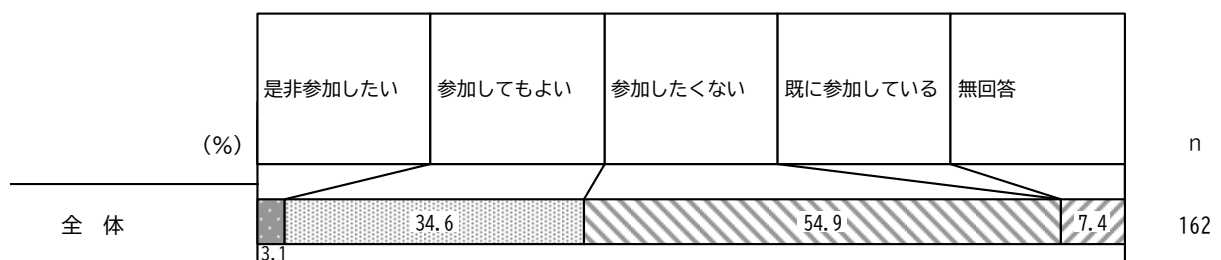
n = 85



問 24 地域活動に参加者として参加したいか



問 25 地域活動に企画・運営として参加したいか

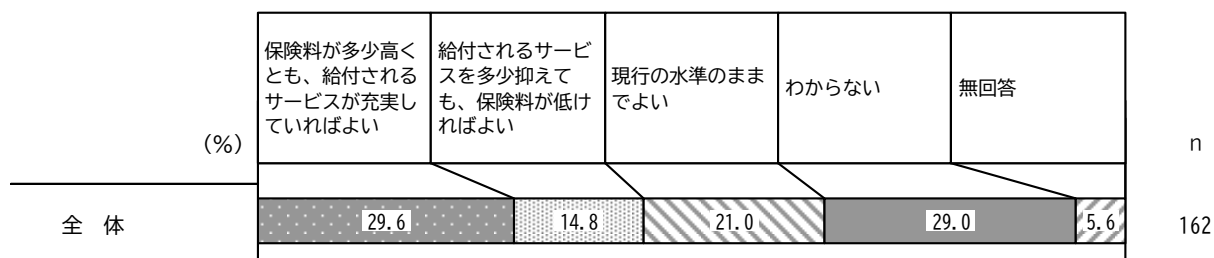


6 今後の介護保険事業や高齢者施策について

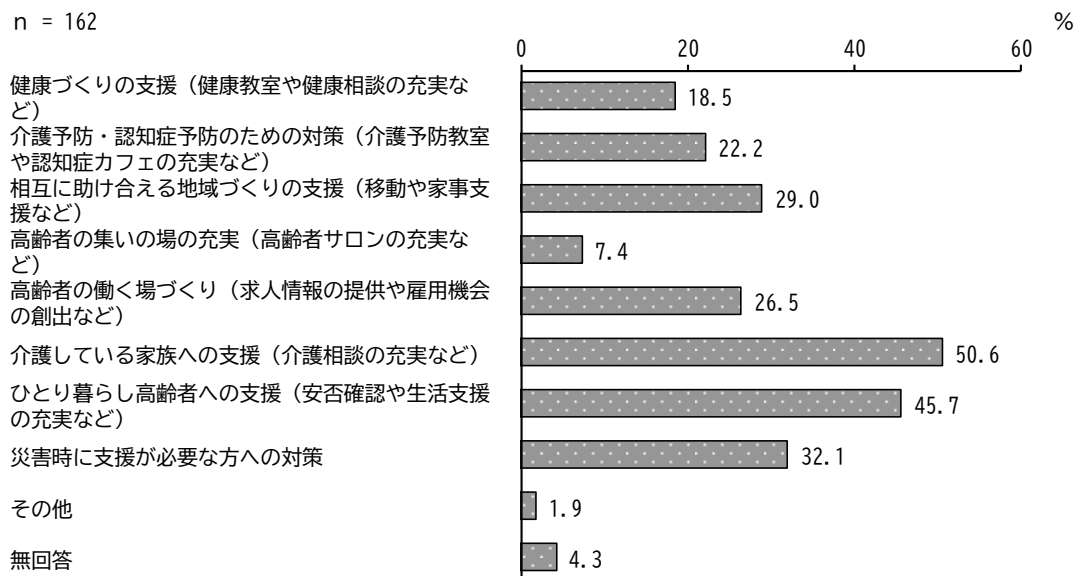
今後の介護保険料と施策のあり方については、「保険料が多少高くとも、給付されるサービスが充実していればよい」とする割合(29.6%)が、「給付されるサービスを多少抑えても、保険料が低ければよい(14.8%)」を上回っており、一定の負担増を許容してでもサービス維持・拡充を求める姿勢がうかがえます(問26)。

今後力を入れてほしい施策としては、「介護している家族への支援」が50.6%で最も高く、次いで「ひとり暮らし高齢者への支援(45.7%)」が続いています(問27)。これらは、将来の介護に対する不安(問11)を反映した結果であり、家族の負担軽減と、家族が不在となった場合の公的なセーフティネットの充実が本世代の切実なニーズであると考えられます。

問26 今後の介護保険料と高齢者施策のあり方について



問27 今後力を入れてほしい高齢者施策

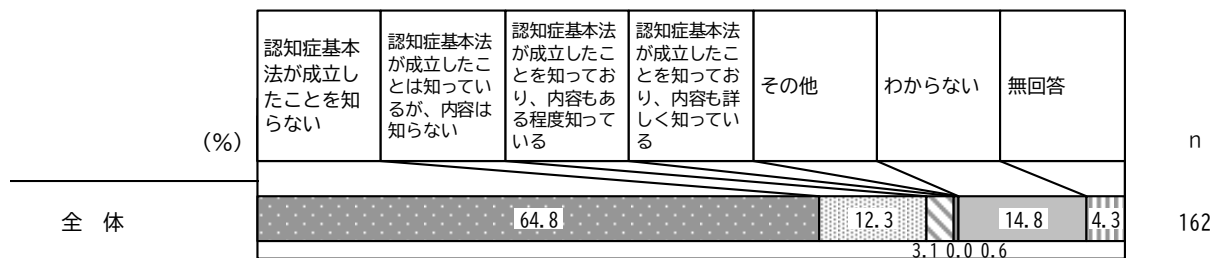


7 認知症にかかる相談窓口の把握について

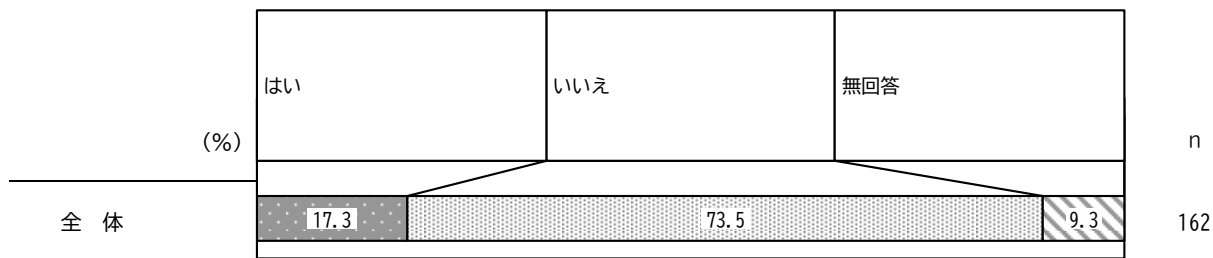
2024年に施行された「認知症基本法」について、「成立を知らない」とする回答が64.8%に達しており、現役世代への制度浸透が極めて不十分な状況がみられます（問29）。また、認知症に関する相談窓口についても、73.5%が「知らない」と回答しています（問30）。

事業別では「⑤認知症カフェ」の認知度は高いものの、「⑥チームオレンジ」等の事業はほとんど知られていません（問31）。今後の利用意向では「②認知症ガイドブック（認知症ケアパス）」への関心が比較的高いことから、まずは適切な情報を入手できる手段を周知し、正しい認知症への理解を促すことが必要です（問31）。

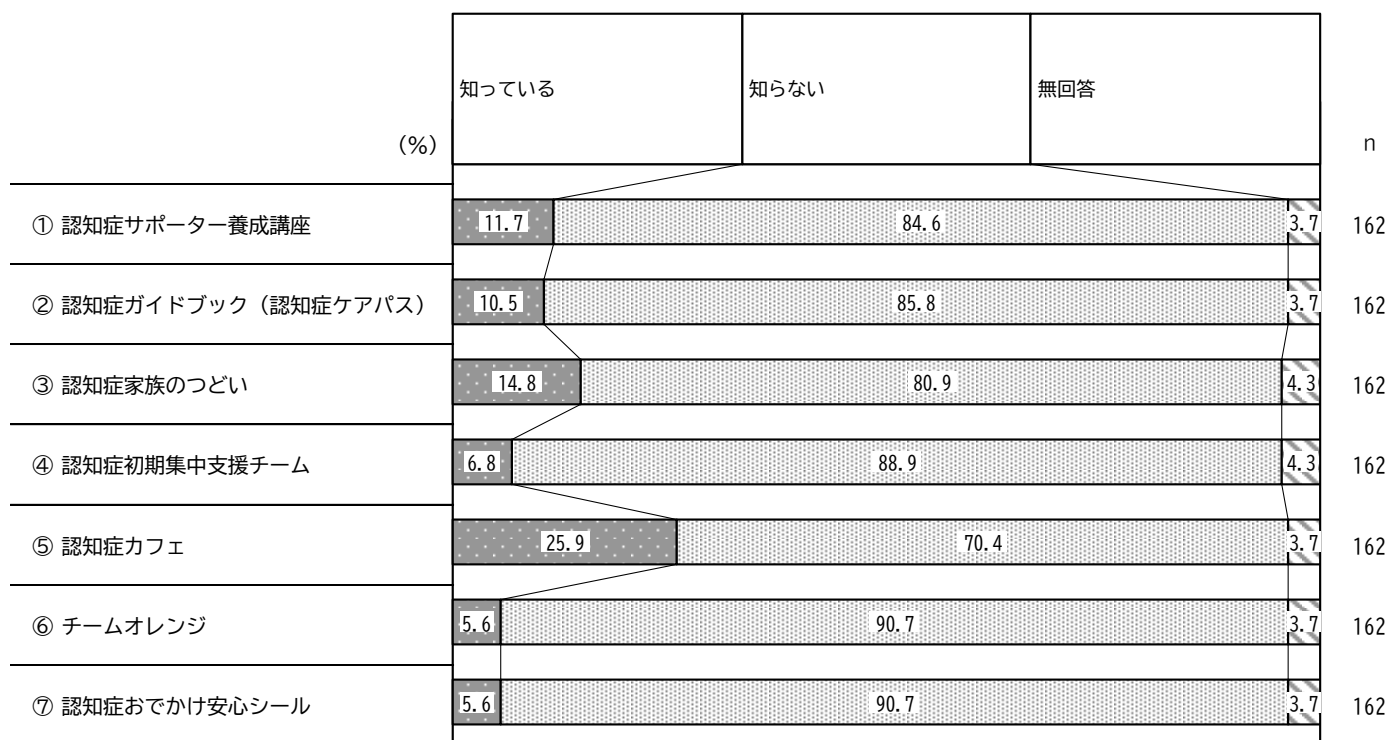
問29 認知症基本法の成立や内容を知っているか



問30 認知症に関する相談窓口を知っているか



問31 認知症に関する事業の認知状況



問 31 認知症に関する事業の今後の利用意向

	(%)	利用したい（利用し続けたい）	利用の予定はない	わからない	無回答	n
① 認知症サポーター養成講座	14.2	30.2	47.5	8.0	162	
② 認知症ガイドブック（認知症ケアパス）	29.0	22.2	39.5	9.3	162	
③ 認知症家族のつどい	13.6	30.2	47.5	8.6	162	
④ 認知症初期集中支援チーム	22.2	25.9	42.6	9.3	162	
⑤ 認知症カフェ	13.0	30.9	46.9	9.3	162	
⑥ チームオレンジ	10.5	31.5	48.8	9.3	162	
⑦ 認知症おでかけ安心シール	21.6	24.7	43.8	9.9	162	

8 地域で暮らす意向について

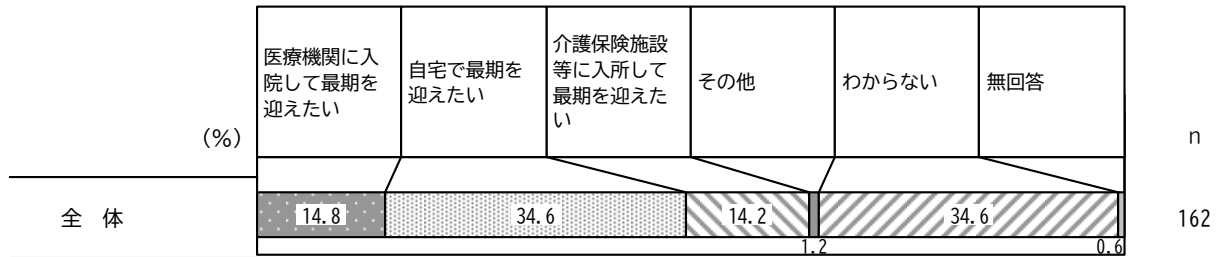
「住み慣れた地域で最期まで暮らし続けたい」とする意向は 75.9%と高い水準にあります（問 32）。将来最期を迎えたい場としては「自宅で最期を迎えたい（34.6%）」が最多ですが、医療機関や施設も含めると 6 割に達しており、在宅生活の継続と医療・施設の併用を現実的に見据えている傾向がうかがえます（問 33）。

一方で、人生会議（ACP）について「まったくない」とする回答が 69.8%を占め、終活に向けた具体的な意思決定が進んでいない現状がみられます（問 34）。終活にむけた不安は「身の回りの所有物の整理（51.2%）」や「入退院の支援（45.7%）」が高く、身の回りの実務的な課題に不安が集中しています（問 35）。将来の意向を尊重するための人生会議の普及と、実務的な終活支援の枠組みづくりが必要です。

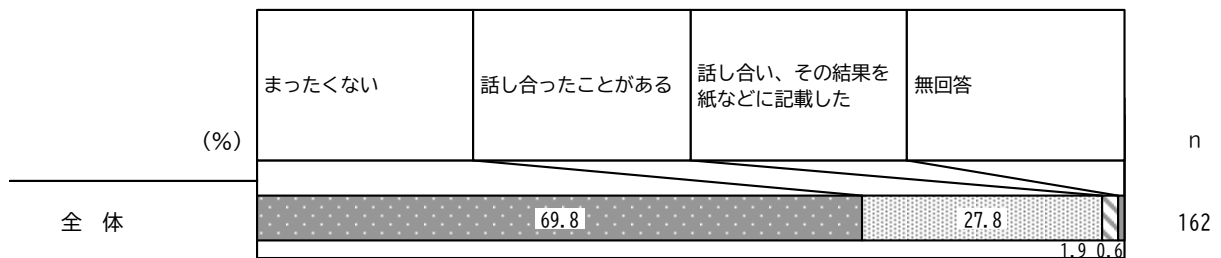
問 32 住み慣れた地域で最期まで暮らしたいと思うか

	(%)	はい	いいえ	無回答	n
全 体		75.9	22.2	1.9	162

問 33 将来最期を迎えたい場

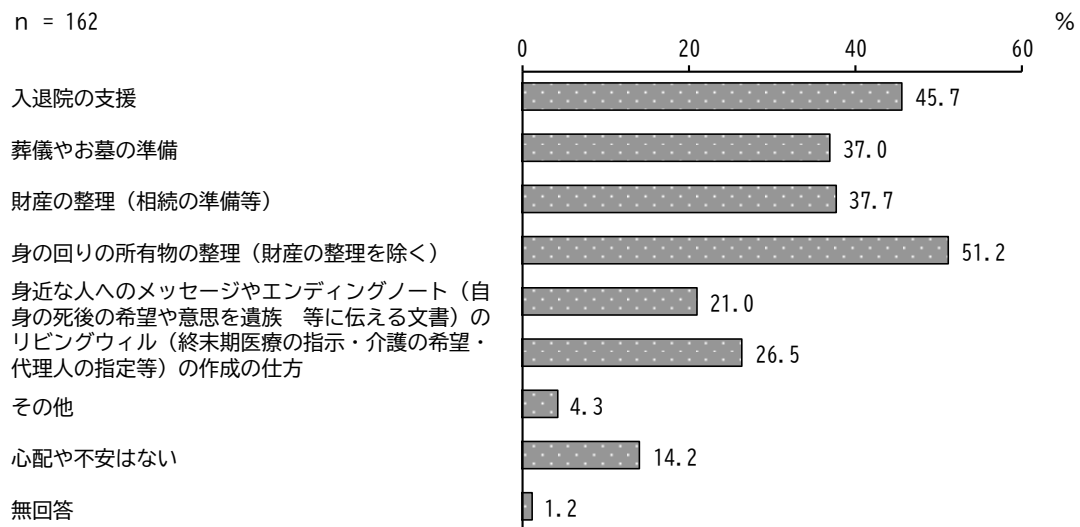


問 34 人生会議（ACP）をしているか



問 35 今後の終活にむけた心配や不安

n = 162

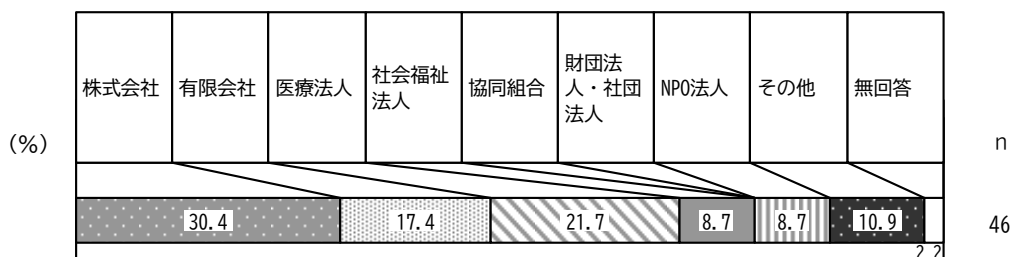


VII 「介護サービス事業者実態調査」調査結果

1 基礎情報について

本市における介護サービスの運営主体は、「株式会社」が30.4%で最も高く、次いで「医療法人(21.7%)」、「有限会社(17.4%)」となっており、営利法人および医療法人を中心とした多様な主体によってサービスが供給されている状況がみられます(問1)。

問1 運営主体



2 介護サービス提供の現状と今後の意向について

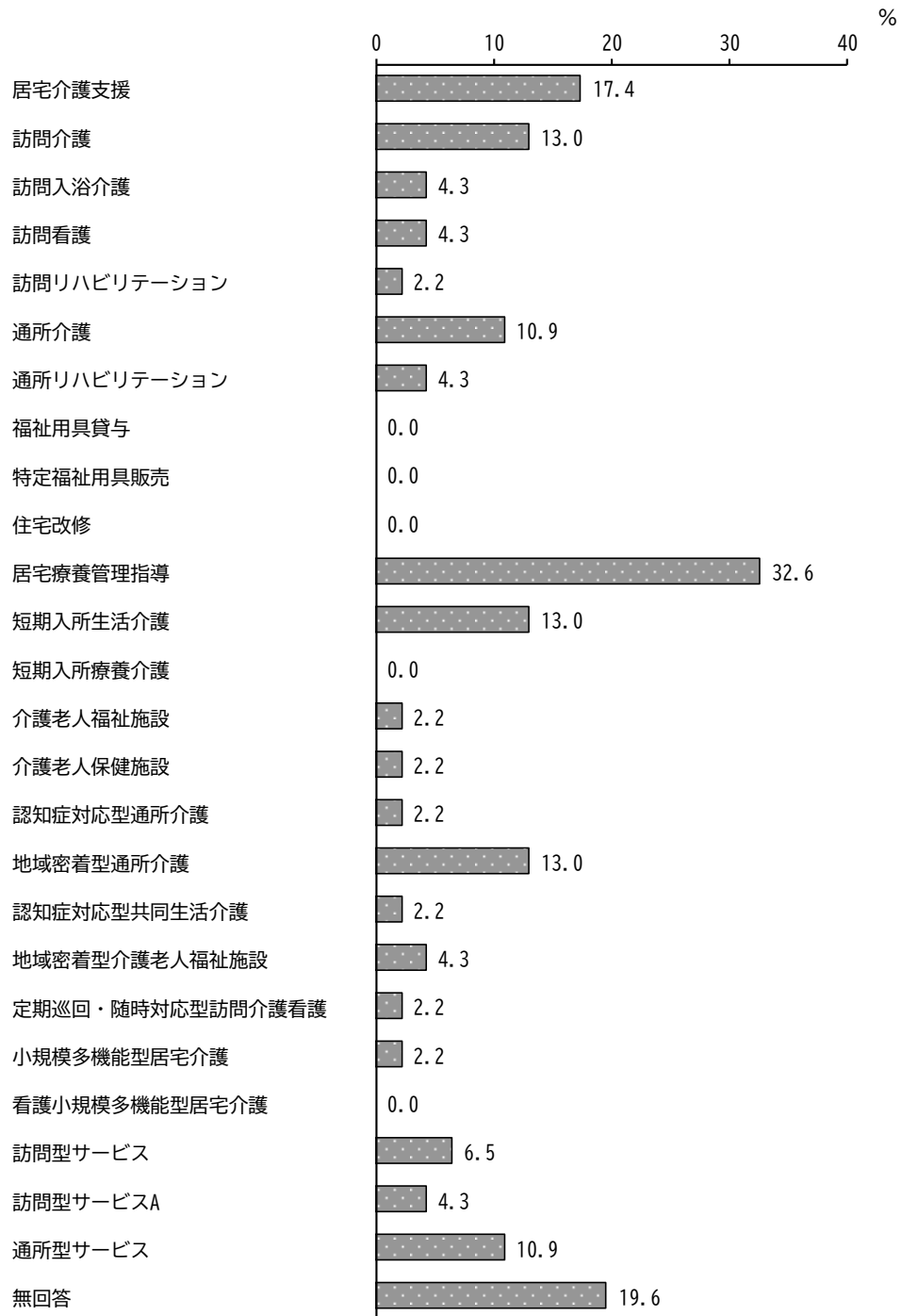
市内事業者が提供しているサービスは、「居宅療養管理指導(32.6%)」が最も高く、次いで「居宅介護支援(17.4%)」、「訪問介護(13.0%)」となっており、在宅生活を支える基盤的サービスが中心となっています(問4(1))。今後の意向については、多くの事業所が現状維持または拡充を検討しており、「廃止したい」とする意向は3件にとどまっていることから、サービス提供意欲は概ね維持されている状況がみられます(問4(2))。

しかし、新規事業への参入や拡充を検討する際の課題として、「人員の確保」を挙げる割合が65.2%と突出しており、次いで「採算が取れるか(52.2%)」が懸念されています(問6)。人員の確保状況についても、「確保できている」とする回答は15.2%にとどまり、約半数の事業所が運営上の問題として「人員不足」を挙げている実態があります(問8、問9)。特に「介護福祉士(23.9%)」や「介護職員(有資格者)(21.7%)」といった専門人材の不足が顕著であり、人材難がサービスの拡充を阻害する最大の要因となっている傾向がうかがえます(問11)。

今後は、事業所が求める「人員確保のための支援(56.5%)」を強化するとともに、「賃金、労働条件の改善(43.5%)」に向けた取り組みを後押しし、人材の定着を図ることが必要です(問7、問14)。

問4（１）本市内で提供中の介護サービス

n = 46



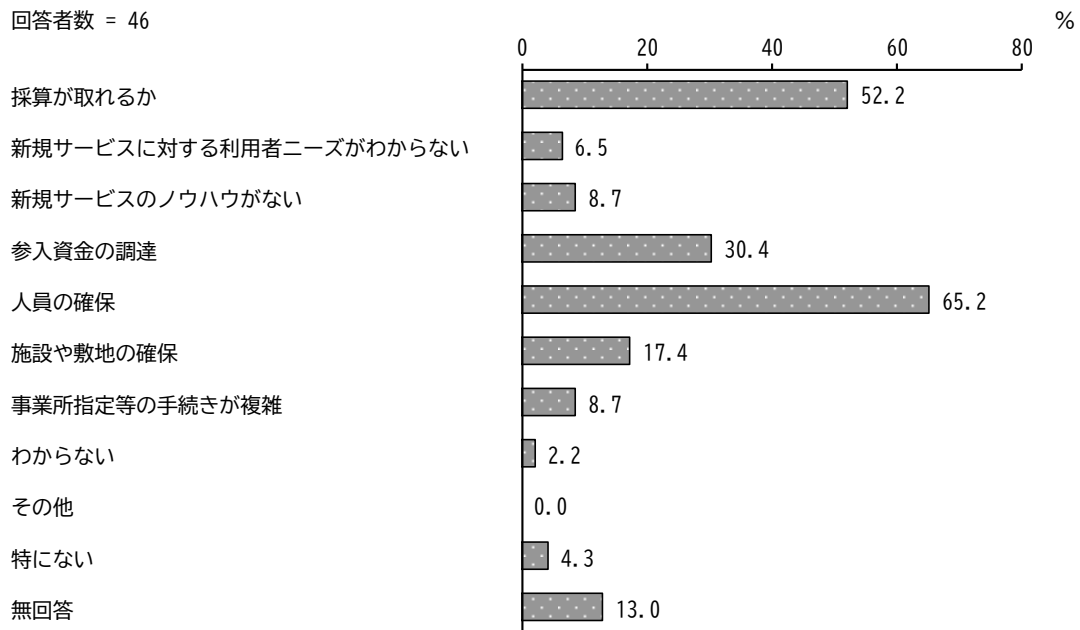
問4（2）介護サービス提供の今後の意向

（単位：上段：件、下段：％）

	全 体	新設したい	拡充したい	現状維持	縮小したい	廃止したい
1. 居宅介護支援	11 100.0	1 9.1	3 27.3	7 63.6	0 0.0	0 0.0
2. 訪問介護	8 100.0	0 0.0	1 12.5	7 87.5	0 0.0	0 0.0
3. 訪問入浴介護	5 100.0	0 0.0	1 20.0	4 80.0	0 0.0	0 0.0
4. 訪問看護	6 100.0	1 16.7	1 16.7	4 66.7	0 0.0	0 0.0
5. 訪問リハビリテーション	4 100.0	0 0.0	0 0.0	4 100.0	0 0.0	0 0.0
6. 通所介護	7 100.0	0 0.0	1 14.3	6 85.7	0 0.0	0 0.0
7. 通所リハビリテーション	5 100.0	0 0.0	0 0.0	5 100.0	0 0.0	0 0.0
8. 福祉用具貸与	4 100.0	1 25.0	1 25.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0
9. 特定福祉用具販売	4 100.0	1 25.0	1 25.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0
10. 住宅改修	4 100.0	0 0.0	1 25.0	3 75.0	0 0.0	0 0.0
11. 居宅療養管理指導	15 100.0	0 0.0	5 33.3	6 40.0	2 13.3	2 13.3
12. 短期入所生活介護	9 100.0	0 0.0	0 0.0	8 88.9	0 0.0	1 11.1
13. 短期入所療養介護	3 100.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0
14. 特定施設入居者生活介護	0 0.0	0 0.0				
15. 介護老人福祉施設	4 100.0	0 0.0	0 0.0	4 100.0	0 0.0	0 0.0
16. 介護老人保健施設	4 100.0	0 0.0	0 0.0	4 100.0	0 0.0	0 0.0
17. 介護医療院	0 0.0	0 0.0				
18. 夜間対応型訪問介護	0 0.0	0 0.0				
19. 認知症対応型通所介護	4 100.0	1 25.0	0 0.0	3 75.0	0 0.0	0 0.0
20. 地域密着型通所介護	9 100.0	1 11.1	0 0.0	8 88.9	0 0.0	0 0.0
21. 認知症対応型共同生活介護	4 100.0	0 0.0	1 25.0	3 75.0	0 0.0	0 0.0
22. 地域密着型介護老人福祉施設	5 100.0	0 0.0	1 20.0	4 80.0	0 0.0	0 0.0
23. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0	1 25.0	1 25.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0
24. 地域密着型特定施設入居者生活介護	0 0.0	0 0.0				
25. 小規模多機能型居宅介護	4 100.0	0 0.0	0 0.0	4 100.0	0 0.0	0 0.0
26. 看護小規模多機能型居宅介護	3 100.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0
27. 訪問型サービス	4 100.0	0 0.0	0 0.0	4 100.0	0 0.0	0 0.0
28. 訪問型サービスA	3 100.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0
29. 通所型サービス	9 100.0	2 22.2	1 11.1	6 66.7	0 0.0	0 0.0

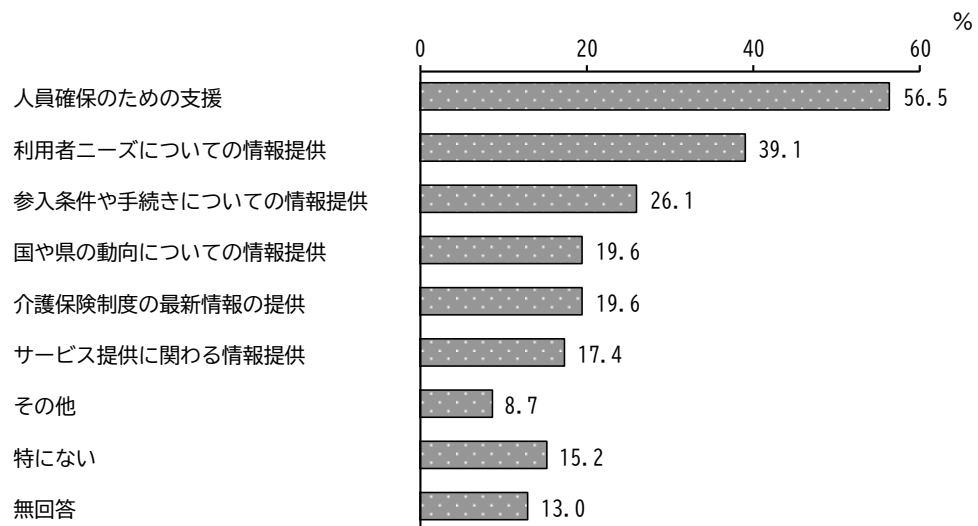
問6 新規事業に参入する際の課題

回答者数 = 46



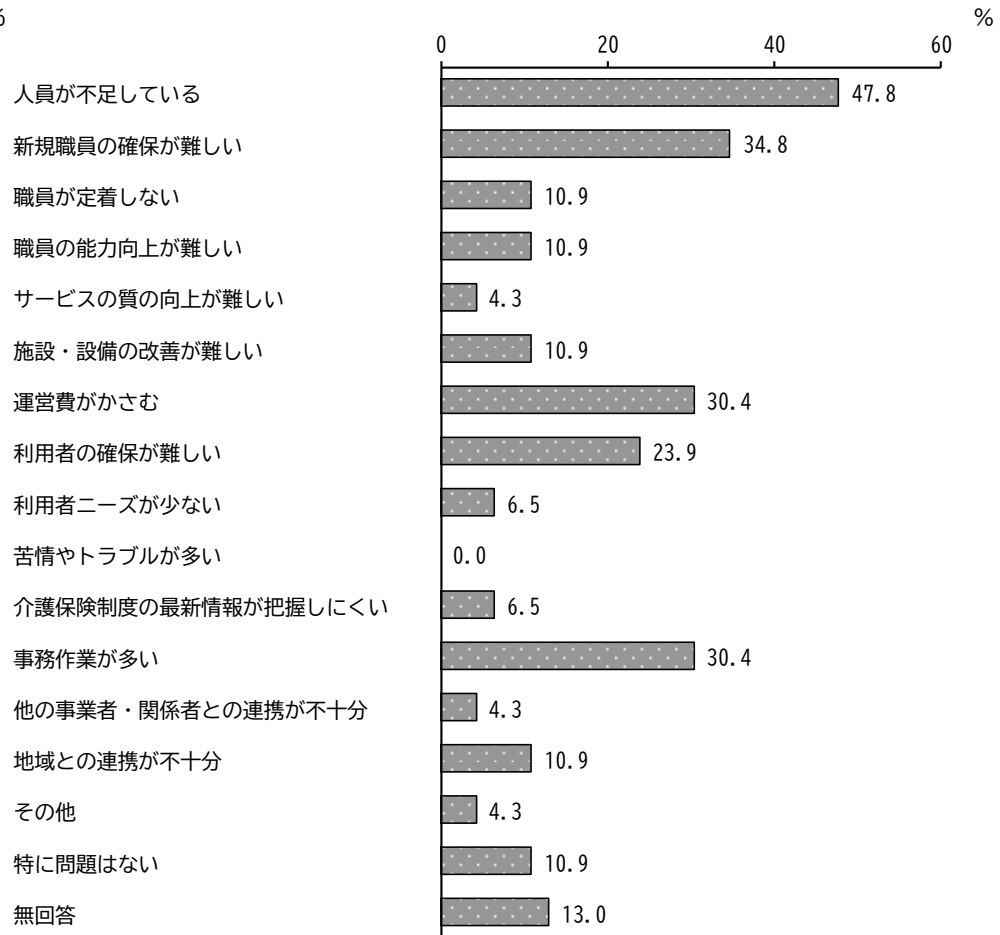
問7 介護サービスを新設する場合にあるとよい支援

n = 46

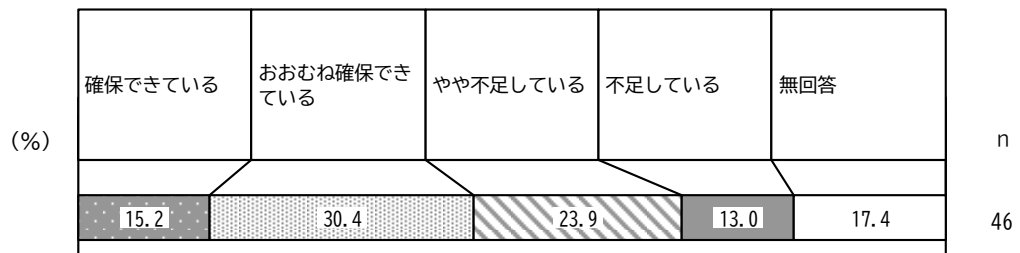


問8 事業を運営する上での問題

n = 46

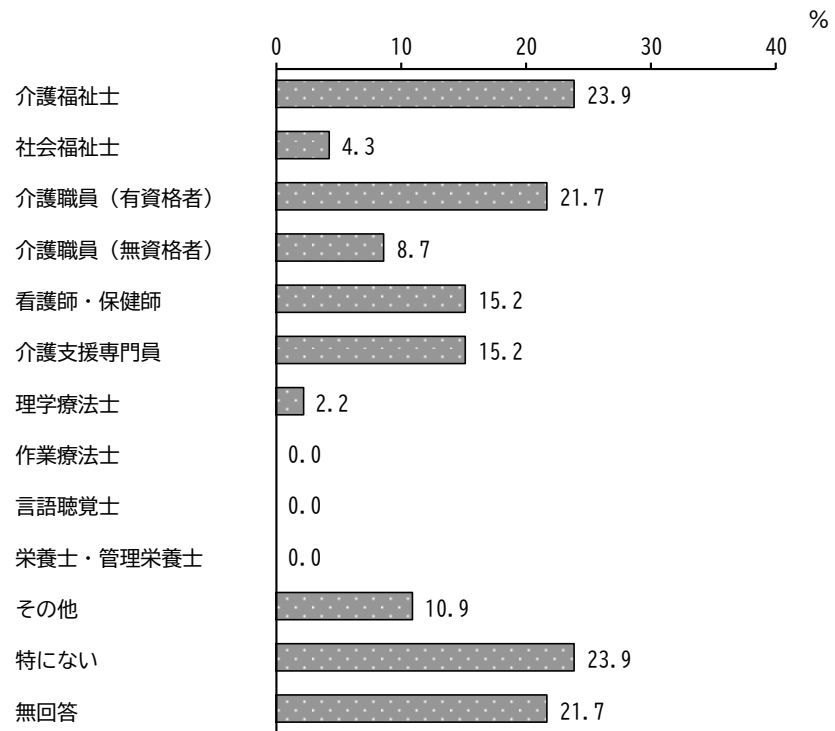


問9 人員の確保状況



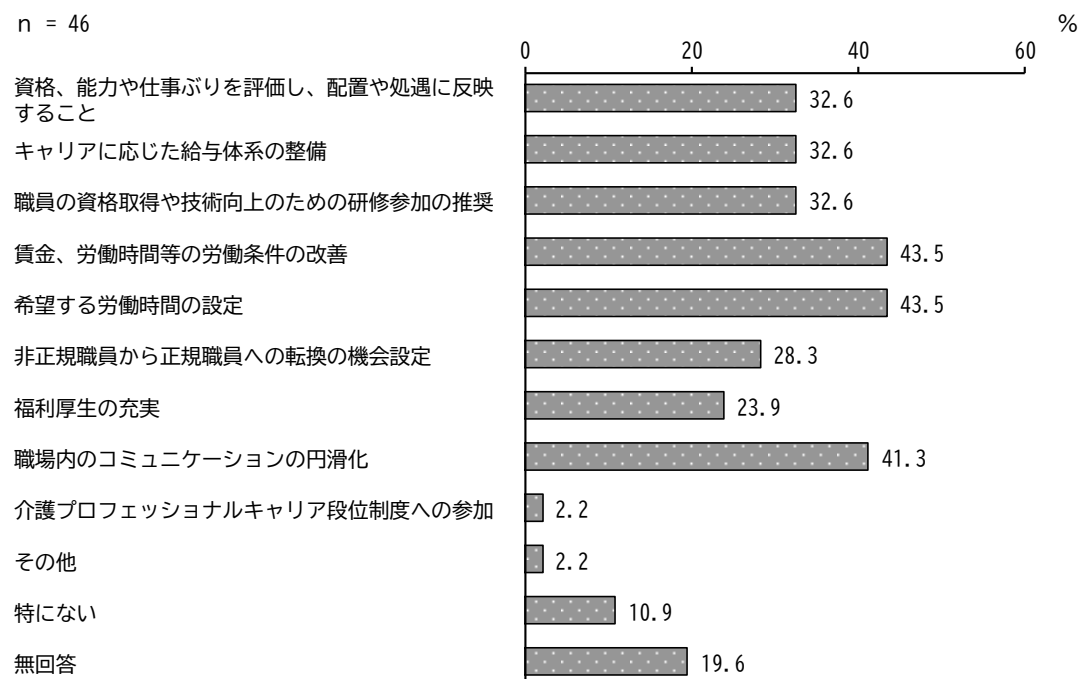
問 11 人材確保に苦慮している職種

n = 46



問 14 職員を定着させるために取り組んでいること

n = 46



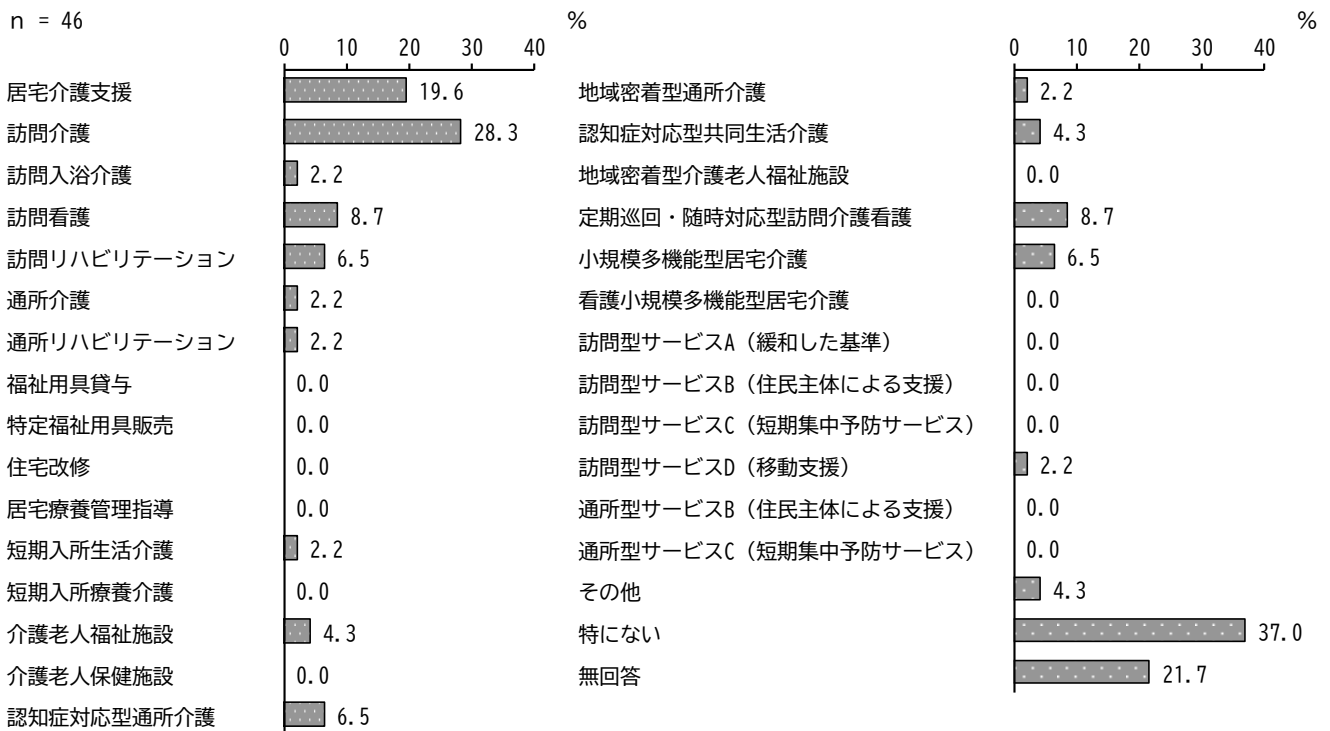
3 袖ヶ浦市の介護サービス・高齢者福祉施策について

現在、市内で「量的に不足している」または「今後不足する」と感じるサービスとして、28.3%の事業所が「訪問介護」を挙げ、次いで「居宅介護支援（19.6%）」を挙げています（問 15）。これは、在宅限界点を高めるために不可欠な訪問系サービスにおいて、供給不足への懸念が強いことを示しています。

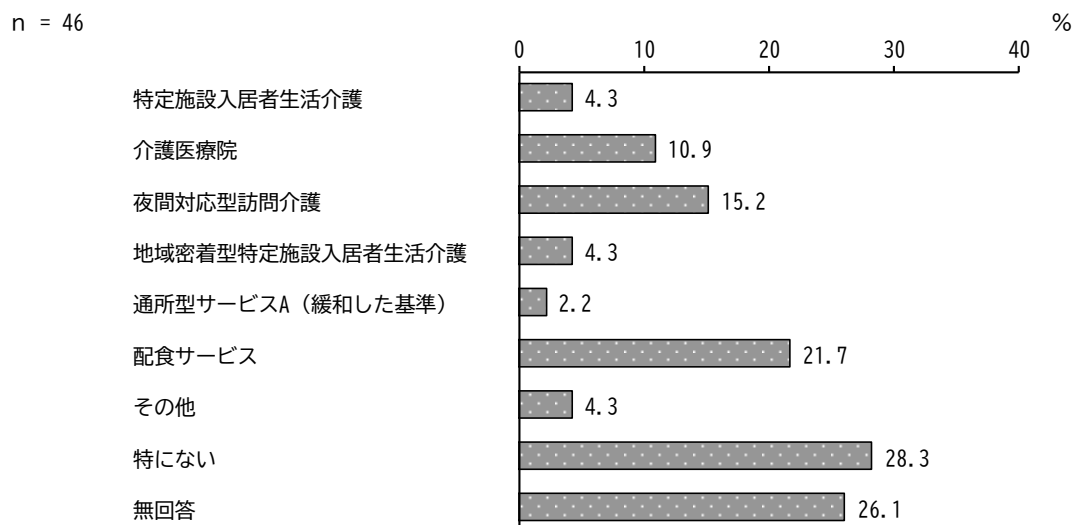
また、市内にないサービスのうち、今後ニーズが高まると想定されるものとして、「配食サービス（21.7%）」や「夜間対応型訪問介護（15.2%）」が上位に挙がっています（問 16）。

公的な介護サービスのみならず、配食や見守りといったインフォーマルな生活支援サービスの重層的な構築と、それらを利用者へ繋ぐための情報発信の強化が必要です。

問 15 量的に不足している又は今後不足すると感じている介護サービス



問 16 今後ニーズが高まると想定されるサービス



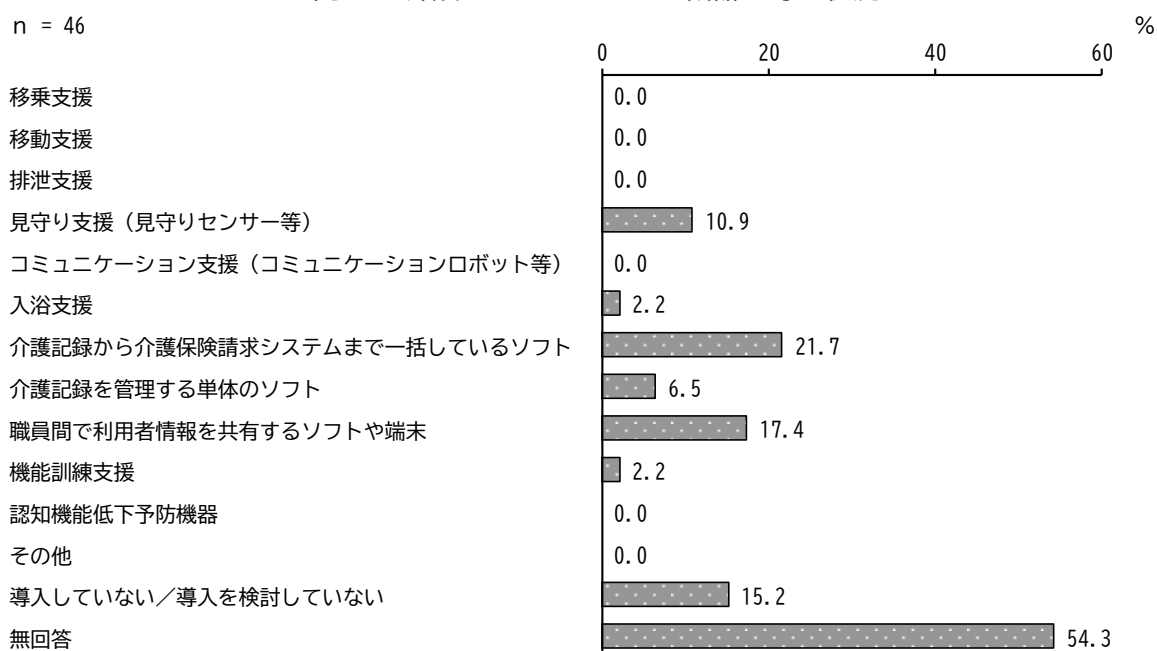
4 ICT等の活用について

介護ロボットやICT機器の導入状況は、「介護記録から介護保険請求システムまで一括しているソフト」が21.7%で最多であり、事務効率化への活用が進んでいる傾向がみられます（問17）。しかし、今後の導入検討については「介護記録を管理する単体ソフト」や「職員間で利用者情報を共有するソフトや端末」が6.5%にとどまっており、新たな投資への慎重な姿勢がうかがえます（問17）。

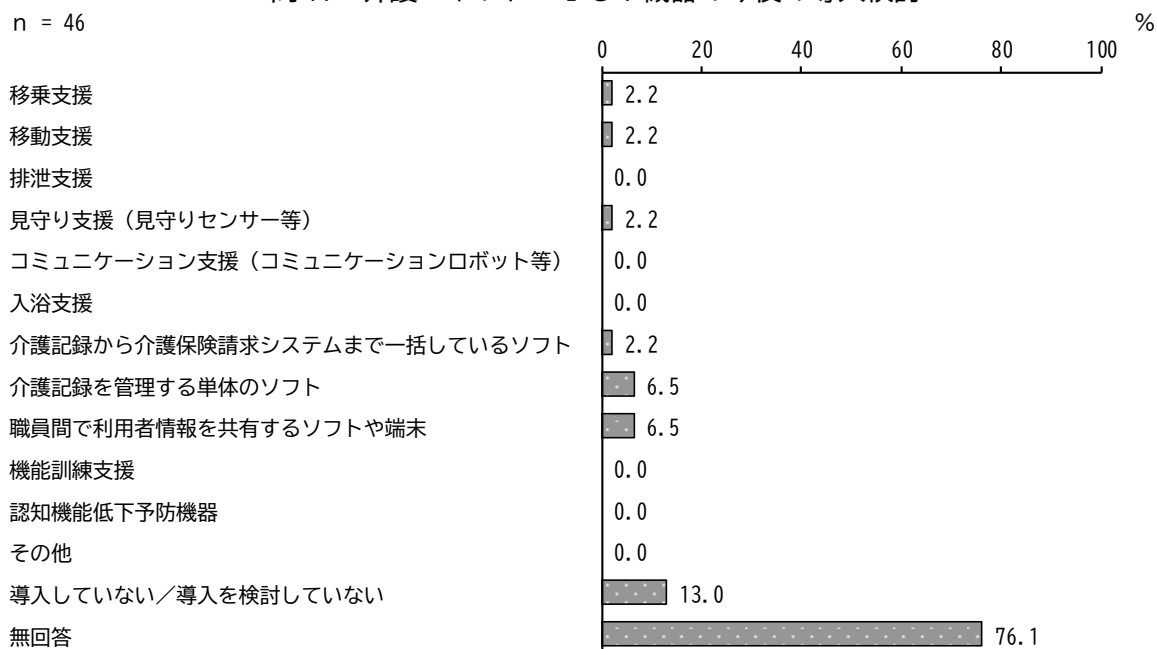
導入の障壁としては、「導入費用が高額（37.0%）」であることが最大の理由であり、次いで「費用対効果が不明（17.4%）」、「技術的に職員が使いこなすのが難しい（難しそう）（13.0%）」が挙げられています（問18）。一部の事業所からは、現場の実態に合う機器がないとの指摘も見られます（問18）。

深刻な人材不足を補う手段としてICT等の活用は有効ですが、コスト面や操作面での負担が障壁となっているため、導入補助や成功事例の共有など、事業所の心理的・経済的ハードルを下げる支援が重要です。

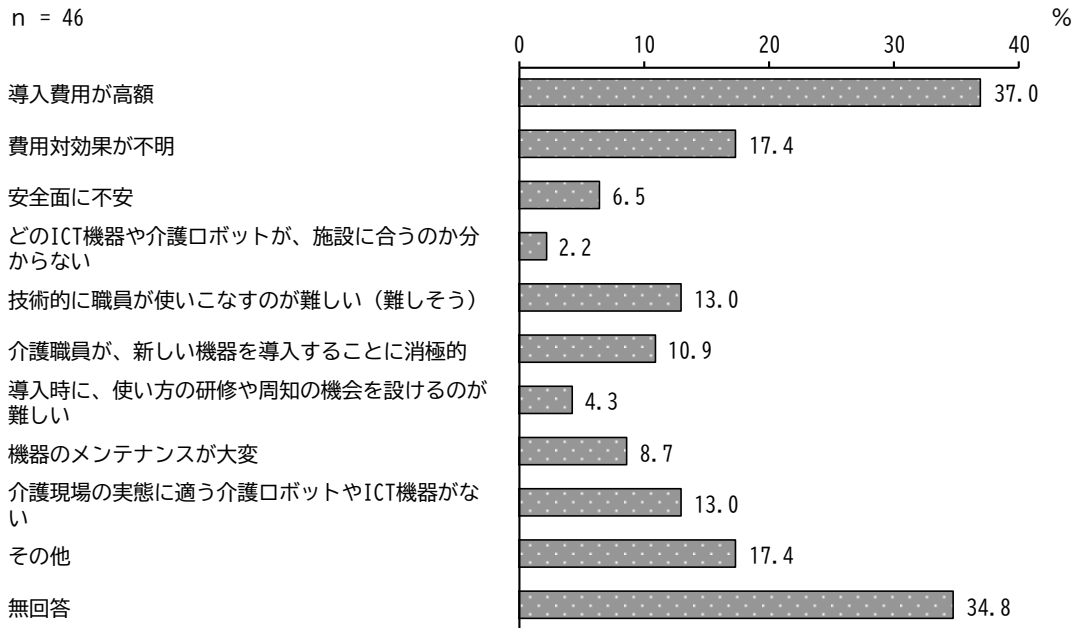
問17 介護ロボット・ICT機器の導入状況



問17 介護ロボット・ICT機器の今後の導入検討



問 18 導入して感じた課題や導入していない理由



5 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた課題について

在宅医療との連携については、訪問診療の充実を実感する意見がある一方で、多職種間（病院・診療所、看護師間、医療と介護間）のネットワーク構築や、情報共有の簡素化を求める声が多く寄せられています（問 19）。また、介護予防の観点では、高齢者が徒歩圏内で通える「通いの場」の提供や、元気なうちからの啓発活動の重要性が指摘されています（問 19）。

生活基盤の確保に関しては、独居高齢者の増加を見据えた「保証人の確保」や、空き家を活用したシェアハウス運営、受診時の送迎支援など、既存の制度では対応しきれない隙間のニーズへの対応を求める意見が見られます（問 19）。さらに、介護人材の確保に向けた「実質賃金の改善」や「若者の育成」についても強い要望があり、システム全体の持続可能性への危機感がうかがえます（問 19）。

今後は、医療・介護のシームレスな連携を可能にする情報共有プラットフォームの整備とともに、ボランティア等を含む多様な担い手による生活支援の充実を図り、高齢者が自分らしい暮らしを継続できる環境を整備することが求められます。

Ⅷ 「特別養護老人ホーム入所希望者に係る実態調査」 調査結果

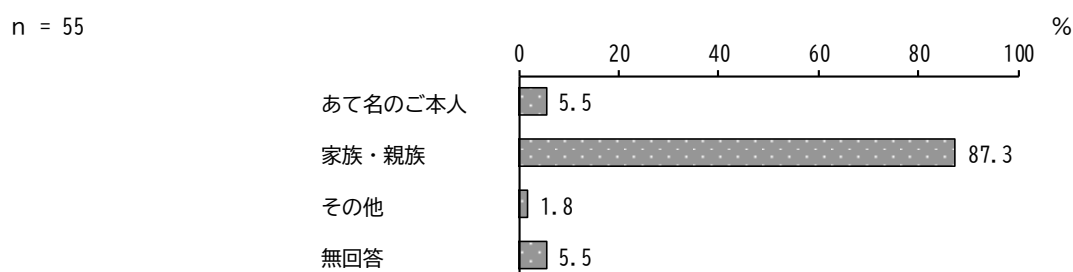
1 特別養護老人ホーム入所希望について

本調査の回答主体については、「家族・親族」が87.3%と大半を占めており、本人による回答（5.5%）を大きく上回っています（問1）。入所申込の継続意向については、65.5%が「はい（引き続き入所を希望する）」と回答する一方で、25.5%が「いいえ」と回答しています（問2）。

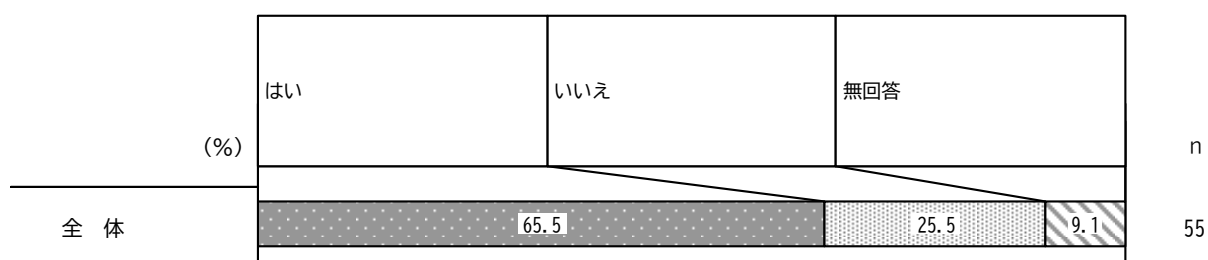
入所を希望しなくなった理由の分析では、「特別養護老人ホームに入所した」が21.4%と最も多く、次いで「有料老人ホームに入居した（14.3%）」となっており、入所待機中に他の施設等へ移るケースが一定数見られます（問2-1）。これは、調査対象の抽出時点から調査実施までの間に、実際に施設への入所が決まった回答者が一定数含まれているためです。

このことから、入所申込者の約3分の2は入所意向を有していますが、待機期間の長期化や状態の変化に伴い、代替手段として他の施設を選択する傾向もうかがえます。家族が回答の主軸となっている現状を踏まえると、在宅での介護限界が申込の背景にあると考えられ、待機期間中の家族支援の継続が必要です。

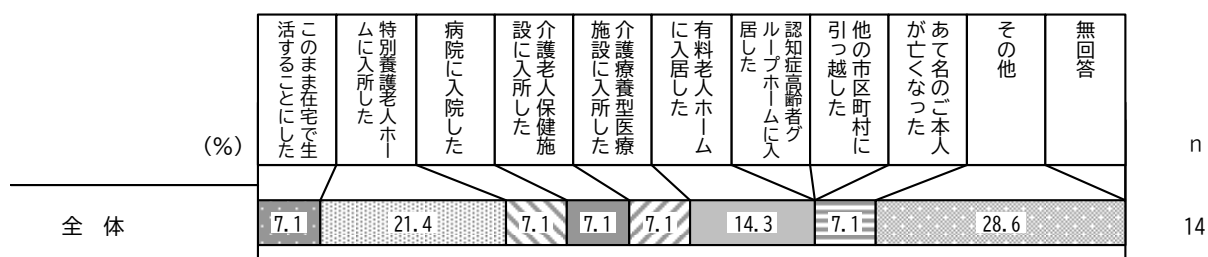
問1 回答者



問2 特別養護老人ホームへの入所希望



問2-1 特別養護老人ホームへの入所を希望しない理由



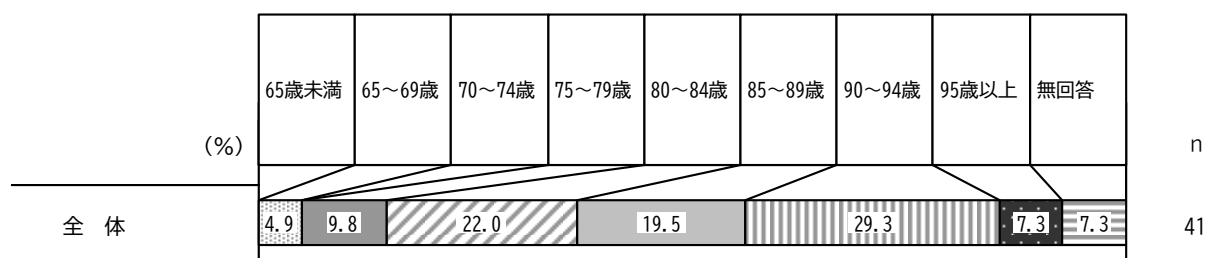
2 回答者属性

入所希望者の属性をみると、年齢層は「90～94歳」が29.3%で最も高く、次いで「80～84歳（22.0%）」となっており、80代以上が過半数を占める超高齢層が中心です（問4）。要介護度別では、「要介護3」が39.0%、「要介護4」が31.7%、「要介護5」が17.1%となっており、重度者が約9割を占める実態がみられます（問7）。

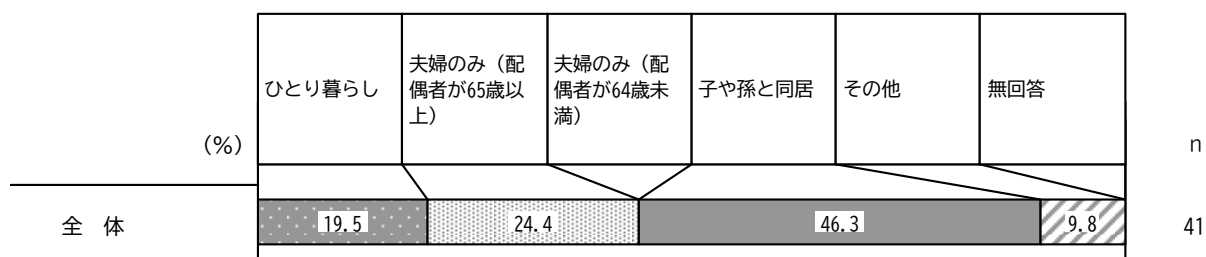
現在の生活場所については、「介護老人保健施設」と「自宅（ショートステイ利用あり）」がいずれも26.8%で最多となっており、自宅生活者のうちショートステイを利用していない層は19.5%にとどまります（問8）。世帯構成は「子や孫と同居」が46.3%と最も多い一方、「夫婦のみ（配偶者が65歳以上）（24.4%）」や「ひとり暮らし（19.5%）」といった高齢者のみの世帯も計4割を超えています（問6）。

超高齢かつ重度の要介護者が、家族との同居や老健施設での待機、あるいは頻回なショートステイ利用によって在宅生活を維持している構図が鮮明となっています。特に、自宅待機者の多くがショートステイを併用している実態は、在宅介護の限界に近い状態にあることを示唆しており、単身・高齢夫婦世帯における緊急時の受け入れ体制の確保が必要です。

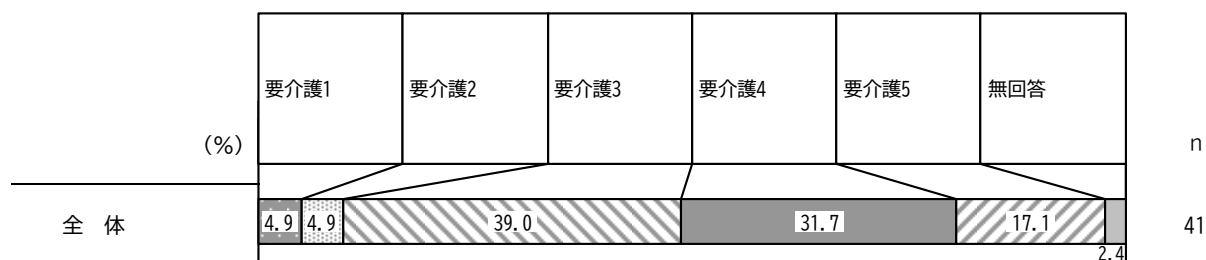
問4 年齢



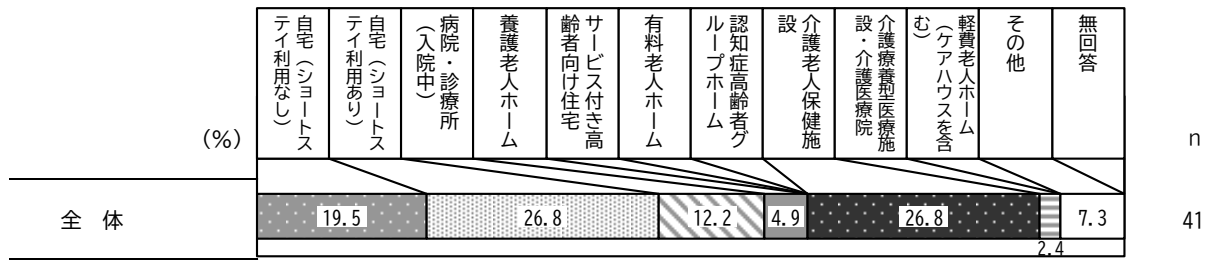
問6 世帯構成



問7 要介護度



問8 現在の生活場所



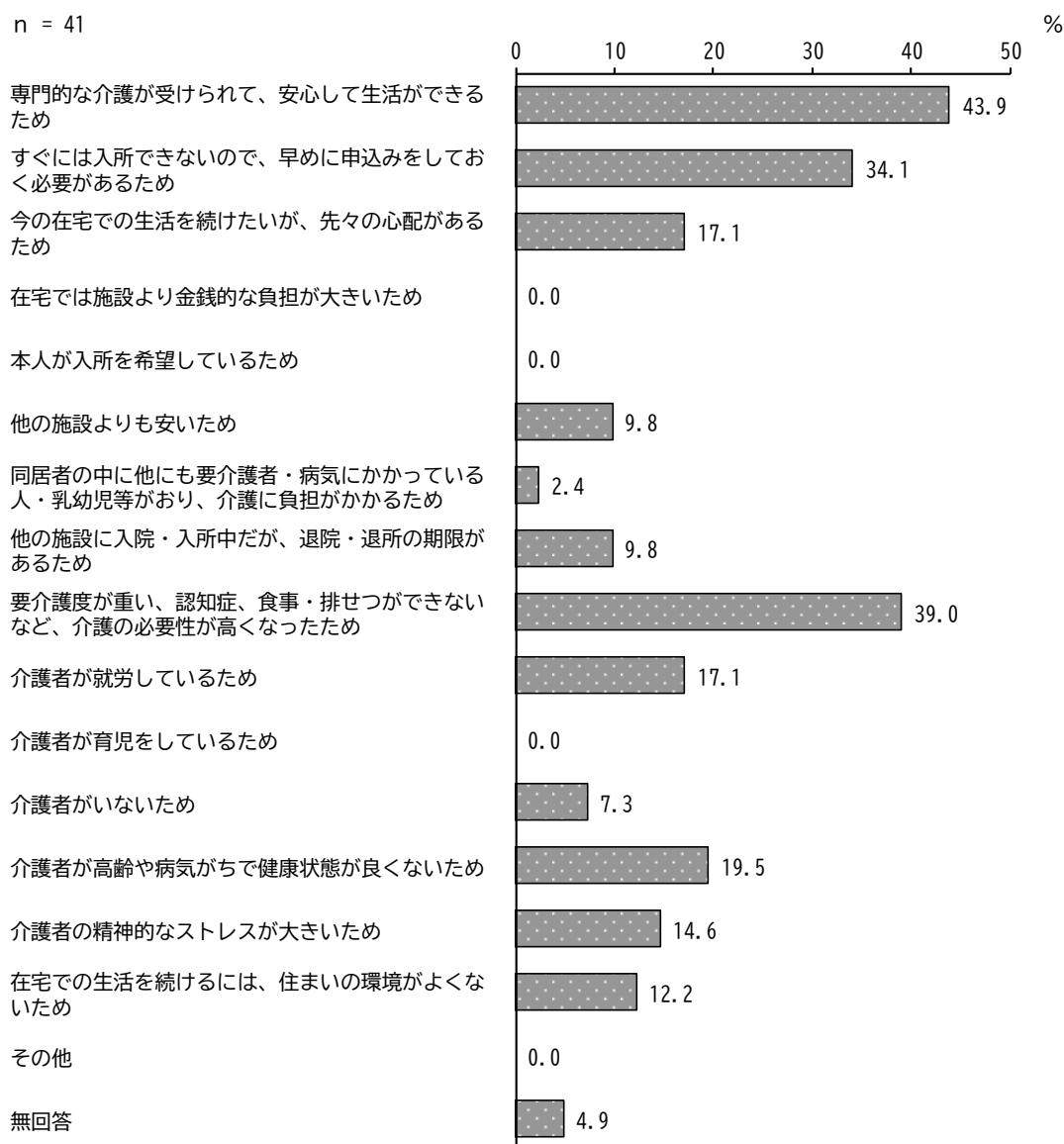
3 特別養護老人ホームについて

入所を申し込んだ理由は、「専門的な介護による安心感（43.9%）」や「要介護度が重い、認知症、食事・排せつができないなど、介護の必要性が高くなったため（39.0%）」が上位に挙がっています（問 10）。また、「すぐには入所できないため、早めに申し込んだ」とする層も 34.1%存在しており、将来の不安を見越したリスク管理としての申込行動がみられます（問 10）。

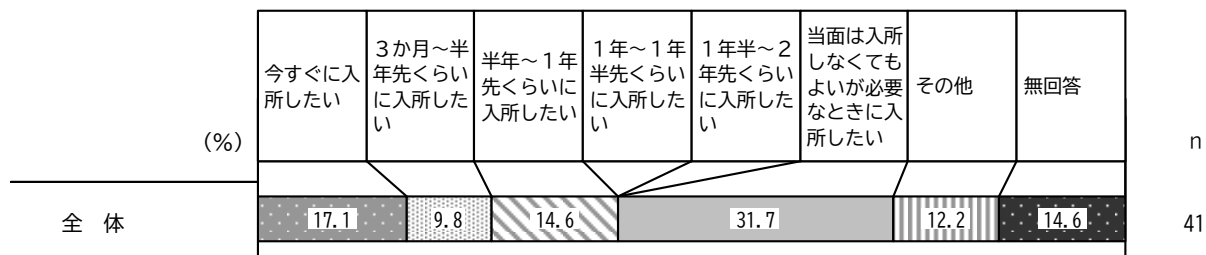
希望する入所時期については、「当面は入所しなくてもよいが必要なときに入所したい（31.7%）」が最多となっており、実際の入所辞退経験も 17.1%見られます（問 13、問 14）。辞退理由は「本人拒否」のほか、「在宅継続可能との判断」や「他の施設への入所」などが挙げられています（問 14-1）。施設整備の考え方については、65.9%が「保険料とのバランスをとって必要最低限だけ増やすべき」としており、無条件な施設増設を望む層（7.3%）を大きく上回っています（問 17）。

申込者であっても、直ちに全件が入所を急いでいるわけではなく、一定数は「安心のための予約」としての側面を有している傾向がうかがえます。一方で、施設整備に伴う介護保険料の上昇に対しては、多くの住民が慎重な姿勢を示しています。

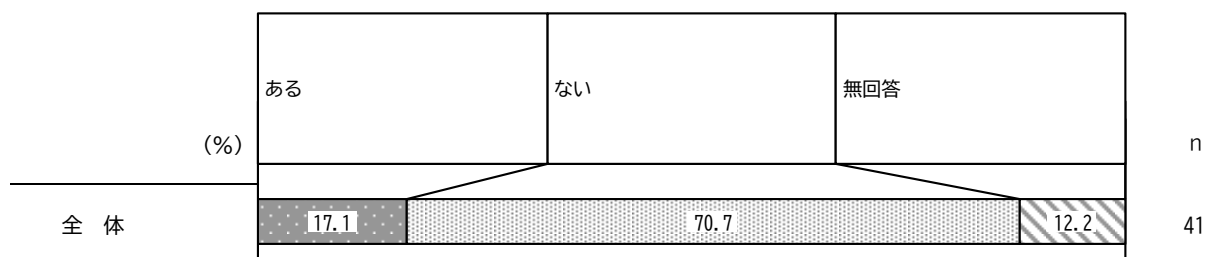
問 10 特別養護老人ホームに入所を申し込んだ理由



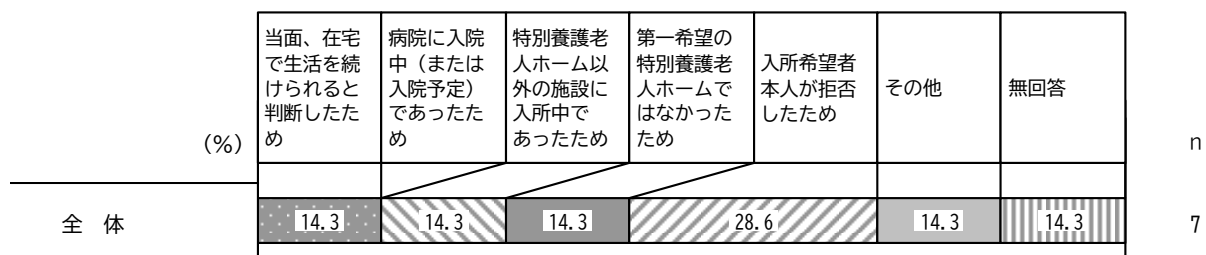
問 13 特別養護老人ホームの希望入所時期



問 14 特別養護老人ホームの入所辞退



問 14-1 特別養護老人ホームへの入所を辞退した理由



問 17 介護保険料と特別養護老人ホームの整備の考え方介護サービスの整備

